

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	26	その他	その他	関西広域連合 【共同提案】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条	広域連合における地方版総合戦略の策定等	関西広域連合についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) まち・ひと・しごと創生法では、都道府県及び市町村が地方版総合戦略を策定することとされているが、関西広域連合のように地方創生に取り組む広域行政組織についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。 (制度改正の必要性等) 関西においては、府県域を越える唯一の広域連合(特別地方公共団体)である関西広域連合があり、関西圏の地方創生に向けて、府県域を越える広域行政課題の解決を図るとともに、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域行政の推進に独自に取り組んでいることである。また、関西広域連合では、「関西圏域の展望研究会」を設置し、災害に強い国土形成の観点から、東京一極集中、人口の地域的偏在を止め、関西の各地域がそれぞれの個性や資源を活かし、主体的に取り組むしくみのあり方、また、住んでいる人の目線で、心の豊かさを育てる関西のあり方など、関西圏域の今後を展望した取組についての研究を行っている。 訪日外国人誘客にむけた広域観光振興の取組、関西における広域的・戦略的な産業振興、農林水産業振興の取組、広域ドクターヘリの運航、広域的な再生可能エネルギーの拡大・低炭素社会づくりの推進の取組など、府県域を越えた広域行政について具体的に取組を進めている関西広域連合が地方創生の観点から取組を行うことができるよう、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を可能とするとともに、総合戦略に基づく交付金の対象とすべきである。	6【内閣官房】 (1)まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方自治法(昭22法67)284条1項に規定する広域連合が当該広域連合の規約に定めることにより総合戦略を策定することができることを、平成27年度中に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(通知)」(平26内閣審議官)を改正し、地方公共団体に周知する。
27年	132	消防・防災・安全	都道府県	東京都	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第76条の4、第76条の6	災害時における放置車両の移動権限の付与等	大規模災害発生時における救出救助をはじめとした災害対策活動の展開に必要な緊急輸送ルートを開通させるため、災害対策基本法の改正など法令の整備により、臨港道路の管理者に対しても、自ら立ち往生車両や放置車両の移動等を可能にし、やむを得ない限度での破損を容認するとともに、併せて損失補償を規定するといった放置車両等の移動等に関する権限を付与するなど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずること。	【現在の制度】 道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動や、当該措置をとるため取得しない限度において車両その他物を破壊できる権限を付与するため、平成26年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨港道路(港湾法第2条第6項4号に規定する臨港交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。 【支障事例】 大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置づけられた頭を抱える臨海部は、甚大な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】 首都圏下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するために、発災直後から、救出救助・医療救護活動をはじめとした応急対応活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要となることから、これらの活動に従事する車両を被災現場に送り込む経路及び傷病者を医療機関に搬送する経路等の緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路閉鎖を早期に実施する必要がある。 【制度改正の効果】 臨港道路において、発災時に迅速な道路閉鎖による通行確保を可能とする放置車両対策が強化	6【内閣府】 (3)災害対策基本法(昭36法223) (1)災害時における車両の移動等(76条の6)の措置については、港湾法(昭25法216)に規定する港湾管理者が、その管理する道路について災害時における車両の移動等を行うことを可能とする。
27年	27	消防・防災・安全	その他	関西広域連合 【共同提案】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府	A 権限移譲	災害対策基本法第86条の13	大規模災害における広域連合の代行	大規模広域災害発生時、府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け機能不全に陥った場合に備え、関西広域連合が代行する規定の創設を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生により、府県庁自体が人的、物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合において、その機能を広域連合が代行する規定を創設し、あらゆる事象に対応する、より実効性のある災害対応体制の確立を図ることを求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合では、阪神・淡路大震災、東日本大震災の2つの大震災の経験と教訓を踏まえ、今後の大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた関西広域防災計画「関西防災・減災プラン」を策定するとともに、同プランに基づき、具体的な活動手段を定める関西広域応援・支援実施要綱を作成している。 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生した場合には、政府関係機関も一部被害を受けことが想定されるなか、広域的な支援体制を構築することが必要となる。 こうした状況のなかで、構成団体が府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合に、応援受援体制が構築されている関西広域連合が、政府に代わって迅速で効果的な支援を行えるよう、以下の点について災害対応法を再見直す必要がある。 災害対策基本法第86条の13「内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行」に基づき、国が代行することとなっている構成団体間の広域避難に係る協議等を、関西広域連合が代行できる規定とすることを求める。 なお、東日本大震災において、関西広域連合は現地本部の情報をもとに避難者の受入を表明し、関西における受入調整・環境整備を行った実績があり、国と同等の事務執行が可能であるため、国が行う代行を関西広域連合が行っても支障は生じない。また、これまでの実績により調整をスムーズに行うことが可能であると考えている。	
27年	244	消防・防災・安全	都道府県	兵庫県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第6号、第2条 災害救助法施行令第3条	災害救助法の弾力的な運用(大規模災害における住宅の応急修理等の手続きの見直し)	国が指定する大規模災害時における住宅の応急修理や障害物の除去について、現金給付や被災者の個人発注を認めるなど、手続きの大幅な省略又は手順変更の容認。	【提案の経緯・事情変更等】 平成26年8月に発生した兵庫県丹波市での豪雨災害では、多数の住家に大量の土砂が流入したことから、「住宅の応急修理」(32件147日間)や「障害物の除去」(61件45日間)に係る業者との契約事務に多くの費用と労力を要し、救助の実施に多大な時間を要した。 【支障事例等】 災害救助法による救助は、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととされており、被災者個人の発注などは認められていない。 先述の丹波市の豪雨災害においても、被災者が自力で自宅を修理した場合について応急修理として認められれば、自治体の入札等の手続きなどの事務が省略されることから、迅速な対応ができたはずである。また、現金給付については、災害救助法第4条第2項で都道府県知事が必要あると認められた場合には認められており、住まいの確保など、内容によって現物給付が現金給付の選択肢があってもよいと考えている。 【効果・必要性】 近い将来発生が懸念される南海トラフ大地震等の大規模災害発生時においては、自治体で応急修理等に係る業者との契約等に膨大な事務量が発生することが予想され、救助の遅れが懸念される。被災地の実情に応じて、被災者が自力で修理した場合でも応急修理として認めるなど、手続きを簡略化できる規定を法令で定めておけば、迅速な被災者の救助につながる。	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 災害時における住宅の応急修理については、可能な限り地域の実情に応じた迅速な救助ができるよう、引き続き国と都道府県との十分な連携を図るとともに、件数が著しく多数となる場合は手続きを簡略化することが可能であることを明確化するため、災害救助事務取扱要領(平27内閣府)を平成27年度中に改正する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	28	医療・福祉	その他	関西広域連合 【共同提案】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	医師法第17条 災害救助法第7条	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療の従事を可能とするよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となるよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。 (制度改正の必要性等) 東日本大震災では、厚生労働省から「医療法上、外国の医師資格を有する者であっても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないこととされている。(医師法第2条、第17条)しかしながら、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事象の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものと考えられる。被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るとの判断は緊急時の対応としてやむを得なかったものとするが、今後の大規模災害の発生に際しては、迅速かつ明確な支援受入体制を整えておくことが必要であり、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)において、外国医療関係者による医療の提供の許可(第91条)について規定されていることから、しっかりと法的な枠組みが必要だと考える。 また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、「医療通訳の公的な資格」がなく、「統一された養成システムが無い」ことから、「医療通訳の資格制度」や「全国規模での医療通訳人材バンクの創設」など、外国人医師の規制緩和と合わせて、国において医療通訳が確保できる体制構築が必要と考えられるため、併せて検討されたい。	6【内閣府】 (3)災害対策基本法(昭36法223) (4)大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスについて検証し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	223	消防・防災・安全	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度について、支援対象の拡大	被災者生活再建支援制度について、一連の災害であれば都道府県・市町村域をまたがる災害でも全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。	【現在の制度】 被災者生活再建支援制度については、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならず、居住する市町村の違いにより法に基づく平等な救済がなされない状態が生じている。 【制度改正の必要性】 住居として理解しがたい仕組みとなっていることから、制度が適用される一連の災害であれば全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。 なお、被災者生活再建支援法適用災害と同一災害について、都道府県及び市町村が支援法が適用されない世帯に行う支援の1/2が、特別交付税の対象となることになっているが、交付税総額に限りがある中での配分であり、同様の財政措置とはいえない。 【支障事例】 平成25年9月15日からの台風第19号、及び平成26年8月15日からの豪雨により、京都府北部で洪水被害が発生したが、被災者生活再建支援法の適用対象となる市がある一方、同一災害でありながら適用されない市が生じた。 ○平成25年9月15日からの台風第18号 ・福知山市(適用)住宅減失世帯 300(80以上)、全壊2棟 ・舞鶴市(適用)住宅減失世帯113(80以上)、全壊0棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 7(60以下)、全壊0棟 ○平成26年8月15日からの豪雨 ・福知山市(適用)住宅減失世帯 777(80以上)、全壊13棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 4(80以下)、全壊1棟	
27年	231	消防・防災・安全	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第1項第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度の適用拡大	現在の「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、本県を襲った平成26年8月豪雨において、那賀町では全壊5世帯、半壊173世帯、床上浸水125世帯に上る被害を受けたが、法の支援対象となった世帯は全壊5世帯、大規模半壊24世帯、大規模半壊・半壊から解体世帯として対象となったもの3世帯という状況となっている。 ②同じ災害による被害でも、住宅全壊被害10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど制度上の不均衡があり、那賀町の全壊世帯は支援対象となったが、全壊世帯が1世帯であった東みよし町では制度が適用されなかった。	【支障事例】 ①現在の制度では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、本県を襲った平成26年8月豪雨において、那賀町では全壊5世帯、半壊173世帯、床上浸水125世帯に上る被害を受けたが、法の支援対象となった世帯は全壊5世帯、大規模半壊24世帯、大規模半壊・半壊から解体世帯として対象となったもの3世帯という状況となっている。 ②同じ災害による被害でも、住宅全壊被害10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど制度上の不均衡があり、那賀町の全壊世帯は支援対象となったが、全壊世帯が1世帯であった東みよし町では制度が適用されなかった。 【制度改正の必要性】 平成26年8月豪雨で床上浸水以上の被害を受けた世帯は、県全体で700世帯を越えているものの、法による支援を受けることができたのは約4%であった。同一災害でも法が適用される場合と適用されない場合の不均衡をなくし、より多くの被災者の早期の生活再建を促進するため、①制度の対象に半壊や床上浸水を含めるとともに、②制度の対象となる自治体が生じた場合、同一災害による全被災世帯を対象とするよう制度を緩和する必要がある。 【補足説明】 法の適用対象とならない場合、地方は独自制度で被災者の生活再建を図ることが多い。その場合は国から特別交付金として50%が支払われ、国の制度と同様の負担割合となる。しかしながら、全国で多数の都道府県が独自支援策を創設していること、及び法の目的から鑑みて、被災都道府県が被災者のみの負担により支援を行うよりも、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者の生活再建を支援することが望ましい。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	77	その他	中核市	豊田市、山都町	内閣府、総務省、 文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第22条 ・マイナンバー制度における照会項目の拡大 ・学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法施行令第9条	マイナンバー制度における照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困難している者で省令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困難しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断のまいたる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	6【内閣府】 (5)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 学校保健安全法(昭33法56)による医療に要する費用についての援助に関する事務(別表2の38)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報、生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する。
27年	131	その他	一般市	高山市	内閣府	B 地方に対する 規制緩和	特定非営利活動促進法第12条第4項 (関連) 第10条第3号 第28条 第29条	・法人の設立及び存続の要件となっている社員の必要人数の緩和	現行制度では「10人以上の社員を有するものであること」が法人の設立・存続の要件となっているが、人口減少が進む中、人材不足が懸念され、社員の確保が困難になることが想定されることから、今後の課題として人数要件の見直しが必要	【提案】 現行制度下においては、地域運営組織の法人化には認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)が適当であると考えられるが、人口減少が進む中、NPOの法人の設立及び存続の要件となっている「10人以上の社員を有すること」の要件緩和を提案する。なお、一般社団法人については、税制上の優遇措置がないことや貸借対照表の一般公開が義務付けられるなど、地域運営組織が法人化した場合のメリットが少ない。 【現状と課題】 本市を含め多くの地方自治体で、概ね小学校区を単位として暮らしを支える活動を行う、小規模で多機能的な地域運営組織が主体的なまちづくり活動に取り組んでいるが、現行制度下において、適切な法人格の取得が困難な状況となっている。 【支障事例等】 地域運営組織の活動は、公共的な側面が強いにもかかわらず、責任は組織の役員個人にかかっている。事務員の雇用や資金管理など個人に集中する責任やリスクへの対応、電話の加入や自動車の取得など任意団体では契約できない案件に対応するため、法人化が必要となっている。 【制度改正による効果】 要件の緩和により、地域運営組織の法人化が促進され、新しい公共の担い手として、運営の安定化や活動の充実に期待される。	
27年	323	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せて、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考えられる。 (支障事例) 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。一方、子ども・子育て支援法第31条の規定については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。 子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	5【内閣府】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省及び厚生労働省と共管)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)	
27年	212	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援同事業	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求め。	【具体的な支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続を行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等を行った上で、進捗、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金)、国から市町村へ直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助 【制度改正の必要性】 以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分りやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(文部科学省及び厚生労働省と共管) 幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の交付要綱や協議書の本体化等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	215	医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度子ども子育て支援交付金交付要綱(案) 病児保育事業実施要綱(案) (27年度)の要件は現時点で未発出であるが、案が提示されている。	病児保育事業に 係る国庫補助の要件緩和 と 職員配置に関する要件緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。 ①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に直轄し、又は同一施設内に ある施設にあつては、看護師が常駐していなくても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。 ②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることも良いこととする。	【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、年間稼働日数が10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。 (参考)年間利用人数の少ない保育所内施設の例(26年度実績) 施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ、その他の月は0名) 施設(B)年間総数16名(5月に7名、6月に5名、その他の月は10名～2名で推移) 【制度改正の必要性】 人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を講じることで事業を行うことを認めていただきたい。 これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に、必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図れるほか、事業者としても安定的な経営を可能とし、病児・病後児保育の裾野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であると考えられる。	【内閣府】 (4)子ども・子育て支援法(平24法65)(厚生労働省と共管) 病児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、柔軟な対応が可能であることを地方公共団体に平成27年中に通知し、あわせて、「病児保育事業実施要綱(平27厚生労働省雇用均等・児童家庭局)」を平成20年4月を目途に改正する。
27年	1	消防・防災・安全	一般市	笠間市	内閣府(警察庁)	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第4条第1項、第5条、第43条 道路交通法施行令第3条の2 第1項第8号	市道における一時停止の交通規制を警察署長権限を恒久的なものへ拡大	都道府県公安委員会が許可する指定場所における一時停止の交通規制の権限について、道路交通法施行令第3条の2第1項第8号の適用期間が1カ月を超えないものではなく、地域の状況を十分に把握している警察署長の判断により恒久的に許可をいただけるよう改正を強く要望します。	【制度改正の経緯】 道路交通法第4条第1項において、都道府県公安委員会は、①道路における危険防止、②交通安全と歩行者その他の道路利用者に対する被害を防止する必要があるときは、信号機又は道路標識等を設置して交通規制をすることができると定められております。各警察署から交通事故の危険性や交通規制に関する要望等により、都道府県公安委員会で許可している状況であり、市及び市民からの強い要望等に関しては、半年程度の期間を要し、すぐには対応していただけない状況です。 【支障事例】 通常の道路新設改良工事等に伴う交通規制協働については、工事の施工期間もありますので、事前に十分な期間を想定し協議させていただいております。特に問題は生じていませんが、道路新設や拡張等で交通量が増えたことにより、影響を受けた生活道路において「一時停止(止まれ)」等の交通規制が必要になってくるケースでは最低でも5ヶ月程度の期間を要している状況にあります。「一時停止」の白線一本を引くという工事的には軽微な事ですが、この問題を解決するためには、道路交通法の改正や公安委員会のあり方そのものを見直す必要があるかと考えています。 【制度改正の必要性】 既存道路の交通規制については、通常のケースでも回答が出るまでに最低3ヶ月程度の期間を要し、更に現場施工完了までには2～3ヶ月程度の期間が掛っている現状です。地域住民は、交通量が増えて危険を感じており、一日も早い安全対策を願っていますが、現行制度では対応が遅くなってしまいます。 【懸念の解消策】 市町村から所轄の警察署 → 都道府県警察本部 → 各県公安委員会で決定 → 都道府県警察本部で工事発注・施工という流れになっていますが、専決事項で都道府県警察本部で判断しているものであれば、その権限を所轄の警察署に移譲すれば、市町村と所轄の警察署間の協議に	【警察庁】 (2)道路交通法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる交通規制が迅速に実施されることが望ましいことを都道府県警察に平成27年度から周知する。
27年	50	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省、内閣府(警察庁)	B 地方に対する規制緩和	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の8第1項(立入検査等)	危険ドラッグに対する警察官への立入検査等の権限の付与	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等の権限を警察官にも付与すること。	【制度改正の必要性】 近年、危険ドラッグが蔓延し、これを利用したこと起因する犯罪や事故が多発しており、市民生活の安全が脅かされている。 薬物の濫用から住民の健康を守るとともに、住民が安心・安全に暮らせるようにするためには、危険ドラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。))上、大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行う権限は、現在、厚生労働大臣及び都道府県知事に命じられた職員(薬事監視員)にはあるが、警察官にはない。このため、警察官は、単独で大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行うことができない。 また、埼玉県では、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警察官に対し、医薬品医療機器等法の網にかからない危険ドラッグのうち、知事が指定した薬物を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができるとする規定を設け、警察官が単独で立入調査等ができるようにしている。 医薬品医療機器等法第76条の9のような規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等の権限を付与すれば、必要に応じ、警察官単独でも立入検査等ができるようになるなど、迅速な対応が可能となる。 【支障事例】 埼玉県では医薬品医療機器等法に基づく危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県警察本部職員の立入のものと実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に応じた警察官単独の立入検査など、迅速な対応が難しくなっている。	
27年	126	消防・防災・安全	施行時特別市	春日井市	内閣府(警察庁)	A 権限移譲	道路交通法第4条	公安委員会が市道に設置した停止線の補修について	停止線の補修について、公安委員会との協議を経て、道路管理者において実施できる。	【現在の制度】 道路標示の停止線と「止まれ」は同時に標示されることが多いが、停止線は公安委員会の所管である一方、「止まれ」は法定外表示である。 【支障事例】 交通事故防止のために道路標示を補修する場合、市道であれば市が「止まれ」を公安委員会と協議の上補修できるが、停止線は所管が異なるため県に補修を依頼することとなり、非効率である上、県において予算措置がなされていない等の理由により、長いものでは4年程度補修されない(春日井市立白山小学校通学路の横断歩道)ケースもある。 【制度改正の効果】 設置後の維持管理権限を市に移譲することにより、迅速・効率的な道路標示の補修を行うことができる。 新設は無く、既設の補修に関わる権限のため、交通ネットワークを妨げることなく円滑な交通を促し、交通事故の抑止につながる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	285	環境・衛生	都道府県	神奈川県	内閣府(警察庁)	B 地方に対する規制緩和	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号	管理捕獲従事者に係るライフル銃の所持許可の適用	派遣委託により県に配置され、管理捕獲を行うワイルドライフレンジャーを銃砲刀剣類所持等取締法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に含め、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃を所持できるよう運用を改善する。	【現在の制度】 現在の制度では、猟銃の所持経験が10年未満の場合であっても、県職員が自ら捕獲を行うのであれば、当該県職員は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当し、ライフル銃を所持することができる。 一方、県との派遣委託契約に基づく派遣労働者であるワイルドライフレンジャーは、県の指揮命令下に置かれて捕獲を実施しているが、それが県自らによる捕獲ではないという理由により、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当しない。 【提案の経緯】 神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくニホンジカ管理計画を策定し、自然植生回復や農林業被害軽減を旨として管理捕獲によるシカの個体数調整を行っている。平成24年度からは、シカの管理捕獲に専門的に従事する者を派遣委託によりワイルドライフレンジャーとして県自然環境保全センターに配置し、同センターの指揮命令のもと、これまで捕獲実施が困難であった高標高域の山核部等において、少人数による捕獲などを実施している。 高標高域の山核部等における捕獲では、射程が長く弾速が速いライフル銃が適する場合があるが、ワイルドライフレンジャーは、事業を実施する県からの委託により派遣されて獣類の捕獲を行っている者であり、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しないとされ、猟銃の所持経験が10年未満の場合は、ライフル銃を所持することができないため、捕獲業務を行う上で大きな制約となっている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 高標高域の山核部等で捕獲を実施する上で制約を減らすために、猟銃所持経験が10年未満のワイルドライフレンジャーであってもライフル銃を所持できるように運用を改善することが必要である。 ※【提案の経緯】、【具体的な支障事例】については、別紙に追加記載あり。	【警察庁】 (1)銃砲刀剣類所持等取締法(昭33法6) ライフル銃の所持許可(5条の2第4項)については、地方公共団体が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法68)18条の2に基づく都道府県知事の認定を受けて指定管理員が捕獲等事業を実施する場合、その捕獲従事者にライフル銃を所持させた上で捕獲等に従事させる必要があると認めるときは、当該捕獲従事者が労働者派遣契約に基づく派遣労働者である場合でも、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」(5条の2第4項1号)に該当し、許可の対象とならざることを都道府県警察に平成27年度中に通知する。 [措置済み(平成27年10月20日付け警察庁生活安全局保安課通知)]
27年	32	その他	その他	関西広域連合 【共同提案】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省、内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する事業者の処分等権限の移譲	特定商取引法に定める広域的な消費者被害事業に対する事業者の処分等に関する人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事業に対する事業者の処分等に関する人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	【提案にあたっての基本的な考え方】 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事業の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県を経える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。 (制度改正の必要性等) 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事業とされており、広域的な事業は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分であれば、処分の効果は限定的となる。 現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事業について、個別事業の発生の都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事業の把握を通じ、広域的な事業に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網をかけたいくことが重要である。 一方、広域的な事業については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。そのため、広域的な事業については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。	【消費者庁】 (1)特定商取引に関する法律(昭51 法57) 複数の都道府県にまたがる消費者被害事業への対応については、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会における議論を踏まえ、都道府県知事の行政処分効力の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	93	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政推進交付金交付要綱	地方消費者行政推進交付金の活用	地方消費者行政活性化基金では、新規事業の開始時期に制限があり、また、事業毎に決められた活用期間内に事業を完了できず、事業実施に支障を生じていた。さらに事業毎に開始年度が異なっていたこともあった。今年度、同基金が交付金化され、その交付要綱が定められたが、基金と同様に活用期間の制限が定められているため、当該交付金の活用期間の延長について柔軟に対応できるよう要件を緩和すること。	【支障事例】 地方消費者行政推進交付金の活用については、新規事業が開始できる期間及び事業メニュー毎に活用期間が定められている。 消費者行政は、本格的な取り組みが始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では地方消費者行政活性化基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体においては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めなければならない。また、小規模自治体は単独設置以外にも広域連携について模索しているものの、調整に時間を要しており、平成29年度までに相談員設置ができない可能性がある。 また、基金から交付金となったが、活用期間の要件は継続となり、そのことで一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を見据えた上で相談員を設置するためには自治体にとっては期間の設定は支障となる。加えて、相談員が複数、多様化する消費生活相談に対応するためには、定期的な知識を蓄えていなければならない。結果として消費者庁の意図(全国の自治体に設置)と矛盾することになるため、当該交付金の制限について柔軟に対応していただきたい。 【制度改正の必要性】 期間を区切り自治体に設置を促す消費者庁の趣旨は理解できるが、特に開始期限については、平成29年度までに相談員を設置できない、またはその目的が立たなくなるとした場合、交付金対象にならないため、相談員設置を諦める事を危惧している。 結果として消費者庁の意図(全国の自治体に設置)と矛盾することになるため、当該交付金の制限について柔軟に対応していただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	124	その他	都道府県	岡山県	内閣府(消費者庁)、農林水産省	A 権限移譲	食品表示法第15条 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)に委任されている指示・命令、調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	【制度改正の必要性】 食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)があり、同一事業者に対して、都道府県・指定都市と保健所設置市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使する場合が生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所設置市まで移譲することで、食品表示法の一元的な執行が可能になる。 【現状での支障事例】 食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルギーの表示の指導・処分の権限は保健所設置市において、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)にある。 同一食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルギーの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所設置市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルギーは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。また、都道府県と市のそれぞれが、指導にするか、処分までに至るか判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もありうる。 さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応できないもの(市の窓口を紹介)とがあり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市あてそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。	【消費者庁】 (1)食品表示法(平25法70)(農林水産省と共管) 食品関連事業者に対する指示等の事務・権限については、より一体系的かつ実効性のある今後の執行体制の構築に資するよう、関係機関の適切な連携・協力に係る具体的な手順を地方公共団体に周知するなど、平成28年中に必要な支援を行う。あわせて、平成28年度に施行される指定都市への移譲の状況・事務処理特例制度の運用状況及び平成31年度までの食品表示基準(4条1項)に係る経過措置期間を踏まえつつ、保健所設置市を含む実施主体の在り方について検討し、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	43	消防・防災・安全	都道府県	愛知県	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法第26条に関する告示(平成12年5月12日自治省告示第106号「予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件」)	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る変更承認事務の都道府県知事への委任	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に定める消防庁長官の承認を要する事務のうち、交付決定後の入札減による補助金額の変更承認事務については都道府県知事へ委任すること。	【制度改正の必要性】 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第10条において、補助対象設備の種類又は補助金額を変更する場合、消防庁長官の承認(以下「変更承認」という)を受けることとされているが、当該条項に該当する事案のほとんどは、交付決定後の入札減による補助金額の変更に関するものである。(入札減により、基準額を下回る場合に変更承認が必要。) 補助事業完了後に市町村等(一部事務組合、広域連合を含む、以下同じ。)から提出される実績報告書に基づく額の確定事務の権限については、既に都道府県知事に委任されている(交付要綱第16条)ことを鑑みると、入札減に関するものについては、都道府県知事が行うこととしても差し支えないと思われることから、都道府県知事へ委任していただきたい。 なお、当該事案に係る処理件数としては、当県の実績として過去3年(平成24年度～平成26年度)ではいずれも5件である。 【支障事例】 現行では、消防庁が一元的に承認を行っているため、提出後1か月の審査を経て変更承認の処理がされているが、権限移譲により都道府県が事務処理を行う場合、随時申請を受けることができ、事務処理も概ね15日程度で処理することができる。これにより、消防庁や市町村の事務負担は減少し、書類審査の迅速化も見込まれる。	【総務省】 (11)緊急消防援助隊設備整備費補助金補助金交付決定後の入札による補助金額の減額については、都道府県知事が補助金の額の確定に係る事務として処理することが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	63	その他	都道府県	富山県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	連携中核都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付総務省第200号総務省自治行政局長通知)	連携中核都市圏構想推進要綱に定める「連携中核都市」の要件の緩和	現行の連携中核都市圏構想推進要綱における「連携中核都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中核都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。意欲ある地域を応援するため、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中核都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中核都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中核都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特例措置あり)、③三大都市圏の圏域外に所在など規定されているが、本制度の活用を意識のある地域であっても、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、連携中核都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求めらる。 【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中核都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。 【期待される効果】 特定の心・都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが見込める。	【総務省】 (12)連携中核都市圏構想推進要綱(国土交通省と共管) 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	77	その他	中核市	豊田市、山都町	内閣府、総務省、 文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条 ・マイナンバー制度における照会項目の拡大	マイナンバー制度	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で省令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の基となる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	【再掲】 6【総務省】 (9) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 学校保健安全法(昭33法56)による医療に要する費用についての援助に関する事務(別表2の38)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する。
27年	86	その他	都道府県	秋田県	総務省	B 地方に対する 規制緩和	地方税法附則第7条 地方税法施行規則附則第2条の4	マイナンバー、マイポータルを活用したふるさと納税事務の簡素化	平成27年度税制改正により創設された「ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み」により、寄附を受け入れた地方自治体側には、住所地市町村に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生した。この特例制度は、マイナンバー・マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省路化など地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようにすべきである。	【制度改正の経緯】 平成27年度税制改正により、給与所得者等を対象とする特例制度として、ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設された。地方税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日に公布され、ワンストップ特例制度は同年4月1日から施行。 【支障事例: 寄附の受入地方自治体にとっての新たな事務の発生】 この特例制度の創設によって、寄附を受け入れた地方自治体側の事務手続として、①寄附者への特例申請の意思確認、②特例申請書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、③申告特例申請事項変更届書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、④寄附者の住所地市町村長に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務が新たに発生することになった。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされている(総務省ホームページ公表資料)が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地方自治体側の事務手続が従来より増加していることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省路化など地方自治体側の事務手続に係る負担の軽減が図られるようにすべきである。	6【総務省】 (5) 地方税法(昭25法226) (ii) 個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税)(37条の2)については、平成29年度以降に行われるマイナンバー制度を活用した事務の簡素化に係る検討の進捗状況等に関して、地方公共団体に継続的に情報提供を行う。
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通省、 農林水産省、経済産業省、文部科学省、 厚生労働省、環境省	B 地方に対する 規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町村にアラインを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりによる多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従って、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係先に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	6【総務省】 (6) 離島振興法(昭26法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、農林水産省及び国土交通省と共管)地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールをとりまとめ一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	
27年	130	その他	都道府県	山形県	総務省	B 地方に対する 規制緩和	定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総務省第9号総務事務次官通知)	定住自立圏構想	中心市と近隣市町村が連携・協力する「定住自立圏構想」について、地域の実情に応じた柔軟な連携が図られるよう、中心市の要件の緩和 ・人口:5万人程度以上一概ね3万人以上 ・昼夜間人口比率:1以上一概ね1以上	定住自立圏の中心市の要件は、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること)、②昼夜間人口比率が1以上とされている。 本県には、歴史的・地理的な経緯を踏まえた生活圏が形成されているが、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているなど圏域を形成できる素地があるものの、人口が4万人に達していない、昼夜間人口比率がわずかながら1に達していないなど、要件を満たさない市が存在する。このため、本制度を活用した生活機能の強化や、結びつきやネットワークの強化などの施策の展開ができない現状となっている。 しかしながら、今後の人口減少社会においては、こうした一定の都市機能の集積がある市と近隣の自治体が、互いに連携・協力することで、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口の流出に歯止めをかけることが、これまで以上に必要とされる。 そこで、生活に必要な都市機能について一定の集積がある圏域において、本制度を活用した施策展開により、圏域の活性化を図ることができるよう、上記の要件の緩和を提案するものである。 ※中心市となり近隣市町村と連携を図っていく意欲があるが、要件を満たしていない市 寒河江市…人口:42,373人、昼夜間人口比率:0.992 長井市…人口:29,473人、昼夜間人口比率:1.026	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	133	その他	都道府県	東京都	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第48条	個人住民税の特例対象(※)の拡大 (※)区市町村から都道府県への徴収引継	地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるよう、改正を行うこと。	【支障事例】 地方税法(以下「法」という。)第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法第46条第2項の規定による報告を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都道府県民税に係る滞納について、毎年6月30日までに区市町村長から都道府県知事に行うものである。このため、当該報告のない、区市町村において年度途中で発生した現年課税分の滞納については、年度途中で都道府県への徴収の引継ぎができない。 【制度改正の必要性】 平成19年度からの税源移譲により、各都道府県及び区市町村の税収に占める個人住民税の割合が高くなった。これにより、都道府県及び区市町村の税収を確保していくためには、これまで以上に個人住民税の徴収を強化していくことが求められる。 【制度改正の効果】 区市町村で徴収が困難な滞納事案に対する都道府県の徴収支援を強化できる。また、滞納発生後、早期に徴収及び滞納処分を行うことが可能となり、徴収率の向上が期待できる。	6【総務省】 (5)地方税法(昭25法226) (i)個人住民税に係る市区町村から都道府県への徴収引継特例(48条)については、過年度分の滞納者以外の者に係る現年度滞納分についても、その対象とすることを可能とする。
27年	146	その他	都道府県	長崎県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第158条第1項第6号	地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の拡大	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる人について、地方自治法施行令第158条第1項第6号において「貸付金の元利償還金」が定められているが、これに加え、違約金も私人委託の対象とするよう改正。	【具体的支障事例】 農業改良資金貸付金(無利子)の未収金(元金及び違約金)について、現在職員で回収に当たっているが、今後、専門的なノウハウを持つ債権回収管理会社(サービサー)へ回収を委託することを検討している。 しかし、自治体の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては「貸付金の元利償還金」は対象であるが、違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。 【制度改正の必要性】 未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金も私人委託の対象とすることを提案する。	6【総務省】 (2)地方自治法(昭22法67) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	163	消防・防災・安全	中核市	岐阜市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	水防法第1条、5条、第6条第2項災害対策基本法第84条	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。 そこで、水防団の所掌事務に、消防団の一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第36条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもと)・第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。	【支障事例】 岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないリスクがある。 今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めるところは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となる。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。 【制度改正(案)】 そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。水防法その他の水防事務に係る関連法規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、消防団の所掌事務の一部を水防団にも行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実を図ることで、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることができない。	
27年	164	その他	中核市	岐阜市	総務省	B 地方に対する規制緩和	国勢調査の調査区境界と住民自治組織である自治会の境界との整合	国勢調査の調査区境界は基本単位区の設定により決定される。 この「基本単位区」は、平成22年国勢調査調査区設定において導入された概念であるが、固定的な境界として恒久化されて意味を持つものであることから、国勢調査の調査区境界と住民自治組織である自治会の境界との整合	国勢調査の調査区境界は基本単位区の設定により決定される。 この「基本単位区」は、平成22年国勢調査調査区設定において導入された概念であるが、固定的な境界として恒久化されて意味を持つものであることから、国勢調査の調査区境界と住民自治組織である自治会の境界との整合	【支障事例】 岐阜市においては、効率的かつ円滑な調査とするため、国勢調査調査員は地域の実情をよく知る地元自治会を通じて依頼しているが、自治会の境界と調査区の境界が違ふことで、多くの自治会から改善が求められ、一部の自治会からは調査への協力拒否されている。 【制度改正の必要性】 調査員を自治会に依頼することは、制度上は必須ではないものの、2,000人以上の調査員を確保する手段は自治会において他に無く、他の自治体においても大多数が自治会へ依頼していることから、実質的に必須である。 今回、基本単位区を自治会境界に合わせて変更できるような提案し、結果的に基本単位区の設定と調査区境界とが自治会境界に合うようにする。 【過去の要望実績】 平成22年国勢調査の際には、「平成22年国勢調査実施状況報告書」にて「調査区の区割り」が自治会と違ふのは納得できない等、不平等が多数あった旨報告している。 また、平成27年5月5日に開催された国勢調査有識者会議の際にも、本件と同内容の要望等を国へ対して行った。なお、この場では調統統計課長から、時系列比較の観点から基本単位区は変更はできないこと、基本単位区を組み合わせて自治会区域に近づけるしかない旨回答を得ているが、基本単位区を組み合わせては到底自治会が納得する区割りにはできないこと、自治会区域に合わせられなければ今後の調査に協力しないという自治会があるため、このままでは調査の実施自体が成り立たなくなる。	6【総務省】 (6)統計法(平19法53) 国勢調査の調査区(国勢調査令(昭55政令98)8条)については、平成32年度に行われる国勢調査において自治会の境界による基本単位区の設定が可能であることを明確化するため、調査区設定の手引きを改正する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	165	その他	中核市	岐阜市	総務省	B 地方に対する規制緩和	平成17年4月1日付け総務令第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」	徴税吏員任命範囲の拡大	地方税徴収の合理化・効率化を図る観点から非常勤職員等の活用を奨励しているが、地方公務員特別職のうち「徴税吏員」として任命できる対象は「再任用職員」及び「任期付短時間勤務職員」に限られているため、一層の効率化・合理化を図るべく、「徴税吏員」として任命できる職員の範囲を「非常勤嘱託職員」まで拡大する。	【支障事例】 現状、地方公務員特別職のうち、地方税の徴収にあたり「徴税吏員」に任命できる範囲は、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」に限定され、「非常勤嘱託職員」(以下「嘱託職員」という。))については地方公務員法で課されている「罰則」(担保された守秘義務)及び「厳格な服務規律」が適用されることが理由に「任命することが不適当」とされている。(平成17年4月1日付け総務令第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」) そのような中、各市納税課においては、採用される側の希望・条件があることから、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」がならず、納税課OBを含めた複数の「嘱託職員」が徴収業務の補助的作業に従事し、業務効率化に貢献いただいているが、業務内容が制限されることから、本来生かせるはずのスキルを待たせているように見受けられる。 そのため、各市納税課としては、業務経験・スキルともに豊富な嘱託職員の活躍の場を拡大することが、一層の業務効率化と徴収率の向上に繋がると考えている。 以上から、嘱託職員も徴税吏員に任命できるように規制緩和を提案したい。	
27年	172	産業振興	都道府県	長野県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第237条第2項	県有特許権の無償貸与に係る議会議決の不要化	県有特許権を共同研究企業へ無償で貸与する際に、地方自治法(以下「法」という。)で定められている議会の議決を不要とする。	【支障事例】 次世代産業の創出には新技術・新製品の開発促進が重要なため、長野県工業技術総合センターでは企業と共同で研究開発を推進し、特許を共有して早期事業化に向けた取組を支援している。しかし、共同研究企業は県に特許使用料を支払うことを通例としており、県有特許は県の共同研究企業が優先使用権を行使し、独占的に使用しているのが現状である。このため、共同研究企業が県有特許を使用しない場合、県は他社に特許を有効に利用させることができない。 【制度改正の必要性】 共同研究企業が特許の独占的な使用を選択しない場合、県が当該企業から特許使用料を徴収せず無償で貸し出すことが有効だが、特許は公的財産のため、適正な対価で貸し付けない場合は法により議会の議決が必要であり、共同研究締結時において交渉が円滑に進まない状況がある。そこで、県有特許を広く県内企業のニーズに即して使用できるよう、共同研究企業が独占的な使用を選択しない場合に限り、県有特許権を議会の議決を経ずに、共同研究企業に無償貸与できるようにし、他社への貸付けを促進する必要がある。 【期待される効果】 企業に広く県有特許権の活用が進み、新技術開発や県内産業におけるイノベーション創出が期待できる。 【懸念の解消策等】 「遡及地方自治法」によると、法で議決を求める趣旨は「財政の運営上多大な損失を蒙る」「特定の者の利益のために運営が歪められる」「住民の負担を増加させる」「地方自治を阻害する」ことを避けるためであるが、今回の提案はいずれにも該当しない。なお、個々の県有特許に即した個別具体的な判断が必要ことから、条例による一般的な取扱いには馴染まない。	
27年	193	その他	指定都市	熊本市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第240条 地方税法第22条	地方自治法240条への税情報利用規定の追記	地方自治体は、発生する未収債権の効率的かつ迅速な回収を行わなければならないが、債権の回収に關して有用な税情報は、地方税法第22条においてその漏洩及び窃用した場合の処罰が定められている。そこで、地方自治法第240条第3項の次に、市の債権を回収する場合、地方税の税情報を利用できる旨の規定を追加し、非強制徴収公債権及び私債権の回収事務において税情報の共有化を求める。	現在、本市においては多額の未収債権(※)を抱えているが、これらの債権のうち自力執行権を有しない非強制徴収公債権及び私債権については、その強制執行の実施に際して法的措置の申し立てが必要となる。 しかしながら、地方税法第22条において税情報を強制徴収公債権の業務以外に利用することが認められておらず、そのため債務者の財産調査が一部(不動産登記事項、商業登記事項、軽自動車を除く自動車登録状況等)しか行えない。これにより強制執行等の法的措置を行うことによる債権の回収の可否についての迅速な判断ができなくなり、回収の遅れやその後の未収額の増加につながる。さらに、債務者との折衝において聴取した財産状況の信憑性を客観的に判断する場合、あるいは破産手続きや他の債権の差し止みなどが行われた場合等で、税情報が利用できないことにより債権の保全措置(配当要求、破産債権の届出、仮差押え等)が行えず、回収が可能であった債権を十分に回収できない状況も考えられる。 地方の財政状況が厳しい中、市全体の債権回収について税情報を活用することができれば、効率的に財政健全化を図ることができるとともに、債務者に対する行政の迅速な支援も容易となる。 ※H25年度現在の熊本市の未収債権総額は、約158億円となっており、そのうち非強制徴収公債権分が約8億、私債権分が約20億となっている。	
27年	203	その他	指定都市	川崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第7条、住民基本台帳法施行令第6条の2、住民基本台帳法事務処理要領第2.1(2)又	住民票の任意記載事項の拡充	住民基本台帳法施行令第6条の2の規定により市町村長が住民票に記載することができる任意事項(住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要であるもの)に、「外国人が本邦において初めて住民票に登録された年月日」及び「転入前の住所において住民票に登録された年月日」を追加する。	【背景】 本市住民投票条例の規定による投票資格の有無を判断するに当たり、18歳以上であること、本市において3ヶ月を超えて住民基本台帳に登録されていることに加えて、永住者及び特別永住者以外の外国人については、本邦において3年を超えて住民基本台帳に登録されていることが、投票資格の要件となっている(以下「3年要件」という。)。しかしながら、外国人登録制度の廃止に伴い、平成24年7月9日以降、市町村が外国人登録原簿を保管していないことから、本市が3年要件の確認を行うに当たって本市在住3年未満の場合は、転入前の住所地である自治体宛てに個別に文書照会を行うことが必要となっている。 【国におけるこれまでの検討経緯】 住民基本台帳法に基づく住民票の記録等に関する事務は、市区町村の自治事務とされている。平成24年7月9日に、改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えることとされた。当該改正法の施行により、外国人登録制度が廃止された。 【支障事例及び制度改正の必要性】 3年要件の確認作業が必要な外国人は、本市において約3,000人存在するが、転入を繰り返している外国人の中には、文書照会に相当の期間を要することを勘案すると、具体的に投票事案が発生した場合に、必要な時期までに名簿作成を行うことが事実上不可能となっている。これは、本市に限らず、住民投票条例上、外国人の資格要件に、本邦に住民票を登録してからの期間を規定している自治体において、共通の支障となっている。 住民投票制度の運用に必要な名簿作成等の処理を迅速に行うため、今回の制度改正が必要と考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	209	その他	市区長会	中核市市長会	総務省	B 地方に対する 規制緩和	地方税法第22条 地方自治法第240条第2項及び第3項 地方自治法施行令第171条の2、同第171条の6、同第171条の7	公債権の管理における滞納者情報の幅広い共有化の促進	地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うに当たり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用できる旨を明文化する。②地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定については、秘密とされる情報を地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。	地方税のみならず、非強制徴収債権の回収についても、歳入の確保という観点も勿論、他の納付者との負担の公平性の観点からも積極的に行う必要がある。市町村が所管する、母子寡婦福祉資金貸付や市営住宅等の事務事業の原資は地方税等の公金であり、同じ自治体の債権という点において、貸付金や家賃の公益性は税金と遜色がない。これらの債権についても、地方税に関する情報を含む滞り情報共有・活用の方策、積極的に回収しつつ、生活困窮者と判断される者については、その状況に応じた徴収緩和措置、生活再建の後押しをする等、適正な債権管理に努めることが市民の福祉の向上に繋がる。しかし、地方税に関する情報については、地方税法第22条により、他の債権との情報共有・活用ができないとする法解釈がある。地方自治法第240条第2項及び第3項の事務を行うに当たり、支障となっている事例を別紙に示すこととし、徴収の効率化のみならず、公益、福祉の観点からも滞納者情報の共有化が必要と考える。なお、左記の法改正を行うことを第一の希望とするが、何らかの事情により法改正を行うことができない場合においては、総務省より各団体に対し、「法律上明文化はされていないが地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用することは、地方税法第22条における「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当たらず、同条違反となることはない」旨を通知し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを希望する。	
27年	210	その他	市区長会	中核市市長会	総務省、文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項	条例による事務処理特例における知事への市町村長の要請の規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項等の規定により、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決の撤廃	【現状】 地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は皆無である。 【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会の議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられる。都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要となるため、議会への上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村において事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。このことが支障となり、当該制度を活用することを躊躇せざるを得ない状況にある。また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失っていると考えられる。加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村議会の議決を要件とするものではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要することは、必要性が乏しいと言える。 【制度改正による効果】 この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の速やかな協議や議会対応等の事務量の削減へとつながり、また、これまでは潜在していた市町村側の移譲希望も顕在化する等の効果も期待される。	
27年	243	消防・防災・安全	市区長会	全国市長会	総務省(消防庁)、国土交通省(気象庁)	B 地方に対する 規制緩和	消防法第18条第2項 消防法施行規則第34条 気象業務法第24条 気象業務法施行規則第13条 予報警報権限規則第4条	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報権限規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していること、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、都道府県から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員会合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	
27年	246	教育・文化	都道府県	兵庫県、新潟県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校教育法第2条、附則第5条 大学独立行政法人法第21条、第70条	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	【提案の経緯・事情変更】 これまで公立大学と大学附属学校は一体的教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、自分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営ができなくなっている。 また、地方独立行政法人法の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられている。 【支障事例等】 兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として扱え、特別推薦入試の実施やSPRING-8など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。 また、新島県では、大学教員の業務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立上で、「保育」/「大学教育」を進めることが困難となっている。 【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。	6【総務省】 (1)学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法118)(文部科学省と共管) 公立大学法人による大学附属の学校の設置(学校教育法附則5条、地方独立行政法人法21条2号及び70条)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	247	教育・文化	都道府県	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、徳島県、関西広域連合	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政 法人法第41条	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が借債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が借債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達で地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。 【支障事例等】 公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入れできないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出すのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。 国立大学法人については、償還財源が賄い得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を持つまでも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。 【効果・必要性】 地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながるのと同時に、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。	6【総務省】 (7) 地方独立行政法人法(平15法118)(文部科学省と共管) 公立大学法人による長期資金の調達(41条5項)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、設立団体以外からの長期借入金及び債券発行を可能とする。
27年	307	その他	都道府県	宮城県、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第259 条、第731条	法定外普通税及び法定外目的税の変更に係る税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合の総務大臣との事前協議の廃止	地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を新設・変更しようとする時は、税率の引下げや課税期間の短縮等を行う場合を除き、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、更なる規制緩和として、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」の場合の総務大臣への協議・同意の廃止を求めるもの。	【検討の経緯】 平成12年地方分権一括法による改正にて、法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前協議を創設。平成16年、税率の引き下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止につき、総務大臣への協議・同意が不要となった。 【具体的な支障事例】 当県で現在設定している法定外普通税及び法定外目的税は各1件(課税期間:5年)であるが、税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合においては、納税者の負担を大きく損なうものではないにもかかわらず、新設や税率の引き上げの場合と同様、大臣協議の標準処理期間として3ヶ月程度が必要であり、事務処理が煩雑である。 【制度改正の必要性】 地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を変更しようとする場合、税率の引下げや課税期間の短縮等、納税者の負担を軽減させる際には、総務大臣との事前協議・同意は不要であるが、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」についても、納税者の利益を大きく損なうものではないことから、総務大臣との事前協議・同意を廃止することで、更なる地方分権を進めることができると考える。	
27年	313	産業振興	都道府県	香川県、徳島県	総務省、経済産業省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条、114条、137条3項 創業・第二創業促進補助金	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に実施できるよう次のとおり提案する。 ① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。 そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。 また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。 しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関と接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。 以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び	
27年	316	その他	都道府県	茨城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第238条の4第2項 第4号 地方自治法施行令第169条の3	行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の貸付けに係る「庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合」との要件について、地方公共団体の事務事業に使用される見込みのない「スペース的な余裕のある場合」だけでなく、休日や夜間等の「時間的な余裕のある場合」にも貸付けができるよう見直す。	【支障事例】 本県では、行政財産を経営資源として捉え、その有効活用による収入の増加を図るため、民間等への開放を検討している。 例として、業務時間外や休日に、庁舎敷地のうち、「県民広場」を民間企業の営利イベント(モーターショー、物産展、展示場等)に有償貸付け、「駐車場」を民間駐車場と同水準の価格で有償貸付け、「グラウンド」を一般県民に有償で時間貸しすることや、庁舎建物のうち、「会議室」を民間企業の会議スペースとして有償で時間貸し、「展望ロビー」を民間企業のイベント(結婚式、街コン等)の場として有償貸付けすること等が想定される。 行政財産の民間等の使用が認められる場合のうち、「行政財産の貸付け」については、庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合に認められるが、これは地方公共団体の事務事業に使用される場合の「スペース的な余裕のある場合」が想定されており、休日や夜間等の「時間的な余裕のある場合」は対象とならない。 また、「行政財産の目的外使用許可」については、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において認められるが、使用料について条例で定める必要がある。県においては、区域が広範囲に及ぶため、建物が多く、土地の不動産評価の価格差も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施設の特徴(老朽化状況や設備の充実度)や都市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する利用需要やその時の経済状況)も異なることから、条例に個々の施設の料金を規定することは困難である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	319	教育・文化	都道府県	福井県	総務省、外務省、 文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	JETプログラム 任用団体マニ アル募集要項	JETプログラムの 特に優れていると 認められたALTの 任用期間の要件 の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの 特に優れていると認められたALTの任用期間の要件を 撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長 5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて 再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要 する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には 必ずしも英語専科教員が配置されていないことから、校内の実績に支障を及ぼしている。 一方で、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用に いる来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の 現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間経過後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の 継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでい た。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かし、 本県の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるた め、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊 害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	6【総務省】 (10) 語学指導等を行う外国青年招致事業(外務省及び文部科学省 と共管) 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 (JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果 を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応 の中で、延長も含めて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結 果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通 省、農林水産省、 経済産業省、文部 科学省、厚生労働 省、環境省	B 地方に対する 規制緩和	過疎地域自立 促進特別措置 法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7 条、第9条 特定農山村地 域における農林 業等の活性化 のための基盤整 備の促進に関 する法律第4条 備島振興法第3 条、第4条	地域振興各法に おける計画策定手 続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる 地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要 があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければ ならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調 整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地 方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多 大なコスト負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響 しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があ るが、それぞれが省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・ 市町村内の関係先に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作 成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である 上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念・解消策等】 共通の記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり 、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	【再掲】 6【総務省】 (6) 備島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法 (昭40法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(備島 振興法及び半島振興法は文部科学省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎 地域自立促進特別措置法は、農林水産省及び国土交通省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同年度に策定する必要が 今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減する ため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取 りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知す る。
27年	328	消防・防災・安全	一般市	西予市	総務省、消防庁	B 地方に対する 規制緩和	消防法施行令 第44条 消防法施行規 則第50条 過疎地域自立 促進特別措置 法	救急隊編成基準 の特例拡大	消防法施行規則第50条で定める救急隊編成の基準の 特例を拡大して、地域を限定しうえて救急隊員2名で 救急業務を実施できるようにする。	【現行の救急隊編成の基準】 消防法施行令第44条では、救急隊員3人以上をもって編成することを規定し、消防法施行規則第 50条にて、転院搬送で医療従事者等が救急自動車に同乗する場合に隊員2名編成の特例を定め ている。 【救急隊員3名基準の弊害】 広大な地域を有しながら山間に集落が点在する本市のような過疎地域では、人口集中地域に消 防車を設置し、周辺地には救急出張所を配置し救急業務にあっている。しかし、緊縮財政が進 んでいく中で十分な職員数を配置できず、救急件数の少ない出張所の運用時間帯を制限させ ざるを得ない状況にあり、不在時間帯の救命率低下が懸念される。 現に、救急車不在時間帯に自家用車での搬送中に死亡された事案も発生しており、24時間体制を 望む声が上がっている。 【基準の改正】 消防法施行規則第50条を改正し、過疎地域等の地域を限定した特例措置を設けることで救急隊 2名編成を可能にする。 【制度改正の必要性】 市境が山に囲まれ地帯と分断されている本市では、広域化による現場活動要員の増加は見込め ない。 また、横浜市の特区制度(救急隊2名編成)もあるが、救急車不在地域をなくし現場到着時間を短 縮させる目的とは異なるため、本市が抱える問題を解消できるものではない。 全国的に人口減少が進む地方においては、救急出張所の運用制限や撤退を余儀なくされ、救急 過疎地域の拡大が予測されるため、救急隊2名編成の可能性を検討願いたい。 【基準改正によるリスクの解消】 出張所からは2名編成救急隊を、本署からは3名編成救急隊を同時に出張させ、先に到着する出 張所救急隊員の現場判断により撤法救急車を決定する。	6【総務省】 (4) 消防法(昭23法186) 救急隊の編成(35条の12)については、過疎地域等において必要な 救急体制を確保できるよう、救急業務を3名以上で実施する体制を 維持する中で、安全性を確保しつつ、業務の一部を消防職員以外の 者に行わせるなどの方策について検討し、原則として平成27年度中 に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	334	その他	一般市	高岡市、射水 市、外見市、小 矢都市、富波 市、南砺市	総務省、国土交通 省	B 地方に対する 規制緩和	連携中核都市 圏構想推進要 綱第3条	連携中核都市圏 の要件緩和	「連携中核都市」の要件として、中核市(人口20万人以上) 等が定められているが、中核市未満の人口規模の 都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生 活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携 中核都市圏として位置づけられるようにすること。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防 災・防災、公共交通等の各分野において、必要に応じて関係府間で重層的に連携を進めてきたこと がある。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させるためには、このよ うな6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本 地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携 は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面でなく、経済・雇用や 都市構造の面でも重視した連携の構築を目指すものである。 一方、国が推進する「連携中核都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援方針が示されて いるのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦 略が示されるように、都市圏概念をさらに明確化し、連携中核都市圏の形成を推進していくにあ たっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	【再掲】 6【総務省】 (12) 連携中核都市圏構想推進要綱(国土交通省と共管) 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討 し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	202	その他	指定都市	川崎市	法務省	A 権限移譲	出入国管理及び難民認定法第19条の3	永住者に係る在留カードの交付事務権限の国から市町村への移譲	特別永住者証明書については、居住地の市町村長を経由して交付するとされているが、在留期間が無期限である永住者に対する在留カードの交付についても、居住地の市町村長を経由して行うこととする。	【制度改正の経緯】 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、平成21年7月15日公布、平成24年7月9日に施行された。ここで、新しい在留管理制度が導入され、永住者については、以前の外国人登録証明書では市町村の窓口で手続できたものが、在留カードに切り替わることで、法務省入国管理局で行う必要が生じた。 【支障事例】 従前、市町村窓口で手続が行っていたものが、在留カードに切り替わり、所要の手続について法務省入国管理局で行う必要が生じていること、身近な市町村窓口より遠方に施設への移動等手続に要する手間が増え支障となっている。 【制度改正の必要性】 在留期間が無期限である永住者については、再入国許可申請等以外は法務省入国管理局へ行く機会が少なく、より身近な居住地の市町村で在留カードの交付ができるようにすることで、移動等に要する手間等を解消でき、永住者である市民の利便性向上が期待できる。なお、川崎市においては、平成26年12月末現在、外国人人口約3万人のうち約3割を占める永住者が恩恵を受けることが想定される。 【懸念の解消策】 懸念は特段想定されない。	
27年	301	医療・福祉	指定都市	千葉市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	破産法第163条第3項及び第253条 生活保護法第63条及び第78条 生活保護法第63条及び第78条	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。	【制度改正の必要性】 資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補正性が適用されないとする、受給者側での公平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となること懸念される。 【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。	
27年	29	その他	その他	関西広域連合 【共同提案】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	外務省	A 権限移譲	旅券法第2条、第4条、第5条の2、第8条 等	自治体職員による海外渡航に係る公用旅券の発給	自治体職員による海外渡航についても国の省庁と同様、公用旅券の発給を可能とし、関西広域連合が発給業務を実施できるように求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活発化する。いわゆる「地方外交」を積極的に推進していくことが求められており、そのためには、相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすべきであり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。 (制度改正の必要性等) 徳島県の飯泉知事が、東日本大震災後の福島原発の影響についての懸念を払拭するため、中華人民共和国駐大阪総領事にその安全性をPRしてもらうよう要請を行った際、総領事から「中国では地方政府の職員に「公用旅券」が発給されており、日本でも同様に自治体職員に「公用旅券」が発給されてもよいのではないか」との指摘があったところである。公用と国に認められた者が相手方と対応するかどうかというのは、中国のような国であれば大きく影響するということから、そうした指摘を踏まえ、関西広域連合としては、国の予算編成等に対する提案書の提出などを通じて、これまでから国に要望してきたところであるが、未だ実現には至っていない。 近年、各地方公共団体においても、各地域の特色を活かしたトップセールスやインバウンドの取組が積極的に行われているなか、こうした各地域の取組を後押しし、国際交流による地域経済の発展を進めていくためには、自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすることが必要であり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務を関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。 なお、相手国によっては日本の「公用旅券」についての認知度が低く、入国事務での手続きに支障が出ている事例もあり、「信頼性」をしっかりと裏付ける「公用旅券」として、世界各国での認知の徹底を図るような措置を合わせて講じる必要がある。	
27年	322	その他	都道府県	福井県	外務省	B 地方に対する規制緩和	旅券法施行規則第19条	旅券発給手数料の納付時期の変更	旅券発給手数料の納付方法を、旅券受領時から旅券申請時に変更かつ、支領にない場合でも旅券発給手数料を返還しない。	【現在の制度】 現行制度では、旅券法施行規則により旅券発給手数料は旅券受領時に納付することと定められている。 【支障事例】 しかしながら旅券発給申請者の中には旅券を受け取りにこない場合があり、県から申請者に対し呼び取りに来るように働きかけるなど、事務負担が増加している。 (当県での26年度旅券発給件数 16,283件、未交付失効 18件) 【制度改正の必要性】 については、旅券発給申請者に対し旅券発給手数料を申請時に納付させることで、受け取りにない場合でも確実に旅券発給手数料を徴収し、事務負担の増加に応じた歳入を確保したい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	319	教育・文化	都道府県	福井県	総務省、外務省、 文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	JETプログラム 任用団体マニュアル 募集要項	JETプログラムの 特に優れていると 認められたALTの 任用期間の要件 の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの 特に優れていると認められたALTの任用期間の要件を 撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長 5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて 再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要 する。また、来日でもないALTとどなたが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には 必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用し ている来日間もない一部ALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の 現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の 継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間で終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでいた。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かし、 本県の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が可能である。 また、英語専科教員の配置が十分でない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるた め、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期間の延長が認められる場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊 害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	【再掲】 6【外務省】 (1) 語学指導等を行う外国青年招致事業(総務省及び文部科学省と 共管) 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 (JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果 を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応 の中で、延長も含めて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結 果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	229	その他	都道府県	京都府、関西広 域連合、滋賀 県、大阪府、兵 庫県、和歌山 県、鳥取県、徳 島県	農林水産省(水産 庁)、財務省	A 権限移譲	国有財産法施 行令 第6条第2項第 1号のイ 国有財産特別 措置法第5条第 1項	漁港区域内の里道・水路に 係る管理 権限の漁港管 理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路 について、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し 、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から 市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については都 国のみで、境界確定等の管理事務は、国有財産法施行令の規定により、法定受託事務として都 道府県が行うこととされている。 一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の産地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に 利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。 さらに、里道、水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わ るため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。 このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが適切であり、市町村が管 理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の観点から、 個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	
27年	21	教育・文化	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大阪府、兵 庫県、和歌山 県、鳥取県、徳 島県	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4 条、第95条 私立学校法第4 条、第8条 大学設置基準	大学設置認可に 係る事務、権限の 移譲	大学設置認可の基準に地域貢献等の項目を追加する とともに、広域連合区域内に設置する大学に関する認 可権限の移譲を求める。	【基本的な考え方】 大学の設置認可に当たっては、地方創生の観点から地域への貢献などについて基準に追加する とともに、広域連合の構成府県域内に設置する大学(サテライト校、連携大学院などを含む。)に関 する設置認可の権限を広域連合に移譲すること。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間 は、国による設置認可に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けること。 【制度改正の必要性】 地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏 まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対 する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著 しく少なく、地域のニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生 のすべての進学希望に答えられないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。 東京一極集中を是正するため、首都圏の大学への学生の集足を緩和するとともに、地方創生 の時代に即したまちづくりや人材育成、雇用創出等への地方大学の貢献を進めるためには、地方大 学の新規設置・充実が不可欠である。 地域への貢献等の項目が設置認可の基準に追加される場合には、地域の実情に精通した広域 連合が設置認可の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献 による地域創生の推進が可能となる。 【支障事例】 認可申請に当たっては事前相談を行うこととされているが、国が指定する限られた日程の相談と なるため、希望する日に相談できないなど、本申請に至るまで長期間を要する事例がある。	4【文部科学省】 (1) 学校教育法(昭22 法8) 大学の設置の認可(4条)については、大学の地域に対する社会貢 献の観点から、申請者に対し、大学設置予定地の地方公共団体や 連携を進める予定の地方公共団体など可能な限り複数の地方公共 団体の意見を聴取するよう依頼し、当該認可に際し、大学設置・学校 法人審議会において、それらの地方公共団体から意見聴取を行うこ とと併せて、地方公共団体から意見を受ける機会があることを、 地方公共団体に平成27年度中に周知する。
27年	22	教育・文化	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大阪府、兵 庫県、和歌山 県、鳥取県、徳 島県	文部科学省	A 権限移譲	私立大学等経 常費補助金交 付要綱 等	地方大学の設置・ 充実を図るための 事務、権限の移譲	地方大学の新規設置・拡充がなされる場合における補 助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付 事務の移譲を求める。	【基本的な考え方】 地方大学の新規設置・充実がなされる場合には私立大学等経常費補助金の補助条件の見直し によるインセンティブを盛り込み、広域連合に同補助金交付の事務、権限を移譲するこ とを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当 たって広域連合の意見を聴くしくみを設けることを求める。 【制度改正の必要性】 地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏 まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対 する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著 しく少なく、地域が求めるニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校 卒業生のすべての進学希望に応えることができないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に 進学している。 地方大学の新規設置・充実には、私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセ ンティブの付与が効果的であるため、これらの制度化が求められる。補助金制度に地方大学の 新規設置・充実に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連 合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献 による地域創生の推進が可能となる。 大学関係者からは、補助金交付の事務、権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献 に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではない か、という意見も聴いている。	4【文部科学省】 (2) 私立大学等経常費補助金 私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等経常費 補助金の加算等を行う私立大学等改革総合支援事業(タプ2)に ついては、平成28年度が以降の採択に当たって、申請する大学等 を通じて地方公共団体からの意見を聴取する機会を設けるとともに、 地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平 成27年度中に周知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	23	教育・文化	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	文部科学省	A 権限移譲	私立大学等經常費補助金交付要綱等	地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限の移譲	地方大学による外国人留学生の増加のための取組に対する補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。	【基本的な考え方】 地方大学における外国人留学生数の増加のための取組に対してもインセンティブ効果が生じるよう私立大学等經常費補助金の補助条件の見直しを実施し、併せて、広域連合に同補助金交付の事務権限を移譲することを求める。それらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たって広域連合の意見を聴くきみとを設けること。 【制度改正の必要性】 国では「留学生30万人計画」により外国人留学生の受け入れを推進しているが、地方大学に多くの外国人留学生を受け入れることは、大学の国際化の進展にとまらず、地域との交流による地域活性化や地域の国際化なども期待でき、地方創生にも資することとなる。 補助金制度に外国人留学生の受け入れ数増加に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に合った広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学(外国人留学生)の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。 大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではないか、という意見も聴いている。	【再掲】 4【文部科学省】 (2)私立大学等經常費補助金 私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等經常費補助金の加算等を行う私立大学等改革総合支援事業(タイプ2)については、平成28年度以降の採択に当たって、申請する大学等を通じて地方公共団体の意見を聴取する機会を設けるとともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。
27年	246	教育・文化	都道府県	兵庫県、新潟県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法 第2条、附則第5条 地方独立行政法人法 第21条、第70条	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	【提案の経緯・事情変更】 これまで公立大学と大学附属学校は一体的教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営が難しくなっている。 なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられている。 【支障事例等】 兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSpring-8など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的な教育プログラムの検討ができず、教員もモチベーションが低下したとの声がある。 また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立た上で、「保育」と「大学教育」を進めることが困難となっている。 【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の兼業のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。	6【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法118)(総務省と共管) 公立大学法人による大学附属の学校の設置(学校教育法附則5条、地方独立行政法人法21条2号及び70条)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。
27年	247	教育・文化	都道府県	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、徳島県、関西広域連合	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法 第41条	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 公立大学法人の取組は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達に地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。 【支障事例等】 公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入れできないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出すのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。 国立大学法人については、償還財源が賸り得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を得なくても無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。 【効果・必要性】 地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながることも、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。	6【文部科学省】 (6)地方独立行政法人法(平15法118)(総務省と共管) 公立大学法人による長期資金の調達(14条5項)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、設立団体以外からの長期借入金及び債券発行を可能とする。
27年	37	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し(県外在学者)	高校生等奨学給付金は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、県外の高等学校等に進学する子どもを持つ保護者等の把握が困難であることから、類似する高等学校等奨学支援金制度(国による授業料支援)に合わせ、生徒が在学している学校のいる都道府県が給付する制度とすること。	【制度改正の必要性】 高校生等奨学給付金は、「都道府県が就学支援金の対象となる高校生等の保護者であって、当該都道府県の区域内に住所を有する者に対して支給すること」とされているが、県外の高等学校等に進学している子どもを持つ保護者(県外保護者)の把握が困難であることや、県外の高等学校等に進学している子ども、進学先の高等学校等及びその保護者への周知が困難である。さらに、保護者にとっても、高校生等奨学給付金の申請書は住所を有する都道府県に提出し、高等学校等奨学支援金の申請書は子どもの通学する学校に提出することになるため、分かりにくい制度となっている。 このため、高校生等奨学給付金の給付に当たっては、高等学校等奨学支援金制度に合わせ、「就学支援金の対象となる高校生等が在学している学校の所在する都道府県が、当該学校を通じて保護者に対して支給する」と制度とすることにより、支給漏れを防止するとともに、事務・申請手続きの煩雑さを解消する必要がある。 【支障事例等】 県内の高等学校等へ通学する生徒の保護者からの申請は、就学支援金にあわせて生徒が通学する学校が取り扱って行っており、制度の周知も容易である一方、県外保護者の場合、直接県担当課において申請を届けなければならない。そのため、昨年は他の4都道府県担当課に対して管内の私立学校へ制度(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼した。 また、昨年、県外保護者から申請を受けた際、「わかりづらい」という声があったほか、支給対象者ではない方からの申請もあり、不支給の理由をその都度説明した。	6【文部科学省】 (9)高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金) 高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等奨学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平25法90)による改正後の高等学校等奨学支援金の支給に関する法律(平22法18)の平成28年度までの施行状況とあわせて検証し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	41	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	高等学校卒業 程度認定試験 規則	高等学校卒業程度認定試験関連業務のうち、国と県の本来の役割分担を踏まえ、県が任意で協力している業務について、国で実施すること。	【制度改正の必要性】 本県では、高等学校卒業程度認定試験関連業務として、会場や監督・看護師等の確保、会場管理業者等との打ち合わせ、監督者の指導、問題受領と保管、試験実施のための実施要項の作成、受験者名簿や写真票の整理、解答整理などを実施しており、事務の執行にあたっては、職員が主な業務の一つとして位置付けざるを得ない状態にある。 当該業務を都道府県で執行する法令による根拠がなく、文部科学省の局長名による依頼文で協力を求められ任意で協力しているが、本来、当該業務は国が実施すべきものである。 なお、会場代等の実費については文部科学省から措置されているが、県が任意で協力している人員費相当額については、措置されていない。 【支障事例】 受験者が非常に多い本県では、昨年度は年2回の試験で合わせて1,200名以上が受験した。試験実施時期である8月上旬と11月上旬は、約5日間にわたり担当グループ4名が専従して対応したほか、試験当日は他課からの応援を含めて、それぞれ29名の職員が、この業務に従事した。	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22 法26) (1)高等学校卒業程度認定試験(90 条1項)の実施方法については、国が実施(地方公共団体以外への外部委託による実施を含む。)する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
27年	77	その他	中核市	豊田市、山都町	内閣府、総務省、 文部科学省、厚生 労働省	B 地方に対する 規制緩和	・行政手続にお ける特定の個人 を識別するための 番号の利用等 に関する法律 第19条 ・行政手続にお ける特定の個人 を識別するための 番号の利用等 に関する法律 別表第二の主 務省令で定める 事務及び情報 を定める命令第2 4条 ・学校保健安全 法第24条 ・学校保健安全 法施行令第9条	マイナンバー制度 における照会項目 の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事柄について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるような緩和をお願いする。	【番号法での規定】 番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困難している者で定められるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困難しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主な情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	【再掲】 6【文部科学省】 (7)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25 法27) 学校保健安全法(昭33 法56)による医療に要する費用についての援助に関する事務(別表2の38)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報、生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する。
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事 会	総務省、国土交通 省、農林水産省、 経済産業省、文部 科学省、厚生労働 省、環境省	B 地方に対する 規制緩和	地域振興各法に おける計画策定手 続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従って、作業が輻輳する場面があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従って、作業が輻輳する場面があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	6【文部科学省】 (4)離島振興法(昭28 法72)、山村振興法(昭40 法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12 法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通 省、農林水産省、 経済産業省、文部 科学省、厚生労働 省、環境省	B 地方に対する 規制緩和	地域振興各法に おける計画策定手 続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従って、作業が輻輳する場面があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【再掲】 6【文部科学省】 (4)離島振興法(昭28 法72)、山村振興法(昭40 法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12 法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	118	教育・文化	都道府県	愛媛県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校教育法施行規則第140条 【通知】 平成25年10月4日付け25文科初第756号 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知) 教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し	知的障害を通級による指導の対象に加える。	【支障事例】 小中学校の通常の学級には、知的障害児が在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象外である(平成25年10月4日付け25文科初第756号通知)ことから、個々の障害の状態等に応じた特別の指導を受けることができない。 そこで、学校現場では保護者の希望に沿うよう、通常の学級の中で各教師が可能な範囲で個別の配慮を行っている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では、インクルーシブ教育システム構築という国の方針のもと、多様な学びの場の整備を進めている。通常の学級に在籍する知的障害児についても、他の障害種と同様に通級による指導を行うことで平等な教育機会が確保できる。 【制度改正による効果】 個々の障害の状態に応じた特別の指導が可能となることで、多様な学びの場の整備につながることも、学校現場の負担を軽減し、子供の成長を願う保護者の期待に応えることになる。 【制度改正の経緯】 通級学級に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ(平成4年9月30日)において、知的障害については「原則として、通級学級において、いわゆる固定式により指導することが適切である。」と示され、平成5年度から開始された通級による指導の対象とならなかった。なお、平成18年度の制度改正では、発達障害が新たに通級の対象となったが、知的障害は対象とされなかった。平成25年9月には学校教育法施行令等が改正され、障害のある児童生徒の就学先が総合的判断によることとなったことから、知的障害児も制度上、当然に通常の学級に在籍することとなった。しかし、平成25年10月の25文科初第756号通知でも、知的障害児は通級による指導の対象外とされている。	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (11)通級による指導の対象となる障害の種類(施行規則140条)については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	176	教育・文化	施行時特例市	松江市	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校教育法第5条	公立幼稚園における設置者管理主義の規制緩和	公立幼稚園へ指定管理者制度を導入し、民間への委託を可能とするよう、学校教育法第5条に規定する設置者管理主義を規制緩和するもの。	【制度改正の経緯】 松江市立幼稚園の入園児数は激減し、半数以上の園では年齢別のクラス編成ができず就学前教育としての経験が限定される状況である。 集団として十分な教育活動が可能な規模にするため、近く幼稚園と保育所がある場合は、既設の幼稚園の空きスペースを活用し保育所との複合施設である幼稚園を設置し、行革や民間活力の活用という観点から指定管理者制度を導入し、保育所運営の実績を有する社団法人へ委託したい。 【支障事例】 学校教育法第5条に「学校の設置者は、その設置する学校を管理」と規定されているため、幼稚園は指定管理者制度を導入できない。 民間移譲の場合、移譲先は学校法人に限られ、松江市内に幼稚園経営を行う法人は少なく現実的な手法とは考えられない。 公私連携幼保連携型認定こども園へ移行した場合、社団法人への移譲は可能となるが、セーフティネットとして市が最終的な責任を負うことができない。また、認定こども園では、就労時間が月48時間未満の就労等の場合でも長時間保育を利用できる市立幼稚園独自のメリットが失われる。 【制度改正の必要性】 公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方について、平成16年の中教審答申で、義務教育段階では「特に慎重に検討」とされたが、幼稚園及び高等学校では「学校教育としての質の確保に十分配慮しつつ、検討することが適当」とされた。 幼保一元化が推進される今日、本答申を踏まえ、幼稚園については、学校教育法第5条の規定を検討し、見直されるべきものと考えられる。 【懸念の解消策】 平成16年中教審答申を基に、質の確保方策や市の責任の在り方について条例等を整備していく。	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (iii)公立幼稚園の空きスペースを保育所として活用する複合施設とし、運営を社会福祉法人等に委ねることについては、子ども・子育て支援法(平24法60)19条1号に該当する子どもについても市町村の判断で一時的に事業等により長時間施設を利用できること、運営に当たる社会福祉法人等と協定により市町村の関与を明確にできること、市町村の判断で予算措置によって運営経費を助成できることなど、公私連携幼保連携型認定こども園の仕組みを活用すること等により可能となること、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	179	教育・文化	指定都市	京都市	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項第3号	私立幼稚園の設置等の認可権限及び財源の移譲	私立幼稚園の設置等の認可権限及び財源について、指定都市への移譲を求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 新制度移行後、施設給付を受ける私立幼稚園の認可権限(給付の実施主体)が市となっている中、私立幼稚園の設置認可権限を有する府との間で、連絡調整の手段が生じている。 幼稚園は公立より私立の方が任意的に多く、保育所は公立立問わず市に設置認可等の事務権限があることを踏まえ、市が一元管理し、幼児教育・保育の在り方を一体的に検討していく必要がある。 【移譲による効果】 本市においては、約9割の在園児が通う私立幼稚園の重要性を認識し、市独自で補助金を交付しているが、これを京都府が行っている補助と一体的に行うことで、より地域の実情にあった効果的な制度を構築できると考えている。 【昨年の提案募集における省庁の見解への反論等】 指定都市市長会から提案を行ったが(管理番号:421)、「①平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への移行に際し、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。」「②高等学校以下の私立学校に係る設置認可等の事務は都道府県に一元化されている。」「ことか」「対応不可」とされた。 しかしながら、③については、私立幼稚園の設置認可等の主体が移行しても、制度そのものに大きな影響を与えるわけではなく、既に新制度が動き出したことに鑑みると、現時点では移譲に支障はないと考えられる(新制度の施行自体が情勢変化である。)。また、②については、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域の子育て支援の充実等を推進する「子ども・子育て支援新制度」の目的を達成するためには、私立という括りではなく、幼児教育・保育という括りで捉える必要がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	329	教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	A	私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条、学校教育法第4条	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲。	<p>【制度改正の必要性】 子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、新制度の給付対象施設への移行促進や保育所待機児童解消の継続に向けた円滑な対応ができ、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となる。</p> <p>【支障事例】 (新制度下における市と県の権限のねじれ) 新制度移行により、認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び確認に伴う給付費支給や運営指導を行う者が一元化されていないわかりにくさや煩雑さが、新制度移行が事務負担増だと捉えられる要因になっている。 認可定員を超過し園児を受け入れている園が給付施設に移行する際、園は市に定員適正化計画の提出や毎年の実績報告を行う。市は利用定員との照臨等を確認するが、最終的には認可権者である県の判断を仰ぐ必要があり、新制度の実施主体が市町村である理念と実態が乖離している。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 (設置者側の状況) 幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、私学審の設置権限を移譲した際、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。 (利用者側の状況) 従来、市民から私立幼稚園の運営等に対する苦情があった際、市が指導できるのは市補助事業に関する範囲に限定される。そのほか園運営に関しては市として私立幼稚園に指導を行う権限がないため、苦情内容を設置者に伝えることとなる。住民にとって一番身近な行政機関である市に、市内の教育施設に指導を行う権限がないことや、認可保育所の指導権限が市にあることの違いに對し理解が得られず更なる苦情を招くとともに、市民の要望に応えられていない。</p>	<p>【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容</p>
27年	212	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援協事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B	地方に対する規制緩和	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定子ども園施設整備交付金) 認定子ども園施設整備交付金交付要綱	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定子ども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る園費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定子ども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求めている。	<p>【具体的な支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定子ども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ、内容の精査等を行った上での連携、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるといふ点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金)、園から市町村へ直接補助 幼稚園部分(認定子ども園施設整備交付金):園から都道府県経由で市町村への間接補助</p> <p>【制度改正の必要性】 以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。</p>	<p>【再掲】 6【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金(内閣府及び厚生労働省と共管) 幼保連携型認定子ども園の整備に係る交付金については、保育所等整備交付金と認定子ども園施設整備交付金の交付要綱や協議書の一歩化等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
27年	323	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A	権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定及び認定申請の受理等 認定都市へ移譲する	<p>(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定子ども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたこと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考えられる。</p> <p>(支障事例) 幼保連携型認定子ども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定子ども園の認定権限は引き続き道府県に付与されている。 一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定子ども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続きを行わなければならない、煩雑である。 子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。</p>	<p>【再掲】 5【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(内閣府及び厚生労働省と共管) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)</p>

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	210	その他	市区長会	中核市市長会	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項	条例による事務処理特例における知事への市町村長の要請の規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項等の規定により、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決の撤廃	<p>【現状】 地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に關し、概ね同様の規定がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は皆無である。</p> <p>【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会の議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられる。 都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が加えて、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要となるため、議会の上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村において事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。このことが支障となり、当該制度を活用することを躊躇せざるを得ない状況にある。 また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失っていると考えられる。 加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村議会の議決を要件とするものではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要することは、必要性が乏しいと言える。</p> <p>【制度改正による効果】 この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の速やかな協議や議会対応等の事務量の削減へつながら、また、これまででは潜在していた市町村側の移譲希望も顕在化する等の効果も期待される。</p>	
27年	296	教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置の緩和	特別支援学校における幼児・児童・生徒の障害の重症化・多様化への対応や地域センター的機能の強化、就労支援の充実のため、(1)教員定数を用いて、医療職や福祉職等、教員以外の職員を定数配置化したり、(2)特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置を柔軟に行えるようにするため、標準化法という「教職員」に看護師等の医療職を含めるなど配置の緩和を図る。	<p>【具体的な支障事例】 本県の特別支援学校においては、障害の重症重複化に伴い、医療ケア等の対象者が増加している。また、インクルーシブ教育の推進に向け、地域の小中学校や高等学校に対し専門的見地から支援を行う地域のセンター的機能のニーズが極めて高まっている。現在看護師や作業療法士、理学療法士等の専門職については自立活動教諭の特別免許状を付与し、教職員定数の中で任用している。 神奈川県では、教員ではない看護師等を教員定数内で、特別免許状を付与することにより定数内で任用を行っている。児童生徒の医療ケア等の必要なケースは増加傾向にあり、任用に当たっては定数内配置を行っているため、対応の充実を図ることで、一般教諭の定数を減らす状態となっている。 多様なニーズへの対応から専門職（理学療法士や作業療法士など）との連携による児童生徒に対するアセスメント（支援ニーズの明確化）の要望も高まっている。実際に指導改善につながるケースが報告されており、地域の小中学校に対するセンター的機能の発揮にも力を発揮している中、専門職の任用についても教員定数で任用しているため、一般の教員定数を減している状況である。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 特別支援学校では、障害の重症重複化やインクルーシブ教育推進について、医療ケア等や地域センター機能のより一層の充実を図る必要があり、看護師や理学療法士など医療職等の専門職員を教職員として定数配置している。また、特別支援学校に配置される看護師等に求められるのは、医療的ケアの業務が中心であることから、特別免許状を付与せずとも特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置の緩和を図る必要がある。 また、特看護師については、医療ケア等を安全に実施するための十分な人員確保が必要であり、病気療養等での突発的な欠員が起こった場合は、児童生徒の教育保障のため柔軟な人員補充の対応が必要となる。特別免許状を付与する場合は任用までに2ヶ月程の期間を必要とするが、配置が緩和され特別免許状を付与する必要がなければ、2週間程で臨時的任用が可能となる。</p>	
27年	297	教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに依る学校職員としての位置づけ及び標準法による定数化	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを新たに学校職員として位置づけ、標準法において定数配置化する。	<p>【具体的な支障事例】 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において重要な役割をもっているにもかかわらず、現在は、国庫補助金によって一部財政措置を受けているのみで、地方の事業は、国の交付決定額によって影響を受けている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの教育現場における重要性に鑑み、現在のような補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化と雇用の安定を図ることで、学校における相談・支援体制をより充実させる必要がある。</p>	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	298	教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	公立義務教育 諸学校の学級 編制及び教職 員定数の標準 に関する法律第 2条第3項	教育支援センター (適応指導教室) の専任教員に係る 学校職員としての 位置づけ及び標準 法による定数化	教育支援センター(適応指導教室)の専任教員を新たに 学校職員として位置づけ、標準法により定数配置化 する。	【具体的支障事例】 不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在 籍校と連携を図りながら、相談や適応指導を行う指導員を教育支援センター(適応指導教室)に配 置する必要があるが、当該専任教員の給与については、国の財政措置はなく、地方への負担が 大きい。 【地域の実情を踏まえた必要性】 不登校児童・生徒への取組の充実が求められている中で、今後ますます専任教員の配置の必要 性が高まると考えられることから、標準法に位置づけ、配置の適正化を図り、児童・生徒へのよ きめ細かい対応を行う必要がある。	
27年	309	教育・文化	都道府県	宮城県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校保健安全 法第23条 労働基準法第 24条	学校医等につ いて、個人に限らず 医療機関等への 委託等を可能とする 規制緩和	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、個人 への委嘱に限らず、医療機関等に学校医等の派遣に ついて委託等ができるよう学校保健安全法第23条の 改正を求めるもの。	【支障事例】 宮城県では、基本的には医師会を通じて開業医に学校医等をお願いしているが、医師会から総合 病院等の医師の紹介があった場合には医療機関との調整のうえ勤務医個人への委嘱をお願いし ている。 しかし、病院によっては、病院内の規則等により病院管理者との委託契約を求められる場合があ り、法律等の説明を行ったが、個人への委嘱に同意が得られず、学校医等の委嘱に支障が生じて いる。 なお、病院への委託払いも検討したが、学校医等は地方公務員の特別職として扱われるため、労働 基準法第24条の賃金の直接払いの原則により、個人への支払いに限定されている。 【制度改正の必要性】 総合病院等の勤務医へ学校医等の任命を行うことにより、地域差による学校医等の任命に係 る事務負担が減少するとともに、切れ目のない学校医等の勤務による学校の安全・安心を実現す ることができる。	6【文部科学省】 (5)学校保健安全法(昭33法56) 学校医の委嘱(23条)については、地域に医師がいないなど、個人 への委嘱を通じて学校医を置くことが難しい場合は、学校医の代替 として、医療機関への委託を通じて医師の派遣を受け、学校医と同 様の職務を行わせることが可能であることを、地方公共団体に平成 27年度中に通知する。
27年	319	教育・文化	都道府県	福井県	総務省、外務省、 文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	JETプログラム 任用団体マニ ュアル 募集要項	JETプログラムの 特に優れていると 認められたALTの 任用期間の要件 の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの 特に優れていると認められたALTの任用期間の要件を 撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長 5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて 再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実に行えるようになるまでに時間を要 する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には 必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇 用している来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の 現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の 継続を望む者が多く、昨年度、任期5年満了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでいた。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かし、 本県の子どもたちの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分でない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるた め、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期間の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊 害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	6【文部科学省】 (8)語学指導等を行う外国青年招致事業(総務省及び外務省と共 管) 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 (JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果 を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応 の中で、延長も含めて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結 果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	178	医療・福祉	一般市	釧路市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的に 支援するための 法律第30条第 1項第2号イ	障害者総合支援 法に係る基準該 当事業所登録認 可事務の改正につ いて	地域のサービス供給状況を考慮して基準該当事業所 の登録を判断することが現行制度の原則であるが、基 準該当事業所の登録は、所在市町村で登録を行い、 支給決定市町村で、サービス等利用計画により、地域 のサービスの状況及び必要性等を判断し支給決定を 行うことができない。	【制度の概要】 基準該当事業所は、都道府県条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に關 する基準に定める事項のうち、その基準を満たすことが要件となっており、その認定・登録につ いては、現行制度では、基準該当事業所が所在している市町村ではなく、障がい者が基準該当事 業所を利用することを決定した市町村が行うこととなっている。 このため、所在市町村以外の利用者を多数受入れている基準該当事業所は、それぞれの市町村 に対し、登録申請を行っている現状である。 釧路市基準該当事業所 3か所 平均利用者数38人 認可市町村 13市町村(3事業所平均) 【支障事例】 現在、登録申請を受ける所在市町村以外の市町村は、都道府県条例の基準に基づき、申請書類 等の審査を行った上、登録を行っているが、基準該当事業所の状況や内容を現地で把握できる状 況ではなく、指導監査等も難しい現状である。 【制度改正の必要性】 以上のことから、基準該当事業所の状況を現地で把握することができる所在市町村で一括登録を 行い、利用市町村と情報共有の上、各支給決定障がい者が利用できるように、制度の改正を希望 する。	6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律(平17法123) (iii)支給決定障害者等が基準該当事業所で基準該当事業福祉 サービスを受けた場合における特例介護給付費等の支給(30条1項 2号イ)に関して市町村が行う基準該当事業所の認定及び登録の手 続については、法令上の定めはなく、支給決定障害者等が居住す る市町村のみならず基準該当事業所が所在する市町村も行うことが可 能であることを、市町村に平成27年度中に周知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(協議決定) 記載内容
27年	189	医療・福祉	中核市	宇都宮市	厚生労働省	A 権限移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31、第51条の32、第51条の33	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等の権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等の権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。	【支障事例】 指定一般相談支援事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。	5【厚生労働省】 (4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(51条の2から51条の4、51条の31から51条の33)に係る事務・権限については、平成27年度中に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	197	医療・福祉	一般市	三豊市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第11条	障害者支援区分の医師意見書の緩和	市町村が障害支援区分を認定する際に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第11条の規定により、医師意見書が必要とされている。これを、知的障害者の支援区分更新の際には、利用者の負担軽減の観点から医師意見書の提出業務を廃止し、障害年金の申請・更新時の診断書や県の療育手帳発行・更新時の判定結果を活用し、認定調査員による調査内容と総合的に判断して支援区分を認定できるようにすることを求める。	【具体的な支障事例】 障害者の中でも、身体障害者及び精神障害者の方は医療機関への通院を定期的または随時行っている方がほとんどであるが、知的障害者の方は比較的健康で通院もされていない方が多い。利用者(障害者)が、医師意見書を入用してもらうために医療機関を受診しても、医療機関によっては1、2回の受診では意見書を書いてもらえない場合がある。それによって、障害支援区分の認定に長期間を要し、サービスの利用が遅れてしまうといった支障が生じている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 地方の医療機関では、常勤の医師がいなくとも多く、利用者(障害者)が医療機関に予約をとり、医師の負担軽減の観点から医師意見書の提出業務を廃止し、障害年金の申請・更新時の診断書や県の療育手帳発行・更新時の判定結果を活用し、認定調査員による調査内容と総合的に判断して支援区分を認定できるようにすることを求める。	6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 障害支援区分の認定(21条)については、認定に当たって必要となる医師意見書の作成に当たる医師を確保するため、都道府県が実施する主治医研修に対して引き続き支援を行うとともに、当該研修がより多くの都道府県において実施されるよう促すため、研修の取組事例を都道府県に平成28年中に周知する。
27年	325	医療・福祉	一般市	三鷹市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法第10条	障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部委託化	障害者総合支援法第10条に基づく市町村の指導検査事務について、介護保険法第24条の2の規定と同様の「指定市町村事務委託法人」制度を整備する。	障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、行政改革に取り組む中では人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組みに至っていない。 現時点では、同じく指導検査権限を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。 この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務委託法人(以下「指定法人」という。)」制度の導入が非常に有効であると考える。 現行、市が行う介護保険法の給付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、市職員と受託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていることから、受託法人には他自治体での実績、経験を積んだ人材も多く、市においては担当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能となっており、また、受託法人とともに指導検査を行うことで、職員のスキルアップにもつながっている。 こういった状況に鑑み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員面、技術面の不足を補って効果的な指導検査を担保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることとした。	6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 自立支援給付対象サービス等を行う者等に対する指導検査(9条から11条)については、その事務の一部を法人に委託することを可能とする。
27年	160	医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準等の制定に併せて実施上の留意事項について(平成18年10月31日障害第1031001号厚生	特別支援学校高等部において、学校の各種実習や学校と事業所との連携協議等により就業に対する適性を確認することは可能であるため、形式的に就労移行支援事業の利用を義務付ける現行法制度運用を、就労移行支援事業を経なくても就労の適性を確認できた場合には、就労移行支援事業の利用を免除する制度に改められた。	【現行の制度】 就労継続支援B型事業を利用できる対象者は、「就労移行支援事業を利用した結果、当該事業の利用が適当と判断された者」と定められており、特別支援学校高等部卒業生についても一律にこの原則を適用することとされている。 【支障事例】 特別支援学校高等部の生徒は卒業するまでにその進路を決めたいというニーズが強いが、特別支援学校の授業時間内においては、障がい福祉サービスを利用できないことから、夏季・冬季等の休業期間にも短期間の就労移行支援事業を利用している状況である。 結果として、相談支援計画に反映する職業訓練的な適性評価が得られるものであるかは不安が残る反面、利用者が短期間の環境変化に適應できず混乱する例も見受けられ、このような利用方法では就労移行支援事業所にとっても過剰な負担がかかりすぎている。 【制度改正の必要性】 特別支援学校では、主に自立に向けた生活面での教育を行っているため、日常の生徒指導の成果を活用し、就業にかかるアセスメントにおいて必要に応じて就労移行支援事業者の協力を得て、実施することで十分な効果が期待でき、利用者、就労移行支援事業者への負担も軽減できるものとする。また、訓練給付費の支給削減という効果も期待できる。 【制度の解消策】 学校の各種実習や学校と就労移行支援事業所との連携協議等により就業に対する適性を確認することは可能であるため、形式的に就労移行支援事業の利用を義務付ける現行法制度運用を、	6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv) 特別支援学校高等部の生徒が卒業後に就労継続支援B型事業を利用することについては、当該生徒の在学中に、就労移行支援事業所が、学校内において施設外支援としてアセスメントを実施することにより可能となることを、改めて地方公共団体に平成27年度中に周知する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
							労働省社会・援 護局障害保健 福祉部長通知 第二-3(5)就労 継続支援B型 サービス費			就労移行支援事業を軽なくとも就労の適性を確認できた場合には、就労移行支援事業の利用を 免除する制度に改められたい。	
27年	219	その他	都道府県	鳥取県、中国地方 知事会、滋賀 県、兵庫県、和 歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	統計法第19条 ―一般統計調 査(労働組合基礎 調査)として、総務 大臣の承認を得 て、毎年実施。 労使関係総合 調査事業に係る 委託要綱第3条	労使関係総合調 査(労働組合基礎 調査)は、都道府 県に委託すること とされているが、 都道府県の事務 負担の軽減を図 るため、民間委 託に切り替える など、実施の見 直し	労使関係総合調 査(労働組合基礎 調査)は、都道府 県に委託すること とされているが、 都道府県の事務 負担の軽減を図 るため、民間委 託に切り替える など、実施の見 直し及び調査方 法の抜本的見直 しを図ること。	【制度改正の必要性】 労使関係総合調査(労働組合基礎調査)については、各都道府県の労政主管課が国からの委託を受けて調査を実施している。県内労働組合の組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査するものであるが、労働組合へ調査票の発送、紙ベースとオンラインの2種類の回答の集約、回答がない労働組合には督促の電話など、事務作業に多くの時間を費やしている。 事務作業量が多いが作業内容は単純であり、都道府県が業務を委託し実施しなければならない合理的な理由に乏しい。 なお、労使関係総合調査事業に係る委託要綱に基づき本業務委託を任意に厚労省官房統計情報部長と都道府県知事に契約しているが、都道府県側が交渉することは実質的に困難であり、国から提示された委託金額・内容等の条件を受け入れざるを得ない状況である。	6【厚生労働省】 (24)労使関係総合調査事業 労使関係総合調査事業のうち、労働組合基礎調査については、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、アンケートによるオンライン調査の更なる活用を進めるため、オンライン回答率が高い都道府県における取組事例について、都道府県に平成27年度中に通知する。
27年	50	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省、内閣 府(警察庁)	B 地方に対する 規制緩和	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全 性の確保等に 関する法律第7 6条の第1項 (立入検査等)	危険ドラッグに 対する警察官へ の立入検査等の 権限の付与	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等の権限を警察官にも付与すること。	【制度改正の必要性】 近年、危険ドラッグが蔓延し、これを利用したことに起因する犯罪や事故が多発しており、市民生活の安全が脅かされている。 薬物の濫用から住民の健康を守るとともに、住民が安心・安全に暮らせるようにするためには、危険ドラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)上、大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行う権限は、現在、厚生労働大臣及び都道府県知事に命じられた職員(薬事監視員)にはあるが、警察官にはない。 このため、警察官は、単独で大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行うことができない。 また、埼玉県では、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警察官に対し、医薬品医療機器等法の網にかからない危険ドラッグのうち、知事が指定した薬物を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができるとする規定を設け、警察官が単独で立入調査等ができるようにしている。 医薬品医療機器等法第76条の9のような規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等の権限を付与すれば、必要に応じ、警察官単独でも立入検査等ができるようになるなど、迅速な対応が可能となる。 【支障事例】 埼玉県では医薬品医療機器等法に基づく危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県警察本部職員のみで実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に応じた警察官単独の立入検査など、迅速な対応がしにくい。	
27年	62	医療・福祉	都道府県	富山県	厚生労働省	A 権限移譲	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全 性の確保等に 関する法律第14 条第1項、第9 項、同法第81 条、施行令第80 条第2項第5号 (承認基準) 「薬事法施行令 第80条第2項 5号に基づき厚 生労働大臣が指 定する医薬品の 種類等」 S45.10.19厚生 省告示第366号 ―一般用漢方製 剤 H24.8.30薬食審 査発0830第1号	承認基準のある医 薬品製造販売の 地方承認権限の 拡大	承認基準が定められているが承認権限の地方委任の対象外となっている一般用医薬品等のうち、日本薬局方において規格基準が定められている一般用漢方製剤等について、速やかに地方委任の対象外となっている扱いの見直しの検討を行い、承認権限を都道府県に移譲することを提案する。	【提案理由、権限移譲の必要性】 かぜ薬等15薬効群の一般用医薬品の承認審査については承認基準が策定されており、これに基づいて審査が行われている。医薬品を製造販売しようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けなければならないが、承認基準に合致する医薬品のうち画一的な審査ができる範囲の医薬品については、承認の権限が都道府県知事に移譲されている。 この都道府県知事が承認する医薬品の範囲が厚生労働省告示で定められているが、承認基準の範囲内でも一部地方委任の対象から除外されている。 昨年の調査の結果、これまでに、一般用医薬品の承認基準のうち、かぜ薬等4薬効群について、また、医薬部外品については、薬用歯みがき類等5製品群について地方委任の範囲拡大が図られるとともに、今後も必要に応じて改正する予定とされた。昨年の結果を踏まえて、本年は業界の要望が強く、日本薬局方に定められた規格基準に基づき、都道府県でも十分審査が可能と考えられる一般用漢方製剤に関する地方委任の範囲の拡大を提案するもの。 【具体的な支障事例】 大臣権限の一般用医薬品の承認には、都道府県知事承認に比べ長期の事務処理期間を要しており、業界からは地方承認の範囲拡大による審査の迅速化を望む声がある。 【期待される効果】 地方委任から除外されている部分を順次見直し、都道府県知事の権限で承認する範囲を拡大することにより、地方による迅速な審査、新製品の早期上市による経済の活性化が期待できる。 【提案実現後の懸念事項及び解決策】 新たな地方に移譲される審査事務については、県ごと事情により円滑な審査について懸念も考えられるが、審査要領の整備や審査担当者の研修の実施等により解消できると考える。	4【厚生労働省】 (3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医薬品の承認(14条1項)の事務・権限については、告示を改正し、以下に掲げる一般用医薬品であって、日本薬局方(41条1項)において品質に係る規格が定められているものは、承認基準の見直しを行った上で、都道府県に移譲する。 ・一般用漢方処方製剤(平成28年度中) ・生薬単味製剤(平成29年度中)
27年	120	医療・福祉	都道府県	奈良県	厚生労働省	A 権限移譲	医薬品医療機 器等法第14条 第1項、同法第9 項、同法第81 条、医薬品医療 機器等法施行 令第80条第2項 第5号、昭和45 年5月30日付薬 発第842号「か ぜ薬の製造(輸 入)承認基準に ついて」他	医薬品製造販売 等の地方承認権 限の範囲拡大	現在、製造販売承認に関して、漢方製剤、生薬単味製剤、並びに、生薬のみからなる製剤(承認基準の制定されたもの)の多くは、国(医薬品医療機器総合機構)が承認権者となっているが、これを都道府県へ権限移譲していただきたい。	【制度改正の必要性】 漢方製剤、生薬単味製剤、並びに、生薬のみからなる製剤については、本県でも審査が可能であるにも関わらず、国の審査となっている。 権限を国から都道府県へ移譲することで、承認期間を約3ヶ月に短縮することができ、医薬品製造販売業者の新商品開発に係る時間を短縮できるメリットがある。 なお、品目の承認要件となるGMP適合性調査は都道府県が行っており、承認の権限が国から県に移譲されることで、承認権者と調査権者が同じとなり事務の効率化が図られる。 【支障事例】 漢方のかぜ薬推進プロジェクトで漢方製剤や生薬製剤の拡大を図るうえで、新たな商品開発に相当な時間を要するという支障が生じている。	【再掲】 4【厚生労働省】 (3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医薬品の承認(14条1項)の事務・権限については、告示を改正し、以下に掲げる一般用医薬品であって、日本薬局方(41条1項)において品質に係る規格が定められているものは、承認基準の見直しを行った上で、都道府県に移譲する。 ・一般用漢方処方製剤(平成28年度中) ・生薬単味製剤(平成29年度中)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	6	土木・建築	施行時特例市	福井市	厚生労働省、国土交通省	A 権限移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、第7条 国土交通省・厚生労働省関係 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第8条から第11条、第15条	サービス付き高齢者向け住宅に関する権限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づき、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求める。 また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求める。	【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。 県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整備数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市含む4市町計) 【具体的支障事例】 各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある(福井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※市内まちなか地区外、20棟558戸))。 【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内地に根拠する床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。	5【厚生労働省】 (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)(国土交通省と共管) 高齢者居住安定確保計画(4条)については、市町村が都道府県と協議の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等(7条1項9号及び施行規則15条)を行うことを可能とする。
27年	25	医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)施行規則第11条	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(空き家の有効活用)	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府においては、日本版CCRCの検討が進められている。 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっているが、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家をバリエーション化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方への移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一挙に解決することができる。そこで、より地方の実態に即したものとすよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所(サービス提供拠点)について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認めることを求める。 (制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き家対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリエーション化した上で、一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存の空き家の有効活用をさらに押し進めることが可能となる。 こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の住所地特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。	
27年	290	医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の整備促進に向けたサービス提供者の常駐場所の要件緩和	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所については、歩行距離で500メートル以内の所に設置することとされているが、地域によっては空き家が点在することから、車約10分程度まで拡大すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所について、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能となるよう基準の見直しが行われた。 【支障事例等】 本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車を中心であるため、徒歩での巡回に代わり、車での移動が現実的である。 【効果・必要性】 郡部のサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートルと移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に即した空き家の有効活用をさらに押し進めることができる。	
27年	45	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第69条の38、第203条の2 地方自治法施行令第174条の21の4、第174条の49の11の2	介護支援専門員業務に係る指導監督事務の都道府県から指定都市・中核市への移譲	現在都道府県で行っている介護支援専門員の業務に係る指導監督事務を、指定都市及び中核市に移譲し、指定都市介護支援事業所に係る指導監督と一体的に行うことができるようにするもの。	介護保険法第69条の38の規定は、介護支援専門員の業務に対する指導監督について定めたものであり、都道府県知事の事務とされている。 一方で、指定都市介護支援事業者の指定事務、指導監督事務等(介護保険法第79条～第85条)は、すでに指定都市及び中核市に移譲されている。 介護支援専門員の配置が必須とされている指定都市介護支援事業所における不正事案は、当該事業所に勤務する介護支援専門員に起因するものがほとんどであると考えられるが、指導権限を有する者が異なることから、迅速に対応できないケースが生じている。 両事務を指定都市及び中核市において一体的に行うことで、より迅速かつ適切な対応が可能になる。	5【厚生労働省】 (2) 介護保険法(平9法123) 介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町村への付与又は移譲について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	233	医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第74条第1項、第2項、第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第60条	訪問看護ステーションの開業要件の緩和	訪問看護ステーション開業要件である看護師等の配置基準(現状では常勤換算2.5人)を過疎地域において緩和する。	【支障事例】 過疎地域においては、訪問看護ステーションから移動時間に片道1時間以上を要する利用者があり、車の運転等、訪問看護師の負担が大きい。また、訪問看護ステーション側からは、効率的な訪問看護の提供ができず、採算がとれないといった経営面の課題がある。 さらに、遠隔地に訪問看護を提供するサテライトの設置については、本県では、小規模な訪問看護ステーションが多く、設置が進んでいない(平成27年4月現在 2カ所)。 一方、訪問看護の利用について、訪問看護ステーションの効率等から、利用者の療養生活に合わせた訪問看護が受けにくい現状がある。 【規制緩和による効果】 訪問看護ステーションの人員基準を2.5人から緩和することで、過疎地域においても開業が可能となり、退職後に1ターン、1ターンを考えている看護職の働く場をつくり、人の流れをつくることできる。 また、そうした看護職が自分のふるさとで、ライセンスを活かして、できるところから、地域貢献をしたいという思いを後押しすることとなり、地域の活性化にも繋がる。 さらに、過疎地域に住む高齢者にとっても、自分の地域に在住する顔なじみの看護職からサービスを受けることで「住み慣れた地域で、自分らしく暮らす」オータメイトの療養生活を送ることが可能となる。加えて過疎地域では医療的なケアへの不安から医療機関や施設に入居・入所している高齢者も多いと思われるため、このサービスが定着することになれば、施設から在宅へという流れができ、地域包括ケアシステムの構築につながり、地域の安心につながる。	6【厚生労働省】 (10)介護保険法(平9法123) (イ)特例居宅介護サービス費(42条1項3号)等の支給対象となる地域(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平12厚生省告示53))については、平成28年度以降、地方公共団体の意向を聴いた上で、その適用について個別に判断し、平成30年度に予定される介護報酬改定にあわせて実施されるよう指定する。あわせて、指定訪問看護ステーションのサテライトについては、都道府県等の区域を越える指定が可能である等、柔軟な指定ができることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。
27年	260	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	定期巡回・随時対応型訪問看護看護の普及に向け、単独の訪問看護に準じた報酬単価の見直し	定期巡回・随時対応型訪問看護看護の報酬単価を単独の訪問看護に準じた報酬単価に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進化するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービスの地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 平成27年4月から適用の介護報酬改定の影響も踏まえても、定期巡回サービス(訪問看護利用の場合)の月額報酬に比べ、単独の訪問看護を要介護1~4の場合は、4回以上の提供、要介護5の場合は、5回以上提供すれば、単独の訪問看護の方が有利になるため、定期巡回・随時対応型訪問看護の普及が阻害されている(単独の訪問看護の提供は月5~6回の提供が平均的な提供回数)。 ※(例)要介護1~4、訪問回数4回の場合、定期巡回:29,350 訪問看護:32,560 【効果・必要性】 介護報酬上、訪問看護ステーションとの差が無くなることにより、当該サービスへの事業者参入及びサービスの利用が促進される。	6【厚生労働省】 (10)介護保険法(平9法123) (v)定期巡回・随時対応型訪問看護の介護報酬(指定地域密着型サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平18厚生労働省告示126))については、関係する審議会の意見を聴いた上で、平成30年度に予定される改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	261	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第3条の4	定期巡回・随時対応型訪問看護看護の普及に向け、オペレーター等の資格要件の緩和等	定期巡回・随時対応型訪問看護看護におけるオペレーターの資格要件を介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級相当)に緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進化するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービスの地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 介護者からの相談や、緊急通報に応じ、必要に応じて訪問スタッフに出勤を指示するオペレーターの資格要件が、看護師、介護福祉士、医師、保健師等となっており、人材の確保が困難である。事業所において、看護師、介護福祉士、医師や訪問介護のサービス提供責任者として従事した者との連携が取れる体制があれば、基礎的な技術や知識を有している介護職員初任者研修修了者でもよいと考える。 ※本県の指定状況(19事業所:神戸9、尼崎3、芦屋1、明石5、加西1、たつの市1、加古川1、姫路市1) 【効果・必要性】 オペレーターの資格要件を介護職員初任者研修修了者とするなど、訪問看護ステーションとの連携確保やオペレーター人材の確保が比較的容易になることから、当該サービスへの事業者参入が促進される。	
27年	268	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針別表Ⅱ-1	軽費老人ホーム(ケアハウスの)の利用料等に係る取扱い指針における全額負担とする対象収入階層の引き下げ及び預貯金等の資産保有状況を勘案した「費用徴収基準」への見直し	「軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用料等に係る取扱い指針」における全額負担とする対象収入階層の引き下げ及び預貯金等の資産保有状況を勘案した「費用徴収基準」への見直し。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年8月に介護保険の一定の所得以上の利用者負担の見直し及び資産等の勘案に伴う補足給付の見直しが行われ、負担の公平化が図られる予定である。 一方、公費負担により運営されている軽費老人ホーム(ケアハウス)は、60歳以上の老人で家庭環境、住宅事情等の理由により在宅において生活することが困難な者が、低額な料金で利用する施設であるが、200万円以上の所得階層も約25%も利用しており、本来入居すべき高齢者が利用しづらい状況にある。 【支障事例等】 軽費老人ホームには、要介護コースの高い入居者が多く、認知症高齢者の入居者が2割以上あるが、特別養護老人ホームの全額負担とする対象収入階層が280万円以上であるのに対し、310万円以上となっている。軽費老人ホームの利用料等は、取扱い指針において、都道府県で定めることができるが、単独で対象収入階層を引き下げたとしても、利用者が他府県に離れることなどにより事業そのものが成り立たなくなることが想定されるため、取扱い指針の見直しを求める。 【効果・必要性】 対象収入階層の引き下げや費用徴収基準が見直されることにより、費用負担の公平化が図られるとともに、軽費老人ホーム運営費補助の都道府県負担額についても低減することが想定される。	6【厚生労働省】 (15)老人福祉法(昭38法133) 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る利用者からの徴収額については、財産が都道府県等に移譲されてから10年以上が経過したことも踏まえ、その在り方について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	314	医療・福祉	都道府県	香川県、徳島県、高知県、愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の45第2項第6号 地域支援事業実施要綱(案)別記5 3(1)㉔②	認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件の緩和	(具体的措置) チーム員たる医師の要件について、認知症サポート医であれば足りることとする。 (理由) かかりつけ医を指導する立場にある認知症サポート医であれば、初期集中支援チーム員たる医師としての緩和と考えられるため。	○平成26年介護保険法改正により、認知症総合支援事業が市町村の地域支援事業の包括的支援事業として位置づけられ、平成30年度までには、全ての市町村で早期診断・早期対応を担う認知症初期集中支援チームの設置が必要となった。 ○認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、地域支援事業実施要綱により定められるが、平成27年3月に厚生労働省から示された実施要綱(案)の要件では、当該要件を満たす医師を確保できない市町村が生じている。 <チーム員たる医師の要件(地域支援事業実施要綱(案)平成27年3月27日)> 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医等を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名とする。ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認めることとする。 ・日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医等を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの ・認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの(認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。)	6【厚生労働省】 (25)認知症初期集中支援推進事業 認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、平成27年度から実施している要件緩和を踏まえたチームの設置状況を平成28年度中に調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。あわせて、離島・過疎地域等市町村内に要件を満たす医師がない場合における同チームの設置に係る具体的な取組を、地方公共団体に平成28年中に周知する。
27年	287	土木・建築	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等が認められているが、対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加するとともに、事後承認とするよう規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版OCRO構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。 【支障事例等】 兵庫県の公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。 小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,956人となる見込みである。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興県営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、倍率が1倍以上の住戸は事前相談(平成24年3月)から事業開始まで2年10ヶ月を要した。 3人に1人が自宅で介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」のような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。	【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版OCRO構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。 【支障事例等】 兵庫県の公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。 小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,956人となる見込みである。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興県営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、倍率が1倍以上の住戸は事前相談(平成24年3月)から事業開始まで2年10ヶ月を要した。 3人に1人が自宅で介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」のような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にてアプリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画つりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従って、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、関係省庁であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	6【厚生労働省】 (12)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にてアプリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画つりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従って、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【再掲】 6【厚生労働省】 (12)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	79	医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	民生委員法第10条及び昭和28年法律第115号の改正附則第3項	民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任	民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、この任期の始期又は終期の設定を条例委任する。	【支障事例】 ①豊田市民生委員児童委員協議会からは一斉改選の時期を4月に変更するよう国に働き掛けていくよう要望を受けており、同協議会としても県及び全国の協議会に対して働き掛けていくことになっている。 ②民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や3月末で退職する人など4月1日からであれば引き受けられるというパターンが数件あり、民生委員の欠員及びなり手不足の要因となっている(平成27年4月1日現在、民生委員の定数:569人、うち欠員4人)。 ③年度途中で民生委員の交替がなされるため、就学援助対象者など4月から関係性を築いてきたものが途中で切れてしまうため、民生委員活動への支障が出るとともに、住民にも混乱を与えてしまうことがある。 ④会計年度との相違があるため、年度契約をするボランティア保険で交替する民生委員に係る保険料が無駄になってしまう部分が発生する。 ⑤地区協議会の役員改選が年度途中でなされることになるため、各地区協議会において補助金に係る手続きが煩雑になる。 ⑥市、社会福祉協議会、自治会などの各団体の任期が4月-3月がほとんどであるため、民生委員を当該団体の役員とした場合、改選のときは当該団体の役員の任期の途中で交替しなければならないなどの支障がある。 【制度改正の必要性・効果】 上記の支障事例の解消を図ることができる。 【解消策】 一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の始期又は終期を規定できるように条例委任する。 【効果】 民生委員のなり手不足の解消、業務負担の軽減につながる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	80	医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	生活保護法第37条の2、生活保護法施行令第3条	生活保護受給世帯に対する代理納付事由の対象拡大	生活保護法第37条の2(保護方法の特例)において、「保護実施機関は、保護の目的を達成するために必要があるときは、(中略)被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものの額に相当する金額について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。」という規定を置き、代理納付事由を政令(生活保護法施行令第3条)に定めているが、その列挙事由を追記する。	生活保護受給世帯の中には、病気や障がいを抱えていたり、支援してくれる家族や知人が近くにいないなど、様々な事情を抱えており、自分では支給された保護金品から公共料金を支払うことができない人達がいる。このような人達は、生活保護受給世帯として最低生活を保障しているにも関わらず、ライフラインの供給が停止される。ライフラインは最低生活を送るために必要不可欠であり、代理納付が可能となれば、健康で文化的な最低限の生活をすることが可能となる。よって、下記の項目について代理納付の追記が必要である。 ・ライフライン(電気・ガス・水道)	6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (イ)被保護者が使用した電気、水道及びガスの料金の支払いについては、被保護者を自立支援プログラムに位置付けて実施することで効果的な支援を行うことができ、必要に応じて、助言も行うことが有効であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	180	医療・福祉	指定都市	京都市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	生活保護法第9条第2項	生活保護適正化に係る実施機関の調査権限の強化	実施機関の調査に対する回答義務について、現行法上は官公庁等に限定されているが、不正受給事案の早期発見や生活保護制度のより適正な運営を可能とするためには民間事業者の協力が必要不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大することを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の使途の適正化の観点からも更なる取組が求められているところ。生活保護の不正受給の防止の徹底を図るためには、受給者の収入状況等を可能な限り正確に把握する必要がある。 この点に関し、税・所得に関する情報については、官公庁に調査への回答が義務付けられているため、確実に得ることができるが、そもそも税や所得の証明に表れてこない収入を有する場合が存在し、それらをもとに把握するものが課題となっている。 例えば、金融機関や被保護者の就労先等の民間事業者が保有する情報については、調査に対する回答が義務付けられていないため正確な把握ができておらず、不正受給につながったり、正確な保護費算定が行えなかったりと、生活保護業務の適正な運営において支障が生じている。 【見直しによる効果】 当該規定の見直しにより、生活保護のより一層の適正化を図ることができる。	6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (ii)保護の決定等に当たり行う要保護者等の資産・収入等に関する銀行、要保護者等の雇主等に対する報告の求め(29条1項)については、より円滑な運用がなされるよう、経済団体、業界団体等を通じて、より要保護者等の雇主等に対して協力要請を行うことを検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	181	医療・福祉	指定都市	京都市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	生活保護法第8条の2	徴収金と保護金品の相殺に当たっての受給者からの申出(同意)の省略	現行法上、受給者の申出(同意)がある場合に限って、徴収金と保護金品の相殺が可能となっているが、最低生活の維持に支障がない範囲内において同意を不要とすることを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 徴収金については、生活保護法の改正により、受給者の申出(同意)に基づき保護金品との相殺が可能となったところであるが、自らに不利益な処分を受けることについて同意を示さないことは、通常想定される。 現行法の規定では、同意を得られない場合には、徴収金についての相殺が行えず、納付書の利用など他の方法による納入指導を行う必要があり、収入未済の拡大を招く可能性があるところ。財源の確保に支障をきたすおそれがあるほか、市民の税負担における不公平感を招くとともに、生活保護制度への信頼を失うおそれがある。 【見直しによる効果】 当該規定の見直しにより、生活保護制度のより一層の適正化の推進、徴収率の向上による財源の確保、市民の税負担に係る公平性の確保、滞納債権の減少による納入指導等の業務負担の軽減等を図ることができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	300	医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	生活保護法第63 条及び第78 条	被保護者の遺及 年金受給に係る自 治体の代理受領	生活保護受給者が公的年金の遺及分を受給した際、 その受給分を自治体が本人に代わって受領できるよ う、生活保護法を改正することを求める。	【制度改正の必要性】 無年金の生活保護受給者が、実施機関の指導により年金の裁定請求を行い、本来受給の年金を 遺及して受給する場合、生活保護法第63条に基づき、受けた保護金品に相当する金額の範囲内 において、実施機関に返還しなければならない。 しかし、遺及年金の受給の有無は本人の申告に基づくものであり、実施機関がその事実を把握す ることは難しい状況にある。一定期間経過後に受給の事実が判明し、被保護者に同法第63条に 基づく費用返還を請求しても、既に消費している場合が少なくない。また、その消費が悪意のもの になされたとはみなされるならば、不正受給案件となる。 さらに、平成29年4月に年金受給資格期間の短縮化がなされることから、遺及年金を受給する被 保護者が増加することが見込まれる。 同法第63条に基づき費用返還請求を的確に実施できる体制を整えるのは、生活保護の適正実施 にも資する内容であるとともに、自治体職員の事務負担軽減にも資するものである。 【支障事例】 本市では、平成26年度、生活保護受給者による遺及年金の受給ケースが、315,075,733円(296 件)であった。受給の理由は、①未手続、②年金事務所の不適正処理、③障害年金の受給(初診 日に遺及等が争われるが、これらは年金調査員の活用やケースワーカーの指導等により発覚 する場合が大半であり、制度として遺及年金の受給が情報提供されていない。そのため、発覚して いない遺及年金の受給も十分に考えられる。	6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (v)被保護者が遺及して年金を受給した場合における当該被保護 者が受けた保護金品に相当する金額の返還(63条)については、保 護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護 者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機 構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策について検討 し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。
27年	301	医療・福祉	指定都市	千葉市	法務省、厚生労働 省	B 地方に対する 規制緩和	破産法第163 条第3項及び第 253条 生活保護法第6 3条及び第78 条	生活保護法に基 づく費用返還請求 権及び費用徴収 権の破産法上にお ける非免責債権 化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法 第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条にお いて非免責債権として明記するか、若しくは破産法第1 63条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として 明記するなどの改正を求める。	【制度改正の必要性】 資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに 破産法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき同法施 行後5年を自選に行われる生活保護制度の見直しに併せて、破産法における取扱い等管理の 結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用 償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴 され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。	6【厚生労働省】 (10)生活保護法(昭25法144) (iii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保 護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき同法施 行後5年を自選に行われる生活保護制度の見直しに併せて、破 産法における取扱い等管理の 結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については、破産者 に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと(破産法253条1項 1号)及び当該債権に係る債務の弁済が偏頗(ばいばん)行為の否認の例外 として扱われること(破産法163条3項)を、地方公共団体に平成27 年度中に通知する。
27年	58	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	地域保健法施 行令第4条	保健所長の医師 資格要件の特例 の期間延長	現行制度では、医師以外の者を所長に充てる場合は、 2年以内の期間(やむを得ない理由があれば2年の延 長可)に限られているが、その期間をさらに延長し、最 大10年間、医師以外の者でも保健所長になれるよう規 制を緩和すること。	【制度改正の必要性】 平成16年の国における「保健所長の職務の在り方に関する検討会」の議論を踏まえ、保健所長の 医師資格要件の特例が認められた。しかし、当時と比べて公衆衛生医師の採用は大変難しくなっ ており、本県においては、1人の保健所長が2か所の保健所長を兼務する事例が生じている。複 数保健所長の業務は、健康危機管理上や対外的に適切なものではなく、地域保健の水準が低下し てしまつておられる。また、平成16年に在った本県の公衆衛生医師は、現在は17名まで減少しており、平均年齢は 55.1歳と、今後10年間で約半数以上の職員が定年退職となる。そのため、医学雑誌への求人広 告掲載や、厚労省への医師派遣依頼等の様々な求人活動を実施しているが、採用は1名程度で ある。今後、幅広い視点から強力に採用活動を行っていくが、若手医師を採用できたとしても保健所長 となるには、10年程度の実務経験が必要になる。そこで、複数名の公衆衛生医師の確保及び育成 ができるまでは、医師以外の者を保健所長に充てていかなるを得ないと考えており、そのために最 大10年間、保健所長になれるよう規制を緩和することが必要である。 【支障事例】 医師以外の者を所長に充てる場合は、地域保健法施行令第4条第2項により2年以内の期間(や むを得ない理由がある場合は1回に限り2年の延長が可能)に限られているため、養成訓練期間 に見合わないことや4年後の処遇が問題になるなど、人材活用が困難である。 本県において、専門職の保健所長の登用も検討したが、4年後の異動先も同時に考えた結果、課 所長級の専門職の異動先がなかったため、登用を見送った例がある。	6【厚生労働省】 (2)地域保健法(昭22法101) (i)医師以外の保健所長については、施行令に定める期間(最大4 年)が満了する時点においてもなお、一地方公共団体の全ての保健 所長に医師を充てることが著しく困難である当該地方公共団体の 長が判断した場合に、同一保健所で4年を超えない限り、当該地方 公共団体の他の保健所において引き続き保健所長に充てることが できるとともに、この場合であっても公衆衛生医師確保の計画を作成 するなど当該地方公共団体に係る一層計画的な取組が必要である こと、地方公共団体に平成27年度中に通知する。 (ii)公衆衛生医師確保の先行事例を収集し、地方公共団体へ平成 27年度中に情報提供するなど、地方公共団体における公衆衛生医 師の確保に係る支援を行う。
27年	127	医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携 拠点病院等の 整備に関する指 針	がん診療連携拠 点病院等の指定 権限の都道府県 への移譲	がん診療連携拠点病院等の指定権限を厚生労働省から 都道府県に移譲する。	【制度改正の経緯】 「がん診療連携拠点病院」については、指定要件が厳格化されたことに伴い、全ての指定病院(山 梨県内4病院)が平成27年3月までに、厚生労働省の指定を受け直し、また新たに設けられた「地 域がん診療病院」についても県内で1病院が指定を受けた。 これらの指定は、4年ごとに更新をしなければ、指定の効力を失ってしまう。 また、本案件は昨年度提案したところ、「平成26年1月に新指針が示されたばかりであり運用状況 を把握する必要があるため、平成27年度の手続きまでに結論をだすことは困難」との回答を得たも のであるが、平成27年3月に新指針における第1回目の指定が行われ、当該指針における指定の 考え方について一定の整理がなされたものと考えられるため、改めて指定権限の移譲を求めるも のである。 【支障事例】 指定に当たっては、各病院が「指定更新推薦書」を都道府県に提出し、都道府県がその内容を審 査するとともに、推薦意見書等を添付したうえで厚生労働省に推薦する。また、厚生労働省が開催 する「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」において、都道府県のプレゼンテーションが 求められている。 【制度改正の必要性】 厚生労働省が定めるがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針によれば、指定に必要なとな る要件は明示され、公表されていることから、県が一旦審査をするのであれば、厚生労働省が都 道府県からの推薦やプレゼンテーションを経て指定しなければならない必要性は低いものと思わ れ、県においても指定は可能であることから、処理の迅速化及び事務処理の効率化を図るため、 権限移譲が必要と考えられる。	4【厚生労働省】 (8)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 ががん診療連携拠点病院等の指定及び指定の更新の推薦手続につ いては、都道府県が推薦に係る準備作業を行う期間を十分確保でき るよう、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末ま でに行う。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	255	医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	がん診療連携拠点病院等の指定権限を都道府県に移譲すること。	厚生労働省が持つがん診療連携拠点病院等の指定権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 厚生労働省が持つがん診療連携拠点病院等の指定権限を都道府県に移譲すること。 【支障事例・現状】 厚生労働省はがん診療連携拠点病院の指定にあたり検討会を開催しているが、昨年度は、本年1月、遅くとも2月の開催と聞いていたにも関わらず、実際は3月13日の開催となったため、新規指定された病院は準備(広報、拠点病院で構成する協議会活動等)に支障をきたした。 さらに、拠点病院は2次医療圏に一方所の整備が原則となっており、人口規模や患者の通院圏等を考慮し、複数設置することが可能にも関わらず、人口規模等を考慮するあまり、認められない状況になっている。また、昨年、現状報告の提出について、厚生労働省からの依頼時期が2〜3週間ずれ込んだため、提出期限(10月末)に間に合わせるために膨大な作業を短期間で行うこととなり、病院からかなりの苦情が県にあった。 【効果】 指定基準の合致の有無は都道府県でも判断が可能であり、むしろ地域医療の実情を把握している都道府県が指定することにより、適切ながん医療の提供が可能になる。 また、国への推薦に関する事務の廃止、国の検討会の廃止等に伴う事務が簡素化され、迅速な指定につながる。	【再掲】 4【厚生労働省】 (8)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 がん診療連携拠点病院等の指定及び指定の更新の推薦手続については、都道府県が推薦に係る準備作業を行う期間を十分確保できるよう、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末までに行う。
27年	115	医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島県、香川県、高知県	厚生労働省	A 権限移譲	難病の患者に対する医療等に関する法律第50条第1項、第40条	難病法における医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を追加すること	難病法における医療費助成制度の実施主体に、都道府県及び指定都市(平成30年4月1日施行)のほか保健所設置市も加えること	【支障事例】 現在は、保健所設置市に申請受付等の事務を委託しているが、申請受付等に係る全ての事務を委託していない(委託できない)ため、患者は、保健所で対応できない手続き(高額療養費の適用区分欄の記載変更等)については、県庁まで来所する必要があり、患者等にとっては、混乱を招くとともに二度手間となっている。また、その際に、療養の支援に関する相談があっても、保健所設置市に連絡することは可能であるが、患者等からするとワンストップサービスとならず、患者のニーズにタイムリーに対応できない場合がある。 【改正の必要性】 患者等の相談のきつかけとなる医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を加えることにより、患者等の難病に関する相談等窓口の一元化が図れ、ワンストップサービスにもつながり、患者等の負担が軽減される。また、保健所が実施する難病患者支援事業や実態把握などに医療費助成受給者の情報を活用することが可能となり、患者や地域の実情に合った取り組みができることにも、保健所の機能強化につながる。国は、法施行後5年以内を目途として検討すること(法附則第2条)となっていることから、法施行後の早期に、検討に当たっての基本的な考え方、方向性等について確認することで、難病患者の支援体制整備等の見直しや推進に活かすことができる。	
27年	267	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条 特定医療費支給認定実施要綱第5	難病医療費助成事務手続の簡素化	指定難病患者からの更新手続きの隔年化及び、特定疾病医療受給者証の「適用区分」欄を削除するなど手続き業務の簡素化。	【提案の経緯・事情変更】 難病医療費助成制度の実施にあたっては、都道府県が指定難病患者からの申請に基づき、受給者証の発行事務を行っているが、病状の変化があまりない方が多い中、受給者証の更新にあたって毎年申請が必要であり、膨大な添付資料の提出を求められている。 また、国で、平成21年度からすべて「一般」としていた高額療養費の所得区分(適用区分)を「上位所得者」「一般」「低所得者」に細分化し、区分別の自己負担限度額を設定した。しかし、22年度全国衛生部長会議結果では、「低所得者」区分該当者が国の想定を下回っていたことにより、21年度実績では公費負担額は減少しておらず、所得区分を分けた効果が明確でないとされている。 【支障事例等】 患者団体から複数年に一度にしてほしいとの要望が常に寄せられている。とりわけ、住民票については、昨年度から変更がなければ提出する必要は乏しく、また介護保険証の写しについても、特に入用要件もはつきりしておらず、患者への説明にも苦慮している。 また、都道府県では、高額療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証所持者は36,611人(427.3現在)もあり、受給者証発行までに2ヶ月以上に及ぶ時間を要することもある。 【効果・必要性】 指定難病患者及び都道府県の事務負担の軽減を図ることができる。 高齢者療養所得区分の照会及び申請資料の簡素化により約1ヶ月程度の事務の迅速化を図ることができる。	6【厚生労働省】 (23)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長
27年	308	医療・福祉	都道府県	宮城県、岩手県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条4項	指定難病患者が特定医療費を受給することができる受診医療機関等の事前申請の廃止	指定難病患者への特定医療費支給に係る医療受給者証発行には、患者の申請に基づき、受診医療機関の名称等の記載が必要となっており、受診医療機関変更の都度、届け出が必要となっている。 指定難病患者が受診する医療機関は、すべて医療機関からの申請に基づき審査の上で指定していることから、「都道府県が指定した医療機関」すべてで特定医療費を受取できるよう規制緩和を求めるもの。	【支障事例】 指定難病患者が特定医療費の支給を受けるために必要な医療受給者証を都道府県が発行する場合、患者の申請に基づいた受診医療機関等の名称等の記載が必要となっており、患者が院外等により受診医療機関等を変更する場合においても、都度、届け出が必要となっている。また、受診医療機関等を変更した場合、変更認定は原則、変更申請を行った日と取り扱われているため、患者の手続き遅延により、医療費の助成を受けられない事例が多発しており、受付窓口においても、これらの問い合わせ対応や事務処理の増加に苦慮している。 【制度改正の必要性】 難病患者は容態の急変等により受診医療機関を急に変更することや症状により届け出のための移動に困難を生じることが多いため、患者の手続きを簡略化することはサービスの向上に繋がるものである。	【(ii)再掲】 6【厚生労働省】 (23)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)特定医療費の支給(5条1項)については、緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象とすることができるところ、実施主体である地方公共団体の判断により、患者の個別の事情に応じた柔軟な対応が可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。 (ii)医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
27年	142	医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	健康保険法施行令第41条第7項 健康保険法施行規則第98条の2 平成26年12月19日付け健康保険法1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))に基づく医療費助成制度は、受給者証に記載された自己負担上限額(月額)を限度として医療費の公費助成を行うものである。 【支障事例】 平成26年12月19日付け健康保険法1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))に基づく医療費助成制度は、受給者証に記載された自己負担上限額(月額)を限度として医療費の公費助成を行うものである。 【再掲】 6【厚生労働省】 (23) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年12月19日付け健康保険法1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))に基づき、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長	健康保険法施行令第41条第7項 健康保険法施行規則第98条の2 平成26年12月19日付け健康保険法1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))に基づく医療費助成制度(受給者証の交付)に係る高額療養費の所得区分の記載の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))に基づく医療費助成制度(受給者証の交付)に係る高額療養費の所得区分の記載の廃止	受給者証における高額療養費の所得区分の記載に係る事務について、保険者への照会等に時間を要し、円滑な受給者証の交付の妨げとなっていることから、廃止された。	【制度の概要】 難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))に基づく医療費助成制度は、受給者証に記載された自己負担上限額(月額)を限度として医療費の公費助成を行うものである。 【支障事例】 平成26年12月19日付け健康保険法1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))に基づく医療費助成制度は、受給者証に記載された自己負担上限額(月額)を限度として医療費の公費助成を行うものである。 【再掲】 6【厚生労働省】 (23) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年12月19日付け健康保険法1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))に基づき、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長	【再掲】 6【厚生労働省】 (23) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年12月19日付け健康保険法1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))に基づき、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長
27年	72	医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	法定予防接種の 保護者同意要件 の緩和	法定予防接種の 保護者同意要件 の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。	【背景】 現在、予防接種法による保護者の定義が「親権者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡が取れない児童については、保護者同意が得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がいない場合には施設長等が親権代行する) 施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることとしているが、どうしても事前 に同意を得ることができない場合がある。 【支障事例、制度改正の必要性】 予防接種を受けていない児童が施設等で集団で生活する場合、1人が感染症に罹患すると、他の児童に感染が拡大する懸念がある。 保護者が予防接種に反対している場合は、予防接種の必要性について保護者に説明する等、同意を得るよう働きかけることができ、保護者と連絡が取れない場合はそういったことが不可能。 そこで、保護者と連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合においては、施設長等の同意で予防接種が可能としてほしい。	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。	6【厚生労働省】 (6) 予防接種法(昭23法68) (1) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに47条1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であること、地方公共団体に平成27年中に通知する。 (2) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。
27年	225	医療・福祉	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	法定予防接種の 保護者同意要件 の緩和	法定予防接種の 保護者同意要件 の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とすることを求める	【支障事例】 地方への移住希望者が、地域の文化・伝統、生活習慣を実体験するために、数日から数週間単位の短期間で、お試しで移住を希望するニーズがあり、市として移住のための環境整備に取り組んでいる。一方、本市には居住の用に適した状態の空き家が約2,000件存在する。 現行制度において空き家を短期間賃貸に供する場合、旅館業法上の簡易宿所営業とみなされる可能性があり、同法に基づく施設構造基準、衛生措置基準など一般住宅とは異なる改修等が必要となることから、改修費用や改修後の売価価値の低下等の問題により、短期間賃貸に供することが困難になる。 また、空き家を最終的な目的としていない空き家の所有者に対し、旅館業法の許可申請を課すことも、空き家の利活用を妨げる要因となっている。 【制度改正の必要性と効果】 空き家は、過去に居住の為に利用されており、最低限の衛生を確保する設備は備えられている。また、売買・賃貸を検討している者からの利用を想定すれば、通常の旅館業と異なり、不特定多数の者が反復して利用することは考え難い。したがって、売買等の前提として空き家を短期間賃貸させる場合には、旅館業法の許可は不要であると考えられる。 これにより、移住希望者のニーズに応えることが可能となり、移住・定住を促進するとともに、空き家の解消にも繋がる。 【懸念の解消策】 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各自治体において登録制度を創設することにより、対象を売買等を目的とした空き家に限定し、通常の宿泊営業目的の物件を除外することが可能である。	法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とすることを求める	【再掲】 6【厚生労働省】 (6) 予防接種法(昭23法68) (1) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに47条1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であること、地方公共団体に平成27年中に通知する。 (2) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。
27年	5	環境・衛生	施行時特別市	福井市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	旅館業法第3条 第1項	空き家の利活用における旅館業法の規制緩和	地方への移住促進と空き家の解消を図るため、売買・賃貸することを前提としている空き家物件への短期居住については、旅館業法の許可の対象外とする。	【支障事例】 地方への移住希望者が、地域の文化・伝統、生活習慣を実体験するために、数日から数週間単位の短期間で、お試しで移住を希望するニーズがあり、市として移住のための環境整備に取り組んでいる。一方、本市には居住の用に適した状態の空き家が約2,000件存在する。 現行制度において空き家を短期間賃貸に供する場合、旅館業法上の簡易宿所営業とみなされる可能性があり、同法に基づく施設構造基準、衛生措置基準など一般住宅とは異なる改修等が必要となることから、改修費用や改修後の売価価値の低下等の問題により、短期間賃貸に供することが困難になる。 また、空き家を最終的な目的としていない空き家の所有者に対し、旅館業法の許可申請を課すことも、空き家の利活用を妨げる要因となっている。 【制度改正の必要性と効果】 空き家は、過去に居住の為に利用されており、最低限の衛生を確保する設備は備えられている。また、売買・賃貸を検討している者からの利用を想定すれば、通常の旅館業と異なり、不特定多数の者が反復して利用することは考え難い。したがって、売買等の前提として空き家を短期間賃貸させる場合には、旅館業法の許可は不要であると考えられる。 これにより、移住希望者のニーズに応えることが可能となり、移住・定住を促進するとともに、空き家の解消にも繋がる。 【懸念の解消策】 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各自治体において登録制度を創設することにより、対象を売買等を目的とした空き家に限定し、通常の宿泊営業目的の物件を除外することが可能である。	6【厚生労働省】 (7) 旅館業法(昭23法138) (1) 移住を希望する者に対する売買又は賃貸を前提としている空き家物件への短期居住であって、①空き家物件の利活用事業の実施主体である地方公共団体において対象物件が特定され、②居住しようとする者が真に対象物件の購入意思又は長期賃貸意思を有し、当該意思を地方公共団体が確認する措置が執られることにより、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのない措置が担保されている場合における宿泊サービスの提供については、旅館業法の適用外となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	204	環境・衛生	都道府県	群馬県、福島県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第3条第1項	都市農村交流等を目的とした農家宿泊体験における旅館業法の適用除外	都市・農村交流を目的に農村が「地域」で都市住民等を受け入れて農家に宿泊させる農家民泊(※)の場合、旅館業法の適用を除外する。 ※教育等を目的として実施される農林家で生活を体験させるための宿泊(ホームステイ)、農家民泊法で定める「農林漁業体験民泊」ではない。	【支障事例】 農村余暇法の農家民泊は、あくまで「旅館業」であり、地域ぐるみの手作り感のある宿泊体験を提供するに至っていない。一方で、教育旅行等を対象にし、農林業体験を伴う宿泊は「農家民泊」として実施されている。農家民泊は旅館業法の営業許可を取得していないため、宿泊経費を徴収することができず、体験料として徴収している。例えば、シーツのクリーニング代等を受領すると宿泊の対価を得ることとなり、旅館業法の営業許可が必要となる。しかし、旅館業法の営業許可を得ることは、農林業体験の提供を主目的とした農家民泊の実施者にとって、申請行為自体の事務手続き負担が大きいため、特定の者しか取り組むことができない。都市農村交流や子どもたちの一時滞在型農山村交流・体験学習が拡大の大きな障害となっている。市町村からの要望あり。 【提案実現の効果】 農家民泊実施者が宿泊経費を得られるようになり、地域協議会(※)を中心に、農家民泊について地域全体で継続した取り組みが可能となり、都市農村交流の発展が期待できる。 【懸念の解消策】 旅館業法第3条第1項の適用除外は、地域協議会が受け付ける教育旅行(公共性が高い)として実施される農家民泊を想定し、旅館業法の営業許可を受け個人が自由に営業を行う農家民泊、民間旅館とは競合しないと考えられる。また、同協議会が安全・衛生面に関するガイドラインを作成することで、安全・衛生面に配慮した農家民泊を実施できるものとする。 ※農家民泊等の実施を通して都市農村交流を推進するために、市町村、地元商工会、地元旅館業組合及びその他協力団体等で構成する協議会(現在は任意団体)、事業実施に当たって、申込受付、農家民泊実施者との調整などを行っている。	6【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) (ii)地方公共団体が設置する地域協議会等が事業実施主体となり、当該地域協議会等が宿泊者から宿泊料に相当する対価を受け、当該地域協議会等が農家等に支払う経費は宿泊料に該当せず、旅館業法の適用外となること、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	269	環境・衛生	都道府県	兵庫県、滋賀県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第5条1項4号	非農林漁業者が農林漁業体験民泊業を行う場合においても旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和	旅館業法においては、特例として、農林漁業者が農林漁業体験民泊業を行う場合に限り、客室面積が33平方メートル未満であっても旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和	【提案の経緯・事情変更】 非農林漁業者が簡易宿所を開設する場合は、旅館業法に基づき、簡易宿所営業施設の構造基準(客室延べ床面積33㎡以上)を満たす必要があるが、農村余暇法では農林漁業者は客室延べ床面積33㎡未満であっても農林漁業体験民泊の開設が可能となっている。 農山漁村においては、高齢化等により人材が不足している状況にあるため、農林水産省においては、非農業者等の農業参入を促進するための各種規制緩和を進めているが、旅館業法においては、客室面積に係る特例を農林漁業者のみに限定していることから、非農業者が古民家等を活用して農林漁業体験民泊業を行う上で障害になっており、非農林漁業者の参入が進みにくい状況にある。 【支障事例等】 本県では、ある島に移住してきた方が漁業組合などと連携し、島のガイドとして魅力の発信に取り組んでいるが、高齢化した居住者から空き家の活用について相談を受け、ゲストハウスとして体験民泊を行うおとしたところ、当該島の空き家は小さいところも多く、体験民泊として活用するためには、客室要件を満たすことができなかったという事例がある。 【効果・必要性】 農林漁業者に限らず、多様な主体が古民家等を活用して、都市住民等に対し、農山漁村に滞在しつつ、農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深める余暇活動の機会を提供することにより、都市農村交流を通じた地域活性化を図ることが可能となる。	6【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) (iii)農林漁業者以外の者が「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき検討し、省令を改正し、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を平成27年度中に適用除外とする。あわせて、空き家を活用して農林漁業体験民泊業を営む場合の客室面積の条件についても、当該計画に基づき検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	191	環境・衛生	中核市	宇都宮市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道法施行規則第8条の2・水道事業等認可の手引き(昭和60年6月厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課事務連絡)	近隣水道事業者との受給水に係る認可変更手続きの簡素化	給水区域及び給水人口を変更する場合、事業変更の届出において、給水人口及び給水量を記載することになっているが、小規模な給水区域の変更により、「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出省略、または、「水道事業者の認可の手引き」において、前回の水需要予測の結果を用いることのできるケースとして、「小規模な給水区域の変更」の明文化を求めるもの	【支障事例】 給水区域境付近の小規模集落などにおいては、地形的な条件等により、自ら整備するよりも近隣水道事業者との受給水を行うほうが容易なケースがあるものの、このような小規模な給水区域の変更においても、「水道事業者の認可の手引き」に規定されている4項目全てを満足できない場合には、区域全体の給水人口や需要水量の推計に基づき「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出が必要となり、この作成には概ね600万円程度の費用と相当の時間を要することなどが、水道事業者にとって負担が大きく、認可変更しにくい状況となっている。 【必要性】 提案が実現することにより、近隣水道事業者との受給水が進むことが見込まれ、建設費の大幅な抑制や管破事故時の迅速な対応、地域住民の安全・安心な生活環境の確保など、小規模集落等に対する持続的な水道サービスの提供や事業者間の連携促進による広域化への発展などが期待できる。	6【厚生労働省】 (13)水道法(昭32法177) 以下に相ける条件を満たす給水区域の拡張に係る事業変更については、認可又は届出に係る水需要予測を簡素化できるよう、「水道事業者の認可の手引き」(以下「手引き」という)を平成27年度中に改訂する。 ・既存の給水区域が現行の手引きに規定する水需要予測の簡素化の要件に適合している。 ・変更認可申請又は届出時の拡張給水区域の給水人口が100人以下である。 ・拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。
27年	73	医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第4条第1項、第31条、第33条	措置延長された者に対する一時保護(委託)措置を行えるよう弾力化	児童福祉法第31条第2項に基づき満18歳になった後も措置延長により児童養護施設等への入所又は里親への委託がなされている者について、法第33条第1項による児童相談所の一時保護(適当な者への一時保護の委託)措置を含む。以下「一時保護(委託)」という。措置を実施できるように弾力化することを求める。	【現行制度】 児童福祉法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行えることとされている。一方、児童福祉法上の「児童」の定義が18歳未満であることから、法第33条の一時保護(委託)措置については、措置延長がなされている者であっても満18歳に達したことをもって行うことができない。 【制度改正の必要性】 次のように、昨今、18歳未満の入所児童等と同様に、満18歳を超えて施設入所又は里親委託されている者についても、児童相談所において一時保護措置を行う必要性が生じるケースが増えている。 ・措置延長された者が施設内でも他児童との間の問題や施設への不応答等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができない。 ・施設側から、指導等に従わない入所児童の対応に苦慮して援助を求められた場合、一時保護又は他施設等への措置変更等を行うことが望ましいが、満18歳を超えている場合、児童相談所として措置ができない。 【懸念の解消策】 児童福祉法上の「児童」の定義を変えるのではなく、少なくとも措置延長がなされている者に対しては、満18歳未満の児童と同様に、児童相談所として、可能な限りの手段を尽くして児童の福祉(支障)を継続できるような弾力的な対応ができるようにしてはし。	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (i)児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童であって、満18歳を超えて措置延長されている者については、一時保護を行うことを可能とするについて検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	166	医療・福祉	都道府県	滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第13条第1項、児童福祉法施行令第3条	児童相談所における児童福祉司の職員配置基準の見直し	児童福祉法施行令第3条に標準として規定されている児童相談所の児童福祉司の職員配置数は、「保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね4万から7万まで」に対して1人とされているが、昨今の児童虐待件数や継続的なケアが必要な案件の増加等の実態を踏まえた設定とするよう見直しを求める	【制度の概要】 児童福祉法第13条第1項により、児童相談所には児童福祉司を置かなければならないとされ、同法施行令第3条により、児童福祉司1人の担当区域が「人口おおむね4万から7万まで」を標準として定めるものとされている。 また、児童相談所運営指針において地区担当児童福祉司等の教育・訓練・指導を担当する児童福祉司(以下、「スーパーバイザー」)を5人に1人置くことが標準とされている。 【本県の状況、支障事例】 平成25年度の児童虐待の相談件数は1283件と、平成12年度の295件と比較すると、4.3倍に増加している。これに合わせ、県において児童福祉司の増員を図ってきたが、児童福祉司1人当たりの児童虐待にかかると児童福祉司による年度を超えた長期間のケアを必要とするケースも多く、平成25年度では相談件数の53.9%が継続的に関わっているものであるが、国において把握されている相談件数は当該年度に新規で発生した数であると考えられ、虐待相談全体の把握が十分でない。こうしたことから、児童福祉司の数が十分に配置できず、本来、専任で配置すべきであるスーパーバイザーが、地区担当業務を兼務しており、本来の教育・訓練・指導業務を満足に行えないなど、児童虐待に対する対応が難しい状況となっている。 【制度改正の必要性】 以上から、施行令に定める標準の配置数では実際の対応に支障が生じており、各自自治体が当基準を標準として配置数を検討していることを踏まえれば、これまでの人口による基準に加えて、例えば、児童虐待相談の全数を把握した上で、児童福祉司一人あたり担当数の上限の基準を設けること等が必要でないかと考える。	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童福祉司の担当区域の標準(施行令3条)については、昨今の児童虐待に関する相談対応件数の増加傾向を踏まえ、業務量に見合った体制を整備することについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	192	医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第3項、第7条第1項、建築基準法第48条第1項、第2項、旅館業法第9条	産後ケア事業の推進に向けた法的措置の付与及び各種規制の緩和を行うことを求める。	世田谷区の独自事業として行っている産後ケア事業の推進及び全国への波及を目的として、現在法的な位置づけのない産後ケアセンターに児童福祉法による法的な位置づけを与えるほか、センター設置にあたって障壁となる各種法規制(建築基準法、旅館業法)の規制緩和を行うことを求める。	【具体的な支障事例】 世田谷区では全国に先駆けて「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える出産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の拡充が課題である。 産後ケアセンターの法的な位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令による規制等の確認を行いながら事業を進める必要があり、事務が煩雑となるほか、次のような事業の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。 ①建築基準法第48条に基づき別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる建築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるかが判断しにくい。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的な位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受けることとなり、例えば、カウンター幅に係る規定や宿泊者名簿の備えが必要など、本来的には必要でない法整備を満足させなければならない。 【支障の解消に向けた方策】 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるなど、法で定められた施設とするほか、次のような方策を検討したい。 ①特定行政庁の判断で、法48条別表第2に列挙する建築できる建築物に「類するもの」として独自に解釈する方法も考えられるが、全般的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行う。 ②他の児童福祉施設と同様、①の法的な位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないことになると考えるが、法的な位置づけが得られないにしても、通知等により適用除外規定を定める。	6【厚生労働省】 (8)旅館業法(昭23法138)及び産後ケア事業産後ケア事業については、当該事業の実施状況等を踏まえ、実施に当たった際の留意点等を定めるガイドラインの策定に向けて、事業内容の明確化、衛生管理の方法等について検討し、平成28年度中に結論を得る。あわせて、その検討状況に応じて、当該事業と旅館業法等との関係についても検討し、結論を得る。
27年	168	医療・福祉	一般市	瑞穂市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の4、第45条、児童福祉施設における保育士配置定数の緩和	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和	26年の提案に対する対応策として、27年度の間は、朝・夕の時間帯で当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え保育施設における十分な業務経験を有する者を配置することもやむを得ないとの特例が示された。ところが、本市では必ずしも保育する児童が少数でない施設もあり特例が認められないこともあることから、28年度以降の措置について継続して検討を求めるとともに、現場の状況を踏まえ、その適用条件等について改めて整理することを求める。併せて、代替できる者の定義の明確化を求める。	【本市の保育士不足の状況】 非正規職員である保育士の希望労働時間は、大半が9時から15時までとなっており、この時間帯は正規職員もいるため、職員数は充足されている。一方、保育所では、11時間を超えて預かる児童が多くなっており、朝・夕の保育士の確保が難しい状況となっている。 【懸念の解消策】 昨年の提案と同様に、保育士が不足している朝・夕の原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人を、特例で示されるように代替できる者で対応できるようにすることで、懸念を解消したい。 【特例に係る課題認識】 今回示された特例を活用する上で、次の点から困難であると感じている。 ・特例措置が27年度限りであり、28年度以降の方向性が見えないこと。 ・当該保育所において保育する児童が少数である時間帯とあるが、おおよその程度の状況を指しているか判断しにくい。また、本市では朝・夕であってもそれ以外の児童数を抱える施設もあるが、そのような場合にも状況に応じ適用できるよう改めて検討してほしい。 ・保育士の代替者について「保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なもの」とされているが、どのような者を指しているか判断しにくく特例措置の活用に踏み出づらいため。	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (iii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準に關し、平成27年度中に特例的に実施している取扱い(朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの)については、有識者の意見を踏まえつつ保育業務経験者等の要件を明確化した上で平成28年度以降も実施する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	323	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたこと併せて、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考えられる。 (支障事例) 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存在している。一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならないと、煩雑である。子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し実施実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	【再掲】 6【厚生労働省】 (5)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(内閣府及び文部科学省と共管)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の変更(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	212	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを単一施設とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたことである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	【具体的な支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、保育部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになり、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等を行った上で進捗、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分りやすい仕組みとなっている。 【参考】 保育所部分(保育所等整備交付金)：国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金)：国から都道府県経由で市町村への間接補助 【制度改正の必要性】 以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分りやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 [再掲] 6(厚生労働省) 5(児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(内閣府及び文部科学省と共管) 幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の交付要綱や協議書の一本化等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	215	医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案) 病児保育事業実施要綱(案) 27年度の要綱は現時点で未発表であるが、案が提示されている)	病児保育事業に係る園庫補助の職員配置に関する要件緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。 ①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していることも、迅速な対応が可能であれば良いこととする。 ②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有する市町村長が業務遂行能力があると認める者に、手当を支払い、従事させることも良いこととする。	【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、年間稼働日数が10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。 (参考)年間利用人数の少ない保育所内施設の例(26年度実績) 施設(A)年間総数4名(4月～5月)2名ずつのみ、その他の月は0名 施設(B)年間総数16名(5月に7名、6月に5名、その他の月は0名～2名で推移) 【制度改正の必要性】 人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を講じることで事業を行うことを認めていただきたい。 これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図れるほか、事業者としても安定的な経営を可能とし、病児、病後児保育の裾野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であると考えられる。	[再掲] 6(厚生労働省) (21)子ども・子育て支援法(平24法65)(内閣府と共管) 病児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、柔軟な対応が可能であることを地方公共団体に平成27年度中に通知し、あわせて、「病児保育事業実施要綱(平27厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成28年4月を目途に改正する。
27年	216	医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項	高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の拡大	看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金について、その支給対象期間を、「修業する期間に相当する期間」としながら現行では上限2年に制限している。当該現行の補助対象となる支給対象期間を「上限なし(3年目以降も対象)」に拡大すること。	【具体的な支障事例】 ひとり親の就業に資する資格取得に際しての生活支援給付金である高等職業訓練促進給付金の支給対象期間は、21年度には修業期間の全期間(上限なし)に拡充されたが、その後、24年度から上限3年、25年度からは上限2年に短縮されたことから、3年以上のカリキュラムが必要な資格に係る修業者数が減少している。(県内実績)23年度:6名、24年度:3名、25年度:0名 ひとり親家庭の経済的自立によって、効果的な資格取得することは重要である一方、低所得傾向にあるひとり親にとって、3年目以降の給付金の当てが無い中では、3年以上の修業を要する資格を取得するには生活の不安があり、意欲があっても資格取得を断念せざるを得ない状況である。 【制度改正の必要性】 ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、それに伴い、一般世帯と比べて年収が低くなっていることから、自立を促進するには安定した就業のための支援が必要である。その中で、高等職業訓練促進給付金は就業支援の効果が高く、実際に、県内で当該事業を活用し、資格取得したひとり親の多くが常勤雇用に結びついている。 ひとり親に安定した修業環境を提供し、資格取得後は安定した雇用形態で就業できるよう自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要である。 【本県における対応】 なお、本県では全期間を給付金の支給対象とすることの重要性に鑑み、26年度から県単独事業として、国庫補助の対象とならない3年目以降について、市町村を通じて支給することとした。(これにより、25年度に0名となった修業者が26年度は3名、27年度は5名と増加に転じた。)	6(厚生労働省) (16)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) 高等職業訓練促進給付金については、当該給付金の機能の充実に基づいて検討し、平成28年度予算編成過程で結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	222	医療・福祉	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項	高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象期間の拡大(上限2年→3年)	看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するための養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金の支給対象期間を、現行では上限2年に制限しているところ、3年に拡大することを求める。	ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、一般世帯と比べて年収が低くなっている。ひとり親家庭に安定した修業環境を提供し、資格取得後は安定した雇用形態で就業することをもって自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要。看護師等の資格は取得に3年を要するため、ひとり親にとっては、修業期間の3年目以降の生活の不安から、意欲があっても資格取得を断念せざるを得ない状況にある。 なお、修業3年目には母子寡婦福祉資金の貸し付け(月68,000円)が受けられるものの、卒業後に多額の返済を抱えて就労しなければならぬことに対する不安も強い。	[再掲] 6(厚生労働省) (16)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) 高等職業訓練促進給付金については、当該給付金の機能の充実に基づいて検討し、平成28年度予算編成過程で結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	36	雇用・労働	都道府県	愛知県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号 厚生労働省組織規則第762条	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限を都道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 職業安定法の目的(第1条)を一層推進するためには、都道府県自身が地域の実情に応じ、産業振興、人材育成、福祉などの施策と連携して雇用施策を運用することが効果的。例えば、愛知県では、県で造成した「産業空洞化対策減税基金」を活用した企業誘致や、「アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした職業紹介等を一体的に実行することで、より効果的な推進が可能。 また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方移管が可能。 【現行制度の支障事例】 国は、H27年1月の閣議決定で、現行制度上の取組(一体的実施、求人情報のオンライン提供等)を積極的に進めるとしているが、これらに別当人員・予算を措置することで、二重行政が生じる懸念がある。 ○本県の一体的実施「あいち労働総合支援フロア」に係る予算等 人員:26人、予算:207,260千円 ○県内のハローワーク箇所数:16か所2出張所 【懸念の解消策】 ①雇用保険との財政責任と運営責任の不一致については、国が示す基準のもと、都道府県がこれまでと同様に執行することは可能。 ②職業紹介の全国ネットワークの維持は、国が全体のネットワークを維持し、都道府県は一定のセキニティの基でアクセス許可を受けることで可能。 ③全国一斉の雇用対策は、都道府県と厚生労働省との連絡調整により一体的実施は十分可能。 ④ILO条約については、国が統一基準のもと、地方への地方自治法に基づく助言・勧告、是正指示を行い条約の趣旨を満たすことは可能。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)の公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する審査等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の役割が明確なる検討の徹底を図るとともに、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (2)「地方公共団体のハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について、地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業と同列に課税されている事業の廃止を含む(職業安定法33条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法33条の14)、帳簿の備付け(職業安定法33条の15)等の規制及び国のによる監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。 ・無料職業紹介を実施する地方公共団体に対し、国が有する求人又は求職に関する情報を、求人者及び求職者の同意を得た上で、当該地方公共団体の求めに応じて国からオンライン等で提供することと法定化する。 ・国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにする方策について平成28年度中に検討し、その結果を実施に必要な措置を講ずる。 ・地方公共団体にオンラインで提供される求人情報の割合を向上させるため、求人受理時の意向確認を引き続き徹底する。 ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報を、委託訓練及び認定職業訓練の業務範囲において提供することと可能とする。 ・地方公共団体が受け付けた求人について、地方公共団体から都道府県労働局への情報提供に基づき、ハローワークの求人としても受理する。 ・地方公共団体が行う無料職業紹介により求職者を雇入れた企業が雇入れ助成金の対象となることを明確化し、地方公共団体に平成27年度中に通知するとともに、事業中に平成27年度中に周知する。 ・国による雇用保険料の失業者の認定(雇用保険法15条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(2条)及び雇用関係助成金の支給手続について、無料職業紹介を行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。 (3)「地方公共団体のハローワーク」を活用する特措法について、新たな以下の特措法を創設する。 ・地方公共団体が国との間で、職業安定行政を中心とする雇用対策全般について連携し、取り組むための協定を締結できる。 ・協定は、当該協定に係る都道府県又は市町村を管轄する全てのハローワークの所掌事務対象とする。協定においては、例えば、運営協議会の設置、事業計画の策定、国と地方公共団体が連携して取り組む施策・事業(1)(ii)の一体的サービスの実施等)などの事項を定める。 ・地方公共団体の協定の内容や協定期間の雇用対策について要請するなど、国に対する関与ができる仕組みについて、法律上の根拠を設ける。 (4)一体的サービスの実施について ①地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業等と地方公共団体の雇用に関する施策(福祉業務に伴う支援、若者・女性・中高年齢者向けの就労支援、事業主支援等)を一体的に実施するサービス(以下「一体的サービス」という。)を法定化した上で継続的に実施することとし、その運用について、以下の改善措置を平成28年度から講ずる。 ・一体的サービスにおける業務の改訂に係る地方公共団体からの要望については、可能な限り要望を受けたハローワーク又は都道府県労働局で判断を行うこと。要望の標準的な実施方法が、標準的短期間を設けること等により、標準的な対応手続を定め、意思決定を迅速化する。また、要望の実現が困難である場合には、地方公共団体に対してその理由を明示する。 ・一体的サービスにおけるハローワークの就職実績について、地方公共団体の求めに応じて、少なくとも月に1回、属性別の人数や個人別の就職状況等の情報を提供する。 ・国による雇用保険料の失業者の認定(雇用保険法15条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(2条)及び雇用関係助成金の支給手続について、一体的サービスを行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。 ・一体的サービスにおける利用者登録制については、ハローワークの求職申込書を国及び地方公共団体の共通性とし、求職者の同意を得た上で、国と地方公共団体で求職者の情報を共有する。他のハローワークで既に求職申込みがなされている場合には、求職者の同意を得た上で、ハローワークの求職申込書の記載情報を地方公共団体に提供する。 ・このほか、一体的サービス等の充実策について結論が得られた事項については、可能なものから速ちに実行する。 (5)「国による支援の拡充等」について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 ・職業紹介等に係る地方公共団体の職員の知識・能力の向上を図るため、必要な研修の実施に国が協力するほか、国及び地方公共団体の間で的人事交流を推進する。 ・利用者の利便性が一層高まるよう、生活困難者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、企業誘致等の産業政策と雇用対策との連携を促進する観点から、国及び地方公共団体の情報共有を推進するとともに、両者の連携に係る事例集を作成し、地方公共団体に平成28年度中に周知する。 ・各都道府県の雇用対策等の情報については、国が地方公共団体に提供可能な情報の種類を平成27年度中に示し、地方公共団体からの要望に応じて提供する。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「制度改正実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「関係府庁の事業の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年度までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	129	雇用・労働	都道府県	山形県	厚生労働省	A 権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 厚生労働省組織規則 第792条、第793条 雇用保険法第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条の3、第37条の4、第39条、第40条、第44条、第47条、第51条、第52条、第53条、第56条の3、第58条、第59条 職業能力開発促進法第26条の7 	<p>職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む一体的取組の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介業務 ●雇用保険法に基づき雇用保険の適用・認定・給付等 ●国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督(地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督) 	<p>この課題に対し、ハローワークが行う職業相談・紹介、求人・求職の実態・ニーズに関する情報を県等の施策に反映することで、本県における就労支援の更なる強化を図り、県民サービスや利便性の向上に繋げることが可能となる。</p> <p>平成25年度より開始した、県と労働局の一体的実施による「トータル・ジョブサポート」においては、平成26年度、山形市において105人(計画100人)、酒田市において67人(計画60人)、7月に新たに開設した新庄市において12人(計画12人)、同じく米沢市において47人(計画14人)の就労に繋がり、いずれも計画と同等以上の成果を挙げっており、ハローワーク機能が完全に地方に移管されることで、施策面のより一層の充実と、機能の向上が期待できる。</p> <p>国は、先に閣議決定した「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、本県を含む地方の「一体的実施」等の取組の成果と課題を検証したうえで、ハローワークの地方移管を速やかに実現すべきである。</p>	<p>【再掲】</p> <p>【4】(厚生労働省) (1)職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、必要な措置を講ずる。労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (1)「地方公共団体(ハローワーク)が自ら実施する無料職業紹介」の創設について、地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体は民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の禁止事由(職業安定法32条の第2項)、職業紹介事業者の選任(職業安定法32条の14)、職業の届付け(職業安定法32条の13)等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。 ・無料職業紹介を実施する地方公共団体に対し、国が有する求人又は求職に関する情報を、求人者及び求職者の同意を得た上で、当該地方公共団体の求めに応じて国からオンライン等で提供することを法定化する。 ・国が地方公共団体に対しオンラインで提供できる情報の範囲に、企業が求める人材後、より詳細な労働条件等が含まれるよう引続きする方策について平成28年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 ・地方公共団体(オンライン)で提供される求人情報の割合を向上させるため、求人受理時の意向確認を引き続き徹底する。 ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。 ・地方公共団体が提供した求人について、地方公共団体から都道府県労働局へ情報提供に基づき、ハローワークの求人としても受理する。 ・地方公共団体の行う無料職業紹介により求職者を雇用した企業が雇入助成金の対象となることを確保し、地方公共団体(平成27年度中・通年度)に申請し、専ら平成27年度中に通知する。 ・国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法19条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(2条)及び雇用関係助成金の支給手続については、一体的サービスを行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。 (4)「地方公共団体の代表が参画する検討の場」について、雇用対策に関する検討の場と地方公共団体の連携(雇用対策31条)について、新たな以下の枠組みを創設する。 ・地方公共団体は国との間で、職業安定行政を中心とする雇用対策全般について連携を取り組むための協定を締結できる。 ・協定は、当該協定に係る都道府県又は市町村を管轄する全てのハローワークの所管事務を対象とすることができる。 ・協定においては、例えば、職業協議会の設置、事業計画の策定、国と地方公共団体が連携して取り組む施策・事業(「(四)」の一体的サービスの実施等)などの事項を定める。 ・地方公共団体が協定の内容全般等に関する雇用対策について要請するなど、国に対する「(四)」の一体的サービスの実施については、国が地方公共団体の同一施設内で国の無料職業紹介事業等と地方公共団体の雇用に関する事業(職業安定法)を支援、若者・女性・高齢者等に対する就労支援、事業支援等)を一体的に実施するサービス(以下「一体的サービス」といふ)を法定化した上で継続的に実施することとし、その運用については、以下の改善措置を平成28年度から講ずる。 ・一体的サービスにおける業務の取組に係る地方公共団体の希望については、可能な限り要望を受けたハローワーク又は都道府県労働局の判断を行うこと、要請の構造的な様式を定め、標準処理期間を設定すること等により、標準的な対応手続を定め、意思決定を迅速化する。また、要請の実現が困難である場合は、地方公共団体に対してその理由を明示する。 ・一体的サービスにおけるハローワークの就職実績については、地方公共団体の求めに応じて、少くとも別に国、国営性法人、及び地方公共団体の職種の別を掲載提供する。 ・国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法19条)、職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(2条)及び雇用関係助成金の支給手続については、一体的サービスを行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。 ・一体的サービスにおける利用者登録簿については、ハローワークの求職申込書と国及び地方公共団体の共通様式とし、求職者の同意を得た上で、国と地方公共団体で求職者の情報を共有する。他のハローワーク(国)で求職申込みがなされている場合には、求職者の同意を得た上で、ハローワークの求職申込書の記載情報を地方公共団体に提供する。 ・このほか、一体的サービス等の充実策について結論が得られた事項については、可能なものから直ちに実施する。 (4) 国による支援の協定等について ・地方公共団体が行う雇用対策事業・雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 ・職業紹介に係る地方公共団体の職員、能力向上を図るため、必要な研修の実施に国が協力するほか、国及び地方公共団体の間で的人事交流を推進する。 ・利用者の利便性が一層高まるよう、生活困窮者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、企業誘致等の産業政策と雇用対策との連携を促進する観点から、国及び地方公共団体の情報共有を推進するとともに、両者の連携に係る事業を推進し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 ・各都道府県の雇用情勢等の情報は、国が地方公共団体に提供可能な情報の提供を平成28年度中に開始し、地方公共団体からの要望に応じて提供する。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「雇用紹介事業等の改革」に関する検討会において、在り方について平成28年度までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p>	
27年	221	雇用・労働	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	<p>ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(民間職業紹介事業者等)7、ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(地方自治体等)7</p>	<p>委託訓練及び認定職業訓練を行う民間機関について、職業紹介の許可を受けた機関でなくとも、オンライン提供を受けた地方自治体からハローワークの求人情報を提供できるようにすることを求める</p>	<p>都道府県が民間教育訓練機関等に委託して行う「委託訓練」及び事業主等が行う「認定職業訓練」については、職業紹介の許可を受けた機関を除き、ハローワーク求人情報提供の対象外となっている。</p> <p>訓練を就職へ直結させるには、職業訓練実施機関でも求人情報を提供できるようにすることの効果的であり、訓練受講者等が「訓練機関で求人情報の端末を検索できるようになり、受講者・求職者の利便性も向上することから、オンライン提供を受けた地方自治体から、「委託訓練」や「認定職業訓練」の実施機関に対しハローワークの求人情報提供を可能とすることを求める。</p>	<p>【6】(厚生労働省) (3)職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)(抜粋) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (1)「地方公共団体(ハローワーク)が自ら実施する無料職業紹介」の創設について、地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。</p>	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	88	雇用・労働	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業安定法第30条、第31条、第32条の14、第32条の15、第33条の4第2項	職業紹介行為の事業所要件の廃止	地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合、事業所で行うこととされている職業紹介行為を、事業所以外でも実施できるよう事業所要件を廃止すること。	【規制の概要】 地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合、職業安定法に基づき、事業所ごとに届出又は許可が必要とされるとともに、それぞれの事業所には、事業所ごとの基準資産額、専属の職業紹介責任者の配置などが要件とされている。 【制度改革の内容】 職業紹介行為を地方公共団体が直接または民間職業紹介事業者に委託して行う場合は、出張相談や合同説明会等、事業所以外でも実施可能とする。 【支障事例】 地方公共団体が実施する出張相談会や合同企業説明会では、相談者や求職者に企業名を挙げた具体的な求職先の紹介ができない。このため、求職者は事業所に赴き求職の申し込みをしない限り、職業紹介を受けられない。都道府県が実施する出張相談会は、事業所から離れた市町村で定期的に実施することも多く、求職者にとって身近で相談する機会が確保されているにも関わらず、求人情報の提供等の職業紹介を受けるためには、住居から遠く離れた事業所まで改めて出向く必要があり、求職者の利便性を著しく損ねている。 また、合同企業説明会において、企業と求職者の双方が面接を希望した場合であっても、事業所での登録を行ってからの実施となり、迅速・円滑な就職支援の障害となっている。 【改革による効果】 地域の実情や求職者のニーズに応じた職業紹介(出張相談、合同会社面談会等)が随機に実施可能となり、求職者と求人者双方の利便性の向上及び地域におけるマッチング機能の強化が期待される。	【調整結果】 6【厚生労働省】 (3)職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)(抜粋) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (1)「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について 地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課せられている事業の停止命令(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、帳簿の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び罰則による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。 (iv)国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。
27年	303	雇用・労働	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業安定法第33条 無料職業紹介事業許可基準	都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすること	都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)には、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすることを求める。	【提案内容】 少子化が進む中、若者が安心して結婚・出産・子育てをするためには、安定した職につき働き続けることを支援していくことが重要である。さらに、今年度より学生の就職活動期間が短くなることから、短期間で効率的・効果的に若年求職者を中小企業とマッチングさせていくことが不可欠である。 このため、都道府県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)には、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とする。 さらに、国はその検証を早期に行い、都道府県が合同企業面接会を開催する場合には、事業所に係る要件等を適用しないこととするなど、ハローワークと同様の基準で職業紹介ができるようにする。 【既存制度の概要】 ○職業安定法第33条 無料職業紹介事業を行う者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。 ○無料職業紹介事業許可基準 事業所に係る要件 無料職業紹介を行う事業所は、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること ※なお、有料職業紹介を行う事業所も同様の要件である。 【支障事例】 大阪府の届出による職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外で合同企業面接会を実施する場合には、ハローワークとの合同開催が必要となることから、事前調整に時間を要する。そのため、求職者や企業のニーズがあっても数多く開催することができないという支障があり、早期に就職したい者や人材確保に悩む企業にとっても不利益が生じる。	【調整結果】 【両掲】 6【厚生労働省】 (3)職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)(抜粋) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。 (1)「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設について 地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直しを行う。 ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課せられている事業の停止命令(職業安定法32条の9第2項)、職業紹介責任者の選任(職業安定法32条の14)、帳簿の備付け(職業安定法32条の15)等の規制及び罰則による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。 (iv)国による支援の拡充等について 地方公共団体が行う雇用対策事業(雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等)に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。 ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。
27年	108	雇用・労働	都道府県	栃木県	厚生労働省	A 権限移譲	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項	労働時間等の設定の改善に関する指導、援助等について	労働時間等の設定の改善に関する指導、援助等については、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県の行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、当該事務の権限を都道府県へも付与する。	【支障事例】 県の各労働事務において、日々、事業所訪問を行い、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」等の普及啓発に努めている。労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項には、国の責務として「指導(＝行政指導)」、「援助」、「広報」、「啓発活動」について規定され、同条第2項には県の責務として「広報その他の啓発活動」は規定されている。県の責務として「指導、援助等」は規定されていないため、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」上の「指導、援助等」をどこまで行ってよいか疑義があり、現在、踏み込んだ対応を行っていない。 【制度改正の必要性】 法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、法律の根拠に基づく行政指導を行うことができる。(つまり、事業所に対し訪問理由を明確に説明することができる。単なる普及啓発から一歩踏み込んだ対応をすることができる。労働局や労働基準監督署よりも頻りに訪問することが可能であるため、各事業所の実態に合った指導を行うことができる。等のメリットがある。)「援助」について、法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、予算措置(＝財政的援助)も含めた対策を検討することができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
										【県内の状況】 サービス付高齢者住宅等を整備している市町村においては、GCRCの取組について積極的に推進し地域の活性化につなげたいが、移住後すぐに介護保険利用者となると、市町村の持ち出しが多くなるので不安との声が上がっている。	
27年	315	医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第13条 介護保険法施行法第11条	介護保険制度に係る住所地特例の見直し	障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合に、現行では当該適用除外施設のある市町村が保険者となるが、当該適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とするよう住所地特例を見直す。	【支障事例】 介護保険適用の複数の施設に継続して入所する場合、現在入所する施設の所在する市町村ではなく、元の居宅等のあった市町村が保険者となる(介護保険法第13条)。一方、障害者支援施設や救護施設等の介護保険適用除外施設を退所し、引き続き介護保険施設に入所する場合、現行の取扱いは、適用除外施設の所在する市町村が保険者となる。(介護保険法施行法第11条) 適用除外施設は、介護保険施設以上に地域的偏在が大きく、また、入所者の高齢化が進行している現状から、適用除外施設の所在市町村における保険給付の負担が大きく、公平性に欠ける。なお、本件については、茨城県救護施設協議会から「平成27年度県社会福祉に関する要望書」として、県に提出されている。 【制度改正の必要性】 本提案は、上記支障事例による市町村間の不均衡の是正や財政負担の平準化につながるのと同時に、現状において適用除外施設の所在市町村の負担を考慮して実施している市町村間の協議が必要となることから、地域の実態に即した制度の実施につながるものであり、地方分権に資するものである。 【懸念の解消策】 適用除外施設は障害者総合支援法や生活保護法等に基づく施設であるため、これらの施設を経由した場合に介護保険法の住所地特例の適用の有無を把握することが事務的に困難になるのではないかと懸念が想定されるが、関係担当課や適用除外施設との連携により、該当者の有無を把握することは可能であり、事務上も特段の困難は生じないと考える。	6【厚生労働省】 (19)介護保険法(平9法123) (10)障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用については、障害者支援施設等に関する入退所者の状況等を含めた実態調査の結果や住所地特例の制度趣旨を踏まえて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	262	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正について(障害第0331第3号平成27年3月31日5(2)ア)	障害者総合支援法に基づき施設外において支援を行う場合の要件の緩和	施設外就労により就労している施設利用者について、月の利用日数のうち最低2日は事業所内における訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされているが、最低2日)の要件を撤廃すること。	【提案の経緯・事情変更】 現状の要件では、施設外で就労する日数が少なくなり、工賃向上や一般就労への移行促進の妨げとなる可能性があるとの支障がある。 【支障事例】 達成度評価に関しては、サービス管理責任者や同行する支援職員、利用者の共通理解のもと実施することになっているが、サービス管理責任者が派遣先に直接出向き、現地で確認することによる一層適切な評価が可能となると考えられる。現場では、できるだけ業務時間を増やし、工賃向上に結びつきたいと考えているため、2日間を弾力化してほしいとの意向を持っているが、現行制度ではそれができない。なお、昨年11月に開催された社会保障審議会(障害者部会)の中でも、2日間の制限は撤廃すべきだとの意見が出されている。 【効果・必要性】 施設で就労する障害者の工賃向上や一般就労への移行が促進される。	6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (11)就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型、B型)における施設外就労については、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされている日数要件の緩和について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	94	医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第7条第1項	社会福祉法第7条第1項の規定による地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し	地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「精神障害者福祉に関する事項」が除外されており、同事項を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することができないため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、規定の見直しを行うこと。	【支障事例】 地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く」とされているが、そのうち児童福祉に関する事項については、「条例で定めるところにより、同審議会が調査審議できる」(同法第12条第1項)との特例規定がある。最近の障害者施策の流れとして、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ地域移行に向けた取組(グループホームの整備)や権利擁護の取組(成年後見人制度の利用促進、障害者虐待の防止)など、身体障害、知的障害、精神障害の3障害が一体となった施策が多くなっているため、本県の審議会においても個別の障害に限った意見ではなく、3障害を網羅的に見た意見が多くなっている。しかしながら、精神障害に関する事項が除外されているため、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般の議論ができない状況である。 また、障害者の高齢化や障害を持つ児童への対応などでは、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉に係る施策について、社会福祉審議会において横断的かつ一体的に議論することも求められている。 【制度改正の必要性】 本県では、上記の支障事例を踏まえ、同審議会において、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することを検討しているため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、社会福祉法第7条第1項の規定の見直しが必要である。 なお、児童福祉法第8条第1項の規定により都道府県児童福祉審議会は必置とされているのに対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項の規定では、地方精神保健福祉審議会は必置とされていないことから、地方社会福祉審議会の調査審議事項から除かなければならない理由はないものとする。	6【厚生労働省】 (11)社会福祉法(昭26法45) 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123))においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。
27年	95	医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第11条第1項	社会福祉法第11条第1項の規定による地方社会福祉審議会に依る専門分科会の設置の弾力化	地域社会福祉審議会には「身体障害者福祉専門分科会」が必置(社会福祉法第11条第1項)となっており、精神障害者福祉を含めた障害者福祉全体に関する事項を調査審議するための専門分科会等が設置できないため、設置の弾力化を図り、地域の実情に応じた専門分科会の設置が可能となるよう、規定の見直しを行うこと。	【支障事例】 本県では、社会福祉審議会に、専門分科会として民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会(社会福祉法第11条1項)を設置するとともに、児童福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会(同条第2項)を設置している。 精神障害に関する議論では、その障害特性に特化したものだけでなく、障害者の高齢化や、親亡き後の問題、さらには地域移行の問題など、3障害共通の課題が多いが、現行法において同審議会の中で精神障害者福祉に関する事項を含む障害者福祉に関する事項全般を議論することができない上に、専門性が求められる個別分野に関して議論を行う必要があっても、精神障害者福祉に関する専門分科会を設置することができない状況である。 【制度改正の必要性】 専門分科会の設置について、弾力化を図り、地域の実情に応じて専門分科会の設置を可能とするため、同法第11条第1項の規定の見直しが必要である。	【再掲】 6【厚生労働省】 (11)社会福祉法(昭26法45) 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123))においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	18	医療・福祉	その他	関西広域連合 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65・66・68・71・73・78・80・81条 国民健康保険法第41・45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66・72条等	診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を併せて、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に関西広域連合への移譲を求める。	【提案にあたっての基本的な考え方】 人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。 【制度改正の必要性等】 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。 医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国一律的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。 広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局)における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管し、支障事例等の実情を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。		
27年	254	医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65条、第71条、第80条、第81条	保険医療機関等に関する権限移譲	地域の実情に応じた医療機関、診療科及び医師の需給調整を行うため、健康保険法等に基づく保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」では、都道府県は医療費適正化の推進主体と位置付けられ、さらなる実効ある取組の推進が求められている。 【支障事例等】 地域の実情に応じた適切な医療保険体制を構築するためには、必要とされる診療科(医)の適正配置の誘導を行いたいが、保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分に関する権限は地方厚生局の権限とされているため、取組みが進んでいない。 【効果・必要性】 保険医療機関の指定・取消権限を移譲することで、診療報酬決定の一部権限移譲と相まって、地域で必要とされる診療科(医)の適正配置を誘導することが可能となり、バランスのとれた地域医療の提供体制を通じて、医療費適正化を推進することができる。	
27年	49	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保険医療機関及び保険医療養担当規則第11条の2 保医発0305第1号平成26年3月9日付厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設届出に関する手続きの取扱いについて」別添2の第2の4(6)ア 保医発0701第1号平成23年7月1日付厚生労働省保険局医療課長通知「重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション」	入院中の重度障害者に対するヘルパー派遣要件の緩和	入院中の看護は、医療機関の看護職員のみで行うという国の通知による規制については、重度障害者のうち意思疎通困難者などが入院した場合に限り、障害特性に精通したヘルパーを派遣できるように規制を緩和すること。	【制度改正の必要性】 入院中の看護については、国の通知より「医療機関の看護職員のみによって行われるもの」とされており、重度障害者が入院した際には、障害者総合支援法に基づく重度訪問介護を利用することができない。 しかし、現実には、重度障害者のうち、意思疎通困難者などが入院した場合、医療機関で特別な看護体制が必要となることから、家族の付き添いを求められるケースもある。 重度障害者は、重度障害や症状が多様で様々な一人一人の介護方法が必要なり、特に意思疎通困難者の場合、言葉の通じづらさ、意識の変化やメニクスを促す場合もある。 家族も常時付き添うのは困難なため、日頃自宅で長時間介護を行っているヘルパーでないと対応が難しい。 重度ALS患者については、入院中のコミュニケーション支援者の付き添いが認められているが、市町村事業であるため、市町村によって対応が異なる。 また、ALS患者以外にも、脳性まひなど、他にも意思疎通が困難で支援を要する重度障害者もいる。 そこで、重度障害者のうち、意思疎通困難者など特別な支援が必要な人が入院した場合には、全国共通サービスである重度訪問介護等の利用による、障害特性に精通したヘルパーを派遣できるよう、規制緩和が必要である。 【支障事例】 障害者福祉団体によると、多忙な看護師が重度障害者の多種多様な状況に応じた対応をすることは困難である。また、家族も長時間の付き添いを行うことは、身体的・精神的負担が非常に大きい、やむを得ず患者自身がヘルパーを雇ったが、重度訪問介護等の利用できないため全額自己負担となった、という事例が示されており、長期間の入院になると患者側の負担が極めて重くなる。	6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) 障害者であって意思疎通を図ることに支障がある者の入院については、当該障害者に意思疎通支援を行う者が付き添うことが可能であることを明確化することについて検討し、平成28年中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	167	医療・福祉	都道府県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第69条 国民健康保険法施行規則第27条の2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条 平成26年3月5日付保医発0305第3号厚生労働省保険局長通知	訪問看護に関する診療報酬において、訪問看護ステーションの相互連携によるサービス提供に対し、訪問看護療養費を支給できるよう省令改正	医療依存度の高い在宅療養者への24時間365日の定期的なサービス提供の実現のため、医療保険制度において、1日に1人の患者に対して複数の訪問看護ステーションからのサービス提供を診療報酬上算定が可能なよう要件改正	【制度の概要】 厚生労働省令により、保険者は、他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護を受けるときは、訪問看護療養費を支給することができないこととされている。 【本県の状況】 本県では、平成25年度から27年度において、2次医療圏域単位(保健所管轄単位)で基幹型訪問看護ステーションを設け、当該訪問看護ステーションを中心として同一圏域に同一サービスを提供する複数のステーション間の連携による24時間365日の定期的な訪問看護が提供できる体制の整備をモデル事業として実施している。 【支障事例】 モデル事業実施済みの圏域において、複数の訪問看護ステーションからサービス提供を受けた患者の事例では、日中はAステーションからの訪問看護を利用し、夜間(入睡前)は、Bステーションからの訪問看護を利用し、夜間の呼吸状態の安定や患者観望の安心や患者観望の効果があつた。現行制による患者の全額自己負担分サービスに対しては地域医療再生基金を利用し充当していたが、期間終了後は、患者の経済的負担が大きいため、夜間のBステーションのサービス継続が困難となった。 【制度改正の必要性】 診療報酬上算定可能となれば、在宅療養・看取りの環境整備の推進が図られ、県民の福祉の向上につながる。 また、県内の小規模訪問看護ステーションの割合は半数以上を占め、全国的にも同様のステーションの割合が6割を超えている現状において、全国各地でこうしたステーション間の連携による夜間・早朝のサービス提供の広がりが見込まれる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	265	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	DPC制度への参加等の手続きについて(保医発0327第2号)厚生労働省告示(H26.3.5)	診断群分類包括制度(DPC)対象病院の指定基準見直し及び再入院期間の延長	診断群分類包括制度(DPC)対象病院には、急性期を担っていないものも含まれているとの指摘があることから、指定基準を見直すとともに、医療費適正化の観点から、現在一連の入院として取り扱われる7日以内の再入院期間を延長すること。	【提案の経緯・事情変更】 診断群分類包括制度(DPC)対象病院の対象については、「望ましい」基準になっていることから、本来急性期を担っていない病院も含まれているとの指摘がある(全国の一般病床の53%がDPC対象病院となっている)。 また、現地の仕組みでは、DPC対象病院の退院患者が同じ病名で7日以内に再入院した際には、一連の入院とみなし入院日数を通算するため、入院退院時期を意図的に操作することによって、入院期間を不適切にリセットする事例があり、医療費が高額となる原因となっている。 【支障事例等】 本来、DPC制度は、医療費の抑制を目指した制度であるにも関わらず、対象病院の中には、入院退院時期を意図的に操作し、入院期間を不適切にリセットし、診療報酬を得ている事例もあり、地方が進める医療費適正化の障害の一つになっている。本県では、別途「健康保険法等に基づく保健医療機関等の指定・取消などの処分権限」の移譲を求めているが、現状、本来急性期を担っていない病院がDPC制度の対象となっている場合でも、これらの病院の処分等ができないこととなってしまうため、併せて運用改善を求める。 【効果・必要性】 指定基準を「望ましい」基準ではなく、厳格にすることは、医療費適正化の観点から効果が高いと考えられる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	266	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	施設基準(厚生労働省告示)	医療機関における看護職配置の基準の設定	診療報酬上届制となっている看護職配置について、病床機能ごとに見合った看護職員の配置による基準を定めること。	【提案の経緯・事情変更】 医療機関における看護職員配置について、診療報酬上届制となっており、必ずしも医療機関の機能に見合ったものとならず、看護職を配置さえすれば、病院の機能や患者の状況に関係なく、高点数を算定できるため医療費が高額となる原因となっている。 「2006年の制度改革において、急性期医療用の7対1病床が創設されたが、同病床の入院基本料から得られる病院の収益が他の病床よりも高いことから、高コストの病床構造が形成。こうした歪を是正するためには、一律の病床単価の改定では困難。7対1病床の入院基本料と他病床との価格体系を平準化するよう大胆に見直し、医療機関の病床設定行動を変化させるべき」との意見が出されている。 【支障事例】 現在、都道府県では、医療費適正化計画を推進しているが、看護職の配置については、診療報酬上届制であるため、病院の機能や患者の状況に関係なく看護職を配置さえすれば高点数を算定でき、医療費適正化を図っている地方の支障となっている。本県では、別途、診療報酬の決定に関する権限の移譲を求めているが、地域毎のバランスのとれた医療提供体制の確立のためには、看護職の配置についても適正化を図ることができるよう、併せて運用改善を求める。 【効果・必要性】 地域医療構想を策定し、病床の機能分化等を進めることに合わせ医療機関における看護職員配置について、病床の機能に見合ったものとするにより医療費適正化が図られるものとする。患者が状態に応じて適切な医療を受けられるよう、急性期病床における患者像を適切に評価する必要がある。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	96	医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第7条第3項	医療法第7条第3項の規定による診療所の病床設置等に係る都道府県知事の許可を指定都市の市長へ移譲	医療法第7条第3項の規定による診療所の病床設置等に係る都道府県知事の許可を指定都市の市長へ移譲	【制度改正の趣旨】 病院と診療所の取扱いを区別する理由が見当たらない。 【制度改正の経緯】 今般の制度改正で、指定都市の市長が病院の開設許可等を行う場合、都道府県知事に協議し、同意を求めるとなっているが、条例による事務処理特例制度を活用し、診療所の病床設置許可等の取扱いを指定都市の市長に移譲している場合、協議や同意を求める仕組みがなく、病床の管理面から見た場合、整合性がとれていない。	5【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205) 以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めるとする。 ・診療所の病床設置等の許可(7条3項) ・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行令第3条の3)
27年	134	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第7条第3項、同法第7条の3、地方自治法施行令第74条の3第1項、医療法施行令第3条の3	診療所の病床設置に係る許可権限等の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている。診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更等については、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。 また、医療法施行令第3条の3に基づく診療所の病床設置の届出に関する事務についても同様に、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	【制度改正の経緯】 平成27年4月1日より、病院の開設許可権限が都道府県から指定都市に移譲されたが、診療所の病床設置許可等については、医療法第7条第3項に「診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定されており、都道府県に許可権限が残っている。 また、医療法施行令第3条の3では、「法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けずに診療所に病床を設けた者は、当該病床を設けたときから十日以内に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されている。 診療所の開設、使用許可等の事務・権限については平成9年に保健所設置市に移譲済みであることから、手続きの一貫性の観点からも、診療所の病床設置等に係る事務・権限も一体的に移譲されることが望ましい。 【支障事例】 診療所の開設等申請者にとって、開設や病床の設置許可等、手続の段階ごとに許可権者が異なり、分りづらい。 ※病院の開設者が行う同種の手続きは、全て開設地である指定都市が許可権者となっている。	【再掲】 5【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205) 以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めるとする。 ・診療所の病床設置等の許可(7条3項) ・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行令第3条の3)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	306	医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第7条第3項、同法第71条の3、地方自治法施行令第74条の35第1項	診療所の病床設置等に係る許可権限の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている。診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可については、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	【制度改正の経緯】 平成27年4月1日より、病院の開設許可権限が都道府県から指定都市に移譲されたが、診療所の病床設置許可等については、医療法第7条第3項に「診療所に病床を設けようとするときは、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない」と規定されており、都道府県に許可権限が残っている。また、診療所の開設、使用許可等の事務・権限については平成9年に保健所設置市に移譲済みであることから、診療所の病床設置等に係る事務・権限も一体的に移譲されることが望ましい。 【支障事例】 診療所の開設等申請者にとって、開設や病床の設置許可等、手続の段階ごとに許可権者が異なり、分りづらいため。 ※病院の開設者が行う同種の手続は、全て開設地である指定都市が許可権者となっている。	【再掲】 【厚生労働省】 (1)医療法(昭32法205)以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めることとする。 【診療所の病床設置等の許可(7条3項)】 「居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行条3条の3)」
27年	51	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項	基準病床数の廃止による地域医療構想における必要病床数への一本化	都道府県の病床数を規制している基準病床数を廃止し、地域医療構想における必要病床数に一本化すること。	【制度改正の必要性】 平成26年の医療法改正により、医療計画の一部として「地域医療構想」を平成27年度以降策定することとなった。地域医療構想では、平成37年における将来推計人口を使用して医療需要とそれに対応する必要病床数を推計し、構想実現に向けた医療体制整備を進めることとなっている。一方で、現行の医療計画で定めている基準病床数は、直近人口(=過去人口)を使用して算定することから、算定基準が異なっている。したがって、医療計画上、整備すべき病床数の基準が2つ存在することになり、整合性に大きく欠けるものとなる。今後の医療体制の整備は、地域医療構想実現に向けて必要病床の整備を進めていくことが中心となるので、これは算定基準が異なる基準病床数を廃止し、地域医療構想における必要病床数に一本化するべきである。また、病床の整備には検討期間も必要であることから、整備着手は次期医療計画の開始年次(平成30年)となることもやむを得ないが、次期医療計画においては基準病床数を廃止して地域医療構想における必要病床数に一本化するという方針が早期に示されなければ、検討を進めることができない。 【支障事例】 本県では、75歳以上の人口が平成22年には約58.9万人であったが、平成37年には約2倍の約117.7万人になると予想され、それに伴う医療需要の増大が見込まれることから、病床を大幅に整備していく必要がある。しかし、基準病床数では地域医療構想で算出する必要な病床数を整備することができず、構想の実現に大きな支障をきたすことが想定される。(本県の現在の基準病床数は49,623であり、既存病床数とほぼ同数である。)	
27年	75	医療・福祉	都道府県	静岡県、三重県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項、第5項、第6項、第7項、医療法施行令第5条の2第1項、第5条の3第1項、医療法施行規程第30条の1第1項、第30条の32	基準病床数の算定にあつての都道府県知事の裁量の拡大	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実状に応じ設定することができるように緩和すべし。	【現状】 現在、基準病床数については、国が定める基準に従い、地方ブロックごとに同一の数値を用いており、ブロック内の人口規模や医療資源等の違いが反映されない仕組みとなっている。また、療養病床の算定に当たって、「介護施設で対応可能な数」を減しているが、国は特養への入所は原則要介護3以上と制度の見直しを行ったにもかかわらず、本県が昨年度行った保健医療計画の療養病床の算定に当たっては、要介護1や2も含んだ数を減じることを求められている。 【制度改正の必要性】 保健医療計画の一部である地域医療構想では、地域の実情に応じた慢性期機能と在宅医療等の需要推計を行うこととなっている。日本医師会や経産省の推計では、将来、療養病床が不足するという推計がされているが、現状の基準病床における療養病床の算定では、地域医療構想における地域の実情に応じた需要推計数に対応することができず、保健医療計画と地域医療構想の間で整合性を図ることができないことが予想される。また、今年度の保健医療計画の策定において、県医師会の委員などから、介護保険の施設を増やすと、その分療養病床が減るとするのは、医療機関と介護施設を同じものとらえており、おかしいとの意見が出ている。このことから、基準病床数の算定にあつては、療養病床の算定における介護施設で対応できる数を知事の裁量(例えば「介護施設で対応可能な数」を減じる際に、地域の実情に応じ、特養への入所要件に合わせ、減じる数を要介護3以上の入所者数に限るなど)とし、保健医療計画と地域医療構想で整合を図ることができるよう、地域の実態に精通した都道府県知事の裁量の範囲を拡大すること。	
27年	28	医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	医師法第17条 災害救助法第7条	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療の従事者を可能とするよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。	(提案にあつての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となるよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。 (制度改正の必要性等) 東日本大震災では、厚生労働省から「医療法」を有する者であっても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないこととされている。(医師法第2条、第17条)しかしながら、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当防衛行為として違法性が阻却されるものと考ええる。との通知が出された。被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却されるもの判断は緊急時の対応としてやむを得なかったものと考え、今後の大規模災害の発生に際しては、迅速かつ明確な支援受入体制を整えておくことが必要であり、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)において、外国医療関係者による医療の提供の許可(第91条)について規定されていることから、しっかりと法的な枠組みが必要だと考える。 また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、「医療通訳の公的な資格」がなく、「軽一された育成システムが無い」ことから、「医療通訳の資格制度」や「全国規模での医療通訳人材バンクの創設」など、外国人医師の規制緩和と合わせて、国において医療通訳が確保できる体制構築が必要と考えられるため、併せて検討された。	【再掲】 【厚生労働省】 (14)災害対策基本法(昭36法223) 大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスについて検証し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	169	医療・福祉	都道府県	石川県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	看護師等の人材確保の促進に関する法律第16条の3	看護師等(保健師・助産師・看護師又は准看護師)の復職支援のための届出制度の義務化	「看護師復職支援のための届出制度」において、努力義務となっている看護師等の離職時等の届出を義務化する	<p><現行制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年10月から、離職する看護師等は、離職時に氏名・連絡先等を都道府県ナースセンターに届出(努力義務)する「看護師復職支援のための届出制度」が開始。 <p><支障事例・制度改正の必要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進展により、新卒看護師等が減少する可能性がある一方、高齢化の進展により、介護施設等における看護人材の需要が拡大(2025年問題:団塊世代が全て75歳以上)するため、看護師等の確保が困難になるリスクがあり、また、夜勤・交代制勤務など激しい勤務環境とワークライフバランス確保が必要となっていることから、結婚、出産等で離職した未就業看護師等の再就業が人材確保対策として重要となる。 ・未就業看護師等を活用していくためには、離職者を含めた看護師等の実態を的確に把握した上で、それぞれのニーズを踏まえた研修、情報提供などの再就業支援を実施していくことが必要である。 ・しかし、「看護師復職支援のための届出制度」では、離職した看護師等の届出は努力義務であるため、届出が必ずしも提出されないおそれがあることから、離職等した看護師等の実態を確実に把握できず、再就業を働きかけられる看護師等を確実に把握できない支障が生じるおそれがある。 <p>(参考)</p> <p>本県の看護師等の職員数(H24.12.31現在)16,500人 全国100として、石川県125(全国17位)</p> <p>医療圏域別 南加賀110 石川中央132 能登中部125 能登北部95</p> <p><提案内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年10月から始まる「看護師復職支援のための届出制度」において、届出の努力義務を義務化とすることを提案する。 <p><制度改正の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職等した看護師等の実態を確実に把握できるとともに、再就業施策の対象となる看護師等を確実に把握でき、未就業看護師等の再就業に向けた施策ができるようになる。 	<p>6【厚生労働省】</p> <p>(18)看護師等の人材確保の促進に関する法律(平4法86)</p> <p>看護師等免許保持者の届出制度については、離職者の届出を促進し、看護師等の就業の促進を図る観点から、離職者に対する制度の周知・広報を平成27年度から徹底する。</p>
27年	312	医療・福祉	都道府県	三重県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	保健師助産師看護師法第20条 保健師助産師看所指定規則第3条	助産学実習に係る分娩取扱数基準の規制緩和	保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下、「指定規則」)に定められた助産学実習中の分娩の取扱いについて、助産師数を十分に確保する観点から、学生一人あたりの分娩取扱数を、現行の「10回程度」から「8回程度」に緩和すること。	<p>(本県における状況)</p> <p>本県では、就業助産師数が全国平均を大きく下回っており、助産師数の確保が課題である。一方、少子化により県内の正常分娩を取扱う施設は減少しており、実習受入施設の確保に苦慮している。</p> <p>指定規則では、助産師学生の实習中の分娩取扱いについて、助産師又は医師の監督の下、学生1人につき10回程度行うことを定めており、実習時期(約3か月程度)には、毎年約50名の実習生が10の実習受入施設に集中している現状がある。</p> <p>(支障事例)</p> <p>このように、実習の時期には限られた施設に助産師学生が集中することとなり、通常の分娩に携わるスタッフに加え、実習を監督する助産師又は医師が必要であることから、施設にとって負担となっている。さらに、件数確保のため夜間に実習を行うこともあるが、施設側で監督者の対応ができない場合、養成所等の助産師教員が実習指導に当たるともあり、実習受入施設、養成所の双方にとって負担が大きい。</p> <p>県としては、実習環境を整える観点から、受入施設を増やしたいと考えているが、分娩取扱数に係る負担を理由として受入を断られるケースもある。また、現状でも全ての学生の実習数を確保することが簡単ではない状況が続いている。</p> <p>(制度改正の必要性)</p> <p>これらの状況を改善し、円滑な受入体制の整備と実習内容の充実を図るため、能力習得に影響の無い範囲で実習必要数を8回程度に減らすなど柔軟に対応したい。</p> <p>なお、当件については、県内実習施設や養成所等からも要望が出ているほか、関連研究では、助産学実習の到達度は8割目までは上昇し、8割と10割では各評価項目の約半数で到達度の差が認められないとの結果が報告されている。</p>	<p>6【厚生労働省】</p> <p>(9)保健師助産師看護師法(昭23法203)</p> <p>助産学実習中の分べん取扱件数については、九回を下回った場合に、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭26文部省・厚生省令1)別表2に規定する「十回程度」に満たないと判断されることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>
27年	159	医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	国民健康保険法第7条・8条・9条・67条 厚生労働省平成26年12月5日通知	過誤調整方法(返納金)の運用変更可能な規制緩和	本人の同意がなくても保険者間で過誤調整できるようにすること	<p>【支障事例】</p> <p>転職や転居で国民健康保険より他保険に変更になった際、旧保険証の返納がなされず使用される事案が後を絶たない。本市では病院との交渉により解消する件数が多いものの、返納金として残る件数は450件発生、336件処理、114件未納(H26)となる</p> <p>これを解消するには被保険者が一旦、前保険者に保険者負担を支払ったのち、加入中の保険者にその領収書とともに請求する必要がある。本市では、この返納金による、不納欠損はH21-H25で567件、1,100万円余であり、他市町村でも少なからず同状況であることが推測される。</p> <p>【制度改正の経緯】</p> <p>前年度の提案後、厚生労働省平成26年12月5日の通知により、被保険者の委任があれば保険者間での調整が出来るようになったが、委任事務は本人にとって利益がなく、手間がかかることから、処理が進んでいない。現状のまま被保険者異動届と同時に委任届を取得する案もあるが、転居後の社保加入や他市町村国保への手続き不備等、機能しない可能性もある。また、マイナンバー活用による過誤調整の方針が閣議決定され、一定の改善可能性があることを理解する一方、マイナンバーカードが任意取得であること、再発行の際、手数料がかかること(本市での保険証再発行枚数は月300枚程度)やカード発行に即時性がない事などから、当制度改正や今後の方針では不十分と言わざるを得ない状況である。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>本人の同意がなくても保険者間で過誤調整できるようにすることは、保険者の利益のみならず、被保険者の負担軽減に繋がるものであるため、国民健康保険法77条の改正により規制緩和をお願いしたい。</p>	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	46	農地・農業	指定都市	さいたま市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域の 整備に関する 法律第8条、第 11条、第13条第 4項 農振法施行令 第10条	農業用施設設置を 目的とする権利移 動を実施する際、 農用地区域への 編入手続を軽微な 変更と同等に 取り扱うこと	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村 が農用地区域外の土地を農用地区域に編入する場 合のうち、農業用施設の設置を目的とする権利移動を 実施する場合には、政令で定める軽微な変更とし て取り扱うこととする。	【地域の実情を踏まえた必要性】 市として、農用地区域への編入に当たっては、農振法第10条(農振整備計画の基準)の趣旨にか んがみ、優良農地や農業用施設等について、編入することが必要又は望ましいとの基本的考 えのもと、農用地区域外の土地に農業用施設を設置する場合も農用地区域へ編入を行っているが、農 業の生産性向上などを目的としているにも関わらず、市町村単独で行える軽微な変更とはされず、 手続に長期間を要している。また、農業用施設の整備予定地に農用地区域内外の土地が混在し ている場合、手続が一体的に進まず、事業計画者の大きな負担となる。 このため、農用地区域外の土地を農業用施設用地に指定する場合の農用地区域への編入手続 についても、政令で定める軽微な変更と同様に取り扱うこととし、手続の簡素化を図ること。 【具体的支障事例】 平成24年9月、農業用施設(JAの農業用集出荷施設)の移転について相談を受け、農用地区域 内の軽微な変更として手続を開始したが、計画地の一部が農用地区域に指定されていなかったこと から、まず当該場所を農用地区域に編入することとなり、平成25年10月に当該場所の農用地区域 への編入が完了した後、農業用施設用地への用途変更(軽微変更)の申出をしてもいい、平成26 年1月に用途変更が完了した。 しかし、建築材料費の高騰などの影響により、集出荷場の建設計画の変更が生じ、変更後の計画 が固まったのは、平成27年3月となってしまった。	6【農林水産省】 (8) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (iii) 農用地区域外の農地に農業用施設を設置することについては、 あらかじめ農用地区域に編入しなくても可能であることを明確化する ため、「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省 構造改善局)を平成27年度中に改正する。
27年	174	農地・農業	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域の 整備に関する 法律第13条第4 項 農業振興地域の 整備に関する 法律施行令第 10条 農業振興地域 制度に関するガ イドラインの制 定について	市町村農業委員 会が農地に該当し ないと判断した土 地を除外したため に行う市町村の農 用地利用計画の 変更に係る都道府 県知事の同意義務 付け等の廃止	農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)に規定する農地に該当しないと判断した土地を除外するた めに行う農用地区域の変更を加えることにより、速や かに農用地区域から除外することができるようにする。	【支障事例、必要性】 県内の中山間地域には、耕作放棄地が存在し、一部は山林化しているが、地域によっては、既に 山林となった土地や元々山林だった土地も現在も農用地区域とされている。 山林化した土地の農用地区域からの除外については、農振整備計画に関する基礎調査を実施し 、市町村全体の農用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査は市町村 の人的、金銭的負担が大きいために敬遠されており、除外は進んでいない。 また、手続、通常どおり都道府県の同意、縦覧等が必要とされ、除外には2か月以上の時間が かかっている。 市町村農業委員会が農地に該当しないと判断し、市町村が農振整備計画の達成のための一体的 な土地利用に支障を及ぼすおそれなく、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないと農 地制度に関するガイドラインに照らして「農用地区域に残留しておくことが適当であるとはい えない」と判断した場合には、軽微な変更として直ちに除外できるようにすべきである。 【メリット】 過大となっている農用地区域の適正な規模へ見直しが進むことにより、農用地区域とすべき土地 の現状の規模について、正確に把握することが可能となることで、農地の利用集積や耕作放棄地 の発生防止・解消の推進に係る施策をより確実に実施することができ、まち・ひと・しごと創生総合 戦略で掲げる農林水産業の成長産業化に資する。	6【農林水産省】 (8) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (i) 山林原野化し、農業委員会が農地に該当しないと判断した土地 については、農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行うことな く、「経済事情の変動その他情勢の推移」(13条1項)に該当すること により農用地区域からの除外が可能であることを明確化するため、 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改 善局)を平成27年度中に改正する。
27年	71	農地・農業	中核市	大分市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第18条 第1項及び第3 項、第59条の2 (第4次一括法 第36条)	農地または採草放 牧地の賃貸借の 解除等の許可権 限の移譲	農地法第18条第1項及び第3項の規定により都道府県 が処理することとされている事務・権限を、中核市市長 へ移譲する。	【制度改正の経緯】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第4次一括法)第36条により大都市の特例として、農地法第18条第1項及び第3項の規定により 都道府県が処理することとされている事務が、指定都市又は指定都市の長に適用があるものと 改正されました。 【支障事例】 過去に、市街化区域の農地を転用する際に残存小作権がついていることが判明し、合意解約を求 めたが難作料の金額面で容易に合意に至らなかったことから、農地法18条第1項の手続きにつ いて説明したことがあります。その際は、都道府県知事の許可が必要な旨を説明したものの、許可ま での期間が長いことから、やむなく合意解約に至りましたが、当事者からは許可までの期間を短縮 できないのかと意見がありました。 【制度改正の必要性】 農地法第18条第1項の許可申請は、申請受理後に相手方の見解を聴取し、農業委員会の事実認 定と意見を記載した意見書を都道府県知事に送付するようになっています。その後、都道府県知 事が都道府県農業会議の意見を聞くこととなっていることから、許可までの期間を要することとな ります。このことから、中核市市長へ権限を移譲することにより、期間が短縮され、申請者の利益に つながります。 【懸念の解消策】 賃借人からの解約申出等で、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該 当するかどうか判断をする事案が想定されます。 事例が少ないことが想定され、難しい判断になることが想定されますが、都道府県関係部署の助 言や、都道府県農業会議の意見を聞くことで適正な判断が可能であると考えます。	
27年	156	農地・農業	中核市	岐阜市	農林水産省	A 権限移譲	農地法 第18条第1項及 び第3項 第59条の2	農地又は採草放 牧地の賃貸借の 解約等の許可	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可事務の 都道府県から中核市への移譲	【制度改正の必要性】 農地賃貸借の解約等の許可申請がされた場合の手続については、農業委員会が窓口となり、申 請書の記載事項及び添付書類を審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、申請が適法なも のであるかどうか審査のうえ、申請の却下又は許可若しくは不許可についての意見を決定し、都 道府県知事に送付する。都道府県知事は、農業委員会の意見書等を参考にして、農業委員会と 同様の審査を行う。 農地の賃貸借の解約等の許可は、当事者の実態にまで踏み込んで検討しないと判断できない 場合もあり、実質的に許可判断を行うのは農業委員会であり、許可の可否は、法令や通知(農地 法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月12農林水産省事務次官通知))に基づ き判断されるものであり、許可権者によって判断基準が変わるものではない。 また、権限移譲により許可事務の処理期間の短縮化が図られることから、許可事務の権限を移譲 することが適当である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	173	農地・農業	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法第5条、 農地法施行規 則第32条第1 号、第53条	2a未満の農業用 施設等の設置に 係る農地転用許可 の撤廃	耕作を行う者が、その者の他の農地の利用増進のため又は2a未満の農業用施設を設置するために農地等を転用することを目的として、他者の農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ市町村農業委員会へ届け出ることとし、農地法第5条の許可を不要とする。	【支障事例・必要性】 耕作の事業を行う者が所有している農地を、その他の農地の保全又は利用増進のために転用する場合や2a未満の農業用施設を設置するために転用する場合は、農地法施行規則第32条第1号の規定により、農地法第4条の許可は不要とされている。しかしながら、耕作の事業を行う者が、2a未満の農業用施設等を設置するために、他者の所有する農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、農地法第5条の許可が必要とされており、許可申請のための書類の提出が農業者の負担となっている。本県の規制緩和対象施設(法第5条許可、農業用倉庫は2a未満)の許可実績(農振農用地内の件数) H26 農業用倉庫12件(3) 農地への通路14件(1) H25 農業用倉庫9件(2) 農地への通路16件(4) 農業用水路1件(1) 【メリット】 申請書に添付する書類(事業計画書、資金証明、工事工程表、その他必要な書類)が大幅に削減され、農業者の負担軽減につながる。 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る期間が短縮される(参考ですが、市街化区域が指定されている本県のある農業委員会では、概ね、5営業日で届出の受理通知を行っているとのこと)。	6【農林水産省】 (5) 農地法(昭27法229) 農地転用許可(4条1項及び5条1項)の申請書に添付する書類のうち、事業を実施するために必要な資力があることを証する書面及び事業計画書等の参考となるべき書類については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、預金通帳や農地転用して設置する施設の設計書等の既存の書類の写しを活用することが可能であることを明確化するため、「農地法関係事務処理要領(平21農林水産省経営局、農村振興局)を平成27年度中に改正する。
27年	207	農地・農業	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域 の整備に関する 法律施行規則 第4条の4第26 号の2、 農業振興地域 制度に関するガ イドライン第13 3(5)②	農振法ガイドラ インにおける農振 法施行規則第4条 の4第26号の2 の明確化	農振法施行規則第4条の4第26号の2計画に関して、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「農業用地における農振法施行規則第4条の4第26号の2の明確化」の明確化	【具体的な支障事例】 農振法施行規則第4条の4第26号の2の制度を活用した農村集落の活性化を進めるため、多くの時間と経費を費やした。特に集落維持型住宅、日常生活関連施設、地域振興のための工場等(いずれも地域の就業者や市町村からの住民を呼込むもの)について、農水省の担当者からは、ガイドラインに記載の「農業集落地域において設置することが通常適当であると認められる非農業的な土地利用需要に対応するものとする」として「積極的に非農業的な土地利用を図ることにより都市化の進展を促進させるような土地利用～なじまない」と示されたが、その規模感や通常適当であると認められる範囲等について、具体的な判断基準が示されなかった。 また、同じ制度でありながら、非農用地予定区域に整備可能な施設等についての考え方が、他の地域と近畿とで違いがあった。 ※他地域では、26号の2計画において大規模な地域振興のための工場を設置した。 【具体的な効果】 ガイドラインの明確化を図ることで、優良農地や農業を守りつつ、迅速かつ適切な判断が可能となる。	6【農林水産省】 (8) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii) 市町村の条例に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(施行規則4条の4第1項26号の2)については、当該計画において、非農業的な土地利用需要に対応するものと定めた場合に設置できることとなる施設を、施設の例示等を追加することにより明確化するため、「農業振興地域制度に関するガイドライン(平12農林水産省構造改善局)を平成27年度中に改正する。
27年	273	農地・農業	都道府県	兵庫県、滋賀県、大府府、和歌山県、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	耕作放棄地再 生利用緊急対 策実施要綱	耕作放棄地再生 利用緊急対策交 付金に係る交付 事務の権限移譲	耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金を都道府県・市町村への交付金とし、事務手続の権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、耕作放棄地の発生防止・解消などが求められている。都道府県と市町村は、H26年度から農地中間管理機構を活用した取組みを進めているが、耕作放棄地の解消にいたっていない。 【支障事例等】 「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に交付金を交付し、都道府県協議会が地域協議会を設立して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっているが、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続が煩雑であるため、各協議会の負担が大きくなっている。 これまで本県では耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(H21～)を活用して延べ59の取組主体が事業を実施しており、計画承認から実績報告までの手続きを経ていたが、そのたびにJA中央会常務振興部長の決裁が必要であり、文書の往復等のため、事務処理に時間を要している。 また、年間各2回の監督、幹事会、総会においては農政環境部長、JA中央会会長、農業会議会長の決裁が必要であり、同様に事務処理に時間を要している。 【効果・必要性】 都道府県・市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関や農地中間管理機構との連携が可能となり、耕作放棄地の解消に向けた総合的な取組みが可能となる。 また、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域の特性に応じた指導も可能となるなど、より総合的に事業効果を高めることができ、地方の耕作放棄地を有効活用し、地方創生の推進につなげることができる。	
27年	206	土地利用(農地除く)	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	都市計画法第 12条の5 都市計画運用 指針 農業振興地域 の整備に関する 法律第6条	農業振興地域の 指定基準の変更を 伴う地区計画制度 の見直し	市街化調整区域内の市街化区域縁辺部の土地利用の変化が著しい地区について、市街化の傾向が強まったことから、農林漁業との健全な調和を図った上で、都市的土地利用を行うおとした場合、現行制度下では、区域区分の見直しによってのみ対応できることとされている。	【現行制度の概要】 市街化調整区域内の市街化区域縁辺部の土地利用の変化が著しい地区について、市街化の傾向が強まったことから、農林漁業との健全な調和を図った上で、都市的土地利用を行うおとした場合、現行制度下では、区域区分の見直しによってのみ対応できることとされている。 【制度改正の必要性】 都市計画法第15条第2項により、区域区分に関する都市計画は、都道府県が決定するとされており、本県では、遡る5年毎に広域の都市計画区域全体の見直し、複数の市町村と調整の上で都道府県が見直しを行っている。しかし、都道府県が決定主体であるため区域区分の見直しには長期間を要しており、基礎自治体が推進するまちづくりのウィークポイントとなっている。今後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定や「地域再生関連法」の改正等を踏まえた地域活性化の実現のためには、このウィークポイントの克服が、基礎自治体にとって生き残りにおけるツールとしても必要であると考えことから、市街化調整区域内の市街化区域縁辺部において、市町村長が対象区域に農業振興地域の農用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産大臣及び都道府県知事と協議を行い、協議が調った場合に限って、当該地区計画の区域内において、都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業振興地域の指定を行わないこととする。これを提案する。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	2	農地・農業	中核市	倉敷市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	「長期利用財産処分報告書」を提出するに当たっては、効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成26年6月25日26経第370号)	農業集落排水施設を財産処分し、公共下水道に接続するため「長期利用財産処分報告書」を提出しようとするが、なにをもって報告書を受けられるか詳細に基準を明示していただくとともに、事前協議の短期化、及び受理が簡潔になるよう緩和していただきたい。	【支障事例】 現在、本市において右記法令により、農業集落排水施設を公共下水道に接続するよう、岡山県を通して「長期利用財産処分報告書」を提出することとなっております。これは、施設(農業集落排水施設の処理場等)が、「長期利用財産(10年以上)であり、地域活性化等を図るために行う財産処分であれば、補助事業者(市)による長期利用財産処分報告書の提出、農林水産大臣による受理により承認行為となること」を前提として、これを報告書を提出するに当たり、地域活性化等を図るということで、処理場の後地利用の計画を防災倉庫、防火水槽等で利用することとしています。 しかし、提出書類について明示されていないと思われるため、届出の過程で提出しようとする不備を指摘され、書類作成・協議に時間がかかっている。たとえば、防災倉庫にはどのようなものをいくつ置くのか等利用計画書の作成を求められることや、地域防災計画への掲載を求められることなどです。(詳細は別添の通り) 【懸念の解消策】 申請に必要な提出書類について、受理可能となる基準を詳細に明示されることにより、地方公共団体が適切に届出事務を行い、補助対象財産を有効活用することに資すると思われます。また、事前協議の時間も短期間で終了すると思われます。 本市における農業集落排水施設は、老朽化しており汚水処理費、及び維持管理費の負担が年々増えています。その中で、近隣まで整備された公共下水道に接続することは、本市にとって効率的で、必要不可欠な事業であり、是非とも早急に成し遂げたいと思っております。	6【農林水産省】 (2)補助事業者等により取得した長期利用財産の財産処分に関する事務 農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の「長期利用財産処分報告書」については、報告内容の確認のために必要な書類が必須要件に限るものとなるよう、「長期利用財産処分報告書」の記載事例を地方公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	35	農地・農業	都道府県	愛知県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法第85条の2	農地防災事業に係る土地改良法に基づく手続の簡素化(要件の緩和)	農家に事業費負担を求めない農地防災事業に係る土地改良法手続について、地方自治体による申請制度の拡充や3条資格者(事業の施行に係る地域内にある土地の農家等)同意手続の省略など、手続の簡素化に資する見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 大規模災害が懸念される中、農村地域の国土強靱化を推進するためには、地方自治体が自主的に取り組むことが可能な事業制度の拡充が必要である。また、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であっても、通常の土地改良事業と同様に、3条資格者に限り同意が必要となっている(土地改良法第85条の2第6項により事業を行う場合を除く。)が、農地以外での効果もあるなど、地域全体で効果を受容するものであり、行政が主体となって事業化に取り組む側面が強いものと思われる。このため、特に農家に事業費負担を求めない農地防災事業において、3条資格者の同意の必要性を検討する余地もあると思われることから、こうした場合においては、3条資格者の同意手続を省略する措置を設けるなど、事業施行の迅速化等に向けた見直しを進めていただきたい。 【支障事例】 農地防災事業は、農地に加え、宅地・道路・一般公共施設等にも防災効果が生じるものである。例えば、漏水被害が生じている地域で排水施設を整備した場合、農用地の被害防止とともに、地域内の宅地等の漏水を防止する効果もある。 したがって、農地防災事業については、市町村を始めとする地方自治体が積極的に関与し、迅速に事業を行うことが望ましいが、土地改良法第85条の2第1項により市町村自らの発意による事業であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。また、同条第6項の3条資格者の同意を要しない手続の規定では、受益面積6,000ヘクタール以上等、国営土地改良事業を念頭に置いたものと思われるため、市町村の発意により都道府県が事業を実施することは困難な状況にある。	6【農林水産省】 (1)土地改良法(昭24法195) 土地改良法に基づく土地改良事業において、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続の省略等が可能な施設更新事業(85条の3第2項及び3項並びに87条の2第4項)については、当該変更に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とするなど、関係土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかであることであるとの要件に適合する旨を判断するための留意事項、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	148	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法52条	土地改良法52条に基づき換地を行う場合の権利を制する者の取り扱い変更	農地の基盤整備事業により土地改良法52条に基づき換地を行う場合に限っては、地区内に相続手続き未了農地がある、複数の相続権利者が存在したとしても、複数ではなく1名の登記名義人として取り扱うこと、ただし、相続権利者の法定持分は維持する。	【具体的支障事例】 換地を伴う基盤整備では、登記名義人が死亡している土地で事業を実施する場合は、相続登記後に換地処分を行うが、近年、相続登記が完了した農地が多数生じており、事業の迅速な実施に支障が生じている。また、登記名義人や相続権利者に所在を確認できない者も増えており、地区の設定や効率的な事業実施に支障をきたしている。 具体例として、現在、事業実施を計画中の地区では、地区内の土地の登記名義人が190人(生存69人、死亡して相続手続き未了81人)であって、権利を有する者が996人(生存69人+相続権利者927人)存在する場合、2/3以上を権利者会議に出席させて意思確認すること自体が困難で、事業が実施できない(分母だけが肥大化し、換地計画の議決ができなくなる)。 【制度改正の必要性】 現行制度では、運用上、相続手続き未了で相続権利者多数の土地をやむなく地区から除外する等に対応している。相続手続き未了の土地は1名の登記名義人のものとして取り扱い、その土地の相続権利者全員の同意をもって1名の同意とすることとなれば権利者会議に出席すべき人数が100人(分母150人の2/3)となるので、事業に同意する権利者の意思(分子)が尊重できるようになる。 【懸念の解消策】 運用上、意思確認が可能な相続権利者の中に整備へ反対するものが存在する土地は事業地区内に含めないものとするなど反対者の意思を侵害することはない。土地改良法は1949年の施行であり、当時は家督相続制度(1947年の民法改正で廃止)により円滑な相続がなされた農地が多かったと思われるが、現在の社会情勢に合わせた緩和が必要。	
27年	104	農地・農業	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地及び農業用施設等の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引書	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費の補助制度について、甚大な災害を受けた際、可能となる補助率増高申請等を図る場合に、添付が義務付けられている書類(字切図及び高率補助該当調査表)を簡素化する。	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費の補助制度において、農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条による補助率増高申請や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条による特別措置適用申請を行う場合には、関東農政局監修の「農地及び農業用施設等の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引書」(以下、手引書)により、字切図及び高率補助該当調査表等を添付する事が義務付けられている。これらの添付書類は、手引書に詳細なルールが記載されており、作成に労力を要するものとなっている。 【支障事例】 千葉県では、東日本大震災や平成25年台風26号の際等に、本制度を活用したところであるが、添付書類の作成に要する事務量が膨大となり、他の業務を抱える現場においては非常に負担となった。 例えば、東日本大震災の際に、県内のある市では、190件の申請を行うこととなり、資料作成を外部委託せざるを得なかったため、840万円(延べ200名以上)を要した。 【支障事例の解決策】 特に作成に労力を要する字切図は、手引きによれば、受益地の範囲及び関係耕作者の確認をする資料であるが、既存の図面(関係事業の計画平面図等)に受益範囲を明示したもので代用でき、また高率補助該当調査表については、手引きによれば、関係耕作者の実数を確認する資料であるが、申請者(市町村等)であれば受益者の特定は容易であり、土地改良法第29条第1項による組合員名簿や土地原簿等により代用できると考えられることから、特に大規模災害等で被害件数が多い場合は、これらの書類について既存の資料での代用を認めて頂きたい。	6【農林水産省】 (3)農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭37法150) 補助率増高申請書(農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭25政令52)4条)及び特別措置適用申請書(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭37政令403)18条)を提出する場合に必要とされる字切図及び高率補助該当調査表については、既存の資料での代用が可能であることを明確化するため、農地及び農業用施設等の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引きを平成27年度中に改正する。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに關し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にてアミングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりにより多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響が大きい状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれが省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域等を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【調整結果】 6【農林水産省】 (6) 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省及び国土交通省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめを一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに關し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にてアミングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりにより多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響が大きい状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれが省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域等を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【再掲】 6【農林水産省】 (6) 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省及び国土交通省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめを一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。
27年	121	農地・農業	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条、多面的機能支払交付金実施要領第18(3)、第28(4)	多面的機能支払に係る交付金の改正	多面的機能支払に係る3交付金(農地維持支払・資源向上支払(共同活動)・資源向上支払(長寿命化))の経理の統合	【改正の必要性】 多面的機能支払については、①農地維持支払交付金、②資源向上支払(共同活動)交付金及び③資源向上支払(長寿命化)交付金の3交付金で構成されている。交付金の経理区分については、下記のとおり2種類で区分することとなっている。 1: ①農地維持支払交付金・②資源向上支払(共同活動)交付金 2: ③資源向上支払(長寿命化)交付金 実際の共同活動においては、例えば ①の農道の路面維持と③の舗装工事 や ②の水路の経路補修と③の長寿命化のための補修 など活動の区別が曖昧なものがあり、経理区分を行うことが難しい場合がある。これらのことから実施集落より、経理事務について簡素化を図るため、経理の区分を統合し一本化することが望まれている。 【支障事例】 金額の大きな補修の工事発注ができなく、各年度ごとに細切りの工事発注となるため、経済的に不利となり、効果の発現が遅れる。 経理の区分が曖昧な活動について、農林水産省に確認をとる必要があるため、着手で時間を要する。	6【農林水産省】 (20) 多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、交付金の計画の活動的な活用のため、地方公共団体の取組状況や意向を踏まえるとともに、多面的機能支払交付金第三者委員会から意見聴取を行い、必要な見直しを検討する。
27年	109	農地・農業	都道府県	栃木県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業に係る事務手続きの簡素化	農地中間管理事業に係る事務手続きの簡素化	1 農用地利用配分計画の認可申請に係る添付資料について、認定農業者及び認定就農者については計画認定書等の写しのみとし、併せて土地の登記事項証明書は、農地台帳の写しに代替する。 2 市町村による農用地利用配分計画の作成については、農業者等による協議の結果を重視し、農用地利用配分計画の経費を廃止する。 3 機構が貸し付けた農用地については、農用地等の利用状況の報告等を廃止する。 4 機構の農地中間管理事業に係る業務委託について、都道府県知事の承認を廃止する。	【制度改正の必要性】 農地中間管理事業については、従来事業に比べ手続きが複雑で、扱い手への権利設定までに多くの時間を要する。また、機構から市町等への業務委託に際しては、県の承認するなど非効率的である。そのため、別紙のとおり規定を見直し事務を簡素化することで、事業の推進を図る。 【支障事例】 1～3について(1,3: 事務手続きの煩雑さ 2: 事務手続き期間の長さ) ①27年度当初に農地中間管理事業の推進についての市町キヤンパインを実施し、県内全25市町村に波及し機軸者が向かい、各市町毎に推進上の課題について検討したところ、全市町が①事務手続きの煩雑さ(提出資料の多さ等)と、②事務手続き期間の長さ(貸付希望者が機構に農地を貸付け、機構から借受希望者へ権利設定されるまでの期間)を課題として挙げた。市町、市町農業公社等は、農地中間管理事業だけではなく、農業経営基盤促進法に基づく賃借権の設定等(従来事業)について、相談窓口となり、その後の事務手続きを行っている。面的な農地集積を図るため、市町等は農地の貸付希望者や借受希望者に対し農地中間管理事業の活用を誘導しているものの、①、②の理由で、結果としてユーザーである農地の貸付希望者や借受希望者の多くが従来事業での権利設定を選択している。【参考】26年度の本県における農地の権利設定の状況 ○農地中間管理事業での権利設定: 450件 ○従来事業: 約5,800 + 1,000 ~ 2,000件 4)について 機構の農地中間管理事業に係る業務委託の都道府県知事の承認については、毎事業年度ごとに必要となるが、予算措置による補助事業の計画協議で機構の業務委託について審査は十分に可能である。	6【農林水産省】 (14) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) 農地利用配分計画へ添付する全部事項証明書(施行規則11条2項2号)については、省令を改正し、当該添付を平成28年度から不要とする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	171	農地・農業	都道府県	長野県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農業協同組合 法第72条の9 道路運送法 施行規則第48条	農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大	農事組合法人が行うことができる事業種類に、地域に密着した「生活サービス事業」を加える。(株式会社への組織変更不要) また、農事組合法人が自家用有償旅客運送を行うことができるよう、道路運送法上の規制緩和を求める。 ※地域に密着した生活サービス事業の例 ①地産地消の食料品や生活用品などの宅配や販売 ②農家世帯などの高齢者の病院等への送迎 ③農家世帯などの子どもの一時預かり ④生活道路や農家世帯などの民家等の除雪請負や補修 ⑤新聞配達 等	【支障事例、必要性】 農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面で多くの課題を抱えている。 こうした中、農山村集落の担い手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参入が住民の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向にある中、収益向上や周年安定雇用を担って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展開、公共施設利用や空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参入に関心を示しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、実施できない状況となっている。 株式会社組織に変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続きの煩雑に加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の同意には、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事する程度に応じて配当が可能な「従事分置配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれることとなるため、サービス事業参入を検討する上で大きな障害となっている。 また、自家用有償旅客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟な対応ができない状況にある。 【代替措置】 本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に制限を設ける。 【メリット】 農山村集落における生活サービスの提供 農事組合法人の経営の多角化、安定化	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	67	農地・農業	都道府県	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律第2条 司法施行規則第1条	「持続性の高い農業生産方式に係る技術」の認定要件の見直し	エコファーマーの認定対象となる持続性の高い農業生産方式の技術について、新たな農業技術の進展に合わせて、規定技術を追加するなど認定要件の見直し(施行規則の改正)を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 エコファーマーの認定対象となる「持続性の高い農業生産方式の技術」は、現在、3区分17技術(有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学合成農業低減技術の3区分)が規定されている(持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律施行規則第1条)。 しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普及と拡大を進めているところであり、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの栽培に取り組む農業者も増えつつあり、化学合成農業を使用しない又は削減した病害虫防除・被害軽減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定着している。 このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農業技術の進展に合わせて、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。 なお、化学合成農業低減技術については、平成18年と19年以降は見直しされていない。 【具体的支障事例】 富山県内において、化学合成農業の使用削減技術として、食品添加物やでんぷんを原料とした新しいタイプの農薬(商品名:アカリタツナ、粘着くん等)を使用してダニやアブラムシの防除(虫体を被覆し気門封鎖することで殺虫)に取り組む農業者がみられる。 これらの農薬は、その成分から人や生態系に及ぼす影響が少なく環境にやさしい持続的な農業につながるものであるが、施行規則で規定されている技術(化学合成農業低減技術)に該当しないことから、エコファーマーの認定が困難となる状況が見受けられる。 【期待される効果】 エコファーマー認定取得者の拡大、持続的な農業生産方式の面的拡大、環境負荷の低減	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	147	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	野菜生産出荷安定法施行規則の見直し	野菜生産出荷安定法施行規則の共同出荷割合の見直し	【具体的支障事例】 野菜の価格が下落したときに価格差の補給を受ける野菜価格安定制度があるが、その制度を受ける産地は、一定の産地要件を満たす必要がある。 しかし、市場に出荷せず契約企業に出荷する大規模生産者が新たにできたため、JAへ出荷する割合が相対的に低下し、野菜指定産地の要件の1つである共販要件を下回る産地ができた。 しかしながら、対象産地のJAへ出荷量自体は増えており、消費者への安定供給の役割は果たしている。指定産地の継続のため、野菜生産出荷安定法施行規則第2条で定められている共同出荷割合を産地規模(出荷量)に応じて定めるよう見直しをほしい。 また、市場に出荷しない大規模生産者が「大規模生産者登録」をした場合は、その実績を共同出荷数量にカウントできるので、「大規模生産者登録」を推進しているが、野菜価格安定制度に加入するメリットがない大規模生産者は、登録がすすんでいない。「大規模生産者登録」をしていなくても、出荷実績の提供を受けた場合は、産地の出荷量から大規模生産者の出荷量を除くことを認めたい。 大規模生産者登録の要件 対象農産物を出荷する生産者、法人等のほ場が野菜指定産地の区域であり、かつ、おおむね2haの作付面積を有すること (野菜生産出荷安定法第11条第2項、施行規則第6条より抜粋) 【制度改正のイメージ】 産地規模(出荷量)に応じた共販率要件とし、例えば、産地規模(出荷量)が6,000t以上の産地は、共販率を1/3、8,000t以上の産地は1/4とする。その場合でも、共販率は2,000t以上確保でき、計画出荷は確保できると考えられる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	112	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領(別記3)第2条第2項	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲個体の確認方法の変更	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲個体の確認について、市町村担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現地確認)を基本とされているが、これを市町村担当者ではなく、市町村長が任命、又は指名することとしている「鳥獣被害対策実施隊」の隊員でも行うことができるようにすること。	【支障事例】 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲実施の確認については、市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現地確認)を基本とされ、現地確認が困難な場合は、写真や捕獲個体又はその部位による確認など、確実に確認できる方法を事業実施主体等が適切に定めると規定されている。 しかし、写真や捕獲個体又はその部位では個体確認についての精度が保たれないことから、本県では市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き確認することを基本としている事業主体が多く、特に小規模事業者などで現地確認を基本としているところが多い。 しかしながら、マンパワーに限られている市町村職員が対応することは負担が大きく、基本としている現場確認が困難な場合がある。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	205	その他	都道府県	群馬県、茨城県、栃木県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領	鳥獣被害防止総合対策交付金における事業実施主体の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害防止総合対策の推進事業(ソフト事業)の事業実施主体は、地域協議会のみと規定されているが、同交付金の整備事業(ハード事業)と同様に、地域協議会だけでなく、その構成員が事業実施主体となるよう実施要領を見直す。	【支障事例】 サル対策では、年間を通してサルの群管理(行動範囲の把握や追い払い)を実施する必要があるため、交付金の活用できない年度当初から交付金の交付決定前までの期間について、市町村が独自財源で事業実施している地域がある。県では、地域の負担軽減のため、交付金の活用を推奨しているが、交付決定の前後で事業主体が異なることから、調査・追い払い従事者の人材確保が困難であるという理由で、交付金が活用されない例がある。 【提案実現の効果】 野生鳥獣対策は、地域協議会で合意形成を図った上で、関係機関が連携して実施することが重要だが、具体的な取組については、地域の実情に合わせて、地域協議会の構成員である市町村や生産者団体等による実施ができるよう規定を見直すことで、より効果的に対策を実施できるようにする。この提案が実現すれば、深刻化・広域化する野生鳥獣被害に対して、地域ぐるみでの被害対策が一層推進され、農林業等の被害軽減や営農意欲の向上、地域の活性化等につながると思われる。	6【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 (ii)鳥獣被害防止総合対策交付金による推進事業において、事業の趣旨等を踏まえ、かつ地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、地域協議会の構成員がそれぞれ実施する活動も事業対象となることを明確化し、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	274	農地・農業	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定対策等実施要領2の(1)の⑤及び⑦	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県等への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」を国から都道府県への交付金とし、事務権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 昨年の提案募集の閣議決定のなかで、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準率及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。国が定める地方創生では、農山漁村の所得確保、移住・定住を進める取り組みを進めており、地方も多面的機能を持つ中山間地域の活性化が求められている。 【支障事例等】 「米の支払い直接交付金」は、国が交付事務を行っているが、平地と中山間地等の条件不利地、大規模稲作農家などの専業と兼業農家、農地中間管理機構を活用している農業者が否かに関わらず助成単価が一律であり、需要に応じた主食用米生産や水田の維持管理につながらない。 本県では、生産調整見直し後の米づくりのためにも、酒米の山田錦と一般のうるち(主食用米)品種に差を設けたり、県の安心ブランド米や青機能米のものなど、品質・付加価値の高いものなどに誘導したいと考えているが、10%以上の米作付面積があること、生産数量目標を守っていること等のみが要件化され、品質や銘柄、酒造好適米、特別栽培米であることなど、県や地域段階で推進すべき米生産への助成に対応できない。 米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。 【効果・必要性】 各地域の特性にあわせて交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。	
27年	275	農地・農業	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定対策等実施要領6の(1)及び8	経営所得安定対策等に係る「水田活用直接支払交付金」交付事務の国から都道府県等への移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用直接支払交付金」を都道府県への交付金とし、対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 昨年の閣議決定では、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準率及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、地方は、担い手育成や農業の生産性の向上が求められている。 【支障事例等】 本県の水田への作付面積では、野菜が麦や大豆、飼料作物よりも大きく、水田活用を進めるための最も重要な作物となっているが、近年野菜の作付面積は減少している。 (H22年 9,720ha → H25年 9,540ha(△180ha)) そのため本県では、県や地域段階の産地交付金も活用し、野菜の作付けを推進しているものの、販路作物には野菜が入っており、取り組むことができない。 例えば、兵庫県の淡路地域はレタスやタマネギの産地だが、比較的冷涼な気候に適する大豆は適作とは言えない。麦についても、播種地域では、比較的良質な生産物が収穫できているが、但馬地域では、湿潤地帯が多いため、適地も限られており、水田の裏作に麦を組み合わせた交付金を受け取ることが難しいのが現状であり、販路作物助成が受けられないまま地域の特産物の作付に励む生産者があるアンバランスが生じている。 【効果・必要性】 都道府県への交付金化が実現されれば、地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図ることができる。また、本年度より、本県独自の取組としてスタートした「農業施設貸与事業」と野菜作付拡大の交付金を組み合わせることにより、新たな水田の担い手の確保にも寄与すると考えられる。	
27年	153	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	加工原料生産者補給金等暫定措置法第3条、第5条 「指定生乳生産者団体が行う生乳委託販売の弾力化について」(平成10年4月16日付け10番A第88号農林水産省畜産局長通知)(別紙1)第1条	指定生乳生産者団体制度の弾力的運用	指定生乳生産者団体制度について、ミルクプラントを直接設置運営している生産者団体に限って、一部委託販売が出来るよう制度の弾力的運用を行っていただきたい。	指定生乳生産者団体制度では、原則全量委託販売となっているが、生産者自らが3t/日を上限に製造加工する場合はこの限りでは無いとなっており、一部委託販売が認められている。一方、現行の制度では、酪農生産者団体が自ら設置運営するミルクプラントであっても、一旦指定団体に全量委託販売し、その後に指定団体からミルクプラントが中間経費を加えた額で買い戻す必要がある。 本県にも存在する生産者団体が運営するミルクプラントは、中小規模の工場が多く、経営が厳しい状況がある中、中間経費を加えた買取額は経営を圧迫する状況にあり、制度を脱退すると、生産者が加工原料乳生産者補給金の交付を受けられなくなる等の支障が発生している。よって、ミルクプラントを直接設置運営している生産者団体に限って、生産者が自ら製造加工する場合と同様の取扱を行ったうえで3t/日の上限を撤廃し一部委託販売が出来るよう、制度の弾力的運営をお願いしたい。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	157	産業振興	中核市	岐阜市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	卸売市場整備基本方針第21(5)	卸売市場整備基本方針における中央卸売市場再編基準の見直し	<p>第9次卸売市場整備基本方針において、「第2 1(5) 中央卸売市場(食肉卸売市場を除く。）」であって、次に掲げる指標のうち3以上の指標に該当するものは、再編に取り組みることとされているが、そのうち、以下の指標について見直しを行うこと。</p> <p>指標①の開設区域内の需要量について、水産物の卸売市場経由率を考慮した指標の設定に見直すこと。</p> <p>指標②の水産物の基準数値について、実態に即し、地方の実情や、市場の環境等を考慮した取扱数量の設定に見直すこと。</p>	<p>【具体的な支障事例】 生産者が 県庁舎の地方卸売市場より国所管の中央卸売市場の方が、安定した価格や確実な入金など信頼感があるとの声がある。また、岐阜は近隣に名古屋市場があるため、名古屋市場に荷が集中し、取扱数量が減少する可能性が高く、ブランドイメージが損なわれる。 実際、地方に転換した尼崎市、室蘭市の取扱数量の減少率は岐阜市の減少率を大きく上回っている。(別添資料「近年、地方に転換した市場の取扱数量一覧表」参照、H25のH21に対する割合) 【制度改正(案)及び効果】 開設区域内の需要量について、指標①は人口に1人当りの需要量をかけ開設区域内に十分な水産物を供給できているかを示す指標だが、「卸売市場をめぐる情勢について(農水省作成資料)」の通り、水産物の市場経由率は93.4%(H24)で、指標②に市場経由率を掛けた量を供給できればその役割を果たしていると考えられる。 現在:開設区域内人口×1人当り需要量→提案:開設区域内人口×1人当り需要量×卸売市場経由率 指標②の水産物の基準数値35,000tについては、第8次卸売市場整備基本方針から35,000tのままで10年近く変更されていないことは、少子高齢化や魚離れ等による消費量の減少が続く中、実態とかけ離れている。 中央卸売市場の平均は約35,000tだが、平均を上回る市場はほとんど政令指定都市である。政令指定都市以外の平均は約23,000tとなり、岐阜市が淮南し県で漁獲が無く、水産物の入荷は海に面した市場とは違う点も考慮して約20,000t程度が妥当な基準数値と考える。(別添資料「H26 青果水産取扱高一覧表」参照)</p>	<p>6【農林水産省】 (9)卸売市場法(昭46法35) (i)卸売市場整備基本方針(4条)における中央卸売市場の再編基準については、次期卸売市場整備基本方針において、新たに取扱金額についての考慮事項を追加するとともに、再編措置の運用の考え方について明確化する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
27年	158	産業振興	中核市	岐阜市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	中央卸売市場における業務運営について第12(4)	中央卸売市場における仲卸店舗の定期的な開放	<p>市場のPRや活性化を図るため、仲卸店舗の消費者への定期的な開放が図れるよう、「中央卸売市場における業務運営について(H12.3.31 12食流第746号)」で記載のある仲卸業者の市場内での小売行為の明確化を図ること。</p>	<p>【支障事例】 取扱数量の減少等により、場内業者の経営状況は厳しい環境にある。開設者としては市場を多くの市民にPRし、知ってもらい、市場を活性化させたい。その手法の1つとして、定期的な市場開放を検討している。 イベント的な開放については、「第9次卸売市場整備基本方針」や「卸売市場流通の再構築に関する検討会」において方向性が示されており、現在当市場も、関連棟を毎月1土曜日に一般開放しているが、水産の仲卸業者からも「仲卸店舗も一般開放できないか。」との要望が挙がっている。 仲卸業者は、まず、月1回の開放から始め、順調なら、週1回の開放も考えている。 しかし、仲卸店舗での小売については、H12.3.31の12食流第746号「中央卸売市場における業務運営について」の2仲卸業者 (3)市場内での小売行為において、「仲卸業者が市場内の店舗を利用して一般消費者に対して小売活動を恒常的に行うことは、原則として卸売市場法の目的外の行為に該当する行為」となっているが、具体的な取扱い(原則の例外)は明確にされていない。 地産地消も含めた市場PRや地域活性化を図るため、仲卸店舗において消費者向けに臨時的な開放を継続して行うことにより、最終的に場内業者の経営改善、取扱数量の減少に歯止めを掛けたいが、それができない状況にある。 【制度改正の必要性】 仲卸業者による月1回、週1回の臨時的な開放が継続してできることで、地産地消も含めた市場のPRや地域活性化が図れるように、「中央卸売市場における業務運営について」の2仲卸業者(3)市場内での小売行為」の範囲の明確化を図っていただきたい。</p>	<p>6【農林水産省】 (9)卸売市場法(昭46法35) (ii)中央卸売市場内で禁止されている仲卸業者による恒常的な小売活動については、「恒常的」の考え方を明確化するとともに、許容される中央卸売市場における小売活動の考え方について明確化するため、「中央卸売市場における業務運営について」(平12農林水産省食品流通局)を平成27年度中に改正する。</p>
27年	276	農地・農業	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県、京都市	農林水産省	A 権限移譲	六次産業化法第5条1項、5項	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定権限の都道府県への移譲	<p>六次産業化法に基づく「総合化事業計画」の認定権限を、国から県に移譲すること。</p>	<p>【提案の経緯・事情変更】 国が進める地方創生のなかで、六次産業化は所得と雇用の確保の点で期待されており、本県でも、昨年度から様々な分野の事業者と連携して新商品開発等に取り組む「農イノベーション」ひょうごを進めている。 【支障事例】 六次産業化法に基づく「総合化事業計画」は、農林水産省(各地方農政局地域センター)が認定しており、都道府県の関与ができず、必ずしも地域の実情にあてはまらない計画の認定がなされているため、計画が円滑に実行されていない事例が散見される。 例1)A営農組合 全国的なそばの販売価格の下落により、地域の生産量が大幅に減少した結果、そば粉、そば(種)の加工が困難になるとともに、直売による販売も低迷したため、計画の取消が行われた。 例2)B生産組合 当初計画していた米粉使用菓子について、他と差別化した商品開発ができず、生産・販売コストを考慮すると採算が見込めないことから計画の取消が行われた。 こうしたことから、地域の実情に精通し、原料供給体制・販売体制の実効性等について総合的に判断できる都道府県に権限を移譲すべきである。 なお、生産・消費が複数県にわたることが想定されるが、関西では関西広域連合が存在しており、府県をまたがる調整を行うことは可能である。 【効果・必要性】 県内の生産、流通、販売状況など地域の実情に精通した県が審査するとともに、計画の実行・目標達成に向けた指導・助言を県と地域の六次産業化サポートセンターが連携して行うことで、計画の実効性をより高めることが可能となる。</p>	
27年	68	農地・農業	都道府県	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産省関係補助金等交付規則第3条第1項 土地改良事業関係補助金交付要綱	補助公共事業の変更手続きの簡素化	<p>農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業については、当該事業の補助要綱により、農林水産大臣が定める軽微な変更以外は、農政局との協議が必要となっている。協議が必要なもののうち「地区ごとの重要な事業内容の変更」について、農政局との協議の廃止を提案する。</p>	<p>【提案理由、規制緩和の必要性】 農山漁村地域整備交付金事業と同様に、農政局への協議を廃止し、円滑な事業実施に資するようになる。 (平成17年度創設、地域再生基金強化交付金や平成22年度創設の農山漁村地域整備交付金等では、地域裁量で個別事業地区の予算の執行について、すでに弾力的かつ機動的な運用が可能となっており、これに準じた扱いにしようとするもの。) 【具体的な支障事例】 H24年度は実施地区の11%(18地区)が補助事業であったが、平成27年度は73%(88地区)が補助事業を活用しており、補助事業を実施する地区が増えている。 こうしたことから、地域の実情に精通し、原料供給体制・販売体制の実効性等について総合的に判断できる都道府県に権限を移譲すべきである。協議が必要なもののうち「地区ごとの重要な事業内容の変更」については、農政局との協議が必要となる事業の内容変更が約25回あったが、農政局協議が不要なことから、円滑な事業実施が可能であった。しかし、補助事業では、事前に農政局へ協議し承認を得る必要があることから、補助事業の増加に伴い協議案件も増えることが想定され、個別地区における事業の円滑な進行に支障がでるおそれがある。 【期待される効果】 地方による予算の機動的な運用が可能となり、事業の円滑な進行により地域の基盤整備に資する。</p>	<p>6【農林水産省】 (15)土地改良事業関係補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議については、農林水産大臣の承認が不要な場合を追加する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	277	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	大臣権限に係る保安林指定・解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定、解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】 大臣権限の保安林の指定及び解除については、都道府県知事が国から委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。大臣権限と知事権限でこれらの手続きにあたっての基準に差異はない。 提案募集に係る閣議決定においては、一の都道府県内で完結する一般河川の全区間の都道府県に移譲された場合などは、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとなったが、そもそも河川管理者と同一にする必然性はなく、例えば一部流域が一部他府県にかかっている一般河川においては、多くの区間が流れている都道府県が流域の保全を行うべきであると考えられる。</p> <p>【支障事例等】 解除申請の標準処理期間は、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、林野庁が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6か月の事例も)を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースもある。 また、林野庁本庁で事務をしているため、現場の状況等の把握や確認を迅速に行うことができず、都道府県に専真などの資料提供を求められるほか、他の解除案件が集中すると、時間がかかってしまうことが想定される。</p> <p>【効果・必要性】 国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。</p>	
27年	13	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限については、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】 地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(水循環基本法第5条)従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、府県への移譲を基本とすべきである。また、複数府県に跨がる流域に係る民有林の保安林の指定等については、関係府県が揃って手を挙げれば移譲すべきである。関西では、広域行政の責任主体である関西広域連合により国や府県間の意見調整等を図ることが可能である。</p> <p>【支障事例】 現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6か月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。</p> <p>【懸念の解消】 国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定、解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。</p>	
27年	154	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	林業関係事業補助金等交付要綱 農山漁村地域整備交付金実施要領第6	林業関係事業補助金等交付要綱の改正	補助金において、内示後「交付決定前着手届」の提出により、工事に着手したい。	<p>【制度改正の必要性】 交付金については、農山漁村地域整備交付金実施要領第6に基づき、内示後「交付決定前着手届」の提出により、工事の着手が可能となる。しかし、補助金については内示後補助金申請をして、国からの交付決定後でなければ着手ができない状況である。 昨年において、補助金と交付金の決定日に21日間の差があり、工事進捗の遅延につながる状況となっている。(今年度においては24日間の差) また、H27.3.28付で標準工期の改正があり、昨年度よりも標準工期が延長となっている。(金額により延長期間が大きく、例えば3千万の工事で30日延長となった。) このことにより、早期着手・早期完成を目標としているため、補助金についても交付金と同様、「交付決定前着手届」ができるよう、要綱等の改正をお願いしたい。</p>	6【農林水産省】 (16)林業関係事業補助金 林業関係事業補助金については、工事の早期着手に資する観点から、補助申請の事前相談等の手続について地方公共団体に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。
27年	321	土木・建築	都道府県	福井県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について」第4の1	複数年契約を行う大規模な木造公共施設等への支援	大規模な木造公共施設等の整備については、木材調達や工事に複数年を要することから、複数年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと	<p>大規模な公共施設の木造・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象とならない。 本県では、雨越養護学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。 支障事例としては、本県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年度の事業が認められているものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。</p>	6【農林水産省】 (15)森林・林業再生基盤づくり交付金 森林・林業再生基盤づくり交付金については、その活用にあたって、材料となる木材調達と施設の建設とを分離して発注する必要がある場合に、適切な事業の実施が可能となる具体的な方法等について、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	99	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」(H15.6.11農林水産事務次官通知)	林業・木材産業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当年度の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められる貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業・木材産業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	〔農林水産省〕 (11)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている林業・木材産業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	194	その他	都道府県	山口県、中国地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」(H15.6.11農林水産事務次官通知)	林業・木材産業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当年度の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められる貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業・木材産業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	〔再掲〕 〔農林水産省〕 (11)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている林業・木材産業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	100	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について」(H8.5.24農林水産事務次官・労働事務次官通知) 「林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業就業促進資金制度の運用について」(H8.5.24林野庁長官通知)	林業就業促進資金貸付事業計画承認制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受ける制度を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当年度の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められる貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	
27年	195	その他	都道府県	山口県、中国地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について」(H8.5.24農林水産事務次官・労働事務次官通知) 「林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業就業促進資金制度の運用について」(H8.5.24林野庁長官通知)	林業就業促進資金貸付事業計画承認制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受ける制度を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当年度の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められる貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	101	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	6【農林水産省】 (12)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている沿岸漁業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	186	その他	都道府県	山口県、中国地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	【再掲】 6【農林水産省】 (12)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている沿岸漁業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	87	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	漁業近代化資金助成法第2条第3項第1号の括弧書及び第1号口、同法施行令第4条第1号	漁業近代化資金助成法第2条第3項第1号の括弧書及び第1号口、同法施行令第4条第1号	二重行政化を避ける為、漁業近代化資金助成法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手続を「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること。又は漁業近代化資金助成法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続き省略に資するもの。)	【支障事例】 現在、10 ⁰ .から20 ⁰ .未満の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要である場合が殆どであり、実際に宮崎県では約半数の申請が法定で定める貸付限度額(9千円)を超え、国の承認が必要となっている。この場合、県単独で手続を進める場合と比べ、最低でも1ヶ月の期間が追加が必要となり、その他の融資機関、保証機関の審査、県の利子補給の審査期間も含めると融資までに長期を要する状況となっている。 一方、漁船建造には漁期との関係や造船所の建造計画があり、申請手続が長期にわたると融資前の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることがある。この場合、県では原則利子補給対象としていないが、真にやむを得ない場合は事前着工承認申請書を提出してもらい条件付(国の承認がないときは利子補給の対象としない)で承認しているが、条件付の着工承認であることや造船業者への手付金の支払が必要な場合もあるなど、漁業者(借受者)にとってはリスクがあるものとなっている。 本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は借漁漁からであり、県の利子補給財源も県独自の資金となっている為、国庫からの支出は一切生じないものである。また、国の承認は、県が通常利子補給する際の書類に県の意見書を付しているのみで、県も県と同様に「償還の可能性」について審査していると思われる為、事務手続が重複していると考えられる。 以上のことから、本県では融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が必要と考える。	6【農林水産省】 (7)漁業近代化資金助成法(昭44法52) (7)漁業近代化資金助成法の法定上限超過に係る手続(2案9項1号)については、農林水産大臣の承認を得ることなく、農林水産大臣が定めた基準に基づき、都道府県が上限超過の可否を判断することが可能な仕組みとする。
27年	89	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項 中小漁業融資保証法第4条	沿岸漁業改善資金の融資に係る保証方法の見直し	中小漁業融資保証法により、融資機関が融資する場合に漁業信用基金協会による機関保証を受けることができるが、これを都道府県直営方式の場合であっても、保証可能にすること。	【現行制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、都道府県が国の補助金を受け資金を造成し、沿岸漁業従事者等の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける制度資金である。 沿岸漁業改善資金助成法により、本資金の貸付けを受ける者に対しては、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならないとされている。本県の場合、沿岸漁業の経営開始するために必要な資金(漁業経営開始資金)を借し付ける際にのみ、保証人に追加融資対象物件を担保として徴求しているが、それ以外は保証人の設定のみである。 【支障事例】 現在、法務省で検討されている民法改正(債権関係)の中で、保証人保護の方策の拡充が検討されている。この拡充により、保証人にならうとする者は、公正証書で保証債務を履行する意思を表示しなければならなくなり、借受人は保証人の確保が難しくなるとともに保証人設定の手続きが今以上に煩雑になる可能性がある。 漁船などの物的担保については、担保の設定や管理に関する事務を、行政機関(都道府県)が行うことは難しい。 【懸念の解消策】 中小漁業融資保証法第1条により、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等を保証の対象としているが、沿岸漁業改善資金は、都道府県直営方式の資金のため、機関保証の対象外となっている。上記、民法改正が行われれば、保証人確保が難しくなる可能性もあり、中小漁業融資保証法第4条における保証対象の見直しを行っていただきたい。 なお、県の直接貸付けを機関保証の対象とする制度の見直しに当たっては、地方に過度な事務負担を強いることがないよう、十分留意した改正としていただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	90	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第19条、第22条	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業に係る届出書類の簡素化	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業について、進捗事務の効率化と漁業者の負担軽減を図るため、農林水産大臣に対し一覽表方式により届出・報告が行えるよう見直しを行うとともに届出に係る添付書類のうち、漁船原簿謄本を不要とするよう措置すること。	【現行制度の概要】 小型するめいか釣り漁業等の届出漁業を営もうとする者は、省令に基づき農林水産大臣に操業期間ごと及び船舶ごとに定められた様式に指定された添付書類(漁船原簿謄本等)を添えて届出を行い、また、操業期間終了後は漁獲成績報告書を提出している。これら関係書類は、県を経由して提出することとなっていることから、県は漁業者から届出を受けた内容を十分確認のうえ、水産庁に進達を行っているところである。 【支障事例】 本県においては、届出漁業のうち小型するめいか釣り漁業の本県届出件数は500件以上で、届出や報告に係る内容確認と進達は同時期に行うため、多大な事務作業となる。 【制度改正の効果】 届出や漁獲成績報告書の提出にあたり、一覽表形式による提出方式を導入し、また、添付書類のうち漁船原簿謄本については、県が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県の進捗事務の効率化と漁業者の負担軽減(漁船原簿謄本交付手数料)を図ることができる。 【類似事務の状況】 沿岸くろまぐろ漁業は広域漁業調整委員会指示に基づく承認制となっているが、これら承認申請と漁獲成績報告書の提出は、一覽表方式を導入しており、加えて、添付書類となっている漁船原簿謄本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)	【農林水産省】 (2)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) (1)届出漁業の届出に係る届出(特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平6農林水産省令34)19条)については、省令を改正し、漁船の登録の謄本の提出を平成28年5月末までに廃止する。あわせて、都道府県内における届出漁業者をまとめて一覽表の形式で届出を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十九条第四項の規定に基づく届出書の様式(平7農林水産省告示471)を平成28年5月までに改正する。 また、届出漁業のうち、小型するめいか釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業等に係る漁獲成績報告書(届出省令22条)については、都道府県の意見を踏まえつつ、一覽表の形式で報告を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十二条第三項の規定に基づく漁獲成績報告書の様式(平7農林水産省告示470)を平成28年中に改正する。
27年	217	その他	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	漁業法第65条第7項 水産資源保護法第4条第7項	漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止	漁業法及び水産資源保護法に基づき各都道府県が定めている漁業調整規則において、他県にまたがらない一県で完結する河川等における内水面漁業調整規則の改正は、各県の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう農林水産大臣の認可を不要とし、届出とすること。	【具体的な支障事例】 内水面における禁漁区域等の設定については、内水面漁業調整規則の改正が必要であるが、改正の手続きには国の認可が必要である。その手順は、①水産庁担当者による内容確認、②事前協議(公文)、③事前協議了解通知、④内水面漁場管理委員会諮問・答申、⑤規則改正認可申請、⑥認可となり、早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求め地元意向に対処できない。規則改正が必要な千代川大口堰周辺については、平成23年以降、毎年委員会指示を発令して周年禁止としているが、遊漁者の違反が年数回繰り返されている。規則違反の場合は、警察に通報し違反者の指導や検挙を行っているため、抑止効果が薄い。一方、委員会指示違反の場合は、度罰規定がなく、罰則をかけるにはその前段として知事の裏付け命令が必要であり、処分までに時間を要し、両者の間には抑止力に大きな差がある。 (参考) 平成19年「東郷湖シジミ採取の大きさ規制等」に関する規則改正の手続きには7ヶ月を要した。現在、「千代川大口堰周辺の水産動植物採捕禁止区域の設定」に係る水産庁担当者による内容確認として資料を提出中。 【制度改正の必要性】 広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものと考えられないため、水産庁で認可を行う必要性は低いと考えられる。	【農林水産省】 (2)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) (ii)都道府県による内水面漁業調整規則の制定及び改正(漁業法65条及び水産資源保護法4条)については、当該事務の円滑化に資する観点から、都道府県の担当者に対する説明会を開催するとともに、具体的な改正事例を踏まえて、必要な書類や認可に際しての留意点を、都道府県に平成27年度中に通知する。
27年	229	その他	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省(水産庁)、財務省	A 権限移譲	国有財産法施行令第6条第2項第1号のイ 国有財産特別措置法第5条第1項	漁港区域内の里道・水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路については、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国のままで、境界確定等の管理事務は、国有財産法施行令の規定により、法定受託事務として都道府県が行うこととされている。 一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の産地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。 さらに、里道・水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が異なるため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。 このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが適切であり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の観点から、個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	
27年	91	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	水産多面的機能発揮対策事業交付金の第1・四半期交付額の上限撤廃	事業執行に支障が出ないよう、第1・四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行うこと。	【支障事例】 国の交付金は、全国一律に第1・四半期に25%を上限に概算交付され、年度内の第4・四半期には協議会が確実に実施した費用のうち、交付決定額の90%を上限として請求することとなっており、残額は、年度が変わった第5回の交付により精算している。 一方、事業の実態にあたっては、海域の状況や現地の実情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に産場対策のために必要な作業は4～6月に集中しているため、第1・四半期により多くの活動費が必要となっている。 【懸念の解消策】 事業執行に支障がないよう、第1・四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行っていただきたい。なお、上記の支障事例等については国に業務量を説明の上、全額概算交付をお願いしたが、実現しなかったため、今回、第1・四半期の上限撤廃を提案するものである。	【農林水産省】 (19)水産多面的機能発揮対策交付金 水産多面的機能発揮対策交付金については、事業の効果的な実施を行う観点から、毎年度可能な限り、事業執行の支障を来さないよう、地方の実態を勘案した支払計画を策定する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	124	その他	都道府県	岡山県	内閣府(消費者庁)、農林水産省	A 権限移譲	食品表示法第15条 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)に委任されている指示・命令、調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	【制度改正の必要性】 食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)があり、同一事業者に対して、都道府県・指定都市と保健所設置市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使する場が生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所設置市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能になる。 【現状での支障事例】 食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルゲンの表示の指導・処分の権限は保健所設置市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)にある。 同一食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルゲンの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所設置市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルゲンは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。また、都道府県と市のそれぞれが、指導にすると、処分までに至るか判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もありうる。 さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応できないもの(市の窓口を紹介)があり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市あてそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。	【農林水産省】 (1)食品表示法(平25法70)(消費者庁と共管) 食品関連事業者に対する指示等の事務・権限については、より一貫性かつ実効性のある今後の執行体制の構築に資するよう、関係機関の適切な連携・協力に係る具体的な手順を地方公共団体に周知するなど、平成28年中に必要な支援を行う。あわせて、平成28年度に施行される指定都市への移譲の状況、事務処理特例制度の運用状況及び平成31年度までの食品表示基準(4条1項)に係る経過措置期間を踏まえて、保健所設置市を含む実施主体の在り方について検討し、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	32	その他	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省、内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する事業者の処分等権限の移譲	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する政令第19条	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求めらる。	(提案にあたっての基本的な考え方) 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。 (制度改正の必要性等) 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分で行われ、処分効果は限定される。 現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生の都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網をかけることが重要である。 一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。	
27年	54	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地法施行規則第4条	コージェネレーション設備に係る緑地率等の緩和	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、コージェネレーション設備を追加すること。	【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できるので、省エネ、省CO2に非常に効果的であることに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも資するものである(コジェネのエネルギー効率は約75%～80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%)。 太陽光発電施設と同様、コジェネの設置実績も蓄積され2014年3月末時点で累計1,000万kW(原発10分)を超えた。環境負荷低減技術も低NOx化を始めとし、騒音対策、振動対策等多岐に渡り実施されている。 長期エネルギー需給見通し(案)(平成27年6月経済産業省長期エネルギー需給見通し小委員会事務局作成)では、2030年のコジェネの発電電力量は電源構成の11%(1,190億kwh程度)の導入促進を図るとしており、コジェネの推進は必須である。 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、工場立地法施行規則第4条(緑地以外の環境施設)にコジェネ設備を追加し、緑地面積率・環境施設面積率に算入することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 市街地に立地する食品工場(神奈川県内)では、敷地が狭く、近隣の住民対策上もコジェネを設置できる場所が限られているため、コジェネに必要な面積(約70㎡、発電能力300kw)を確保できず、設置を見送ったケースがあった。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	175	産業振興	町村会	全国町村会	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条等	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の都道府県から町村への移譲	工場立地法に基づく特定工場の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限については、都道府県から市まで移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権限がない。 このため、周囲の環境と調和のとれる範囲で町村独自の企業支援施策を講じることができない状況にある。 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲を求める。 なお、昨年の提案募集で新潟県聖籠町からの提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制定権限を移譲する場合は、併せて必要不可欠」とされた経緯も踏まえ、工場立地法に係る事務(届出受理、審査、必要な場合には勧告、変更命令、罰則適用)についても、併せて移譲を求める。	5(経済産業省) (1)工場立地法(昭34法24) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県から町村に移譲する。 ・条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(4条の2第1項) ・特定工場の新設届出の受理(6条1項) ・設置の場所等に係る必要な事項の勧告及び変更命令(9条1項及び2項並びに10条1項)
27年	106	産業振興	都道府県	栃木県	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2、第6条～第10条	工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権及び届出等の事務の町村への移譲	工場立地法の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限及び届出等の権限を都道府県から町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積率等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを県に提案し、さらに、県において実作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等の緩和のための条例が制定できない。こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。 市と比較すると、スピード感に欠けることから、町村の条例制定権の拡大を求めるものである。 市の場合、周辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工場立地法により緑地面積率等を独自に設定することが可能であるが、町村の場合、現行制度では緑地面積率等の独自設定は不可能となっている。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要である。	[再掲] 5(経済産業省) (1)工場立地法(昭34法24) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県から町村に移譲する。 ・条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(4条の2第1項) ・特定工場の新設届出の受理(6条1項) ・設置の場所等に係る必要な事項の勧告及び変更命令(9条1項及び2項並びに10条1項)
27年	291	土地利用(農地除く)	町	栄町	国土交通省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3、都市計画法施行規則第23条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地法に関する準則第2～4条	開発許可に係る技術基準の緩和(緑地帯その他の緩衝帯の配置)	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であって、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表する工場立地に関する準則第4条に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定により、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。一方、工場立地法における緑地帯及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地帯等の割合による緑地面積率が基本である。また、その割合は、全国的な基準として準則が定められているものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針はあるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要が生じる。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	
27年	302	産業振興	指定都市	千葉市	経済産業省	A 権限移譲	企業立地法の促進等に関する産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条、第14条及び第16条	企業立地促進法に基づく基本計画の協議申請及び企業立地計画・事業高度化計画の承認に係る権限の移譲	企業立地促進法に基づく基本計画の作成にあたり、指定都市の市内のみを対象とする基本計画については、これまで都道府県と連名で行っていた協議申請を、指定都市単独で申請ができるようにすることを求める。あわせて、事業者が各種支援措置を受けるために必要な「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認権限を、都道府県から指定都市に移譲することを求める。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市内のみを対象とする基本計画においては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。計画の策定にあたり、インフラ整備や農地転用等の企業立地に関する手続き等、都道府県が実施する事業も検討する必要があるため、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会における協議を経て作成している。協議会の委員に都道府県が加わっていることで、計画策定について都道府県が関与できる機会は確保されている。 また、事業者が同法に基づく各種支援措置を受けるためには、「企業立地計画」または「事業高度化計画」を都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要がある。しかし、承認事務については都道府県単独で行われて市町村に情報提供がなされなかったため、県市の情報共有について問題がある。 【支障事例】 昨年度末で基本計画の期限が終了するため、新規計画の策定に向けて県と協議を行ったが、原案の作成から国への協議提出まで約9か月を要した中で、うち相当の時間を県との事前調整(計画内容の説明、県担当部署への意見照会)に費やしている。 また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認権限において、基本計画を策定した指定都市側との協議の場が制度化されていない。市内における企業支援施策を推進するため、これらの計画の承認を基本計画を策定した指定都市に権限移譲し、企業の事業計画等の情報一元化を図る必要がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	123	産業振興	中核市	松山市	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地に関する法律 第27条、38条、39条、65条 大規模小売店舗立地法第5条、6条、8条、9条等	中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特別区域指定権限等の中核市への移譲	現在、都道府県が持っている大規模小売店舗立地法に関する届出の事務処理と中心市街地の活性化に関する法律の大規模小売店舗立地法の特別区域(特例1種、特例2種)の設定に関する事務処理や権限を県から中核市に移譲してもらいたい	【支障事例】 今後、松山市の中央商店街で再開発に関する協議会を設立し、当市も協力して当該事業を進めていく予定であり、その他の区域でも再開発の相談を受けている。 再開発では、商業施設の建設は必要不可欠であり、中心市街地の活性化に関する法律(以下、法という。)にある第一種特別区域、第二種特別区域の指定が有効であると考えているが、指定までには、①協議会を設立して市が指定区域案を作成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要請を県に提出し、②県が審議会で意見を聞いている。 法第37条6項等が都道府県等は、特別区域案の作成に当たって必要なときは公聴会等の住民等の意見を反映させる措置を講じる旨記載されているが、県の方針で住民への説明会は市で行うとされており、説明会を開いたうえで、県へ指定要請を行っているものである。現在、当市では3ヵ所が第2種特別区域となっているが、要請した区域案と全て同じであり、効率が悪く、迅速に進めていきたい。 例えば、平成26年度に第2種区域を指定要請した際には、要請から県の指定まで2か月強かかった(2月24日要請→5月1日指定)が、当市に権限が移譲されていけば、協議会で県の審議会と同様の議論を行うなど工夫することで、1ヵ月短縮することができた。 再開発と特例手続きを当市で一括して進めていくことで効率的な事業実施が可能であり、ひいてはコンパクトシティの実現にもつながるため、特別区域の指定に係る権限を中核市に移譲してほしい。特例の実施は基本計画にも記載し、同意を得ているのであるから、中核市で実施して問題ないものとする。 なお、その前提として、本則である大店法の届出等も中核市への移譲も併せて求める。	【経済産業省】 (2)中心市街地の活性化に関する法律(平10法92) 大規模小売店舗立地法の特別区域に関する事務(37条及び65条)については、大規模小売店舗立地法(平10法91)に関する事務と一体でなくとも、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市を含む市町村が処理することが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。あわせて、事務処理特例制度の活用状況を踏まえつつ、中核市が当該事務を実施することをについて、都道府県及び中核市の意向やその効果、課題等を確認する。
27年	324	産業振興	一般市	三鷹市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	大規模小売店舗を配置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示16号) 注2)「人口」とは、立地市町村の行政人口をいう。「(C.自動車分担率)」について同じ。)なお、東京都の特別区域内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の、「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位も適用する。 大規模小売店舗立地法における店舗面積当たり日來客数及び自動車分担率の原単位の緩和	店舗面積当たり日來客数と自動車分担率について、東京都の特別区域内における原単位の扱いを、既成市街地でも適用できるよう、指針の基準を見直す。	【改革すべき指針の根拠条文】 大規模小売店舗立地法第4条第2項二号イ駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 【指針改正の内容】 駐車需要の充足等交通に係る事項①駐車場の必要台数の確保について、注2)「東京都の特別区域内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。」を都市計画法による既成市街地部分にも適用する。 【指針改正の必要性】 本指針の基準によれば、既成市街地における公共交通が充実した駅前地区であっても、東京都の特別区以外では、より多くの駐車台数確保が必要なため、効率的な再開発が進まない要因の一つとなっている。 本指針には、「地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行うことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需要調整的な運用を行うことはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を配置者に求めるようなことがあってはならず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要である」と明記されるも、緩和の基準には「東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合」と、区域のみが示されているため、前述した地区であっても地区特性に適した対応がなされず、運用の公平性、透明性が確保できていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することが進まないことから、本指針についても、より地域の事情を反映した弾力的な運用が進められるよう基準の見直しが必要とする。		
27年	64	産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	液石法第37条の4第1項 LPガス新型バルブローリーに関する高圧ガス保安法上の許可を受け取る義務の廃止	LPガス新型バルブローリーについて、民生用は液石法※2の充てん設備の許可を受け、工業用は高圧ガス保安法(高圧法)の移動式製造設備の許可を受けて使用されているが、適用される技術基準は同等であり、一部の規定は液石法が優先して適用されることから、高圧法の許可を不要とする。 具体的には、新型バルブローリーについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 ※1 LPガスをタンクに充てんするためのポンプを有するタンクローリーで、一定の安全装置等を備えるもの ※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	LPガス新型バルブローリーは、主に民生バルブ貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルブローリーは液石法の規制の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。 このため、新型バルブローリーについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 【具体的な支障事例】 事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。	【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) LPガス新型バルブローリーに係る高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)における製造の許可(高圧法5条1項)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)における充てん設備の許可(液石法7条の4第1項)については、事務処理や事業者負担を軽減するため、双方の許可を同時に申請する場合に、重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの製造許可申請書」に係る添付書類について(平15経済産業省原子力安全・保安院)及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る申請書等マニュアルを平成27年度中に改正する。あわせて、事務処理の軽減に伴い、地方公共団体の判断で条例により手数料の減額等を定めることが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。	
27年	65	産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法第2項第1号 第17条の2第1項 第60条	高圧ガス保安法における「第二種製造者」として届け出た「一定規模のコードエバポレータ」については、同法「第二種貯蔵所」としての届出は不要とする。 具体的には、帳簿の記載、保存義務を第二種製造者に課するとともに、コードエバポレータについて第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。	高圧ガス保安法の「第二種製造者」として届け出た「一定規模のコードエバポレータ」については、同法「第二種貯蔵所」としての届出は不要とする。 具体的には、帳簿の記載、保存義務を第二種製造者に課するとともに、コードエバポレータについて第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 次の規模に該当するコードエバポレータは、事業者が「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条第2項第1号)、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と比較し、第二種貯蔵所に追加的に適用される規制が帳簿の記載・保存義務(第60条)のほかはなく、両方について届け出るとは、事業者にとって手続きが煩雑であり、負担が大きい。 このため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課するとともに、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。 ■処理能力 1日30m ³ 以上100m ³ 未満(比較的安価な不活性ガスの場合は1日30m ³ 以上300m ³ 未満) ■貯蔵量 300m ³ 以上1,000m ³ 未満(不活性ガスの場合は300m ³ 以上3,000m ³ 未満) 【具体的な支障事例】 事業者は、第二種貯蔵所の届出に関する書類(A4紙ファイル1冊分)の作成が負担となっている。	【経済産業省】 (1)高圧ガス保安法(昭26法204) コードエバポレータに係る第二種製造者の届出(5条2項1号)及び第二種貯蔵所の届出(17条の2第1項)については、事務処理や事業者負担を軽減するため、双方の届出を同時に行う場合に、重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの製造許可申請書」に係る添付書類について(平15経済産業省原子力安全・保安院)を平成27年度中に改正する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(関係議決定) 記載内容
27年	201	消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	経済産業省	A 権限移譲	改正後の高圧ガス保安法第79条の3	高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限(特定製造事業所等に係るもの)の指定都市への権限移譲	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、指定都市の区域内における高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限(特定製造事業所等に係るものを除く。)を都道府県から指定都市に移譲するとされ、法令整備が進められているが、特定製造事業所等に係るものについても指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の移譲は、「消防法に基づく危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督を行うことによる、保安体制の充実」を目的としており、近年、重大事故が発生している特定製造事業所等に係る事務・権限を移譲対象から除外することは、本来の目的に逆行している。しかしながら、経済産業省産業保安推進委員会保安分科会高圧ガス小委員会(平成27年3月12日開催)では、移譲対象から除外する理由として、「爆発等の危険のある高圧ガス、危険物及び毒劇物等が多数の設備機器に大量に集積されており、しかも、それら設備機器が近接して設置され、生産プロセス上相互に密接な一体関係に置かれていることから、災害発生時には、その被害が市域を越えて広域的なものとなる恐れがあるため。」とされているが、指定都市は現在もコンパクト地域に所在する危険物製造等施設の設置の許可等の事務及び災害対応を行っていること、及びコンパクト地域における災害発生時は、石油コンパクト等災害防止法に基づき災害の拡大防止等が図られることから、当該理由に矛盾が生じている。なお、被害が市域又は県域を越えて広域的なものとなった場合でも、消防相互応援協定や緊急消防援助隊の制度により現在も対応している。 また、特定製造事業所等の施設も多くは、消防法及び高圧ガス保安法の規制を受ける施設(高・危険施設)であり、申請窓口を一本化して事業者の負担を軽減するという地方分権の基本的な考えから外れるものである。	
27年	294	環境・衛生	都道府県	神奈川県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	火薬類取締法第17条第1項	動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和	野生動物対策を効果的に進めるために、一定量以下の火薬類を使用する動物生態調査用遠隔測定発信器について、無許可譲受での購入を可能とする、又は、届出制とする等の取扱いとする。	【具体的な支障事例】 野生動物調査用に用いられる首輪型の遠隔測定発信器は平成24年度の経済産業省での検討を経て、火薬を使用した発信器は、火工品として火薬類取締法の規制対象とされた。しかし、神奈川県では、通常の有音鳥獣対策では対応が難しい高層高層でシカが高密度で定着し、シカの採食による林床植生の著しい衰退や、植生が消失した場所での土壌流出が深刻化していることから、森林が持つ水源涵養機能の喪失等、従来の農林業被害を超える社会的リスクが非常に高まっており、クマ等の人里出没等の問題にも影響している可能性がある。こうした状況の下、広域で野生動物の行動を調査することがますます重要になっている(環境省が所管する法律、ガイドライン等)や農林水産省の「野生鳥獣被害防止マニュアル」でも科学的データに基づく野生動物の保護及び管理の重要性が示されている。 しかし、火薬類取締法において発信器の譲渡又は譲受に許可が必要となっているため、譲渡の許可申請を行い、許可を受けてから発信器を発送して納品され使用可能となるまでには、概ね3ヶ月以上を要し、迅速な調達で困難であり、特にクマの人里への執着が多発するなど突発的な場合の対策等に支障を来すおそれがある。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では基本性能の高さ、脱落回収の作動の確実性から、脱落装置に火薬を用いた発信器を採用している。動物の出没状況に応じて臨機応変に対応し、一連の作業を円滑かつ迅速に実施するためには、発信器について無許可譲受で購入可能とする、又は、届出制とする必要がある。	
27年	74	環境・衛生	一般市	滑川市	経済産業省	A 権限移譲	砂利採取法第16条、第19条、第20条第1項、同2項、同3項、認可採取計画の変更命令(法第22条)、緊急措置命令等(法第23条第1項、同2項)、廃止の届出(法第24条)、認可の取消し等(法第26条)、報告の徴収(法第33条)、立入検査等(法第34条2項)、都道府県知事への通報等(法第36条第3項)、聴聞の特例(法第38条第1項)、罰等に対する適用(法第43条)	採取計画の認可事務等の都道府県から市町村への移譲	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等については、市町村がその役割を適切に担えるよう権限移譲を求めるもの。	富山県は、南部に北アルプス・立山連峰といった山々を有し、山に積もった雪は、春先に雪解け水となり、地表や地中に流れ入ります。 このような地理的要素もあり、本県は豊富な地下水資源を有しており、昭和60年には環境庁(現在の環境省)が、きれいな水で、地域住民等による保全活動がなされている名水や故事来歴を有する名水を選定した「昭和の名水百選」と、平成20年に選定された「平成の名水百選」にそれぞれ4か所ずつ、合わせて8か所が選ばれています。 このような環境のなか、砂利採取が地域の実情が顕著なまま認可されれば、貴重な地下水脈の毀損や、泥水の混入等による飲用地下水、海洋の汚染等がすすみ、生活・環境などの面で悪影響が出るのが懸念されます。 このような状況のなか、いったん問題が発生してしまえば採取前の環境に戻すことは難しく、市内では、採取の認可が下りた場所から地下水が漏れ出し、溢れかえっているという事例も発生しています。また、採取した場所を埋め戻す際、タイヤキシンなどで汚染された土壌を使用していた場合、土が締まっておらず、降雨や水田の再開などで汚染物質などが地下水に流入し、健康被害が発生し、通報のあった時には手遅れである。といった問題が懸念されます。 このことから、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、今回の提案募集で権限の移譲を要望するものです。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	76	その他	中核市	郡山市、太子町、田川市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第19条1項、計量法第21条1項	特定計量器(質量計)定期検査の規制緩和	特定計量器(質量計)定期検査周期(2年に1回)の規制緩和について	<p>【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】</p> <p>特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前掲とした昭和26年当時から現在の計量法に至るまで継続されている。</p> <p>実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならない状況である。</p> <p>平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品となっており、計量器の信頼性が高まっており、昭和26年当時とは状況は大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以下(うち全てが平成17年以前に製造の計量器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。</p> <p>また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。</p>	<p>6【経済産業省】</p> <p>(6)計量法(平4法51)</p> <p>(i)特定計量器(非自動はかり)の定期検査(19条)については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、指定定期検査機関を指定(20条1項)した地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。</p>
27年	161	産業振興	中核市	岐阜市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第104条第2項 基準器検査規則第21条の二のハ	特級基準分銅の検査証印有効期間の延長	基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、一級基準分銅の有効期間と同様、5年と緩和していただきたい。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>基準器(特級基準分銅)は基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、校正施設(産業技術総合研究所(※)への輸送等に多くの費用(搬送委託の輸送3万円程度、直接持込の場合は1万円程度)が必要であること、検査期間も1~2ヶ月を要すること、また、輸送による振動や損傷等のリスクがあること等、支障が生じている。</p> <p>※平成26年4月から、大阪でも実施していた法定計量業務がつくばセンターに集約されたため、検査を受ける際は、全都道府県のどの自治体であってもつくばセンターへ輸送や直接持込を行うこととなっている。</p> <p>加えて、特級基準分銅の使用頻度は、年間2回程度と少ない。</p> <p>経済産業省の計量制度検討小委員会の平成20年の報告書においても「取引又は証明における当事者同士が計量に関する技術的知見を有していない」、JCS355校正証明書と民間による第三者認定・認証制度など取引相手の正確計量についての確認手段が発見されていることや、ハードウェアの性能が向上し、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する可能性が低いことを踏まえ、計量器毎の使用実態を見つつ、国や地方公共団体の関与を真に必要なものにする」と記載されているとおり、手入れ等の管理を万全にしていれば、有効期間が延長されたとしても合格基準を満たす可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治体の計量業務の適切な実施の観点から見ても、過度な規制ではないかと考えられる。</p> <p>特級分銅に比べ使用頻度の高い一級基準分銅の有効期間は5年であることから、これと同様に有効期間を5年に緩和していただきたい。</p>	<p>6【経済産業省】</p> <p>(6)計量法(平4法51)</p> <p>(ii)基準器(基準分銅)(104条)の保有等については、特定市町村(10条)の負担軽減に資するよう、基準分銅の貸し借りに関する地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。</p>
27年	107	産業振興	都道府県	栃木県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の公募要領	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の公募要領	各都道府県の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備に必要が「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、地域の実情に応じて、長期的な視点に立ちながら重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。</p> <p>支援の質を一定以上にすることが必要だとすれば、国の要領等やコーディネーター等を対象とした研修会等を国が実施することで都道府県間のレベルの統一等は可能と考える。</p> <p>【支障事例】</p> <p>所謂小規模基本法、小規模支援法の趣旨に基づき、小規模企業の持続的な発展や、市町で策定中の地方創生総合戦略の着実な推進のためには、各種支援機関同士の緊密な連携により、国のみならず、市町の施策を多くの企業に有効に活用してもらうことが重要である。</p> <p>栃木県においては中小企業支援の中核的な役割を担う(公財)栃木県産業振興センターが事業を委託しているが、当該センターと「よろず支援拠点」の2つの総合的支援窓口があることや、地方公共団体の関与がないため、地域で実施している各種支援事業と運動した効果的・効率的な運営ができていない。</p> <p>「よろず支援拠点」には市町との連携に関するノウハウが無く、連携が必要な際には、県の関与が必要であり非効率的である。また、「よろず支援拠点」の支援情報等が県にないため、商工団体等と連携して実施するセミナー開催等について、事前に県の事業との棲み分けができない。</p> <p>中長期的な視点に立つた、県、市町、商工団体等支援機関の連携による伴走型支援体制を構築する中、国の方針によってその存立が左右される「よろず支援拠点」を位置づけることが難しい。</p> <p>【財源スキーム】</p> <p>経産省一県(交付金)→よろず支援拠点(委託費)</p>	<p>4【経済産業省】</p> <p>(11)中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業により整備される「よろず支援拠点」については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体と国が行う「よろず支援拠点」の定期的な意見交換の仕組みを平成28年度中に構築する。</p>
27年	292	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の公募要領	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)の移譲等	県が行っている中小企業支援事業の更なる強化を図るため、国が実施している中小企業支援事業(よろず支援拠点事業)の移譲又は国・県で協議した事業の実施を求める。	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口、国が設置する「よろず支援拠点」の窓口が分かれていることで、どちらにどのような相談をすべきかが不明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている(別添参照)。</p> <p>また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国の「よろず支援拠点」に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>権限移譲等により、都道府県の実施する事業と連携し、地域の実情を適切に反映することで、より効果を上げることが期待される。また、「マネージャー」と「コーディネーター」の業務を可能とする、「よろず支援拠点」における相談管理のための「相談カルテ」を支援機関の実情に合わせてカスタマイズ可能なものとして、相談案件の一体的管理を可能とするなど、運用を改善した上で、都道府県支援センターで長期的に取り組むことが出来るようにすれば、サービスの面でも、支援スキルの浸透の面でも、より実効をあげることが出来る。</p>	<p>【再掲】</p> <p>4【経済産業省】</p> <p>(11)中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業により整備される「よろず支援拠点」については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体と国が行う「よろず支援拠点」の定期的な意見交換の仕組みを平成28年度中に構築する。</p>

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	183	産業振興	指定都市	京都市	経済産業省	B 地方に対する 規制緩和	中小企業信用 保険法第2条第 5項第5号	セーフティネット 保証(5号:業況の悪 化している業種) の認定要件への 「利益率減少」の 追加等及び指定 業種の見直し	中小企業への支援を充実し、地域の維持・発展を図るため、円安による原材料の高騰等にも対応するよう、認定要件に「利益率減少」を加えるとともに、とりわけ事業基礎が比較的脆弱な小規模企業については、認定要件の更なる緩和を求める。 併せて、指定業種の見直しを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を対象としたセーフティネット保証(5号)の認定に当たっては、「売上高が前年同期比5%以上減少している」又は「原油等について、仕入価格が前年9月より上昇している」とも関わらずに「軽微でない」として要件となっているが、「売上高の減少に直結しがかかっている」又は「持ちこたえているものの、円安による原材料(原油等)以外も含む。」の高騰や人件費の増加等影響で、利益率が悪化している中小企業も少なくないと考えられる。 また、指定業種数が見直し等により減少しており(※)、この結果、本市では、京都ならではのものづくり産業(伝統産業関連業種)のうち、清酒製造業(日本酒)や紳・人繊維物業(西陣織)等が指定から除外され、資金繰りに窮するなど、衰退の危機にさらされている事業者もある。 ※全業種(1133業種)を指定対象とする措置が終了した平成24年11月1日時点:686業種 →平成27年4月1日時点:254業種(△432業種、△63.0%) 【見直しによる効果】 当該認定要件の緩和及び指定業種の見直しにより、中小企業への支援が充実され、地域の維持・発展に寄与することができる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	270	産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府(1)のみ、和歌山県、関西広域連合	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	小規模支援法 第5、6条 改正小規模事業者 支援法に基づき伴 走型支援に関する補 助金	小規模支援法に 基づき経営発達支 援計画の認定、変 更等に係る経済産 業大臣権限の都道 府県への移譲	小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)に基づき (1)商工会、商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定・公表、変更、取り消しの権限を都道府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に係る事務権限(補助要件の設定、公募、審査・採択、補助金交付等)を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 小規模事業者に対する支援は、三位一体改革の中で国と地方への関与が見直され、都道府県が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援施策を展開しているところであるが、平成26年9月に施行された改正小規模支援法では、「経営発達支援計画」の認定等の事務は国の役割とされ、審査の過程で都道府県への参考意見の照会はあるものの、都道府県が直接関与し出来ない仕組みとなっている。こうした仕組みの導入を契機に、今後、国の関与の強化や都道府県を介さない補助金の拡大なども懸念される。 【支障事例等】 経営発達支援計画の認定審査は、国が審査会を開催し外部有識者による評価が行われているが、審査審査にあたる外部有識者や民間のコンサルタント等は各地域の実情を熟知しているとは必ずしも言えない。 第1回認定作業が当初は平成27年3月末の予定で進められていたが、大幅にずれ込み、平成27年5月末においても認定時期が明確に示されていない。 また商工会、商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査等も支援する。小規模事業者推進対策推進事業における「改正小規模支援法に基づく伴走型支援に関する補助金」については、未だその詳細が示されていない状況である。 【効果・必要性】 各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準により計画の認定が左右されることなく、より地域の特性や実情を反映した支援計画の策定が可能となる。各都道府県が商工会等に交付するスキームとすることで、地域特性や小規模事業者の実情に応じた補助事業の要件設定が可能となり、より効果的に小規模事業者が支援できる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	293	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	産業競争力強 化法第127条、 第128条	中小企業再生支 援に関する事務の 移譲等	県が、創業から再生まで、企業の成長段階に応じた一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を求める。	【具体的な支障事例】 小規模企業を含む中小企業が、地域で事業を持続し、成長発展していくためには、企業の発展段階に応じ、地域の実情を適切に反映したきめ細かな支援を実施していくことが不可欠であり、再生支援業務についても、県が、地域の実情や再生支援に至るまでの支援の経緯も踏まえながら主体的に関与することが望ましい。 しかし、例えば、法律や平成25年の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」について、中小企業再生支援について国と地方公共団体が相互に連携して取り組むこととなっているが、県の職員が参加して行う協議会の後援金は、通常1回の開催であり、会議で配布される支援先の情報も会議終了後直ちに回収される状況である。 また、協議会が持つ支援先企業の情報について、協議会事務局職員以外の県支援センター職員には一切開示がされず、県及び県支援センターは主体的に支援に関与できない状況となっている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 県及び県支援センターとの実質的な連携を確保し、支援先に関する情報を共有し、県支援センターが主体性を発揮できる仕組みとした上で、支援手法によって協議会事業と支援センター事業で役割分担する(例えば、債権者調整は協議会、経営改善は支援センターなど)ことや、プロジェクトマネージャの選任のプロセスへの県の実質的関与を強化することで、県支援センターの一貫した支援の範囲を拡大することが出来る。 なお、金融検査上や税制上の取扱いを維持した上で、再生支援を一層推進していくため、国において金融検査マニュアルなどとの整合が図られた適切なマニュアルを整備し、都道府県と共有するべきであると考えられる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	313	産業振興	都道府県	香川県、徳島県	総務省、経済産業省	A 権限移譲	産業競争力強 化法第113条、114 条、137条9項 創業・第二創業 促進補助金	創業支援事業計 画の認定権限の 都道府県への移 譲	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じた、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。 ①創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 ②創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。 そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に関与している創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との創業の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。 しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関との接点で減額補助金交付を通過した県・市町の関係施策の周知の徹底が減少するとともに、創業者の情報を得る機会も減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける側にとってのメリットが大きい。 また、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	52	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	経済産業省組織規則第231条19号等 創業・第二創業促進補助金募集要項	創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を超えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップにより効果的・効率的に行える。 創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援センター埼玉を開設しており、平成26年度までに2,235社の起業実績を上げている。国と都道府県に分かれている創業支援を都道府県が一元的に行えば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。 【支障事例】 身近な県で創業に向けた助言等を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の窓口に向かなければならないことが二度手間になっている現実がある。また、国の補助対象事業に適合させるため、創業・ベンチャー支援センター埼玉等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。 【調整結果】 創業・第二創業促進補助金(1424→25は地域産業創造型等起業・創業促進補助金)については、25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経済産業省が委託した民間企業1社が事務局になったので、都道府県との関係が希薄化している。	[再掲] 4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (ii)創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	230	産業振興	都道府県	京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県	経済産業省(特許庁)	B 地方に対する規制緩和	商標法第7条の2 商標法第77条第2項 特許法第194条2項 調査事項に対する回答要領2(1)	地域団体商標の申請手続の簡略化	地域団体商標の周知性に係る出願人所在地以外の都道府県については情報提供のみを行い、照会を廃止する	地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たさないことから、出願人の所在地以外の都道府県へも、特許庁により周知されているか照会されている。しかし、他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている回答要領に記載されている報道、記事掲載等の実績等の周知性を回答するには、地方新聞紙などのメディア報道実績や事業者が配布しているパンフレットやチラシ等の広報物の回付状況を確認する必要があるが、当該実績があつたとしても周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄区域内で活動しているかも不明なため対応が困難であることから情報が無いとして回答するしかない状況である。 実態としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を廃止し、出願人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回答するものとする。各都道府県への照会と各府県における対応、とりまとめ作業を省力化し、手続きの迅速化を図る。	6【経済産業省】 (4)商標法(昭34法127) 地域団体商標の審査において都道府県に対して行っている周知性の照会については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、出願人が所在する都道府県以外の都道府県に対する照会は平成27年度中に廃止し、情報提供のみとする。 [措置済み/平成27年7月31日付け特許庁審査業務部商標課通知]
27年	116	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	原子力発電施設立地地域共生交付金交付金交付規則第3条	原子力発電施設立地地域共生交付金の交付対象事業への弾力的な充当	当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ことの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、核燃料サイクル交付金は基金を造成しているのに対し、共生交付金は当該年度での実施事業費を申請している。 共生交付金とサイクル交付金と同様に、基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 現在のところ、地域振興計画書に位置付けた個別事業ことの交付金充当額に変更は生じていないが、今後、事業最終年度に入札減少金が発生し、個別事業ことの事業費に充当できず、個別事業費での流用ができなければ、サイクル交付金と同様に、交付限度額(25億円)どおりの交付を受けることができない懸念がある。 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資することができる。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ことの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 (当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩すことにより、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 しかし、平成22年度の伊方町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申請し交付決定を受け積み立てたもので、22年度に入札減少金が発生したが、単年度事業であったため、翌年度以降に活用することができず、国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還しており、限度額どおりの交付を受けることができない見通しであるため、地域振興計画の変更承認などにより、サイクル交付金を活用する予定事業の中であれば、交付申請内容と異なる事業への充当も可能となるような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにしていただきたい。 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の設置及び運転の円滑化に資することができる。	
27年	117	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	核燃料サイクル交付金交付規則第3条	核燃料サイクル交付金の交付対象事業への弾力的な充当	当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ことの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、交付金が地方の実施事業に十分活用できるような制度としてほしい。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ことの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 (当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩すことにより、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 しかし、平成22年度の伊方町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申請し交付決定を受け積み立てたもので、22年度に入札減少金が発生したが、単年度事業であったため、翌年度以降に活用することができず、国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還しており、限度額どおりの交付を受けることができない見通しであるため、地域振興計画の変更承認などにより、サイクル交付金を活用する予定事業の中であれば、交付申請内容と異なる事業への充当も可能となるような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにしていただきたい。 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の設置及び運転の円滑化に資することができる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに關し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にアヒリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりにより多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれ省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合はあるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 6【経済産業省】 (3)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第9条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに關し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にアヒリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりにより多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれ省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合はあるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【再掲】 6【経済産業省】 (3)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。
27年	34	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土地地区画整理法第55条第3項、第136条の3、地方自治法施行令第174条の39	土地地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	土地地区画整理事業の事業計画の意見書については、都道府県都市計画審議会に付議しなければならないが、指定都市の区域内で完結する事業に係る意見書については、指定都市の都市計画審議会(指定都市では設置が必須)の付議と改めるよう求めるもの。	【制度改正の必要性・支障事例等】 道府県都市計画審議会の事務局である道府県の関係部署への事業内容の説明や資料のやりとり等について、市域の実情に精通した市の部局と比較すると多くの労力を費やしている。また、道府県都市計画審議会の場合は、開催頻度が年2回前後と少ない上、開催時期の設定においても指定都市側には基本的に調整の余地は無く、道府県の定めた開催日までタイムラグが生じるケースがある。 【見直しによる効果】 市域の実情に精通した指定都市の都市計画審議会が審査することになる利点や、事務の簡素化(都道府県と指定都市と連絡調整が不要)による時間の短縮が見込まれる。また、市の都市計画審議会の場合は開催時期を調整できるため、タイムリーな審議ができる。	5【国土交通省】 (1)土地地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55条3項)については、当該意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法127条7号に基づき行政不服審査法(昭37法160)の適用除外とされていることも踏まえ、付議先の変更が審議に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	228	土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、関西広域連合、兵庫県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土地地区画整理法第55条第3項、136条の3、地方自治法施行令第174条の39	土地地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	政令指定都市が土地地区画整理法第52条第1項の規定により事業計画を定めようとする際に、利害関係者から意見が提出された場合は、同法第136条の3、同法施行令第77条、地方自治法第179条の39により適用される土地地区画整理法第55条第3項の規定により、政令指定都市の長は、都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。 一方で、都市計画については、指定都市は都市計画法第15条により都道府県と同様の策定権限を持ち、同法第19条により、指定都市の都市計画審議会の議を経て計画を決定するものとなっており、政令指定都市が都道府県都市計画審議会に付議する都市計画の案はない。 それ以外の地方公共団体が都市計画審議会に付議しているならば、土地地区画整理事業計画に対して提出された意見書を付議するのは、都道府県都市計画審議会ではなく政令指定都市の都市計画審議会とすべきである。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会に付議するには、指定都市からの意見書に関する考え方の聴取や追加資料の作成と確認依頼、意見書検討委員会での審議、委員への根回し(なぜ指定都市の事業を審議するのか等の説明も含む)等の業務が生じ、照会等のやりとりや、委員への説明が一ヶ月の調整期間を要している。	【再掲】 5【国土交通省】 (1)土地地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55条3項)については、当該意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法127条7号に基づき行政不服審査法(昭37法160)の適用除外とされていることも踏まえ、付議先の変更が審議に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	218	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法省令第13条第3号イ	道路に関する都市計画の「軽易な変更」の対象拡大を図る。	【制度改正の必要性】 道路(県管理の国道)に関する都市計画の軽易な変更については、省令第13条第3号に定められているとおり、線形の変更による位置又は区域の変更は、中心線のずれが100m未満、かつ、変更となる区間の延長が1,000m未満のものに限られている。 しかしながら、一般に、航空写真等を元に都市計画決定した後、詳細な調査や測量を行った結果、線形の修正を行う必要が生じることは、区間の延長に関わらずしばしば起りうる。そして、詳細な調査等に伴う変更については、国土交通大臣の協議において、協議となるものではなく、実際に、過去5カ年(平成21年度～25年度)の協議で、計画の本質的な変更を求めるような意見が出されたことはない。 このことから、変更となる区間の延長が1,000m以上のものであっても、詳細な調査や測量に伴うものなど、軽易な理由によるものについては、国土交通大臣への協議は不要とすべく、省令で定める軽易な変更の対象を拡大し、変更となる区間の延長による罫りを廃止すべきと考える。 【具体的な支障事例、制度改正の必要性】 鳥取県では、本条件に該当する変更手続は、手続中の案件が1件、今後予定している案件が1件あるが、これらについて、現行制度では、標準事務処理期間である事前調整60日間、協議・同意30日間を要することとなること、制度改正が実現すれば、手続の簡素化、時間短縮が図られる。 また、線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線のずれが100m未満、かつ、変更区間延長が1,000m以上のものうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由によるものは、中国5県において、過去5カ年の間に6件あった。		
27年	12	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組み“地方創生時代の体系へ”見直ししていくべきである。 都市計画区域の指定は、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているが、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については、国土交通大臣が関係府県の意見を聴いて指定することとなっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思われる。 しかし、現在、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見調整等を図ることが可能である。 したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲すべきである。 なお、府県境を越えて一体的に発展している地域として、関西広域連合域内では、大阪府豊中市と兵庫県尼崎市、大阪府枚方市と京都市八幡市など、複数存在する。今後においても、同様の事例が府県境を越えて開発され発展することも想定される。本権限が移譲され、複数府県に跨がる都市計画区域についても地方が主体となつて指定できることになれば、一体的で調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。 【懸念の解消】 区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。	
27年	318	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第9条第3項	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。」と規定されているが、一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	【支障事例】 指定都市が都市計画決定を行うにあたり、従前は都道府県との同意協議が必要とされていたことだが、都市計画法第19条第3項の改正により、現在は都道府県と同意なし協議を行うこととなっている。しかしながら、同意なし協議においても公文書の取り交わしを行っており、案件として協議に要する期間は同意あり協議と変わらず手続等に時間差を生じている。特に、他の都市計画区域との関連性がなく、広域の見地からの調整を要しないものについても同様の手続を行っており、同意から協議への変更が、都市計画手続の迅速化、事務の効率化につながっていない。 【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらず都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とされている。 しかし、他の市町村又は他の都市計画区域との関連性がなく、一の市町村の中で完結し、他の市町村に影響がない都市計画については、広域の見地からの調整の必要性は存在しないものと考えている。また、都市計画区域マスタープラン(以下「区域マス」という。)まで決定権が移譲されている指定都市においては、適合性を図るべき都道府県が定める都市計画は存在しないと考える。 【懸念の解消案】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたということは、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで支障はないと考える。	
27年	332	土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定・変更案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。」と規定されているが、一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	【制度改正の必要性】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「区域マス」という。)の決定権限が指定都市に移譲されることになっていることを鑑みると県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、都市計画手続の迅速化につながる。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに概ね2か月間程度の事前協議の後に原則4週間の本協議期間を要することとされている。本協議の回答を待って、都市計画法17条縦覧手続に入ることから、手続の迅速化といった点で、事務効率に支障が生じている。 【懸念の解消案】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。指定都市は、一般の市町村とは異なり、人口及び産業の集中を背景とする。大都市特有の複雑多岐な行政需要を充足するため、各種の事務事業の総合的・計画的実施を図ること、区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたということは、区域マスを含めた都市計画決定の権限に関して、都道府県と同様の権限を有することであるので、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで県協議を廃止した場合も支障はないと本市としては考えている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	291	土地利用(農地除く)	町	栄町	国土交通省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3、都市計画法施行規則第23条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地に関する準則第2〜4条	開発許可に係る技術基準の緩和(緑地帯その他の緩衝帯の配置)	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であって、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表する工場立地に関する準則第4条に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定により、開発区域の境界によってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められているものの、基準の緩和については都道府県及び市に条例制定権が付与されている。工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第28条の3ただし書きと工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針はあつたが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・幅員を特定された上で求められる。しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周辺に家庭がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要がある。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	6【国土交通省】 (14) 都市計画法(昭43法100) (v) 開発許可における緑地帯その他の緩衝帯の設置を求める基準(施行令第28条の3)については、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺状況等を勘案して、工場立地法(昭34法24)に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能であることを明確化する方向で、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査の上、検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	186	土木・建築	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第2条第1号イ 宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号	傾斜基準の見直し(宅地造成等規制法と土砂災害防止法の基準統一)	宅地造成等規制法上「擁壁を要しない」とされる基準と、土砂災害防止法上「急傾斜地」とされる基準が異なるため、法改正を行い、統一することを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 基準にずれがあるため、例えば、高さが5m以上で勾配が30度以上35度以下の崖部分について、宅地造成等規制法上は「災害を防止するために必要な措置が講ぜられている(=擁壁を要しない)」と認められてもかわらず、土砂災害防止法上は「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定されることが起こり得る。このような場合、市民にとっては安全なのか危険なのか判別しがたく、混乱をきたすおそれがあり、基準のずれについて説明を求められても、宅地造成工事規制区域の指定主体である市として、責任ある回答が困難な状況である。 【見直しによる効果】 基準のずれが解消されることにより、上記の混乱の発生等を未然に防止することができ、安全性の面において統一的な対応が可能となる。	
27年	141	土地利用(農地除く)	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法施行令第8条	都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和	都市公園法施行令第8条の基準について、法第4条と同様に法的基準とすることを求める	【制度改正の経緯】 本県では、平成24年に開催した「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)」を契機に、障がい者スポーツを含むスポーツに対する県民の関心が一層高まったところであり、これらの成長とともに、継承・発展させるため、平成26年3月「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」を制定するとともに、その理念を具現化するため平成27年3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定したところである。また、平成27年2月に暫定版を策定した「清流の国ぎふ」創生総合戦略においても、スポーツによる地域振興と障がい者スポーツの推進等を主要施策に位置付けているところである。 施策の推進に当たって中核となる本県の都市公園「岐阜メモリアルセンター」については、県内スポーツの先進的な役割を果たす施設であり、体育館、野球場、陸上競技場等11施設を配する総合運動場として整備してきた。 施設の改修に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることから、ニーズを踏まえたスポーツ施設の検討を行いたいが、現在、建築面積及び運動施設の敷地面積が49.967%まで達していることから、運動施設の50%の敷地基準が支障となっている。 【制度改正の必要性と効果】 地域の実情に応じた都市公園の運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について、「法令の基準を参照し、地方公共団体の条例で定める範囲」としていただきたい。運動施設を現状の競技施設基準に適合した改修をすること、地域住民の新たなニーズに応えた運動施設等を設置すること、障がい者スポーツの推進のためのバリエーションを設けることで、施設の利用者を増やし、地域活性化につなげる。	6【国土交通省】 (9) 都市公園法(昭31法79) (1) 都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限(施行令第8条1項)については、政令を改正し、基準を弾力化する。具体的な制度設計については、都市公園における運動施設の設置の状況や地方公共団体の意向等を調査し、平成28年中に結論を得る。
27年	185	土地利用(農地除く)	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	駐車場法施行令第12条	駐車場法の換気基準の見直し	機械換気と自然換気の併用及び開口部の取扱いに係る具体的な規定を設けることを求める。	【提案の背景】 路外駐車場には一定の能力を有する換気装置の設置による機械換気が義務付けられているが、一定の面積の開口部を有し、自然換気が可能な場合はその限りでないとしていた。第27回全国駐車場政策担当者会議での国交省の見解として、機械式換気と自然換気の併用については、その審査方法が確立されておらず、性能の確保の確認はできないとされている。 【具体的な支障事例等】 自然換気と機械換気の併用に関する規定がないため、本市において併用換気を前提とした路外駐車場の案件を取り扱った際、併用換気の可否や換気能力の算定方法について、事業者との対応に苦慮したことがあり、駐車場面積から自然換気可能面積を差し引いた面積を機械式換気対象面積として装置の仕様を求める方法で対応した事例があるが、自治体で対応が異なっては公平感に欠けるため、国の基準で定めるべきと考える。また、開口部として算入できる構造については、建築物一般に適用される建築基準法施行令の基準が適用されるが、同基準は居室等にも適用されるものであり、排気ガスが排出される路外駐車場を同列に扱うことは適切ではないと考えられる。路外駐車場については、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている趣旨を踏まえ、開口部の基準(1部分あたりの最低面積や床面からの高さ、格子状の柵や桁材の控除の取扱い等)についても個別検討し、同法施行令に明確に規定すべきであると考える。 【見直しの効果】 路外駐車場の円滑な整備、事業者への公平な対応のほか、より実態に即した適切な換気環境の整備を実現することができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	288	農地・農業	都道府県	兵庫県、京都府、大塚府、和歌山県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件等の緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、生産緑地が道連れ解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。ある例では、複数人で1団の生産緑地の認定を委けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後継者がいなかったため、その農地を手放すこととなり、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなった。そのため、生産緑地の指定は解除され、残りの農地で営農していた者にも相続税の納税と猶予期間の利子税が発生し、営農継続の意志があったが、納税のため農地を売却した。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月16日に都市農業基本法が成立されたことに伴い、都市農業の振興や多面的な機能の発揮が求められている。 【支障事例等】 本県では、平成26年度に、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、生産緑地が道連れ解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。ある例では、複数人で1団の生産緑地の認定を委けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後継者がいなかったため、その農地を手放すこととなり、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなった。そのため、生産緑地の指定は解除され、残りの農地で営農していた者にも相続税の納税と猶予期間の利子税が発生し、営農継続の意志があったが、納税のため農地を売却した。 【効果・必要性】 意欲ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることから、住民は、雨水貯留などの防災効果やヒートアイランド対策、環境学習体験の場としての活用など、農地の多面的な効用を享受することができる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	6	土木・建築	施行時特例市	福井市	厚生労働省、国土交通省	A 権限移譲	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、第7条	サービス付き高齢者向け住宅に関する権限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求めている。また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求めている。	【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。 県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整備数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸・整備数:781戸 ※福井市含む4市町計)。 【具体的支障事例】 各市町で整備数に届かみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある(福井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※内まちなか地区外:20棟588戸))。 【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内中心地に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。	【再掲】 5(国土交通省) (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)(厚生労働省と共管) 高齢者居住安定確保計画(4条)については、市町村が都道府県と協議の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化、緩和等(7条1項9号及び施行規則15条)を行うことを可能とする。
27年	25	医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)施行規則第11条	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(空家の有効活用)	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求めている。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府においては、日本版OCRCの稼働がめられている。 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっているが、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家をバリエーション化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方への移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一举に解決することができる。そこで、より地方の実態に即したものとなるよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所(サービス提供拠点)について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認めることを求める。 (制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き家対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリエーション化した上で、一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存の空き家の有効活用をさらに押し進めることが可能となる。 こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の住居特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。	
27年	290	医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の整備促進に向けたサービス提供者の常駐場所の要件緩和	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所については、歩行距離で500メートル以内の所に設置することとされているが、地域によっては空き家が点在する場所もあることから、車で約10分程度まで拡大すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所について、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能となるよう基準の見直しが行われた。 【支障事例等】 本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車を中心であるため、徒歩での巡回に代わり、車で移動が現実的である。 【効果・必要性】 郡部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートルと移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に即した空き家の有効活用をさらに押し進めることができる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	55	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国住街第188号平成23年3月25日付け「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」 建築基準法第52条第14項第1号の許可準則	コージェネレーション的利用時の廃熱利用機器に係る容積率の緩和	平成23年3月25日付け国交省通知(技術的助言)及び建築基準法第52条第14項第1号の許可準則において、廃熱の供給側であるコージェネレーション設備だけでなく、廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限の特例として明記すること。	【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できることで、省エネ、省CO2に非常に効果的であるのに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも貢献するものである。(コージェネのエネルギー効率はいよ75%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%) 複数の施設でコジェネの廃熱を面的に利用する方法は、省エネ・省CO2の観点から、今後ますます重要なものとなる。分散型エネルギーのコジェネを効率的に利用するためには、コジェネからの電気、熱を面的に利用する必要がある。そのためには受入先のインセンティブも必要である。(廃熱の供給側であるコジェネ設備については、容積率制限の特例が認められている(上限は基準容積率の1.25倍)、受入側の廃熱利用設備は明記されていない) 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、当該通知及び建築基準法第52条第14項第1号の許可準則を改正し、コジェネの廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限の特例に明記することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 東京都でのオフィス街の再開発案件において、コジェネの廃熱利用側のビル(延床30,000㎡)では廃熱利用施設を設置するために約70㎡のスペースを要した。そのため利用できる容積が減ってしまうため、廃熱の受入れを断念するケースがあった。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	78	土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第12条第2項、第4項	特定行政庁における定期点検の対象建築物・建築設備に関する規制緩和	建築基準法第12条第2項および第4項(昇降機を除く)の定期点検の対象建築物・建築設備について、法第12条第1項および第3項同様、特定行政庁が指定することができるように法改正を求める。	【制度改正の背景】 定期点検の対象となる建築物・建築設備について、民間と建築主事を置かない市町村は、特定行政庁の指定するものを対象とする一方、国、都道府県、建築主事を置く市町村は、法令で定める床面積100㎡超の建築物などを対象とし、特定行政庁の裁量の余地がない。現に、豊田市では、倉庫や車庫等、不特定多数者が利用しない建築物が、民間では対象となっていないが、豊田市役所所有の施設は対象となっている。 【具体的支障事例】 「倉庫」に着目すると、民間の倉庫および建築主事を置かない市町村の管理する倉庫について、愛知県では定期点検の対象外だが、国、都道府県、建築主事を置く市町村が所有する100㎡超の倉庫は、法令の規定に基づき、定期点検の対象となる。豊田市で100㎡を超える倉庫は、29施設、8,568㎡存在し、委託費約100万円/3年に加え、それにかかると人員費が必要となっている。 【制度改正の必要性と効果】 法律上の定期点検の対象範囲について、「民間、建築主事を置かない市町村」よりも「国、都道府県、建築主事を置く市町村」の方が広がっている地域が現に存在する。この範囲区分に明確な根拠はないと思われる、実質的に維持保全を確実に行うことが重要であり、不特定多数者が利用する施設を対象とする等、整理を行う必要がある。 定期点検(整備、腐食その他の劣化状況点検)対象となる「床面積が100㎡を超える倉庫」について、倉庫や防災倉庫等の出入りが頻回に少なく、安全配慮の必要性が少ない用途に供されているものを対象から除外すれば、公共建築物に係る維持管理コストの縮減を図ることができる。	6【国土交通省】 (3) 建築基準法(昭25法201) 国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検(12条2項及び4項)については、当該市町村の長等が建築審査会の同意を得て指定する公共建築物を、定期点検の対象から除外することを可能とする。
27年	192	医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条第3項、第9条第1項 建築基準法第48条第1項、第2項 旅館業法第6条	産後ケア事業の推進に向けた法的な位置づけの付与及び各種規制の緩和	産後ケア事業の推進及び全国への波及を目的として、現在法的な位置づけのない産後ケアセンターに児童福祉法等による法的な位置づけを付与するほか、センター設置にあたって障壁となる各種法規制(建築基準法、旅館業法)の規制緩和を行うことを求める。	【制度的な支障事例】 産後ケアセンターは全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開業しているが、育児不安等を抱える出産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の拡充が課題である。 一方で、産後ケアセンターの法的な位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令による規制等の確認を行いながら事業を進める必要があり、事務が煩雑となるほか、次のような事業の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。 ① 建築基準法第48条に基づく別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる建築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるかが判断できない。 ② 産後ケアセンターが福祉施設としての法的な位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受けることとなり、例えば、カンターの幅に係る規定や宿泊者名簿の備えが必要など、本来的には必要ないと考えられる設備基準を満たさなければならない。 【支障の解消に向けた方策】 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるなど、法で定められた施設とするほか、次のような方策を検討された。 ① 特定行政庁の判断で、法48条別表2に列挙する建築できる建築物に「類するもの」として独自に解釈する方法も考えられるが、全国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行う。 ② 他の児童福祉施設と同様、①の法的な位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないことになると考えるが、法的な位置づけが得られないにしても、通知等により適用除外規定を定める。	
27年	56	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第2条第15号	公営住宅建替事業の施行要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画的かつ円滑に行うため、公営住宅法第2条第15号の「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行えるよう法改正を行うこと。	【制度改正の必要性】 本県の県営住宅は、小規模な団地が比較的多く、今後の世帯数の減少、コンパクトなまちづくりや維持管理費削減の観点から、老朽化した小規模団地については、用途の廃止や中規模・大規模団地の建替えに合わせた集約化を推進することが必要となっている。 再編整備の前提となる公営住宅の建替事業を法定建替えとして実施するには、公営住宅法第2条第15号により現地要件を満たすことが必要である。法定建替えでは入居者に対して法に基づく明渡請求を行うことができるが、任意建替えではできない。 本県では、平成37年までに10団地を廃止し、中・大規模団地へ集約する目標を設定しており、厳しい財政状況の中で、再編整備を効果的かつ効率よく推進するためには、非現地で建替えを法定建替えとして実施できるよう現地要件を緩和することが必要である。 【支障事例】 任意建替えでは法に基づく明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわたる交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化といった再編整備をスムーズに進めることができない。また、明渡請求を行わない廃止予定団地については移転対象者をより少なくするため、あらかじめ入居者を止める必要があるが、団地を廃止するまで空き室が生じ、その間の家賃収入を得ることができない。さらに、少数であっても残入居者がいる間は、建物の維持管理費がかかるため家賃収入と支出との均衡が図れない。 【懸念の解消策】 入居者に対する明渡請求は入居者の権利を制約するものであるが、公営住宅建替事業は、公営住宅法第39~43条で入居者保護の規定(再入居の保障、仮住居の提供、移転料の支払等)が整備されており、公営住宅建替事業の画一的かつ迅速な実施のために、借地借家法第28条(正当理由)の特例として明渡請求を行うことが認められていると解され、現地要件を緩和してもこれらの入居者保護規定が適用されるのであるから、入居者保護に欠けることはないと考えられる。	6【国土交通省】 (5) 公営住宅法(昭26法193) (4) 公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策については、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方を含めて総合的に検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	81	土木・建築	中核市	豊田市、松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公営住宅法第29条	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額な収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第9条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成26年度の状況は、明渡し義務が課せられている収入超過者219名(全体の12.33%)が引き続き入居しており、入居待機者は285名に及んでいる。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、219名のうち40名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。40名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高所得者の収入基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	6【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (iii)公営住宅の明渡し請求の対象となる高所得者の収入基準(施行令第9条)については、現在、全国一律に政令で定めているが、これを改め条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	184	土木・建築	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	住宅地区改良法第4条第2項及び第5条第1項	住宅地区改良法に基づく改良地区指定及び事業計画の決定に係る申出手続きの緩和	改良地区の指定及び事業計画の決定に当たって、市が申出をする場合は都道府県を経由しなければならぬが、経由する時間の短縮化、事務の効率化のために、市が直接国へ申出することができるよう、規定整備を求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】本市においては、新規指定の予定は今のところないものの、計画変更案件が年2~3件ある。この手続きにおいても、改良地区の指定の申出の際と同様、都道府県を経由する必要があり、都道府県における内部の事務処理に2~3週間を要している。指定都市が都道府県に申し出る手続き、都道府県が国に申し出る手続きを踏む必要があり、事務に無駄が生じている。(なお、都道府県とは必要に応じて、事前協議等を行っている。) 【見直しによる効果】当該規制を緩和することにより、事務が簡略化され、手続きに要する時間が短縮される。	
27年	226	土木・建築	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公営住宅法第16条第1項	一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定を可能とする	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、事業主体側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・入居時に生活保護受給中は以後の収入申告を職権で認定し、福祉事務所と公営住宅管理者との間で個人情報やりとりすることに対する同意書を徴取する。その後は、福祉事務所等に文書照会して生活保護を受給している入居者リスト及び所得情報を入手し、それらの方について一括して職権認定を行う。 ・入居中に生活保護の受給を開始した方は、最初だけ同意書をもらい、その後は、入居時から生活保護を受給している方と同様に認定する。 ・公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 【支障事例】生活保護受給者等について、申告懈怠により近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費との差額を負担しなければならない、滞納やにつながるケースが発生している。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもあり、受給者本人の自立を妨げる要因になっている。	6【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (ii)公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することとし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。	
27年	227	土木・建築	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公営住宅法第16条第1項	一部入居者の公営住宅の収入申告において代理申告を可能とする	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増すると思われる単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書(要納)を提出してもらい、市町村の課税台帳(H28.1月~マイナンバー)で所得状況を確認の上、認定を行う。 ・公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 【支障事例】申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ著しく高額の家賃を払わなければならない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもある。	6【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (ii)公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することとし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	287	土木・建築	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等が認められているが、対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加するとともに、事後承認とするよう規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。 【支障事例等】 兵庫県の公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。 小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,856人となる見込みである。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興県営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、借率が1割以上の住戸は事前承認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を用途廃止の上、福祉施設を建設したため、事前相談(平成24年3月)から事業開始まで2年10ヶ月を要した。 3人に1人が自宅で介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」のような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。	
27年	289	土木・建築	都道府県	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域優良賃貸住宅制度要綱第16号	特別賃貸県営住宅の入居促進を図る制度要綱の改正	入居率の低い住宅を低額所得者向けに提供できるよう用途変更し、公営住宅に準じて円滑な入居促進を図るよう、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号に記載する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に「地域特別賃貸住宅」の追加または通知等での明文化を求める。	【提案の経緯・事情変更】 本県では、ひょうご県民住宅(「地域特別賃貸住宅」と「特定公共賃貸住宅」の2種)の空き家対策を促進しているが、当該住宅の入居率が低い(6割弱)一方、合築の公営住宅の入居率は9割を超えている。 【支障事例】 本県では、入居率の低い地域特別賃貸住宅を低額所得者向けの地域優良賃貸住宅に用途変更したいと考えている。 しかし、地域特別賃貸住宅を用途変更のため廃止しようとしても、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号で規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に、地域特別賃貸住宅が入っておらず、公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)への用途変更が可能かどうか明確でない。そのため、用途変更後の地域特別賃貸住宅が公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱に基づく大規模修繕等の対象とならない可能性があり、用途変更が進んでいないことから、地域優良賃貸住宅制度要綱の改正または通知等で明文化することを求める。 ※地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号 「地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅について用途変更のための廃止を行い、(以下略)」 【効果・必要性】 国の要綱改正により、入居率の低い特定公共賃貸住宅に加えて地域特別賃貸住宅についても、用途変更を速やかに進めて入居促進を図ることが可能となるほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にある公的賃貸住宅団地のストック活用にもつながる。	
27年	305	土木・建築	都道府県	大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号及び3号	地方公社が賃貸する住宅の賃借人に関する要件緩和	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号における賃貸住宅の賃借人の資格に学校法人を追加すること及び同第3号に定める保証人に関する規定の削除を求める。	【提案内容】 地方住宅供給公社における団地コミュニティの形成や活力の向上、学校法人等における教育の質の充実のためには、学生に公社団地に住んでもらい、学生が地域貢献活動をするなど、公社と学校法人等が連携して公社団地を活用することが望まれるが、地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号においては、賃借人の資格を限定的に定めており、学生を入居せよとする学校法人等に賃貸することができない。 また、同条第9号の「適当な保証人のある者」との規定のため、法人に賃貸する場合に、保証人を求めず賃貸に至らないうえ、転賃借人である従業員が個人保証するといった矛盾した事態が生じている。一方、公営住宅やUR(都市再生機構)住宅については法令上保証人を求めている。このため、同条第1号における賃借人の資格に学校法人等を加え、学校法人等が「契約名義人として公社との間に賃貸借契約を締結することを可能」とともに、同条第3号の規定を削除するよう提案する。 【支障事例】 大阪府住宅供給公社では、公社賃貸住宅を留学生の入居用として活用したい学校法人と協定書を締結の上、学生と賃貸借契約を締結しているが、次のような点が支障となっている。 ・学生の入替わり時、住戸は同じでも、個々の学生との契約は一旦終了する。契約終了に伴う原状回復等について、間に入った学校法人とも調整が必要である。 ・協定に基づき、契約等に係る諸手続を学校法人が行うが、契約そのものは個々の学生と締結するため、間に入った学校法人と公社の双方にとって事務が煩雑である。 ・(連絡もなく突然帰国する留学生がおり、)契約者不在となった住居の退去事務等が滞る場合がある。	6【国土交通省】 (13)地方住宅供給公社法(昭40法124) (イ)地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の資格(施行規則13条1号)については、省令を改正し、平成27年度中に「学校法人」を追加する。 (ロ)地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人に係る保証人規定(施行規則13条3号)については、賃借人が賃借人に係る保証人の無にかかわらず賃貸できるよう、省令を改正し、平成28年中に廃止する。
27年	102	土木・建築	施行時特例市	長岡市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱第7 2項及び3 項	社会資本整備総合交付金事業における「年度間調整」について	社会資本整備総合交付金について、次年度以降における交付限度額の増額交付、計画期間内における年度間調整等、制度・運用の緩和を求める。	【現状】 社会資本整備総合交付金交付要綱において、当該年度の交付決定額に対して実施額が下回った場合、その差額を国に返還することなく、翌年度の交付限度額から減額調整ができる一方、当該年度の交付決定額を超えて実施しても、翌年度の交付限度額における増額調整は認められていない。 地方では、財源を国庫補助金としている場合、要望額に合わせて予算を決定するが、実際の執行は、交付決定額に合わせて行っているため、交付決定額は地方の予算執行を大きく左右している。 【支障事例】 本市では、今年度、交付金内示額が要望額を大きく下回り、約33億円もの既決予算(歳出)が執行停止となり、その影響によって小中学校通学の安全対策、公営住宅の耐震化及び狭あい道路の拡幅など多額の事業で先送りを余儀なくされた。交付決定の段階で地方の予算は確定しているが、特定財源の担保がなければ延期や中止をせざるをえなくなり、住民の期待を裏切る結果となっている。 【制度改正の必要性】 国に提出した社会資本整備総合計画で示されている事業費の範囲内であれば年度毎の執行は市町村が自由にできるようになれば、当該年度の交付額が少くとも、市町村は、予算額に合わせて事業を実施できる。そのためには、現状の減額調整(交付金が余れば翌年度の交付限度額から減額)だけでなく、当該年度の事業実施額が交付決定額を上回った場合、その分翌年度以降における交付限度額の増額交付ができるよう制度を緩和する必要がある。それにより、効率的な予算執行が可能となり、翌年度における予算編成の確度も上昇する。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	143	土木・建築	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	砂防法施行規程第8条の3 平成24年6月18日付事務連絡(国土交通省水管理・国土保全課・砂防部保全課保全調整官通知)	砂防関係事業の構造協議の緩和	防災安全交付金の新規砂防事業を実施するにあたり、着手前年度に全体計画(土石流対策の設計概念やえん堤の配置位置の妥当性の確認)の認可を国から受けている。 平成24年度からは、事業着手後に、えん堤位置や方向、工法・構造等について、国と協議(構造協議)することとなり、説明資料の作成や協議に時間を要し、事業の進捗が遅れる場合がある。 このため、事業着手後の構造協議について緩和願いたい。	【支障事例、制度改正の必要性】 昨年8月に、広島市で発生した大規模な土砂災害を契機として、社会的に、砂防えん堤設置等のハード対策の迅速な実施が強く求められている。 事業着手後の構造協議を行うにあたり、説明資料の作成や協議に時間を要し、1週間から2週間程度事業の進捗が遅れる場合がある。平成26年度には、えん堤軸に向けた資料作成、国機関への出張等、縮減が可能であったと思われる日数が、1週間程度あったと考えている。また、協議に必要な図面等の資料については、作成基準が示されていないため、資料の精度の判断に迷う場合がある。 【懸念の解消策】 構造等に関する県の技術基準は、国基準に準拠して作成されており、構造等の決定に関する協議の簡素化は可能であると考えられる。(ただし、協議廃止ではなく、簡素化を求めるのは、最新の知見や情報を取得する観点から、国との協議はある程度必要と考えるため。)協議のために原が準備する説明資料については、最低限必要となる資料について、統一的な作成基準を示すことができれば、業務の簡素化につながる。そのためには、提示する図面や比較表等の様式の定型化をしていただくことが有効であると考えられる。	6【国土交通省】 (1)砂防法(明30法29) 砂防事業における国土交通大臣の認可(施行規程(明30勅令382)8条の3)後に、「砂防事業等全体計画(構造協議等の今後の進め方)について(平24国土交通省水管理・国土保全課砂防部保全課)」に基づいて実施される構造協議については、協議が円滑に実施できるよう最低限必要な資料を明確化するため、当該通知を平成27年度中に改正する。 【措置済み(平成27年12月3日付)国土交通省水管理・国土保全課砂防部保全課通知】
27年	163	消防・防災・安全	中核市	岐阜市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	水防法第1条、5条、第6条2項 災害対策基本法第84条	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。 そこで、水防団の所掌事務に、水防団の一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第36条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもとで、)第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記された。	【支障事例】 岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)。消防事務を兼任することも可能であるが、それは十分な水防事務を行うことができないシシナマがある。 今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起きた場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となる。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。 【制度改正(案)】 そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。 水防法その他水防事務に係る関連例規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、消防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実に合わせて、災害対策の一部を「公助」に災害に強い「国」を作る必要がある。 その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることはできない。	6【国土交通省】 (2)水防法(昭24年法193) 現在の水防団員が、水防事務を行いつつ、一部の消防事務を新たに担うことについては、現在の水防団及び水防団員を消防団における機能別分団及び機能別団員に移行し、その担当職務を水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」を行う消防団員として活動することや、水防団員として活動する者が、消防団員の身分も有し、大規模災害時における「救助に関する業務」を行う消防団員として活動することによって可能であることを明確化するため、水防団が存する地方公共団体に平成27年度中に通知する。 【措置済み(平成27年12月1日付)国土交通省水管理・国土保全課河川環境課通知】
27年	7	環境・衛生	施行時特別市	福井市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用 について(平成26年7月25日付下水道事業課専門官事務連絡)	下水道管渠の更生工法に対する緩和	下水道管渠の更生工法について、適用すべき基準の要求性能を満たしているかの確認は、日本下水道新技術機構が審査認定した工法(建設技術審査証明)であれば、個別協議の際に事務手続きの簡素化をお願いしたい。	【支障事例】 下水道管渠の長寿命化計画策定に際し、施工性・経済性の観点から、効率的な工法であり建設技術審査証明の認定がされている自立管による製管工法の採用を検討していたが、「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付)下水道事業課企画専門官事務連絡(5)」の事件で個別協議が必要な工法であった。 その後、個別協議のための資料を作成し、協議を依頼したが、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(日本下水道協会)の要求性能と自立管の製管工法の性能比較を特に求められ、項目毎にガイドラインと建設技術審査証明との比較を行い、評価方法の検討や根拠資料の作成等、個別協議が終了するまで、多大な時間を要した。 【制度改正の必要性】 下水道管渠の国庫対象となる更生工法については、事務連絡「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」を主としてしている。しかし、ガイドラインに規定されていない工法については、個別協議が必要となるため、効率的な工法選択による長寿命化計画策定に影響を及ぼす場合がある。そのため、建設技術審査証明が発行されている性能については、審査を省略するなど個別協議の簡素化を要望する。	6【国土交通省】 (17)社会資本整備総合交付金 (i)「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」(平26国土交通省水管理・国土保全課下水道部下水道事業課)に基づいて国土交通大臣と個別に協議を行うこととされている工法については、日本下水道新技術機構が実施する建設技術審査証明事業により建設技術審査証明書を取得した工法等一定の技術的知見の蓄積がある場合には、協議を簡素化できるよう、当該通知を平成27年度中に改正する。 (ii)「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」(平26国土交通省水管理・国土保全課下水道部下水道事業課)において、交付対象となる工法に適用すべき基準等とされている「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(平23日本下水道協会)については、技術開発の進展等を踏まえた速やかな改訂がなされるよう、日本下水道協会と引き続き適時適切に協議を行う。
27年	70	運輸・交通	都道府県	富山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第54条 港湾法施行令第17条の4 港湾施設管理委託契約書	国有港湾施設の使用用途使用時の国承認の一部廃止	港湾管理者が管理委託されている国有港湾施設について、地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合、港湾管理者の責任と容量に委ね、国の承認を不要とすることを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 国直轄工事により生じた港湾施設は、国から港湾管理者に譲渡することができ(港湾法第53条)、譲渡しない場合は港湾管理者に貸付け又は管理委託しなければならない(港湾法第54条)。管理委託による場合、当該港湾施設を他の用途・目的に使用・収益し、又は他人に使用・収益させる際には、国が契約書で定める軽微な場合を除き、国の承認が必要である(港湾法施行令第17条の4)。 地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合には、地域における行政を担う地方公共団体でもある港湾管理者の責任と容量に委ね、事務の簡素化を図るため、国が定める軽微な場合として国の承認を不要とすることを求める。 【期待される効果】 港湾管理者、国双方の事務の簡素化が図られる。	6【国土交通省】 (4)港湾施設を他の用途・目的に使用する場合の国の承認(施行令第17条の4)については、適正な公共利用を確保しつつ円滑な実施を図るため、制度の適正な運用に資する処理要領とともに申請の要否の判断に資する例示を、港湾管理者に平成28年度中に通知する。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	132	消防・防災・安全	都道府県	東京都	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第76条の4、第76条の6	災害時における放置車両の移動権限の付与等	大規模災害発生時における救出救助をはじめとした災害対策活動の展開に必要な緊急輸送ルートを円滑かつ迅速に確保するため、災害対策基本法の改正も、自ら立ち往生車両や放置車両の移動等を可能にし、やむを得ない限度での破損を容認するとともに、併せて損失補償を規定するといった放置車両等の移動等に關する権限を付与するなど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じること。	【現在の制度】 道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となつている車両等の移動や、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他物件を破損できる権限を付与するため、平成26年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨港道路(港湾法第2条第5項4号に規定する臨港交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。 【支障事例】 大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置づけられた碼頭を抱える臨海部は、甚大な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】 首都直下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するためには、発災直後から、救出救助・医療救護活動をはじめとした応急対策活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要となることから、これらの活動に従事する車両を被災現場に送り込む経路及び傷病者を医療機関に搬送する経路等の緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路閉鎖を早期に実施する必要がある。 【制度改正の効果】 臨港道路において、発災時に迅速な道路閉鎖による通行確保を可能とする放置車両対策が強化	【再掲】 6【国土交通省】 (1)災害対策基本法(昭36法223) 災害時における車両の移動等(76条の6)の措置については、港湾法(昭25法218)に規定する港湾管理者が、その管理する道路について災害時における車両の移動等を行うことを可能とする。
27年	97	運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の様態(以下「H18.9.29付け国土交通省自動車交通局長旅客課長事務連絡)」	自家所有旅客運送に係る有償の考え方の見直し	行政が地域の需給を確認するための実証実験を行う等委託者が運送経費の全額を負担し、サービスの利用者から直接の負担を求めない場合も有償交通としての登録が必要となり、交通不便地域の共助による利便性向上対策が進まないため、有償運送に該当するとして登録を要する事例の見直し(有償運送に該当せず、登録不要な事例の拡大)を行うこと。	【現行制度の概要】 道路運送法第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときに限る、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を要する必要がある。このうち、国土交通省が定める有償運送として、登録等が必要であるか否かについては、国土交通省自動車交通局長旅客課長の事務連絡により、登録等が必要な場合の考え方やこれに該当すると思われる事例、有償運送に該当する事例等が示されている。 【支障事例】 行政が取り組む(運送サービス利用者)に負担を求めない)需要実証調査も有償運送とみなされるため、運営協議会における関係者間で必要性、対価等について合意を得る必要があるとともに、より有効な運行経路を模索するための機動的な実証作業も困難である。	
27年	171	農地・農業	都道府県	長野県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農業協同組合法第72条の8 道路運送法施行規則第48条	農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大	農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大 ※地域に密着した生活サービス事業の例 ① 農家世帯などの高齢者の病院等への送迎 ② 農家世帯などの子どもの一時預かり ③ 生活道路や農家世帯などの民家等の除雪請負や補修 ④ 新聞配達 等	【支障事例、必要性】 農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面で多くの課題を抱えている。こうした中、農山村集落の抱える手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参加が住民の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向にある中、収益向上や周年安定雇用を担って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展開、公共交通機関の空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参加に関心を示しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、実施できない状況となっている。 株式会社組織変更にすれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続の煩雑さに加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意には、膨大な努力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能ない「従事分量配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれることとなるため、サービス事業参加を検討する上で大きな障害となっている。 また、自家所有旅客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟な対応ができない状況にある。 【代替措置】 本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に制限を設ける。 【メリット】 農山村集落における生活サービスの提供 農事組合法人の経営の多角化、安定化	
27年	285	運輸・交通	都道府県	兵庫県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第21条第2号	一時的需要増加時における一般旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可にかかる権限移譲	道路運送法第21条第2号に定める一時的需要増加時における一般旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可にかかる権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 交流人口の拡大を図るためには、来訪者の利便性と移動手段の確保を図る一方で、日常交通手段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じないよう、県全域における輸送体制を迅速に確立する必要がある。 【支障事例等】 今後、東京オリンピックやラグビーW杯、開西ワールドマスターズゲームズなど、世界的なスポーツ大会の開催予定されており、イベント開催期間中、内外から多数の来訪客が見込まれ、日常交通手段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じることが懸念されるが、運輸局の窓口は県内に1カ所しかなく、開催期間中、住民の生活に支障が生じて、迅速に対応できないことが想定される。 【効果・必要性】 乗客イベント開催中においても、住民の日常生活に支障が生じることなく、県全域における輸送体制を迅速に確立することができる。 今後予定されている日本スポーツマスターズなど大規模イベントへの輸送体制を確立することで、交流人口の拡大が図られる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	234	運輸・交通	都道府県	徳島県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」の業務範囲を、「営業所が所在する市町村及び(県外を含む)隣接市町村等」から「営業所が所在する都道府県及び(県外の)隣接市町村等」とするなど拡大を図ること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業の業務範囲は「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限られており、魅力的な旅行商品の達成に当たっての支障となっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等が魅力ある着地型の旅行商品を企画・達成できるよう業務範囲を拡大する必要がある。	6【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	235	運輸・交通	都道府県	徳島県、和歌山県、香川県、愛媛県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」においては、営業保証金を減額すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業においては、着地型観光のニーズに応えることが期待されている。現地で旅行商品を販売するケースが多いことを動機とすれば、旅行者が被るリスクも比較的少ないと考えられるが、営業保証金の水準などが障壁となって、登録数が増加していない。 【制度改正の必要性】 地域限定旅行業に係る営業保証金については、旅行者保護を重視しつつ、リスクを適正に評価して、可能な限り減額し、参入を促進する必要がある。 参入が容易になり、旅行者が増えれば、旅行者の選択肢は拡大し、利便性が向上する。このことにより地域への人の流れが創出され、地域経済の活性化につながるものとする。	【再掲】 6【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	236	運輸・交通	都道府県	徳島県、滋賀県、和歌山県、香川県、愛媛県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」において、現行の国内旅行業務取扱管理者より難易度の低い資格試験を創設するなど要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 業務範囲が「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限定されており、地域限定旅行者が通常業務を行う上で、国内旅行業務取扱管理者に求められる全国の観光地や各地の年中行事の知識については必須の知識とまではいえず、資格試験の難易度が登録数増加の障壁の一つとなっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等の多様な主体が自ら着地型の旅行商品を企画・達成できるよう、業務範囲の拡大、営業保証金の減額、更には資格試験の難易度の調節を行い、参入を促進する仕組みづくりが必要である。	【再掲】 6【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	11	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画の決定権限や、近郊整備区域等の各区域指定権限について、関西広域連合への移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	【制度改正の必要性】 近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域の保全区域の指定について、関係府県・関係指定都市等の意見を聴くことはなっているが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議して決定・指定することになっており、国主導によるものとなっている。また、府県が近郊整備区域建設計画や都市開発区域建設計画を作成する際、あらかじめ、国に協議し、その同意を求めなければいけない。 関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。関西地域の実情に応じ、関西地域の特性を生かすため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関西広域連合への移譲や、近郊整備区域建設計画・都市開発区域建設計画の策定に係る国同意の廃止を行い、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等ができるようにして、近畿圏における地方創生を実現していくべきである。 【制度改正による効果】 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連合を設立して、関西の広域行政の責任主体として、府県域を超える広域行政の推進に係る基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 近畿圏整備計画の策定等については、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断することによって、秩序ある発展を図っていくことが可能となるものである。 【懸念の解消】 国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に代るることとすることで、均衡が図られるものとする。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(協議決定) 記載内容
27年	10	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し	国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直すことを求める。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」「国の政策との関係で調整を行う必要がある」「国との調整は、異なる土地利用相互間でのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とすることも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。 現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特色を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、“地方創生時代の体系へ”運用の見直しをすべきである。 【支障事例】 府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。 具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土審議会で行った際、委員から不毛、形骸化だとの意見が出たこともあり、これを受けて森林のみ審議とせず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制法における変更済み案件を審議している状況である。	6【国土交通省】 16【国土利用計画法(昭49法92)】 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	110	土地利用(農地除く)	都道府県	栃木県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第14項	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更は、国と協議を要することとされている。 計画書の変更については、協議の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、市街化区域編入を伴う農業地域の縮小等)については、各個別規制法において、協議不要もしくは、事前に国の関係機関との調整が完了し、重複した手続きとなっており、特に平成23年度以降協議は皆無の状況のみとなり、変更申請について国土交通大臣と調整したことはなく、形式的なものとなっているため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とすべきである。	【再掲】 6【国土交通省】 16【国土利用計画法(昭49法92)】 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	213	土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画を定める場合、あらかじめ国土交通大臣と協議することになっているが、計画策定・変更に時間を要している(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会詰問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月の期間短縮が図られる。 なお、同様の提案を昨年年度行ったところ、対応方針では「提案の趣旨を踏まえ対応」と整理されたが、その内容は、「過去の国と都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図るといった運用の改善に留まるところで、本県が求める国土交通大臣への協議に要する期間の短縮化にはつながらない」と考え、「懸念の解消」 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画や農業地域に係る大臣協議など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。事前調整が必要であることには異論がないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国との調整も意見聴取で担保できるものと考え、具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	【再掲】 6【国土交通省】 16【国土利用計画法(昭49法92)】 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条、山村振興法第7条、第8条、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条、半島振興法第4条、第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続きの簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりにより多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの方針から示されるスケジュールに従って、作業が輻輳する場面があるほか、県・市町村内の関係諸に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	6【国土交通省】 (8) 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)、離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省及び農林水産省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめを一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続きの簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部署での事務的負担が大きい状況にある。 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きが、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部署での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にてアラインメントを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりにより多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、造路法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【再掲】 6【国土交通省】 (8) 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省及び農林水産省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携し、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめを一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。
27年	63	その他	都道府県	富山県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	連携中核都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付総務省第200号総務省自治行政局長通知)	連携中核都市圏構想推進要綱に定める「連携中核都市」の要件の緩和	現行の連携中核都市圏構想推進要綱における「連携中核都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中核都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。意欲ある地域を応援するため、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中核都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。	<地方創生関連提案> 【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中核都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中核都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特例措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用へ意欲のある地域であっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では農西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、連携中核都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。 【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中核都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。 【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取り組みの広がりが期待できる。	【再掲】 6【国土交通省】 (18) 連携中核都市圏構想推進要綱(総務省と共管) 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	334	その他	一般市	高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	連携中核都市圏構想推進要綱第3	連携中核都市圏の要件緩和	「連携中核都市」の要件として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中核都市圏として位置づけられるようにすること。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じて関係市間で重層的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このような6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面でも重視した連携の構築を目指すものである。 一方、国が推進する「連携中核都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援方針が示されているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中核都市圏の形成を推進していくにあたっては、左記の事項について、格別の配慮をお願いしたい。	【再掲】 6【国土交通省】 (18) 連携中核都市圏構想推進要綱(総務省と共管) 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	243	消防・防災・安全	市区長会	全国市長会	総務省(消防庁)、 国土交通省(気象庁)	B 地方に対する 規制緩和	・消防法第18条 第2項 ・消防法施行規 則第34条 ・気象業務法第 24条 ・気象業務法施 行規則第13条 ・予報警報標識 規則第4条	火災信号及び津 波警報標識にお けるサイレン吹 鳴パターンの重 複の解消	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していること、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が発信されるJアラートにより、大津波警報発令は津波警報の発令時に自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していること、住民の避難行動や消防団等の避難行動支障時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	【国土交通省】 (6) 気象業務法(昭27法165) 火災信号(消防法施行規則(昭36自治省令6)34条)及び津波警報標識(予報警報標識規則(昭51気庁告示3)4条)におけるサイレンの吹鳴パターンについては、その重複により災害発生時に消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、従前から行っている普及啓発活動に、当該パターンの重複に対応する内容を加えたものとして平成27年度中に開始するとともに、当該パターンの重複に関して留意すべき事項等について地方公共団体へ同年度中に通知する。あわせて、住民や地方公共団体等の意向、当該パターンの重複による支障、変更に伴い想定される支障等を調査の上、その結果を踏まえた適切な対応の在り方について検討し、平成26年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	14	環境・衛生	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為の許可権限、立入認定権限に係る地方環境事務所長権限への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国立公園には、区域・行為によって、特別に保護すべきものは大臣権限、ある程度の利用も想定されているものは地方環境事務所長権限として許可等されている。このうち、国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。))については、一定の限られた範囲内の許可等権限で、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、地域の実情を理解する府県への移譲を基本としつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園においては、関西広域連合へ移譲すべきである。 【懸念の解消・制度改正による効果】 国が定めた一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を促すものではなく、逆に、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。なお、立ち入りの認定については、国が直接実施せず、指定認定機関に実施させることも可能となっている。 【支障事例】 法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1〜2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	
27年	279	環境・衛生	都道府県	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条から第37条	国立公園の管理に係る近畿地方環境事務所長権限の移譲	一つの都道府県内で区域を完結する国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内への立入制限期間内の立入の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)を都道府県に移譲すること。 また、関西広域連合で区域を完結することができる国立公園の権限については、広域連合に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国立公園は、国が一義的な責任を負い、国際的に見ても国が保護するのが基準であることは理解しているが、県土の利活用は、地域の現状・ニーズを踏まえ、地方公共団体が、環境の保全や地域振興など様々な観点から実施すべきである。 近畿地方環境事務所長の権限は限られた範囲内であり、一定の基準が示されれば、貴重な自然を守る技術・知見を有し、開発圧力と保護のバランスを取りながら国立公園や県立公園の管理を行っている地方公共団体においても実施できる。 【支障事例】 国立公園では保護に重点がおかれ、地域の魅力を活かした利用拠点が限定されている。また、国立公園の特別保護地区内の行為の許可等について、処理期間が3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しているほか、自然保護官事務所が、管内国立公園に対して、3ヶ所(神戸、竹野、浦富(鳥取県))のみである。 【効果・必要性】 自然保護、環境教育、観光といった視点から、県および地元市町等が展開するエコツーリズム、地域振興施策と連携し、利用と保護のバランスをとりながら管理することで、国立公園の自然風景が適正に保護され、地域の魅力を引き出すことが可能となる。また、災害や突発的な事象の発生、発生のおそれへの迅速な対応が可能となる。 関西広域連合で区域を完結することができる国立公園については、関西広域連合に権限移譲されることで、関西広域連合が中心となった国や府県間の調整が可能である。	
27年	15	環境・衛生	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国立公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国立公園については、関係府県の調整により国立公園の適切な保護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かなより高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。 そもそも、国立公園及び国立公園は、国において、公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園は国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県である。国が決定した計画に基づき府県が管理しており、国と地方の上下関係が未だに残っていると考えざるを得ず、府県の自主性・主体性が尊重されていない。 【支障事例】 兵庫県の平成18年の水ノ山後山那岐山国立公園の計画変更の例では、温厚・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う環境のための軽微な計画変更であるが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要している。また、野営場、園地、遊歩道、駐車場、宿舎等の施設配置の利用(施設)計画では、利用促進の観点からは機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。 【懸念の解消】 自然公園法等の基準のもとに決定するものであるとともに、国との協議の上、府県が決定することで、国の関与が残る。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで補える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	280	環境・衛生	都道府県	兵庫県、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項及び第8条第2項	国立公園の公園計画決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定権限を、都道府県へ移譲すること。 また、複数県にまたがる国立公園については、広域連合に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国立公園は都道府県が管理しているが、公園計画は国が決定しており、地域のニーズや特性が反映された計画となっていない。 また、国立公園の計画を決定(廃止、変更)する際は、環境大臣が都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聞くことになっており、事務手続きが煩雑となっている。 【支障事例等】 平成18年に水ノ山後山那岐山国立公園の計画変更を行った際には、事前の協議から、環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで、約2年近くが必要となった例もある。 【効果・必要性】 地域を熟知する県が、県及び関係市町等が実施する地域振興施策と連携し公園計画を策定することにより、地域の魅力を活かした施設計画が可能となり、国立公園の自然景観の保護と利用促進の両立が図られる。また、水ノ山後山那岐山国立公園は関西広域連合に参加する兵庫県・鳥取県にまたがっているが、関西広域連合に権限が委譲されることで、関西広域連合が中心となり国や関係自治体の調整、意思決定が迅速にされ、地域の特色を活かした計画策定が可能となる。	
27年	128	環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	A 権限移譲	自然公園法 自然公園法施行令	国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示についての都道府県への権限移譲	自然公園法第37条第2項の国立公園の特別地域内の指示権限は国の職員にしか与えられていないとの見解が示されていることから、都道府県職員も指示することができるよう権限移譲する。	【制度改正の経緯】 自然公園法37条2項に基づく指示が国立公園の特別地域内では都道府県職員は行えず、巡回・指示ができる国の職員が非常に限られた状況の中で同法の実効性は相当に乏しくなっている。 【支障事例】 本県においても、富士山箱根国立公園内に勤務する県職員(非常勤)の富士山レンジャーが日々富士山をパトロールする中で、例えば昨年度において ・複数人が演奏機材を持ち込んで、大きな音を出して演奏している ・個人が楽器の練習をしている ・大がかりな撮影機材を持ち込んで映像を撮影している といった行為を発見する事例があったが、指示権限がないため、任意にお願するに留まり、有効な指導はできなかった。 特に最近では外国人旅行者が急増しており、残念ながらマナーの良くない方々も相当目立つようになっている。 現状では躊躇しているような指示を権限を持って行えるようになることで、自然公園の適切な利用について効果的な意識啓発ができるようになるものと考えている。 【制度改正の必要性】 法37条2項の実行性を確保するため、国立公園の特別地域内においても同法に基づく指示をおこなえるよう都道府県にも権限を与えるべきである。	4【環境省】 自然公園法(昭32法161) 国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示(37条2項)については、国の職員だけでなく、国立公園に係る事務に従事する都道府県の職員も行うことが可能であることを明確化するため、都道府県に平成27年度中に通知する。
27年	47	環境・衛生	指定都市	さいたま市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項、第7条第14項	一般廃棄物処理の処分及び収集運搬についての委託要件の緩和	事業者がDBOやDBMといったPPP手法等により、廃棄物処理業者へ包括的に運営を委託した場合、現行の廃棄物処理法により、再委託が禁止されている廃棄物の処分、収集運搬について、廃棄物処理業者へ再委託できるよう、要件の緩和をお願いしたい。	本市においてDBO方式にて供用を開始した桜環境センターは、ごみ焼却から残渣物の運搬、再資源化など維持管理運営に係る業務をSPC(特別目的会社)に包括的に委託することで民間力を活用し、効率的な運営を行っている。 しかし、委託業務のうち、残渣物の運搬や再資源化については、経験豊富な専門業者に委託することで、より効率的かつ安定的に行うことができると考えているが、法の規定によりSPCから収集運搬業者及び処分業者に対する委託が禁止されている。 法において再委託を禁止している趣旨は、再委託により責任の所在が不明確になることで、不適切な処理が発生することを防止することにあると考えるが、PPP手法等による包括的委託の委託者である事業者(本市の場合は上記SPC)は、市町村が行う業務を一括して行っていることを踏まえれば、その性質は市町村と同等と扱っても支障がないと考える。 以上から、PPP手法等で包括的委託を行う場合は、業務の一部を再委託可能とするよう、要件の緩和を求める。 ※本市にはごみ焼却施設が4施設あり、そのうち1施設が上記の桜環境センターである。今後、施設の統合を予定しており、その際にPPP手法等による施設建設が想定される。 【具体的な支障事例】 廃棄物の運搬・処分においては、焼却灰の飛散防止や運搬時の騒音防止など、安全かつ確実な搬出のために様々な対策を講じる必要がある。しかし、SPCには当該業務に係るノウハウが乏しく、専門業者に委託するよりも、業務に従事する人材の育成や必要な資機材の確保に係る費用負担等の点で非効率な状況となっている。 【本提案に対する懸念事項を解消するための工夫・対応策】 再委託の規制緩和に当たっては、不法投棄の増加を誘引するとの懸念もあるが、適用範囲を市町村がSPCに包括委託するPPP手法等を活用する場合に限定する、SPCからの再委託時の案件として特定事業契約締結時に廃棄物の運搬業務を行う業者を事前に指定し、市町村の承諾を事前に得る等の対策を講ずることにより解消可能と考える。	6【環境省】 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託(6条の2第2項)については、市町村が官民連携(PPP)等の活用により特別目的会社(SPC)へ包括的に業務委託する場合に、市町村、SPC及び処理業者との間で三者契約を締結することなどにより、その業務の一部である一般廃棄物の収集、運搬又は処分を処理業者に担わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	66	環境・衛生	都道府県	高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第15条、第15条の2、平成25年3月29日付け 環境産発第1303299号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分指針について(通知)」	自社の中間処理残渣に対する廃棄物処理に関する規制の緩和	現在取引価値がないため廃棄物として扱われている産業廃棄物中間処理残渣について、バイオマス燃料として燃焼かつ適切に利用することができるものについては、取引価値がなくても廃棄物として扱わない解釈とするよう行政処分指針について(通知)の改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 産業廃棄物処理業者が、自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設の燃料として利用する場合、その行為は廃棄物の処理とみなされ、その発電施設は廃棄物処理施設(発電設備付き廃棄物焼却炉)となり、規模に応じて廃棄物処理法第15条に基づく設置許可(都道府県知事許可)の対象となる。 なお、その残渣が、廃棄物ではなく有価取引等が可能のものであれば、その燃料を使用した施設は発電付ボイラーとして扱われる。(手続きは電気事業法、大気汚染防止法の届出) 県内事業者から「自社の廃棄物処理残渣(※取引価値のないもの)を発電付ボイラーの燃料として使用し、発生した電気及び焼却熱を農業利用する計画があるが、この施設が廃棄物焼却施設となると、環境影響調査や地元調整に煩雑な手続きや長い期間(1年程度)を要するのだからなかなかないか」という相談もあり、処理業者が自社で燃料として利用する行為が廃棄物の処理とみなされることが、処理業者が自ら廃棄物由来バイオマスを活用することの妨げとなっている。 一方で、政府は廃棄物エネルギーの利用・発電を重要視した政策を掲げていることから、廃棄物由来バイオマスの有効利用促進につながるためにも、自社の中間処理後の残渣を、適切に自社燃料として有効利用する場合は、廃棄物処理法の適用除外となるよう、「行政処分指針について(通知)」の改定を提案する。 【期待される効果】 従来焼却・埋立処分されていたものを燃料として活用するため、化石燃料等の使用量(燃料費)の削減のほか、廃棄物エネルギー活用の促進、最終処分量の削減、循環産業の育成等の効果が期待される。	
27年	105	環境・衛生	都道府県	栃木県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第1項2号	最終処分場の立地規制基準の設定及び地域の敷量規定の導入	最終処分場の設置許可基準を定めている廃棄物処理法第15条の2第1項2号における「適正な配慮」の具体例として、最終処分場が過度に集中する地域に対する総量基準や距離制限などを明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の敷量を認める規定を盛り込む。	【制度改正の経緯】 本県北部地域は平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、これまで100を超える最終処分場が設置されてきた。そのような中、新たに大規模な安定最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、広域的な問題となっている。 本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場の敷地の周囲1km以内における最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、指導に当たってきた。 指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法における許可基準の規定にて、最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量や施設間の距離など、具体例を明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の敷量を認める規定を盛り込む。 【支障事例】 指導要綱は行政指導であるため、規制に抵触するとの理由で事前協議を拒否したにも関わらず、許可申請を提出する事業者も出てきているが、許可要件に適合している場合には許可せざるを得ない。 指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、今後指導要綱に従わない事業者が増加し、その結果、指導要綱がなし崩しとなり、最終処分場の集中立地・止む止めがなくなることで懸念される。 これまでの安定型処分場に係る民事裁判では、操業や建設が差止めとなる判決が出されるなど、厳しい状況にあり、指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、住民からの反発が予想される。	
27年	125	環境・衛生	都道府県	岡山県、中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	現状では、排水口における水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するというだけで、また、間接冷却排水を増加させる場合に既存の排水口からではなく新設の排水口から排出するというだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧は、特定施設の設置の場合であっても汚濁負荷量の増加がある場合に限定するべきである。	【瀬戸内法の現状】 瀬戸内海の流域では、特定施設の設置を行う工場・事業場のうち、最大排水量が50m ³ /日以上のもものは、瀬戸内法に基づき、許可が必要であり、その際には事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められているため、より環境負荷の少ない施設や新製品の製造に対応する施設への更新を早急に実現したいという事業者からの要望に対しても、申請から許可まで最長でも1か月以上の期間を要しており、迅速かつ円滑な事業活動の支障となっている。 【地域企業からの要望】 特定施設の設置案件では、汚濁負荷量が増加しないことを県が審査で確認している場合でも縦覧等が行われるが、その際に、縦覧するアセス書類は、単に自治体の測定した公共用水域の水質公表データが転記されただけのものでもあり、そのような形式的な縦覧が、本県の場合、設置許可案件の90%を占めている。このような形式的な手続は、事業活動のスピード感からかけ離れており企業から緩和を求めると強い。 【緩和の方向性】 国は、たとえ汚濁負荷量が増加しなくても、特定施設を設置する場合は、環境保全上の支障がないことを公衆に周知する必要があるから縦覧が必要であるとしているが、本県では少なくとも20年以上にわたって利害関係者の間接はなく、県の審査に寄せられる信頼は高いと考えられるので、縦覧等の手続を汚濁負荷量が増加する場合に限定しても、何ら支障はないと考えられる。 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場には総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は達成可能である。 ※同法第5条の許可実績はその他欄記載	6【環境省】 (4)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 特定施設の設置の許可(5条1項)については、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(平27法78)附則3項に基づき、同法施行後5年以内を目途に、当該規制の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	145	環境・衛生	都道府県	長崎県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣保護管理法 第44条	狩猟免許の有効期間の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に関わらず一律基本3年とされている。狩猟免許のうち、市町村が指名・任命する鳥獣被害対策実施隊が所持するわな猟免許については、狩猟免許の有効期間を6年に延長すること。	【具体的な支障事例】 現在の狩猟免許の有効期間は、3年間となっており、免許所持者にとって免許更新が負担となっており、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲作業を行う市町村の鳥獣被害対策実施隊員にあっては、市町村長が指名・任命を行うものであり、定期的な免許所持者の選格確認が可能であるため、わな猟免許においては免許の有効期間の延長を求めるものである。 趣味としての「狩猟」を行わず、公益的な捕獲となる有害鳥獣捕獲を行う実施隊員においては、狩猟免許を取得し、3年ごとに免許更新を行うことが負担となっているが、免許の有効期限を延長することは免許更新の負担(費用負担など)をなくすことだけでなく、捕獲作業に精通し専ら有害鳥獣捕獲に従事する民間の実施隊員が被害防止対策に従事しやすくなり、民間隊員が現在よりも増加することにより対策が進むことが期待できるものである。 例えば有害鳥獣であるイノシシについては、長崎県においては、趣味として捕獲するケースは少なく、その多くが有害鳥獣捕獲となっている。 (例)イノシシ捕獲の内訳(H25) 狩猟による捕獲1,360頭、有害鳥獣捕獲31,789頭	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	232	環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県、鳥取県、香川県、高知県、京都市	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第44条第2項	狩猟免許の有効期間の延長	狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとする。	<p>【制度改正の経緯】 野生鳥獣の管理を担う若手狩猟者を確保するため、改正鳥獣法では、網猟、わな猟免許の取得年齢が20歳から18歳に引き下げられるなどの対策が講じられたところである。</p> <p>【支障事例】 ニホンジカやニホンザル等野生鳥獣の生息域拡大により、1億円を上回る農作物被害や自然植生の食害による土壌流出や表層崩壊が発生している。野生鳥獣の生息数が増加する中、狩猟者の人材育成が喫緊の課題となっている。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められており、新たに免許を取得した者であっても、更新時の手続や経済的な負担から、3年で免許を手放してしまう事例も多く、また、他の免許制度のように、一定期間、安全狩猟が達成できた者に対して、メ리트制の導入に関する要望もなされている。</p> <p>【制度改正の必要性】 免許制度に係る狩猟者の負担軽減を図り、狩猟者の減少に歯止めを掛けるために、有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲等のための人材確保を必要とする地域のニーズに応じて、銃猟については高齢者を除き、網猟、わな猟については全ての年齢層について、狩猟免許の有効期限を、地域の判断で延長を行うことを提案する。</p>	
27年	283	農地・農業	都道府県	兵庫県、京都府、鳥取県、徳島県、京都市	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第43条第2号	銃砲所持許可を有する者における狩猟免許試験の一部免除	狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻かつ狩猟後継者の確保が困難と認められる地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、負担を軽減すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】 地方では深刻化する鳥獣被害への対応に苦慮しているなか、猟者による捕獲を維持し、また、新しい世代の狩猟者を育成していくことが課題となっている。</p> <p>【支障事例等】 兵庫県では、野生動物の適正な保護管理の担い手である狩猟免許所持者の確保に努めているが、とりわけ既に銃砲所持許可を有する者は、銃の基本操作に習熟していることから、狩猟後継者として期待できると見られており、銃の免許試験のうち(銃器の点検、分解結合等の基本操作)が免除されており、同じ内容の技能試験を2度に行わなければならないこととなり、銃砲所持許可が狩猟免許を取ろうとする際に負担になっている。</p> <p>【効果・必要性】 狩猟免許試験の実施における開催箇所が増えるなど受験者の利便性向上策に加え、銃砲所持許可を有する者に対する試験項目の一部免除を実施することで、狩猟免許試験受験者の負担が軽減される。</p>	
27年	239	環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3	浄化槽市町村整備推進事業における「複数戸に1基の浄化槽の設置」についての要件緩和	<p>浄化槽市町村整備推進事業において、浄化槽は1戸に1基が原則で、敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合等以外は複数戸に1基の共有設置は認められていない。</p> <p>浄化槽市町村整備推進事業の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化する。</p>	<p>【制度改正の背景】 浄化槽の設置に係る個人負担額は大きく、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が進んでいない。そこで、個人負担が少ない市町村設置型浄化槽整備を推進しているところであるが、水洗化済みの住民にとっては転換コストの負担感が大きく、さらなるコスト削減が課題である。</p> <p>【支障となる事例】 隣接する少人数世帯が1基の浄化槽を処理能力の範囲内で共有できれば、各戸設置に比較して設置及び維持コストが大きく削減できるが、現状では、市町村設置型の場合、設置スペースがないといった例外要件に該当しない限り共有設置は認められていない。</p> <p>【制度改正の必要性】 国においては、市町村設置型浄化槽整備に必要な費用を市町村に助成しているが、1戸に1基の戸別整備が原則となっている。市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することを提案する。</p> <p>【制度改正効果】 市町村設置型により2戸で5人槽1基を設置した場合、費用を2戸で折半する場合 ・工事費の個人分担金(※1) 1戸あたり83,000円が、41,500円に削減 ・維持管理費 年間65,000円(※2)が、年間32,500円に削減 20年間浄化槽を使用すると、1戸当たり 合計691,500円(=41,500+32,500×20)削減される。 ※1: 工事費(交付金対象額より、5人槽837,000円)の1割(市町村設置型の場合) ※2: 生活排水処理施設整備計画策定マニュアル(環境省)より</p>	6【環境省】 (6)浄化槽市町村整備推進事業 浄化槽市町村整備推進事業については、効率的な浄化槽の整備を図るため、共有浄化槽を設置できる土地を市町村が確保することなどを前提として、複数戸に1基の浄化槽を設置する場合についても地形等の特殊状況によらずに助成の対象とできるように浄化槽市町村整備推進事業実施要綱(平27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を平成27年度中に改正する。
27年	281	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法第4条の3第3項	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣への協議及び同意の緩和	都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際には、環境大臣への同意付き協議が必要とされているが、総量削減計画における削減目標量に変更がない場合は、同意付き協議を不要とする。	<p>【提案の経緯・事情変更】 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。その理由として、「総量削減計画には、地方公共団体の各県にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係府庁の施策との整合及び指定地域間における施策の整合を確保する必要がある」とともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある旨、国より回答があった。</p> <p>しかし、現在の総量削減計画において削減目標量を達成しており、新たに定めようとする総量削減計画においても現状を維持するよう場合には、上記の国の確認は不要と考えられる。</p> <p>【支障事例等】 第7次総量削減計画の作成の際は、平成22年の8月頃に環境省から計画作成についての照会があり、事前協議を経て、国の基本方針が出てきたのは平成23年6月5日だった。そこから本協議を行うまで約5ヶ月かかっており、平成23年11月26日付で協議を行い、平成24年1月27日付で同意を得るまで、約2ヶ月かかっており、照会から含めると約1年5ヶ月かかった。</p> <p>【効果・必要性】 本来総量削減計画は、国の総量削減基本方針の中で水域の特性等に応じて自治体が主体的に作成すべきものであり、各都道府県においてはパブリックコメントや環境審議会の答申といった手続を経て作成しており、環境大臣への協議、同意手続をなくした場合には概ね2ヶ月早く計画を策定することができる。</p>	6【環境省】 (3)水質汚濁防止法(昭45法138) 都道府県知事の総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議(4条の3第3項)については、同意を要しない協議とする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	320	消防・防災・安全	都道府県	福井県	環境省(原子力規制委員会、原子力規制庁)	B 地方に対する規制緩和	原子力規制委員会「原子力災害対策指針」原子力規制庁「原子力災害対策指針」原子力災害対策指針「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」	安定ヨウ素剤事前配布に係る手続きの簡素化	・配布対象年齢到達時、転入時、3年ごとの更新時の場合は説明会への参加を省略し、また、市町村役場や薬局で配布できるようにすること ・転出時、死亡時等の古い安定ヨウ素剤の回収手続きについて、地方公共団体の回収義務をなくし、住民により廃棄できるようにすること	【提案内容】 原子力災害対策指針および指針を踏まえた解説書(以下、解説書等)では、安定ヨウ素剤の事前配布に際しての対応等が細かく定められており、これらは該当する道府県および市町村の事務とされており、解説書等で定められている方法を遵守すると、対象者への通知や関係機関との調整、当日のスタッフ確保や会場準備など、多くの労力と費用を費やし、地方公共団体の負担となっている。 よって、地域の実情に合わせて、既に説明会に参加した者に対する更新業務や年齢到達時の追加配布等における説明会への参加省略、配布・回収業務の簡素化を認めるべきである。 【支障事例】 説明会開催費用として、会場の規模にもよるが、会場設営費等(1回当たり10~50万円のコスト)が発生する。(当年度の26年度説明会開催数 41回) 説明会形式をとることにより、場所・時間が限定されるため、住民からは負担だとの声が上がっている。 説明会では、市町の保健師による問診を行うため、保健師の人数が少ない市町からは負担だとの声が上がっている。	6【環境省】 (5)原子力災害対策特別措置法(平11法156) 原子力災害対策指針(平24 原子力規制委員会)に基づき地方公共団体が行う安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民への説明会については、追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合や安定ヨウ素剤を更新する際には、説明内容を把握していることの再確認や医師による服用の可否の判断を前提として、改めての説明は省略できることを明確化するため、「安定ヨウ素剤についてのQ&A」を平成27年度中に改正する。
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第9条 特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第4条	地域振興各法に 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【再掲】 6【環境省】 (1)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめ一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第4条	地域振興各法に 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数策定しなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町村にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【再掲】 6【環境省】 (1)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめ一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	137	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第86条の2から第86条の5まで	災害対応時における包括的な適用除外措置	災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第86条の2から第86条の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき	【制度改正の必要性】 平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2～86条の5の新設)が、個別法レベルの限定列举に留まっている。 災害は、いつも新しい顔、違う顔でやってくる。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政省令で無数に定められている。 緊急時対応の場面で、政省令を含めた一連の規制をクリアするためには、“包括的な”適用除外措置が可能となるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び政省令を一時的に緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的にとりむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。	
27年	138	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項、災害救助法施行令第3条	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	【制度改正の必要性】 災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に従い都道府県知事が定めるとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定めることができるとされているが、地域の実情に応じた救助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。 【支障事例】 同法に基づく応急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応じて弾力的な運用が可能とされているところ。しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救助の支障となっている。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準について、地方公共団体が細々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである旨言及されている。 【支障事例】 東日本大震災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えていただけないか(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格緩和)	
27年	245	その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域基本方針、総合特別区域推進調整費の使途等に関する基準について	総合特別区域推進調整費の使途等に関する基準について	総合特別区域推進調整費について、総合特別区域の目標実現に向けて、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった取組を推進するため、直接、指定地域へ交付する制度を創設し、調整費を核数年によって使えるよう規制緩和すること。	【提案の経緯・事情変更等】 今年度から特区については、国家戦略特別区域等に係る提案募集の際、全国での規制改革を求める提案についても求めることができ、構造改革特区と見なして取り扱うことができるようになるなど制度改正が行われた。また、国で進めている地方創生は、地域の主体的な取組が必要であり、提案募集や特区による規制緩和等に加え、地方が迅速かつ効果的な事業が可能な自由度の高い交付金が求められている。 【支障事例等】 当該調整費の使途については、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合に補完するものとなっており、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できていない。 とくに、先進的な取組の場合は国の支援制度の活用が不可欠であるが、支援制度の採択の見通しが立ちにくいことから、計画的な事業を行うことができず、最終的に事業化そのものを断念せざるを得ない場合が想定される。 【効果・必要性】 指定地域へ直接交付する制度になれば、関係府省による予算措置の対応方針の検討を待つことなく、迅速な事業執行ができる。また、地域が包括的・戦略的なチャレンジを行うにあたり、地域の実情に応じた支援を受けることが可能となる。	
27年	249	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てできるような切れ目のない支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する郡部や離島では、自園調理から外部購入への切り替えができていない。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部購入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部購入を実施することとし、満3歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部購入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	264	医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士の配置要件について、利用児童の定員数が2名以下の場合には看護師等1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士や看護師の人材が少ない状況である。 【支障事例等】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね1人につき看護師1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上の配置が求められている。しかし、地方部など人口減少地域においては、看護師等の保育士の配置が困難な状況にあり、病児保育が進んでおらず、女性の社会進出の妨げとなっている。 兵庫県では、こうした状況を鑑み、本年度県単独で補助事業を設けている。 【効果・必要性】 人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進される。		
27年	31	その他	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2第4項	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が、密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことから、その見直しを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 本提案については、昨年提案を行ったところ、所管府省である総務省の第2次回答は「提案の実現に向けて対応を検討とされ、有識者会議における当面の方針の取組区分では、「実現に向けて実施の具体的な手法や時期等を引き続き検討」とされた。その後、総務省の第2次回答での確認事項に対して意見を提出し、総務省において各府省と調整されたが、最終的に対応方針では「実現できなかったもの」とされた。広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲が、広域連合の事務に密接に関連する事務に限定されていることで、地方自治法に基づく要請権が実質的に行使できないものとなっており、広域連合制度の充実を促す上で障害となっていることを明らかにすることにより、改めてその見直しを求めたい。 (制度改正の必要性等) 現行規定では、広域連合が必要と考える事務の移譲を国に要請するためには、それに先立って、構成団体から密接に関連する事務の広域連合への持ち寄り(移管)を先行しなければならないことになるが、広域連合においては、国から移譲される事務と構成団体から移管された関連する事務とを一体的に処理することにしないと、二重行政の解消や事務集約化による効果が十分に得られないばかりか、国からの事務移譲がとまぬまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができない。 広域連合としては、国に事務の移譲を求める上では、構成団体の関連する事務を持ち寄って一体的に処理を行うことを考えており、要請権の行使を先立って、構成団体から関連する事務だけを持ち寄ることを求められることで、実質的にその行使ができないことになってしまっている。	
27年	299	その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和		地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)の制定	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	【具体的な支障事例】 国では、平成12年6月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇う「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通して、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。 一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。 【地域の実情を踏まえた必要性】 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しを行い、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	
27年	333	その他	指定都市	横浜市	総務省(特例の場合、その法律の所管省庁)	B 地方に対する規制緩和	地方財政法の地方債対象事業の拡充	民間事業者(株式会社)による保育所整備等、公共施設の建設事業に係る補助に要する経費への起債充当を可能とすること	保育所待機児童解消のため、株式会社の参入を進める等の取組を行っているところだが、他団体への補助に関する地方債の対象は「公共的団体が設置する公共施設の建設事業に係る補助に要する経費」に限定されており、株式会社に対する補助には地方債を充当できないため、財源の確保が困難となっている。民間事業者の保育所整備に係る補助金を支出する場合に、地方債を発行できないことにより、単年度における必要な財源が大きくなるため、待機児童解消に対応するために必要な保育所の定員拡大などの対策が、十分にできない。そのため、他の必要なサービスから財源を捻出するなどの支障が生じている。 【懸念の解消策】株式会社について、①預産、②提供する保育の質の低下、③公的セクターの意思による実質的な運営が及ぶこと、④株式会社でも社会福祉法人でも法人形態による倒産のリスクに、大きな違いはない。②保育所の整備においては、法令による基準を遵守しなければならないことは、民間であっても変わらないため、質の切下げは不可能(上記①②の懸念に対する反論は、平成26年6月25日公正取引委員会報告書においても言及されている。)。③公的セクターの意思による実質的な運営という点では、一般的民間事業者は、「地方公共団体が…2分の1以上出資している法人」との比較においては、差異はあるが、社会福祉法人は、「公共的団体」として、起債対象とされているところである。この点、社会福祉法人についても、公的セクターの意思による実質的な運営が及ぶ場合としては民間事業者と大差なく、民間事業者による保育所の設置認可等については、社会福祉法人に認可する認可と比肩できるほどの審査基準が設けられており(児童福祉法第35条第5項、平成26年12月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇児発1212第5号))「保育所の設置認可等について」の一部改正について参照)、その審査基準に適合している民間事業者は、「公共的団体」と同視しうる。また、本提案は、必ずしも地方財政法の改正を求めたのではなく、個別の法律を改正し、特例を認めることを含めて提案するものであることを考慮されたい		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	4	その他	一般市	新見市	法務省	A 権限移譲	不動産登記法第119条及び第120条、商業登記法第10条及び第12条	法務業務に係る各種証明書の交付事務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商家・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接行うことができるように権限移譲を要望する。	岡山地方法務局新見支局の廃止統合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の利便性が大きく損なわれ、本市利用者の時間的・経済的負担が増加している。 また、法務局庁舎外の市役所庁舎などで、登記に関する証明書を取得することができる法務局窓口としての「法務局証明サービスセンター」を設置し、「民間委託」により、各種証明書交付事務を行っている自治体もあるが、本市で同様の事務を「直接」行うことは、法により制限されている。 本市が直接、各種証明書の交付を行うことにより、法務局支局の廃止統合前の新見地域での交付が可能となり、利用者の時間的・経済的負担が大幅に改善される。 現在、法務省との協議で、「受託事業者(民間事業者)が地方公共団体と協力して運営する手法として、受託事業者が創意工夫により、委託契約で求められている場所以外の場所でも当該交付事務を行うという方法」を提案された。 しかし、この方法は機械の設置及びその運用に係る経費を本市が負担する必要があり、証明書等交付事務は法務省所管の事務であることから国の負担とすべきであるため承諾することが出来ないと回答している。 現状の法務局証明サービスセンターを本市に設置することに限らずそれ以外の交付方法(専用端末を設置せずに交付する等)の検討も合わせて要望する。	
27年	327	その他	指定都市	横浜市	財務省	B 地方に対する規制緩和	財政融資資金の管理及び運用の取組に関する規則第19、28、29条等	地方債の財政融資資金借入関係手続の更なる簡素化・効率化	不用領報告書・延長承認申請書を廃止し、借入申込書等の様式へ統合すること	【制度改正の必要性】 複数に分かれている提出書類を一つの様式にまとめることによって、手続きの簡素化・効率化を図ることができ、地方団体において、さらに自主的かつ効率的な運用が可能となるので、制度改正が必要である。 【支障事例】 【不用領報告書・延長承認申請書】 借入を行う事業につき、不用領がある場合は追加で不用領報告書の提出、貸付期日を延長する場合には追加で貸付期日延長承認申請書の提出が必要である。 借入申込時に追加で別の書類を提出する必要があるが、事業の状況によって提出書類の種数や種類が違い、非効率的である。 借入申込書や事業実施状況等調査に不用領報告、貸付期限延長の欄を設けるなどで様式を統合し、書類の軽減をすることを求める。 【懸念の解消策】 提出書類や手続きの簡素化をすることによって、法令に合致しない融資対象が申請されることは当然望ましくないので、各団体の責任において、申請前に内部でチェック機能が働くように、様式等を工夫する。	
27年	3	教育・文化	一般市	新見市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条1項、43条3項、58条1項	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲できるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じることを要望する。	【支障事例】 小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているが、市町村立学校教職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。 市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。 【地域の実態を踏まえた必要性】 本市は現在人口減少対策を最重点の課題として取り組んでおり、特色ある教育活動を推進するために様々な教育施策を行っているところである。例えば文部科学省の英語特区の指定を受けて小中一貫英語教育の推進を行っているが、英語指導の専門的知識を有する人材を採用しようとする場合、市のニーズにあった教員の採用は困難である。また、新採用教職員は市外の県南部の出身者が多く、数年すると南部に帰任するケースが多いため、地元出身の教員を採用することができれば、地域に根ざした教育が実現でき、安定した学校運営が可能になるなどの利点もある。	
27年	83	教育・文化	施行時特別市	茅ヶ崎市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条	30人学級の法制化	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、法制化により1学級の児童・生徒数を削減して30人学級を実施するための教職員定数の増加を図り、併せて現状の教職員加配定数を維持できるよう予算措置を講じる。	現行の40人学級の中で、平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、少人数学級編制では小学校1学年について平成23年度に標準法を改正して35人学級が行われているが、他の学年への拡大については法制化が見送られ、少人数学級編制実施のための教職員定数については、各都道府県ごとに決められた加配教職員定数の中で割り振ることとしている。現状では、小学校2学年においても35人学級が定着しており、決められた加配教職員定数の中で小学校2学年の少人数学級を実施するにあたり、法制化ではなく加配教職員定数から教職員定数を割り振ることは、他の学年での弾力的な学級編制の妨げに結びつくものである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	84	教育・文化	施行時特例市	茅ヶ崎市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2	学校栄養職員の配置基準の引き下げ	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、現行の児童・生徒数が150人以上単独実施校に1人、150人未満単独校4校に1人という配置基準を引き下げ、単独調理場配置校には県費負担教職員としての学校栄養職員を配置すること。	平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、教職員定数の算定にあたっては ①学校給食単独調理校 550人以上の学校数×1人、550人未満の学校数×1/4人 ②共同調理場 1500人以下×1人、1501人～6000人×2人、6001人以上×3人となっている。 学校栄養職員は、献立の作成や食材の発注、食育の充実、児童・生徒のアレルギー体質の情報把握に際して対応する、など職務の重要性が増しており、各学校の状況に応じたきめ細かな対応ができる配置が求められている。また、共同調理場への学校栄養職員の配置についても、対象となる児童又は生徒数が1500人以下の場合1人という現行の配置基準では、きめ細かな対応が難しい状況にある。 このため、小学校または中学校並びに共同調理場への県費負担教職員としての学校栄養職員の配置基準を引き下げが望まれる。 具体的には、①は、学校給食を実施する小学校若しくは中学校で、学校給食調理場施設を単独で置く場合は、1校1人の配置基準に改めること。また、②は、配置基準を1500人以下についても2人とすること。	
27年	182	教育・文化	指定都市	京都市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条	小学校2年生35人学級の「加配措置」の対象拡大及び「法制化」	平成24年度に、国において小学校2年生35人学級が加配措置により実施されたが、現在加配の対象外となっている国に先行して少人数学級を実施していた自治体についても、国に先行して少人数学級を実施すること。併せて、恒久的な財源確保のため、法制化を求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 左記のとおり、平成24年度に、国において実施された小学校2年生35人学級の加配措置については、国に先行して少人数学級を実施していた自治体が対象外となっており、先進的な取組を実施していた自治体が損を著しく不公平な状態となっている。 本市においては、少人数学級を独自で実施するため、年間約2億円が持ち出しの状態になっている。 【見直しによる効果】 適正な措置が講じられることで、本市では、持ち出している予算を活用し、地域の実情を踏まえた、より一層の教育の充実等を図ることが可能となる。	
27年	249	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大宮府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てできるような切れ目のない支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する都部と離島では、自園調理から外部搬入への切り替えができない。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められなかったため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することとし、満3歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	
27年	200	医療・福祉	指定都市	川崎市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4、第30条の5、第30条の6、第30条の9、第30条の11	医療計画の策定権限等の都道府県から指定都市への移譲	医療計画の策定業務及び病院開設者等に関する病床数に係る報告事務等を都道府県から希望する指定都市に移譲する。	【支障事例】 県が医療圏を設定することで、急激に人口増加を続ける武蔵小杉駅周辺地区の地域の実情に応じた医療圏の設定が困難であり、より地域の実情にあった医療圏の設定ができない。医療計画の策定は医療や保健の面だけでなく、本市では、武蔵小杉駅周辺地区における人口の急増(10年前との比較で約4割増)や再開発といった事柄に加え、災害時救急医療体制の整備や福祉行政との連携といった、地域の課題が益々増大していることから、今まで以上に連携を緊密にして対応することが求められている。 【制度改正の必要性】 医療計画の策定は、住民の健康の保持、生命の保護に直接かかわるものであり、住民に最も身近な基礎自治体の長期計画へ位置付けた上で、課題解決に取り組む必要があると考えている。二次医療圏に関する内容について、指定都市が自ら医療計画に反映させた場合には、市内や関係団体との調整及び市の附属機関での審議などに2箇月程度を要すると見込んでいるが、県と調整する場合には上記期間に加え、県への説明や県の事務手続(庁内調整、審議会等)が必要となることから、指定都市が自ら医療計画に反映させた方が、大幅に時間を短縮することができる。なお、医療計画の実現に向けては補助金を活用した誘導策が有効であると考えている。医療計画の策定と国からの補助金が直接市に入ることは一体的なものであると考えている。 【懸念の解消策】 昨年の厚生労働省からの最終回答①に対しては、三次医療圏、他の二次医療圏についても県と良く調整した上で、指定都市が医療計画を策定すれば支障は無いと考える。 最終回答②に対しては、二次医療圏が本市の区域を跨ぐことは現実的には考えにくい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	330	医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4 医療法第7条第5項	医療計画の策定等にかかる事務・権限の移譲	①医療計画の策定及び医療審議会の設置にかかる事務の権限を都道府県から指定都市に移譲する。 ②医療法第7条第5項の許可について、指定都市の市長は都道府県知事の求めがなくとも自らの判断に必要な対応ができるようにする。	【制度改正の必要性】医療計画については都道府県が定めることになっているが、医療機関が一定程度整備されており、かつ、人口規模の大きな指定都市においては、都道府県の医療計画と整合性をもちながら、地域の実情に応じて指定都市が自ら策定することが望ましいと考える。医療計画の策定にあたっては、都道府県医療審議会の意見を聞くことになっているため、医療審議会の設置についても指定都市へ移譲すべきである。地域医療構想の達成推進のための条件付き許可が必要な状況になったときは、指定都市の市長が地域の実情に応じて自ら必要な対応を講じるべきである。 【支障事例】都道府県が策定した計画にとどまらず、地域の実情に応じた計画を独自に策定している指定都市もある。都道府県の計画にも指定都市が策定した計画を参照するよう記載されているが、計画策定事務が重複している。医療法第7条第5項の許可について、同法第7条第1項の規定による病院等の開設許可申請に関する審査については、指定都市が行っており、都道府県知事が条件を付すよう求める時期と許可審査が終了する時期に時間差が生じる場合も考えられる。また、医療機関の開設にあたっては、医療法に基づく開設許可に合わせ、保険医療機関としての指定を受ける時期も考慮し実際の手続きが進められる。指定都市の市長には、都道府県知事からの求めに基づき、医療法第7条第5項に規定する条件を付し病院等の開設等の申請に対する許可を行うことができるとされているが、遅やかな医療機能の提供開始や行政効率の点から、都道府県知事からの求めに基づくことなく、指定都市の判断と責任において医療法第7条第5項の許可が行えることが適切と考える。 【懸念の解消策】医療計画については都道府県の区域が設定される三次医療圏での医療提供体制とも整合性を図るため、都道府県や近隣市町村との調整が必要である。医療審議会を構成する委員として、医療保険の保険者を代表する者があるが、市町村を単位とした保険者の団体が無い。地域医療構想の達成推進のための対応については、地域医療構想調整会議の委員の意見を十分に吟味したうえで行うべきである。	
27年	48	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4 医療法施行規則第30条の30	基準病床数の算定方式の見直し	基準病床数の算定式を全国統一のものから、将来的な人口動態等を踏まえた地域の実情に合った算定方式に見直す	【制度改正の必要性】病院・診療所の病床数については、医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定方式により定めることとされている。しかしながら、人口が増加しているさいたま市を含む東京大都市圏は、西日本の各府県と比較しても、人口当たりの病床数が非常に少なく、その格差は大きくい離しているという現状がある。本市は、埼玉圏内の二次医療圏域を単独で構成しているが、今後人口増加が予測されているにも関わらず既存病床数が基準病床数と拮抗しているため、新たな病床の整備を行うことができない状況である。加えて、本市は、今後全国でもトップクラスで急速な高齢化が見込まれていることから、高齢者人口の急増に伴う更なる病床不足が予想されている。 【提案内容】 以上ことから、以下の様に地域の実情に合った算定方式に見直すことを提案する。 1. 基準病床数の算定に当たっては、各地域における将来的な人口動態等を踏まえて設定を行う。 2. 基準病床数の算定に当たっては、その計算方法を全国一律とするのではなく、「今後人口増加が見込まれる地域」「今後人口があまり変わらない地域」「今後人口減少が見込まれる地域」等のように全国各都道府県をいくつかの地域グループに分けて、それぞれの地域グループ毎に厚生労働大臣が係数を設定する。 3. 2で提案した人口動態等を踏まえた地域グループ毎の係数等の設定にあたっては、厚生労働省は現在の各都道府県における人口当たり病床数等の格差や、各都道府県の病床に関する意見を勘案する。 【留意点】本提案は、昨年本市が提案した「基準病床数に関する基準」についての都道府県への策定権限の承譲に対し、厚生労働省から「各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加を可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性がある」との回答があったことを踏まえ、算定方式そのものの見直しを求めることとしたものである。	
27年	251	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第6項	基準病床数の総量規制の見直し	基準病床数については、国が定める全国一律の算定基準や「従うべき基準」により規制されているが、地域の実情を踏まえた独自の加減算が可能となるよう、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 各都道府県では本年度から、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能毎に医療需要と病床の必要量を推計する「地域医療構想」の策定を進めているところである。 【支障事例等】 基準病床数の見直し(5年ごと)を行う際、算定式が国の一律基準により定められており、また、特例を適用するにも大臣同意に時間を要することから、人口の偏在や医療機関の配置等の地域事情に配慮した、即時・適切な病床の配分ができない。 【効果・必要性】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する上で、県及び圏域の課題に応じた真に必要な病床数を算定することができる。	
27年	250	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第7条の38、39、第12条、第23条、第24条、第26条、第29条、等	健康保険法上の保険者に関する業務の権限移譲	効率的な地域医療体制の整備を有効性あるものとするため、保健事業の推進等による医療費の適正化を図る観点から、以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。 (1)健康保険組合の設立認可 (2)健康保険組合の合併・分割・解散認可 (3)健康保険組合の実地指導監査 (4)全国健康保険協会(協会けんぽ)の支部が行う業務の検査	【提案の経緯・事情変更】 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」では、都道府県が市町とともに国民健康保険の共同保険者として位置付けられた。また、同法では、都道府県が医療費適正化の推進主体と位置付けられており、各都道府県は医療費適正化計画を見直すとともに有効性のある取組の推進がもたらされているが、健保組合等への指導については保険者協議会を活用する具体的な推進案が示されていない状況である。 【支障事例等】 都道府県は、今後、医療費適正化計画の実現をめぐって、地域の実情に応じた取組を進めようとしているが、この取組を有効性のあるものとするためには、県内に本部を置く健保組合や支部単位での運営を行っている健保組合や協会けんぽに対する指導監督権限の移譲は不可欠である。 医療費目標の達成に向けては、保険者協議会の場で協議を行い、協議会を通じて、全保険者に協力を依頼できることになっているが、現行法上は権限がないため、資料提供要請にも応じない健保組合等もあるなど、健保組合等に対するコントロールについて実行力に欠ける。 【効果・必要性】 現在都道府県が有する国民健康保険・後期高齢者医療制度にかかる権限と併せて、被用者保険の保険者に対する権限を有することで、現在保険者義務である被保険者に対する保健事業の推進等を全体的に推進することが可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	16	医療・福祉	その他	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、 鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条、第82条	診療報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服、地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとした。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。	
27年	187	医療・福祉	都道府県	和歌山県 兵庫県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第三十条の四、健康保険法第七十六條第二項に基づく告示	診療報酬の決定権限の一部の移譲	病床再編や在宅医療の推進の方向に誘導できる診療報酬の地域加算などの仕組みを設けた上で、箇所付けの権限を都道府県に移譲する。 なお、加算財源については、国が診療報酬を全体に削減すること等で確保するなど、国が制度設計すべき。	【現行制度】 医療保険における診療報酬は、国が全国一律の価格設定を行い、患者はどことも一律の負担で医療サービスを受けることができる一定の公平性を確保した制度設計がなされている。この診療報酬を改定することにより、国は医療政策の誘導を行っている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 平成26年6月に医療介護総合確保推進法が成立し、医療法等が改正され、医療機関の機能分化と連携、また、在宅医療の充実が提示され、加えて、医療従事者の確保対策が提示された。この中で、県は国が示す地域医療構想策定ガイドラインによる推計方法で二次保健医療圏ごとに医療機能別の必要病床を算定し、病床再編を行っていくことが義務づけられたものの、地域医療介護総合確保基金による補助制度以外に手段はなく、病院間での混乱が生じることが予想される。例えば、急性期病床から回復期病床への転換が必要となると、現行では回復期より急性期の方が診療報酬が丰厚いため、病院は容易に転換しようしない。 国は今後、診療報酬体系を回復期にシフトしていくことが考えられるが、県の権限は新基金によるハード対策が中心となり、予算規模も小さく、効果も限定的と思われることから、新たに地域の実情を踏まえた診療報酬上の地域加算などの仕組みを設けた上で、誘導が進まない病院に県が箇所付け設定できるような権限移譲が必要と考えられる。 【制度改正の効果】 県が診療報酬の地域加算などを地域の実情に応じて一定程度箇所付け設定できることで、病床再編や在宅医療の推進の方向に誘導できる。	
27年	252	医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律第71条 厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)等	診療報酬の決定に関する権限移譲	医療機関が不足する地域での診療報酬について、地域の実情に合わせた加算設定を可能とするなど、健康保険法等に基づく診療報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」では、都道府県を、医療費適正化の推進主体と位置付けており、各都道府県は医療費適正化計画を見直すなど、実効ある取組の推進が求められている。 【支障事例等】 健保法、高確法に規定する療養の給付に要する費用の額は厚生労働大臣が定めることとなっており、へき等医療機関が不足する地域に必要な診療科の報酬面での優遇設定ができない。 なお、診療報酬の独自設定が可能となれば、患者負担が増加しないよう、増加分険者に求めることになるが、国において、保険者の増加負担分の解消につながる診療報酬体系に見直すことを求める。 【効果・必要性】 へき等医療機関の不足する地域に必要な診療科の報酬面での優遇設定が可能となり、地域毎のバランスのとれた医療提供体制を通じて、医療費適正化を推進することができる。	
27年	159	医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第7条・8条・9条・67条 厚生労働省平成26年12月5日通知	過誤調整方法(返納金)の運用実現可能な規制緩和	本人の同意がなくても保険者間で過誤調整できるようにすること	【支障事例】 転職や転居で国民健康保険より他保険に変更になった際、旧保険証の返納がなされず使用される事実が後を絶たない。本市では病院との交渉により解消する件数が多いものの、返納金として残る件数は450件発生、336件処理、114件未納(H26)となる。 これを解消するには被保険者が一旦、前保険者に保険者負担分を支払ったのち、加入中の保険者にその領収書とともに請求する必要がある。本市では、この返納金による、不納欠損はH21-H25で67件、1,100万円余であり、他市町村でも少なからず同状況であることが推測される。 【制度改正の経緯】 前年度の提案後、厚生労働省平成26年12月5日の通知により、被保険者の委任があれば保険者間での調整が出来るようになったが、委任事務は本人にとって利益がなく、手間がかかることから、処理が進んでいない。現状のまま被保険者異動届と同時に委任届を取得する案もあるが、転出後の社保加入や他市町村国保への手続き不備等、機能しない可能性もある。また、マイナンバー・活用による過誤調整の方針が閣議決定され、一定の改善可能性があることを理解する一方、マイナンバーカードが任意取得であること、再発行の際、手数料がかかること(本市での保険証再発行枚数は月300枚程度)やカード発行に即時性が無い事などから、当制度改正や今後の方針では不十分と言わざるを得ない状況である。 【懸念の解消策】 本人の同意がなくても保険者間で過誤調整できるようにすることは、保険者の利益のみならず、被保険者の負担軽減に繋がるものであるため、国民健康保険法67条の改正により規制緩和をお願したい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	259	医療・福祉	都道府県	兵庫県、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	保健所長の医師 資格要件の緩和	公立病院など、特定の病院との連携により医師が確保されている場合には、保健所長が医師でなくてもよいように規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 保健所長をはじめとした行政医師については、適正な確保に努めているところであるが、保健所長職に適した人材の確保は難しく、今後、人材が不足する可能性も考えられる。 また、近年の高齢化の進展に伴い、保健所は認知症対策や健康づくりなどの拠点としての役割が重要となっていることから、保健所長についても、新たな福祉課題に応じた配置がされるべきである。 【支障事例】 保健所長をはじめとした行政医師については、適正な確保に努めているところであるが、保健所長職に適した人材の確保は難しく、今後、人材が不足する可能性も考えられる。 【効果・必要性】 保健所長が公衆衛生に精通した職員であれば、特定の病院との連携により医師が確保されている場合、保健所における健康危機管理事業等の役割を十分果たすことは可能であり、地域の実情に応じた対応も可能となる。	
27年	119	環境・衛生	都道府県	奈良県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	「厚生労働省所管一派会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の1(1)	水利権有償譲渡 にかかる財産処分承認基準の緩和 (国庫補助金の返還免除)	水道資産の有効活用のための水利権有償譲渡にかかる財産処分承認基準の緩和(国庫補助金の返還免除)	【現状】 県営水道が保有している水道水源を、県営水道供給エリア外で水道水源が不足している市町村水道に有償譲渡するなど、県域水道全体での有効活用の検討を行っている。 【具体的な支障事例】 運営主体が異なるので、水利権譲渡後も同じ水道目的に使われるにも関わらず、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」第3の1(1)には、国庫納付に関する条件を付さず承認する条件に水利権の有償譲渡が掲げられていないため、県営水道の水源確保を目的とした国庫補助金の返還が必要となる。このため、水利権を譲渡しようとする県営水道は、譲渡先の市町村に対し返還する国庫補助金相当額を請求することで、市町村の負担が増えるとともに、新たに国庫補助金の申請が必要となる。 【制度改正の必要性】 県営水道の水源確保を目的とする国庫補助金の返還が不要であれば、県営水道から水利権譲渡先である市町村に対し国庫補助金返還相当額の請求は不要となる。市町村も国庫補助金申請の必要がなくなることから、財産処分に係る手続きの簡素化となる。この規制緩和が認められることで、人口減少社会に直面する水道事業の抜本的構築に向けて、水道資産の最適化がスムーズに進めることが可能となる。また、健全な水循環の推進を目的とする水循環基本法第19条において「水を適かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、同法第19条に基づき策定中の水循環基本計画においても、水資源の有効利用の観点から「地域において用途内又は用途間の需給にアンバランスが生じた場合、(略)水の転用を更に進めていくことが求められており、これらの水資源の有効利用を推進する主旨に合致する。	
27年	248	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第45条第2項	児童福祉施設の 設備及び運営に 関する基準の見直し	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、地域型保育事業が創設され、利用者が多様な施設や事業の中から保育の給付を選択できるようになったが、保育士の配置や設備の面積については、依然「従うべき基準」とされている。 【支障事例等】 ある自治体においては、給食センターを活用した保育所等の運営の効率化や、子どもの発育・発達段階に応じた栄養管理と乳幼児期から一貫した食育の推進を目的として、構造改革特区の認定を受けて公立保育所について外部搬入を実施しているが、私立保育所に関しては3歳以上3歳未満で別扱いする必要があるので、町内の子どもも全体を対象に施策を展開する上で困難が生じている。 【効果・必要性】 市町の学校給食センター等を活用することで、人件費等の自園調理に要するコストの削減、食材の一括購入による地産地消の促進、栄養士による一貫した栄養管理(国基準では保育所について栄養士の配置義務なし)等が可能になる。 また、給食施設だったスペースを使った地域とのふれあいや交流などを通じて、地域やふるさとに誇りと愛着を持った子どもの育成に資することができる。	
27年	249	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	就学前のこども に関する教育、 保育等の総合 的な提供の推進 に関する法律第 13条第2項	幼保連携型認定こども園の学級編 制、職員、設備及 び運営に関する基 準の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見直しと提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てができるよう切れ目のない支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する都市部や離島では、自園調理から外部搬入への切り替えができていない。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたことへの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することし、満3歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	264	医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	病児保育事業の補助要件の緩和	病児保育事業(病児対応型、病後院対応型)の補助要件である保育士の配置要件について、利用児童の定員数が2名以下の場合には看護師等1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士や看護師の人数が少ない状況である。 【支障事例等】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね1人につき看護師1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上の配置が求められている。しかし、地方部など人口減少地域においては、看護師の配置が困難な状況にあり、病児保育が進んでおらず、女性の社会進出の妨げとなっている。 兵庫県では、こうした状況を鑑み、本年度県単独で補助事業を設けている。 【効果・必要性】 人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進される。	
27年	17	医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第41条～第61条の3	介護報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、介護報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。 医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。 広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとする。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。	
27年	253	医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第41条、第42条の2、第46条、第48条、第53条等	介護報酬の決定に関する権限移譲	介護サービス提供事業者が不足する地域での介護報酬について、集合住宅に居住する高齢者に対するサービス提供についての介護報酬の減算を実施しないなど、介護保険法等に基づく介護報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 今年度の介護報酬の改定により、訪問介護サービス、定期巡回・随時対応サービスなどを集合住宅における利用者に提供する場合には、移動コストがからないことを踏まえて介護報酬を減算することとなった。 しかし、へき地においては、まとまった数のサービス利用者の確保が難しく、移動ロスが多いことから事業者によるサービス提供が進んでいない。 【支障事例等】 介護保険法上、介護報酬は厚生労働大臣が社会保障審議会(介護給付費分科会)の意見を聞いて定めることとなっており、介護事業経営実態調査を基に収益率を勘案しながらの改定がなされているが、地域の実情に応じた人員配置実態が全く考慮されていない状況にある。 中山間地域等で開設する事業所や中山間地域等に居住する者にサービスを提供する場合には加算で措置されるが、今後さらなる高齢化が進む中、介護サービス提供体制が不足している地域における介護サービスを充実させるためにも、集合住宅に居住する高齢者に対するサービス提供についての介護報酬の減算を実施しないなど各地域のサービス提供体制を踏まえた独自の報酬設定が求められている。 【効果・必要性】 介護報酬の決定の一部の移譲により、介護サービスの提供体制が不足している地域に対して、必要とされる介護報酬面での優遇設定が可能となり、新たな事業者によるサービス提供を促すことができる。	
27年	82	医療・福祉	一般市	宇部市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法(平成9年法律第123号)第28条第1項・第10項・第33条第1項・第6項 介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第38条第1項・第2項・第41条第2項・第52条第1項・第2項	「要介護認定(要介護4・5)の有効期間上限の無期限化」	高齢化の進展に伴い、申請者は増大し、要介護認定業務及び関係経費が増大している。 今後も、上昇傾向が続くと見込んでいるが、当該業務を安定的に継続するため、見直しが必要と考える。 ついては、その一旦として、主治医意見書をもとに、認定審査会において、状態が安定していると判断される要介護4、または、要介護5の更新申請について、認定可能な有効期間の上限を無期限とすることを提案する。	本市では、認定申請件数の増大に対応する認定調査員や認定審査委員の確保の困難さや、当該業務量の増大が認定結果遅延の要因となっており、その結果、処分延期通知発送業務が発生する悪循環となっている。 今後この傾向はさらに増大することが見込まれ、地方分権改革に関する他市と同様の状況で、当該業務の効率化を加速し、負担軽減を図る必要があると考えている。 このような状況の中、本市の平成26年度認定審査実績では、要介護4、または、要介護5の更新時の認定結果が、要介護3以下に改善するケースが、1031人中162人の15.7%、要介護4・5から変化しないケースが、1031人中869人の84.3%との結果を踏まえ提案したものである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	263	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法施行規則第38条、第41条、52条、55条	要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化	認定事務の負担軽減及び制度簡素化のため、新規申請・区分変更申請についても、更新申請に同様に、有効期間の延長や期間を統一するなど基準の簡素化を求める。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年度制度改正により、一部有効期間の見直し(※「総合事業」を市町村全域で事業実施する場合に限り、更新申請時の要介護認定等に係る有効期間を一律、原則12か月、上限24か月に延長、簡素化)がなされたところであるが、新規申請、区分変更申請においては、まだ原則6か月、上限12か月のままとなっている。 【支障事例等】 昨年度一部有効期間の見直しが行われたものの、認定調査を頻繁に受けること自体が本人、家族にとって負担であるという声を聞いている。今後高齢化の進展により、要介護(要支援)認定の申請件数の増加が見込まれることから、新規申請、区分変更申請についても、有効期間の延長と期間の統一が求められているが、現行制度ではそれができない。 なお、有効期間の延長によって認定区分を変更する機会が減少するのではという懸念があるが、被保険者の状態が大きく変化した場合、随時区分変更申請を申し出る機会が保証されている。 【効果・必要性】 新規申請、区分変更申請についても有効期間の延長による期間の統一が図られることにより、認定事務の負担軽減、簡素化が期待される。	
27年	190	医療・福祉	中核市	宇都宮市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34	介護サービス事業者(一部)の業務管理体制に係る届出の受理、催告・命令等の権限	介護サービス事業者(一部)の業務管理体制に係る届出の受理、催告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	【支障事例】 介護サービス事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。	
27年	256	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第88条第3項、第97条第4項	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の見直し	指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき基準」に見直すこと。 【支障事例・現状】 平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則介護3以上となり、平均介護度は更に高くなると見込まれ、職員も今以上の人員配置を行わなければ運営は困難となる。また、退所率は現在の約22%から30%程度まで上昇する見込みである。 現在、指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においては、全国的に介護人材確保が困難なことから、配置基準を下回することを理由に入所を断る施設が生じている。一方、入所申込者が全国で52.4万人(H26.3厚生労働省まとめ)により、入所申込者の増加に歯止めをかけることが緊急の課題となっている。 【支障事例等】 今後高齢化率が安定化すると予想されるものの施設整備が量的に進んでいる県と、今後急速な高齢化が予想(65歳以上人口増加率が比較的高い)されながら施設整備が進んでいない都府県において、退所率の増加に伴う特養の利用状況が異なる(空室の増加等)ことが予測されるが、配置基準が全国一律であり、都道府県の利用実情に応じた対応ができない。 【効果・必要性】 全国一律の人員配置基準から施設の利用実態を踏まえた基準(要介護度の割合別、規模別等)に見直すことにより、充実した人員配置が確保できることから、利用者の立場に立ったケアが可能となる。また、ケアに応じた介護報酬の適切な評価に繋がり、職員の給与改善にも資する。	
27年	257	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第2項第1号、同項第2号、第74条第1項、介護保険法第78条の4第5項(関連)	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和	認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)を普及させるため、人員、設備、運営等に関する事項について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 今後、認知症高齢者の増加が予想されており、地方創生においても、「医療・介護の総合的な確保の推進」の中で住み慣れた地域での生活を維持できるよう地域包括ケアシステムの推進が求められている。 昨年の社会保障審議会介護給付費分科会(101回)においても、「小規模多機能は在宅でいるにもかかわらずケアマネジャーがかわる。こんなばかな話はない」との意見が出されている。 【支障事例等】 「小規模多機能型居宅介護」は、「通い」訪問「泊まり」を柔軟に組み合わせ、利用者の在宅生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである。 兵庫県でも市町村と連携し、「小規模多機能型居宅介護」の整備を推進しているが、サービスの利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることや、少ない登録定員や利用定員などの基準が、地域の利用者ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参入の障壁となっている。 【効果・必要性】 同一の介護支援専門員によるケアマネジメントが継続されることにより、利用者の安心感につながる。現在の介護支援専門員によるサービス紹介が促進されることなどから、サービス全体の利用促進や事業者の参入促進につながり、当該サービスの普及が促進される。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	258	医療・福祉	都道府県	兵庫県、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項、第43条第3項、第44条第3項、第80条第2項、第84条第2項	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準の緩和	指定障害者支援施設等※に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、「参酌すべき基準」に見直すこと。 ※障害福祉サービス及び指定障害福祉サービス、指定障害者支援施設、障害福祉サービス事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者支援施設	【提案の経緯・事情変更】 指定障害者支援施設等については一部の従業者(サービス管理責任者)の専従要件が課せられており、相談支援従事者との兼務ができないため、特に小規模な市町においては人員の確保に支障をきたしている。 【効果・必要性】 これを緩和できれば、相談支援業務に携わる者の拡大が図れ、計画相談の進捗が見込まれる。	
27年	60	農地・農業	町	当別町	農林水産省	A 権限移譲	農地法4条及び5条	農地転用許可権限の市町村長への移譲	農地法4条及び5条に基づく農地転用許可に係る事務・権限の市町村長への移譲。	【支障事例・制度改正を必要とする理由】 各市町村のまちづくり(土地利用)は、当該市町村が一番分かっている。 地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に出来るようにする必要。 人口減少に歯止めをかけるには、産業を発生させ雇用を生む事が必須であり、その前に企業誘致を積極的に行う必要がある。 本町は札幌圏の外環状である国道337号の4車線化完成に合わせ、この路線を物流・産業の集積地として、定住人口、交流人口の増加を目指している。 刻々と変化する経済情勢の中、現行の大臣許可、協議が必要となる農地転用許可制度では、時間が掛かり過ぎ、まちづくりが思うように進められない。	
27年	61	農地・農業	町	当別町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律8条、13条	農業振興地域の整備計画の変更における都道府県知事の同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法13条に基づく、農業振興地域整備計画の変更の都道府県知事同意の廃止。	【支障事例・制度改正を必要とする理由】 人口減少に歯止めをかけるためには、地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に行い、積極的に企業誘致をし、産業を発生させ雇用を生む施策が必要である。 農業振興地域整備計画の変更は都道府県の同意を必要とする現行制度では、時間が掛かり過ぎ、まちづくりに支障がでる。 また、農業振興地域整備計画の変更要件の一つに、土地改良事業に伴う工事の完了後8年経過した土地であると基準が定められているが、刻々と変化する経済情勢の中にあつては、この基準が足かせとなり、まちづくりが思うように進められないため、この基準を廃止すべきである。	
27年	208	農地・農業	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 ・農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であつて、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うこと。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりまで設定した本市では、その後の社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外でなく他市への転出を模索されるという事例や農村集落の維持発展のために集落外からの移住を受け入れようとしても家が建てられないという状況が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。 中でも、農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であつて、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うよう農振制度に関するガイドラインの見直しを求める。 地域再生法の改正に伴う地域農林水産業振興施設整備計画の策定により、6次産業の推進に関する施設であれば灌がい排水事業完了後8年未経過であっても整備可能となったが、地域の内外から発生する新たな農業の担い手のための住宅整備は依然行うことが出来ない。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	53	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	経済産業省組織規則第230条35、36号、第231条18号 中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1、2号、設備投資など項、12条 戦略的基盤技術高度化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発、設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	経済産業局等が行っている革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発、設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップにより効果的・効率的に行える。 中小企業の技術開発支援については、国と都道府県がそれぞれ中小企業への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、中小企業の技術開発支援の取組として、埼玉県産業技術総合センターによる研究開発支援や埼玉県産業振興公社による産学連携等の支援等を実施しており、多くの技術開発を成功させてきた。また、こうした取組は各都道府県でも実施されている。 中小企業ものづくり高度化に基づく特定研究開発計画の認定や戦略的基盤技術高度化支援事業補助金及びものづくり・商業・サービス革新補助金に関する事務を都道府県が行えば、技術開発支援の取組と連動させたワンストップで総合的な支援が可能となり、より効果的な支援を行うことができる。 【支障事例】 中小企業が技術開発等を行うために県の産業技術総合センター等の助言等を受けることが多いが、身近な県で助言等を受けていても、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の窓口に向かなければならないなど二度手間となっている。また、国の補助対象事業に適合させるため、産業技術総合センター等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。	
27年	271	産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、関西広域連合	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	地域商店街活性化法第4～7.11～13条 地域商業自立促進事業費補助金募集要項	地域商店街活性化に関する認定事務等の権限移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 (1)商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し (2)商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 (3)地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 また、国が進める地方創生においては、地方への移住等を促進するため地方都市の経済・生活圏の形成が進められており、地方では国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商店街買い物ポイント事業など、地域消費の喚起を図っているところである。 【支障事例等】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。 昨年7月に中小企業庁に対し「平成24年度商店街実態調査報告書」の本県部分のデータ提供を依頼したところ、「実態調査のみに使用するための条件で商店街から了解を得ているため、提供できない」との回答で、結局、県でも同様の作業を行うしかなかった。このように国と地方公共団体間で十分な情報共有・連携ができていない。 【効果・必要性】 県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能となる。	
27年	272	産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地活性化法第48条第1項、第4項、第49条第1項第2号 中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方では、国の平成26年度2月経済補正対策の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商店街買い物ポイント事業の実施により、地域消費の喚起を図っているところであり、今後も地方創生の観点から、商店街の活性化施策に取り組みとしていく。 【支障事例等】 特定民間中心市街地活性化事業は、国が認定した中心市街地活性化法に基づく基本計画に記載されたものに限られており、事業内容は中心市街地再興戦略事業費補助金の採択など地方公共団体の支援措置に関係している。 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定にあたっては、昨年の提案募集で「特定民間中心市街地活性化事業の詳細を確認し、周辺地域の先進的モデルとなり得る事業について全般的視点のもとで認定していることから、権限委譲することは適切ではない。」との意見があったが、全国一律の視点ではなく、地域の実情や課題等に応じた視点からの認定が必要である。現在はその点で不十分である。 そのため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 【効果・必要性】 県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能。	
27年	317	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第59条	都市計画事業の認可権限の指定都市への移譲	都市計画法第59条において「都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合は、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。」と規定されているが、都市計画法第59条の2(指定都市の特例)に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	【制度改正の必要性】 指定都市の独自性や地区の特徴を生かした都市計画事業が道府県の評価を受けることで標準化される傾向がある中、都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じた事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 【支障事例】 県の認可を受けるにあたっては、所管課が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。 【懸念の解消策】 都市計画事業認可権限の移譲に際し、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度を創設する等、土地利用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考えている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	331	土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第59条	「都市計画事業」の認可権限の指定都市への移譲	都市計画法第59条において「都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。」と規定されているが、都市計画法第87条の2〔指定都市の特例〕に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	【制度改正の必要性】 指定都市の独自性や地区の特徴を生かした都市計画事業が道府県の評価を受けることで標準化される傾向がある中、都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じた事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 【支障事例】 県の認可を受けるにあたっては、都市計画課が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。 【懸念の解消策】 都市計画事業認可権限の移譲に際し、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度を創設する等、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考えている。	
27年	286	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市公園法第2条の3	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方分権改革の第二次動向(H20.12.8)では、地方整備局の見直しのなかで、「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が既成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」とされたが、未だ実現していない。 【支障事例等】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されているが、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。しかし、さらなる一体的管理を行い、費用の低減や、メンテナンスに開きようとしても、管理権限がないため、なかなか相乗効果を図ることが困難な状況である。 【効果・必要性】 淡路地区では国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽減が見込めるとともに、集客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。	
27年	33	運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案) 兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等) 地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していく」ためには、同一府県内における地域交通ネットワークの整備に關しても、地域を包括する府県の責任と権限において、総合的な施策展開を進めることが必要である。 すでに、道路運送法第18条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事務手続き期間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。しかしながら、現行法令に基づくコミュニティバスの運行等については、実態として既存バス事業者の権益を侵さない範囲での運行となっており、必ずしも乗り継ぎや連携が十分でないため、地域の実情やニーズに合致したものとなっておらず、地域交通の最適化が図られていない。 地域交通ネットワークの最適化を図るために不可欠である一般乗合旅客自動車運送にかかわる権限は国が持っているため、自家用旅客運送だけでなく、一般乗合旅客自動車運送を含めた一体的な権限のもとで、地域主体の責任体制を構築することができるよう、同一府県内で実施する一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等の権限について、移譲を希望する府県への移譲を求めるとともに、府県域を跨がるものについては、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	
27年	57	運輸・交通	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4条、第5条、第9条第1、3、4、5項、第11条第1、3、4項ほか 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金	単一の都道府県内で路線が完結する旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等の都道府県への移譲	単一の都道府県内で路線が完結する旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等を地方運輸局から都道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 地域公共交通活性化再生法に基づく地方自治体による主体的な地域公共交通網の形成・充実の取組をさらに効果的・効率的に推進するためには、バス事業の許認可事務及びバス路線維持等に係る補助事業を移譲し、地域事情等に精通した県が総合行政の観点から交通政策を展開できるようにすることが効果的である。 現行制度ではバス事業の許認可及び監査・行政処分権限等を国が持っているが、道路運送法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱を改正し、国が持つ補助制度とともに県に移譲すれば、地域公共交通の実情を把握し、地域の実情に即したきめ細かな施策の検討や展開が可能となる。 地域交通の活性化に際しては、路線バスをコミュニティバスやデマンドバスで補うことが主流となっているが、超高齢化が進む中で、路線バスの利便性向上拡大も地域交通の再生には有効な手段となっている。路線バスの許認可権限を都道府県が有すれば、路線バスの拡充も含め、思い切った再編が実施できる。 【支障事例】 都道府県にはバス事業に関する許認可権限等がないため、路線バスやコミュニティバス等による地域公共交通網の確立効果に進展しない。 地方自治体が運営するコミュニティバスの再編により利用者が増加した路線について、再編時は地元市町村とコミュニティバス事業者が協議して円滑に進んだが、この路線で、以前、赤字で運行していた事業者が撤退した際には、県には許認可権限もなく、有効な手立てが打ち出せなかった。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	284	運輸・交通	都道府県	兵庫県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条	同一県域内における一般乗合旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送事業の許認可等権限移譲	同一県域内で実施する道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業にかかる事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導・監督等の事務を含めた権限の一括移譲を求める。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していく」ためには、同一県域内における地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する県の責任と権限において、総合的な施策展開を進めることが必要となっている。 【支障事例等】 道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事務待ち期間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。 しかし、現行法令に基づくコミュニティバスの運行等については、要素として既存バス事業者の権限を侵さない範囲での運行となっており、必ずしも乗り継ぎや運賃が十分でないため、地域の実情やニーズに合致したものと捉えられており、地域交通の最適化が図られていない。 現状では、住民から、乗り継ぎが悪い、運行経路の最適化が図られていないといった声があるなか、事業者間の調整に委ねざるを得ない状況にあり、一般乗合旅客自動車運送にかかるとは限らず、国が持っているため、こうした課題の解決に地方が先頭になって調整することができない。 【効果・必要性】 地域主体の責任体制を構築することで、地域公共交通のニーズや課題に迅速かつ機動的に対応できるとともに、地域の実情に沿った総合的な交通施策展開が可能となる。 地域交通の最適化が図られることにより、自律的で持続的な地域社会の構築が可能となる。	
27年	30	運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省 観光庁	A 権限移譲	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第9条第3項	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)の広域連合への移譲等を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 現在、「全国的見地から効率的に潜在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」としている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。 (制度改正の必要性等) 大きく増加傾向にある訪日外国人観光客について、その効果を全国各地に波及させることが急務となっている。観光圏の整備に際しても、今後は大きく圏域をまたがる広域観光周遊ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しながら圏内外の観光客の受入増に対応していく地域の「連携」「協調」の仕組みが必要と考えられるが、こうした地域間の調整を国が行っていくことは難しいと思われる。 関西広域連合のような広域行政組織では、地域の状況に詳しく、観光圏整備においても計画段階から情報を共有し、域内の観光圏や周辺地域との連携による観光交流圏の広域化を支援していくことが可能である。 また、個々の観光エリアではうまく伝えることができないディスティネーションとしてのイメージを、関西を一体的な観光エリアと見なし、広域観光周遊ルートも含め、複数の観光圏が連携して地域の総合力としてさらなる誘客を図っていくことができる。 現在の観光圏の整備には府県も加わっているが、実際に進めているのは市町村である。それらを円滑に束ねて、観光圏個々の整備に止まらず、圏域を超えて連携させていくには、広域的な地域間の調整ができる関西広域連合のような広域行政組織が適任であり、トータルに認定事務が行える効果は大きい。	
27年	9	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国土形成計画法では、全国計画のみならず、広域地方計画においても「全国計画を基本として」策定することとされ、地方整備局が事務局となる広域地方計画協議会を経てはいるものの、本省権限となり、東京の視点による策定となるなど、未だに国主導・中央集権型の推進体制となっている。 東京一極集中を是正し、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、国土形成計画法を改正し、「地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む」地方創生時代の体系へ「見直し」していくべきである。 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 そのため、広域地方計画の策定に当たって、関西広域連合の広域地方計画協議会への参画はもとより、協議会の事務局についても関西広域連合に委ねるべきであり、さらに、策定権限についても、関西広域連合へ移譲すべきである。 【支障事例】 関西広域連合の再三に渡る要請にも関わらず広域地方計画協議会への参画は認められず、平成27年3月に、構成団体首長全員の連名により強く要請し、新しくオブザーバーとしての参加が認められたにとどまる。なお、関西広域連合の前身である関西広域機構は協議会メンバーであり、機構解散時に関西広域連合を協議会参画の後継指名をしている。 関西広域連合では、広域地方計画の素案作成を念頭に、関西圏域の展望研究会を設置し、平成27年3月、中間報告書を書き上げたが、協議会において意見を述べる機会はなく、研究会の成果を反映することは現時点できていない。	
27年	199	環境・衛生	中核市	川崎市	環境省	A 権限移譲	環境影響評価法第10条 環境影響評価法第20条	環境影響評価法に基づき方法書等 環境影響評価法に基づき方法書等 環境影響評価法に基づき方法書等 環境影響評価法に基づき方法書等	環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が市域外に及ぶ場合にあっても指定都市の市長が事業者に対して意見を述べることができることとする。	【支障事例】 大規模事業の場合、地域環境への影響も大きく市民生活に重大な影響を与えることになるが、環境影響が市域外に及ぶ場合には、市長が意見を事業者に直接述べることができず、県知事が関係市町村の意見をとりまとめて提出する。また、県知事は、複数の市町村長意見をとりまとめるため、事業者に提出する意見書には、市長の個別・具体的な意見が反映されない場合もある。そのため、評価書に掲載される知事意見に対する事業者の見解では、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができないという支障がある。 【制度改正の必要性】 地方分権の進展により、指定都市等が地域環境管理において果たす役割は大きくなり、単独で意見を形成できる能力と体制を有するとして施行令で定められた市は、環境影響が市域内に限られた事業の場合、市長意見を直接事業者に述べられることとなっている。こうした地方分権の推進や地域環境管理の観点から、環境影響が市域外に及ぶ場合でも、多くの市民が暮らし、能力と体制を有する指定都市においては、地域の実情を踏まえた市長意見を直接事業者に述べることは、非常に意義が大きいものと考えられる。たとえ市長意見と知事意見との間に齟齬が見られたとしても、事業者が多様な意見を認識し、それぞれに対して見解を示すことは、環境に配慮したよりよい事業計画づくりに資すると考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	282	環境・衛生	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県、関西広域連合	環境省	B 地方に対する規制緩和	自動車Nox・PM法第7条第3項	自動車排出素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定手続きの緩和	総量削減計画を策定するときは、環境大臣に協議しなければならないとされているが、環境大臣との協議を不要とし、報告とする。	【提案の経緯・事情変更】 法第10条で定める協議会である「兵庫県自動車排出素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」の委員として、知事や関係市長とともに、国の機関は、環境省近畿地方環境事務所長、農林水産省近畿農政局長、経済産業省近畿経済産業局長、国土交通省近畿運輸局長、国土交通省近畿地方整備局長に参画してもらい、総量削減計画について協議を行っている。 しかしながら、総量削減計画策定のためには、環境大臣との間で協議することが要件のため、協議会で決定した計画案をさらに環境大臣と協議することになり、協議書の作成など事務手続きに時間と手間がかかっている。 【支障事例等】 過去の例では、計画骨子案に対する環境省担当者内容確認手続に約2週間、計画案に対する環境省との事前協議手続に18日間、環境大臣協議に20日間かかっている。国の出先機関が協議会メンバーに入っているため、そこで協議し決定したものを本省で協議することは、二重手続となっていると考える。 【効果・必要性】 都道府県における協議書作成時間を含めた期間に比べて大幅な事務の迅速化が図られる。 なお、大臣協議の廃止後は大規模な雇用解除申請書の審査にあっては、従前にも増して都道府県が責任をもって慎重かつ厳正に行うものであり、迅速化に拘って審査を簡素化するものではない。	
27年	211	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、三重県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策強化事業実施要領 地域少子化対策強化交付金交付要綱	地域少子化対策強化事業(交付金)の要件緩和	地域における少子化対策強化のために行う出会い・結婚支援等の事業が先駆的な取組と認められない場合、情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事業も対象外になることから、施策の基盤となる基礎的・共通的事業については継続的に実施できるよう、制度の見直しを行う。	【具体的な支障事例】 地域少子化対策強化事業(交付金)を活用して、初年度、企業や地域を巻き込んで、未婚者の会員登録や社員の結婚を応援する企業の登録により結婚・婚活に関する情報のマッチングを図るなど、結婚に向けた情報提供等を行う「出会いサポートセンター」を開設した。 次年度は、地域で結婚支援活動をしている団体を「ひろしま出会いサポーターズ」に任命し、地域での取組を広く発信するなど、センターの活動強化を図ることとしていたが、これらの新規事業は、結婚希望者の出会いの機会づくりを目的とした事業として当該事業(交付金)の対象とならなかったことから、初年度に開設した基礎的・共通的事業であるセンター事業についても単なる継続事業と見なされ対象外となった。 このため、今後のセンター事業の運営や少子化施策の展開に制約が生じる恐れがあり、長期的・安定的な取組を推進する上で支障となっている。 【制度改正の必要性】 地域少子化対策強化事業(交付金)は、継続事業が更なる先駆的な取組と認められない場合、原則、当該事業(交付金)の対象とならないため、少子化施策の基盤となる情報提供・啓発事業などが実施しにくく安定的な事業運営を図りにくいものとなっている。 このため、少子化対策に関する情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事業については、一定程度、継続的に実施できるよう制度を見直す必要がある。	
27年	44	その他	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金(観光・防災Wi-Fiステーションの整備促進を図るため、交付対象となる施設・設備要件の緩和や交付額の下限の引下げを行うとともに、鉄道施設等公共性の高い場所への整備についても交付対象に加えるよう見直しを行うこと。	観光・防災Wi-Fiステーションの整備促進を図るため、交付対象となる施設・設備要件の緩和や交付額の下限の引下げを行うとともに、鉄道施設等公共性の高い場所への整備についても交付対象に加えるよう見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 本事業の実施にあたっては、交付要綱第5条において下限額(1件あたり100万円)の設定があり、また、申請マニュアルにおいて、「屋外設備を条件とする」、「一定程度以上は屋外に観光・防災Wi-Fiステーションを建柱することを基本」とするなど、最低でも1基鉄塔を建設する必要がある。鉄塔建設にあたっては、用地の選定・取得するなど、自治体としてはハードルが高いことから、鉄塔の建設を必須としない形に補助要綱等の見直しを行っていただきたい。また、設置する場所についても、防災拠点と観光拠点に限定されているが、鉄道施設等公共性の高い場所においても観光・防災情報を提供することが有益であることから、対象外とされている鉄道施設等についても対象箇所としていただきたい。 【支障事例】 県内市町村等との会議において、鉄塔を建設することについてハードルが高いため、本事業を活用できないとの声があった。また、観光施設等を整備するにあたっては、動線上の鉄道施設等も合わせて整備が必要があるため、補助対象としてほしいとの声があった。	
27年	155	教育・文化	都道府県	長崎県	総務省 文部科学省	B 地方に対する規制緩和	平成27年4月21日付文部科学省初等中等教育局幼児教育課文部科学省高等私学局私学高等私学助成課事務連絡(平成27年度における耐震化事業について)	私立学校耐震化文部科学省高等私学局私学高等私学助成課事務連絡(平成27年度における耐震化事業について)	平成27年度から、私立学校施設の耐震工事に対して地方公共団体が独自に助成する場合は、緊急防災・減災に係る緊急防災・減災事業債の対象にできるようになったが、私立小中高等学校の場合、起債の対象となる施設が指定避難所に限られており、対象となる施設が少数であるため、指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	【本県の私立学校施設の耐震状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に際し、文部科学省が実施する補助事業に上乗せする形で独自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担が伴うため、耐震化に踏み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小中高等学校施設の耐震化率は67.9%、全国39位となっている。 【地方財政措置の状況】 平成27年度から、指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事に対し、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)が適用可能となった。 【具体的な支障事例】 耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災・減災事業債の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討しているところである。 しかし、本県内私立小中高等学校の未耐震化施設には、近隣の施設が指定されていることなどから避難所指定が見込めない施設があり、せっかく認められた緊急防災・減災事業債が適用できない状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり、指定避難所とされていない施設については、緊急防災・減災事業債の対象とはならない状況にある。指定避難所とされた施設以外であっても緊急防災・減災事業債の対象となれば、全ての学校施設に対して県の補助率の見直しを行うことができるため、設置者負担が緩和され、耐震化の更なる促進が見込まれる。 児童生徒の安全のため、学校施設の耐震化は喫緊の課題であるので、緊急防災・減災事業債の私立学校施設の耐震化事業に係る指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	241	教育・文化	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、高知県、香川県、愛媛県、高知県、京都市、関西広域連合	総務省 文部科学省	B 地方に対する規制緩和	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 学校施設環境改善交付金交付要綱第2第2項及び別表1	学校施設の長寿命化対策に係る支援制度の充実	老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に「原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改善事業を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。 【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。 【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	
27年	69	土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省 財務省	B 地方に対する規制緩和	財政法第15条、第26条 社会資本整備総合交付金交付要綱	社会資本整備総合交付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整備総合交付金について年度を跨いだ事業執行が可能となるよう、ゼロ国債の設定や交付決定前の事業着手承認等の交付金制度の運用改善を提案する。	【提案理由・権限移譲の必要性】 平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度末(端境期)の工事重確保に苦慮している。 昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・発注時期の平準化に努めることとされた。国庫庫事業におけるゼロ国債の対象事業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。 【具体的な支障事例】 交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めているが、一般競争入札では実際に契約できるのは早くとも5月下旬頃となり年度当初に公共工事の端境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ国債の額を従来までの約1.5倍に増額し先発の工事重確保に努めているが、単独事業での対応には限界がある。 【期待される効果】 地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される。	
27年	85	土木・建築	都道府県	秋田県	国土交通省 財務省	B 地方に対する規制緩和	財政法第15条、第26条 社会資本整備総合交付金交付要綱	社会資本整備総合交付金制度の創設	国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的な事業にあっては、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 このため、積雪寒冷地では、発注が遅れ年度当初の施工工期を逃すなどの弊害があることから、社会資本整備総合交付金制度において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようゼロ国債制度の創設を求めるものである。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的な事業にあっては、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工工期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後の工事着工を促進することが効果的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本整備総合交付金制度において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付要綱等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	
27年	38	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	高等学校等就学支援金制度に係る支給期間要件の緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支障事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。 【制度改正の必要性】 長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大で36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修業年限の制限について緩和を検討する必要がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	39	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項6	学校施設環境改善交付金事業(公立小中学校等)の改修についても対象事業となるよう要件を緩和する要件緩和	公立小中学校等について、老朽化が著しい部分のみの改修についても対象事業となるよう要件を緩和すること。	【制度改正の必要性】 学校施設(公立小中学校等)の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改修については、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改修するものであること」等の対象事業の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。 老朽化等の適宜な目的とした部分的な改修によって、長寿命化が図られる施設もあることから、こうした改修も対象事業とするよう要件の緩和が必要である。 【支障事例等】 県内自治体において、本交付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。	
27年	241	教育・文化	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、京都市、関西広域連合	総務省 文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 学校施設環境改善交付金交付要綱第2第2項及び別表1	学校施設の長寿命化対策に係る支援制度の充実	老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。 【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。 【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	
27年	155	教育・文化	都道府県	長崎県	総務省、 文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	平成27年4月21日付 文部科学省初等中等教育局 幼児教育課 私立学校耐震化文部科学省高等教育局私学部私学助成課 事務連絡「平成27年度における耐震化事業について」	私立学校耐震化に係る緊急防災・減災事業債の対象の拡大	平成27年度から、私立学校施設の耐震工事に對して地方公共団体が独自に助成する場合は、緊急防災・減災事業債の対象にできるようになったが、私立小中高等学校の場合、起債の対象となる施設が指定避難所に限られており、対象となる施設が少数であるため、指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	【本県の私立学校施設の耐震化状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に際し、文部科学省が実施する補助事業に乗せる形で独自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担に伴うため、耐震化に踏み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小中高等学校施設の耐震化率は67.9%、全国39位となっている。 【地方財政措置の状況】 平成27年度から、指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事に対し、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)が適用可能となった。 【具体的な支障事例】 耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災・減災事業債の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討しているところである。 しかし、本県内私立小中高等学校の未耐震化施設には、近隣の施設が指定されていることなどから避難所指定が見込めない施設があり、せっかく認められた緊急防災・減災事業債が適用できない状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり、指定避難所とされていない施設については、緊急防災・減災事業債の対象とはならない状況にある。指定避難所とされた施設以外であっても緊急防災・減災事業債の対象となれば、全ての学校施設に対して県の補助率の見直しを行うことができるため、設置者負担が緩和され、耐震化の更なる促進が見込まれる。 児童生徒の安全のため、学校施設の耐震化は喫緊の課題であるので、緊急防災・減災事業債の私立学校施設の耐震化事業に係る指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	
27年	42	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱第20条 スクールカウンセラー等活用事業実施要領5	教育支援体制整備事業	高等学校へのスクールカウンセラー等の配置について、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とするという枠を撤廃すること。	【制度改正の必要性】本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士を要する全ての学校に派遣している。近年、自殺等重篤な事象の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、スクールカウンセラーによる支援は必要不可欠なものになっている。 しかしながら、同事業の実施要領において、高等学校については、「高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目安とする」という枠があるが、本県における近年の情勢では、適正な基準はいえなくなっており、枠を撤廃して、小中高全体を通じた配置の中でニーズに応じた配置ができるようにしていただきたい。 (※)同事業自体は、小中学校等も対象としており、高等学校への配置が、高等学校も含む全ての配置校の10%以内に限られるという趣旨 【支障事例】本県では、平成27年度は同事業の対象として小中高全体を通じて30名のスクールカウンセラーを増員し、相談体制の充実を図ったところである。特に県立高等学校においては、いじめ等の顕在化を背景にカウンセラーの配置を希望する学校が増加しているが、上記の10%枠の上限があることから、県立高等学校に対する増員は30名のうち23名(残り7名は小中学校等への配置)に限られ、従来からの配置校を含めても配置は53名にとどまった。(小中高全体を通じた配置校が555校であり、高等学校への配置はその10%である55人までに限られるため) カウンセラー配置校では、カウンセラーが常駐し、気軽に生徒からの相談を受けられる体制を目指しているが、近年高等学校においても小中学校と同様に、自殺等重篤な事象の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、配置校以外からの派遣依頼も多くのカウンセラーが近隣の高等学校への巡回相談も実施しなければならない状況になっている。このため、配置校及び巡回校ともに継続的にケアが必要な生徒に対する十分な相談体制がとれていない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	92	教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省(文化庁)	B 地方に対する規制緩和	文化財保護法 指定文化財管理 費国庫補助 要項	文化財関係国庫 補助金に係る補助 対象の追加	①指定文化財管理費国庫補助要項で補助対象外とされている地方公共団体が所有する物件についても補助対象とすること。要項(6)について文部科学省所管文化庁所属の国有財産以外も補助対象とすること。 ②要項で補助対象外となる庭園以外の史跡や天然記念物(島、岩石地、池、沢、森林を除く。)]についても補助対象とすること。	【支障事例】 ①指定文化財に関する維持管理費については、年間数千単位にのぼる例や、自治体によっては部局予算の3~4割程度を占める例もある。文化財の維持管理費は、予算削減の対象になり易く、年々予算の確保が困難になってきている。また、毎年予算の範囲内でできる限りの維持管理を進めているが、除草作業等が十分に行えず、県民から苦情を受ける場合もある。さらには、維持管理の不十分さが、文化財の修理時期を早める要因の1つになる場合がある。 中には、維持管理費に多額の費用がかかることから、文化財の価値は高いものの指定に対し消極的になる事例や指定を受けたものの公有化を躊躇する事例も見受けられる。 ②補助要項上、補助の対象となるのは重要文化財や名勝等の庭園、文部省所管文化庁所属の国有財産等に限られており、現状では、庭園以外の史跡や天然記念物(島、岩石地、池、沢、森林を除く。)は補助対象となっていない。 史跡や天然記念物の維持管理の重要度も重要文化財等と同様であり、費用もかかることから、実際に維持管理を担う地元市町村からも維持管理費の支援については要望が多い。 【地域の実情を踏まえた必要性】 ①②ともに補助対象が追加されれば、その分の予算を文化財の活用等に回すことができ、さらなる地域の活性化につながる。ひいては、文化財を活かしたまちづくりをおして住民の生きがい創出につながるかと期待される。	
27年	114	医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島県、香川県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	昭和62年7月30日厚生省保健医療第179号「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る補助対象の設備費への拡大について」	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る補助対象の設備費への拡大	第一種感染症指定医療機関の設備費について、現行の「初度設備費、133千円×厚生労働大臣の認めた病床数」から「設備費、厚生労働大臣が必要と認めた額」に改正	【具体的な支障事例】 一種感染症等のまん延防止を図るため、法に基づいて都道府県知事が第一種感染症指定医療機関を指定することとされ、厚生労働大臣により都道府県ごとに1か所2床を整備する旨の通知が出されている。今般の西アフリカを中心としたエボラ出血熱の流行に備え、厚生労働省の強い指導を得て第一種感染症指定医療機関を整備することとなったが、医療に必要な備品(人工透析器、安全キャビネット、血液ガス分析装置、生化学分析装置等)が補助対象となっていないため、県単独での費用負担が強いられている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 一種感染症等の患者が発生した場合には、感染症を封じ込める機能を持つ陰圧病室で隔離するだけでは不十分であり、施設内に診断、治療に必要な最低限の医療機器を整備しなければ、適切な医療の提供は不可能である。過去に国内発生のない一種感染症に備えるための設備整備費用について、医療機関に負担を求めるとは現実的ではなく、施設整備を行った国及び都道府県の責務として、設備整備を可能とする要綱改正が必要である。	
27年	224	環境・衛生	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱(H27年度から創設する、新たな「生活基盤施設耐震化等交付金」において、耐震診断は対象外と伺っている)	生活基盤施設耐震化等交付金の拡充交付対象の拡充	上水道耐震化対策事業において、基幹管路等の耐震化診断については国庫補助対象外であるが、避難施設等に接続する施設については、耐震化診断の国庫補助の対象とするよう求める。	耐震診断は、耐震工法や優先順位を決定し、水道事業者の耐震化計画を策定するために不可欠であるが、対象施設の規模や数、既往データの整備状況により異なるものの、数百万~数千万円規模の費用を必要とする。 現在、下水道の耐震化対策事業については、耐震診断及びそれに基づく改修整備が国庫補助対象であることに対し、上水道の耐震化対策事業については、耐震診断は国庫補助対象外である(改修整備は国庫補助対象)。 しかしながら、地震災害時において、避難施設等の上下水処理施設の耐震化が図られていなければ、避難施設としての機能を果たせないことから、このような事態を回避し、避難施設等に接続する上水道の耐震化事業を円滑に実施できるよう交付対象の拡充を求める。 【現状】 府内において、今後耐震化が必要な浄水施設、配水池はそれぞれ280、320程度(全体の6~7割程度)と考えられるが、耐震化計画策定率は55%程度であり、耐震化診断の実施率も同程度と考えられる。	
27年	177	医療・福祉	一般市	釧路市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年1月20日付け厚生労働省老健局長官庁事務連絡「平成26年度補正予算(案)における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)の協議について」	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業支援特別交付金)にかかる交付要件の緩和について	当該交付金の利用回数については、一事業所につき一回までに制限されている。 この点につき、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、一事業所につき一回を限度という条件を緩和し、複数回の利用を認める取扱いを希望する。	【制度の概要】 当該交付金は、認知症高齢者グループホーム等の耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する際に利用可能なものであり、利用回数については、一事業所につき一回までに制限されている。 (※平成26年度まで都道府県が介護基盤緊急整備等臨時特別基金を財源として交付していた同様の補助金の利用も、制限対象に含まれている。) 【支障事例】 例えば、非常時の電源確保を目的に太陽光発電設備を設置した認知症高齢者グループホームが、後日、入居者の重度化等に対応するために、2階から1階までの「避難用スロープ」の設置を希望した場合等においては、申請が認められない状況となっている。 【制度改正の必要性】 防災対策等改修は、介護を要する方が常時利用(入居)する中、単年(一度)での整備は困難な面があり、複数回にわたり計画的に実施することが望ましく、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、条件を緩和し、利用(入居)者の「要介護度」や、地域の「災害リスク」を個別に勘案の上、複数回の利用を認める取扱いを希望する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	149	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業競争力強化 基盤整備事業 農地 整備事業 農地 帯担い手育成型 別紙1-1 第4 の2	農業競争力強化 基盤整備事業 農地 整備事業 農地 帯担い手育成型 別紙1-1 第4 の2	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤 整備事業」の中でも、農地の基盤整備を行う「農地整備 事業」のメニューである「畑地帯担い手育成型」について 、実施条件である「受益面積20ha以上」を「10ha以上 」へ緩和すること。	【具体的支障事例】 長崎県では、「県民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている 畑地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしているが、本県の 農地は大半が中山間地域で狭小農地も多く、「畑地帯担い手育成型」の要件である、受益面積 20ha以上を確保できない場合がある。 【制度改正の必要性】 畑地帯担い手育成型では現在、離島や樹園地の畑地に限って面積要件が10haに緩和されており、 内地の畑作地帯については、面積要件が20ha以上となっているところ。本県については、中山 間地域の占める割合が多く、経営規模の小さい農家が多数であるため受益面積要件を満たさない 地域もあることから、効果的な農業の振興を図ることができない。なお、平成25年2月26日付け 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱等改正で中山間地域型が追加され、水田が50%をしめ る地域においては受益地が10ha以上で農地整備事業が実施可能となった。 離島や樹園地に限らず、内地の中山間地の普通畑においても、整備が遅れている畑地帯の区画 整理等を推進するため、同様の緩和が必要である。 畑地の基盤整備については、農山漁村地域整備交付金(中山間地域総合整備事業等)では条件 次第で10ha以上から可能ではあるが、農地整備事業では実施可能な中心経営体農地集積促進 事業(促進費)の制度が設定されておらず、地元農家にとって極めて不利である。	
27年	242	農地・農業	市区長会	全国市長会	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	中山間地域等 直接支払交付 金実施要領 第6の2	中山間地域等直 接支払制度にお ける 営農条件の緩和	「中山間地域等直接支払交付金実施要領」の第6の2 の「対象行為」において、「5年間以上継続して行われ る農業生産活動等」と規定されている要件を高齢者に 限って撤廃すること。	【現状の課題】 「中山間地域等直接支払制度」は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農 業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度に導入された制度である。 現在、制度を活用している農業者等の高齢化が進んでいるところである。 当該制度では、交付金の返還の免責事由をはじめとする高齢者対策が充実しているものの、「5 年以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、営農を継続するこ とや、耕作に新規参入する上で心理的な障壁となっている。 また、途中で離脱できる制度が整っている以上、当該制度を活用する高齢者に対しては、5年の 営農条件を設定しておく必要性が低い。 【支障事例】 たとえば、高齢者対策のひとつとして、第3期対策から「集团的サポート型」(C要件)が導入されて いるが、協定農用地の内の一人が高齢を理由に協定から離脱しようとする、他の協定締結者等 が、離脱した者の農用地を耕作するとなっている。 また、営農を続けさせるような高齢者対策があったとしても、耕作者の高齢化が進んでいる状況に あっては、5年間の継続的な営農に自信がない者は、他の耕作者に迷惑をかけまいと、集落単位 で営農の継続を断念する事例が出てきている。 【効果】 営農の継続を最初から断念する者が少なくなる。 ひいては、耕作者を確保することにもつながり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけることができ る。	
27年	220	農地・農業	都道府県	京都府、大阪 府、兵庫県、徳 島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地集積・集約 化対策事業実 施要綱別記2	農地中間管理事 業における出し 手 農家への支援制 度の改善	農地中間管理機構への農地の貸し出しについて、5年 以上の貸し出しでも交付対象とすることを求める。	農地の出し手に対する支援(経営転換協力金及び耕作者集積協力金)については、10年以上の 利用権設定を交付対象としているが、高齢農家等は自分自身の健康や相続についての不安等か ら、10年間の農地の貸し出しをためらうことが多い。 このため、農地中間管理機構への農地の貸し出しを促進するためにも、5年以上の貸し出しでも 支援措置の対象とすることを求める。	
27年	111	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	新規就農・経営 継承総合支援 事業実施要綱 (別記1)第5 2 (1イア)	青年就農給付金 の給付要件の簡 素化	青年就農給付金(経営開始型)の給付要件の1つであ る「農地の所有権又は利用権を給付対象者が有してい ること。ただし、親族から賃借した農地が主である場合 は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に 移転することを確約すること。」について、親族から賃借 した農地が主である場合の給付期間中に所有権移転 することを確約することとしている要件を削除すること。	【支障事例】 農家の子供が親族から農地を借りて独立就農しようと考え、本給付金制度を利用しようとした場 合、給付期間中に当該農地の所有権を移転することについて確約しなければならないこととなる。 しかしながら、所有権移転に際しては贈与税等の負担が生じることから、給付金額よりも所有権移 転に係る費用が多くなる場合が想定され、所有権移転の確約を躊躇し、申請に至らないケース がある。 【制度改正の必要性】 農業従事者の後継者不足が社会問題化している中、新規就農者を支援する目的で創設された制 度であるにもかかわらず、実家が農家で親族名義の農地を利用して就農を開始しようとする者 にとっては利用しにくい制度となっている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	237	農地・農業	都道府県	徳島県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地集積・集約化対策事業実施要綱(別紙2)第5の2(1)	「経営転換協力金」を活用した農地の貸付期間の要件緩和	農地所有者に対する支援措置「経営転換協力金」を活用した場合でも、農地所有者の意向や地域の実情に応じた貸付期間(3年又は5年)の設定を可能とすること。	「農地中間管理機構」は、農業経営の規模拡大や農地の集約化などを目的に、平成26年度から農地所有者と担い手のマッチングによる農地集積に取り組んでいる。しかしながら、「農地中間管理機構」による農地の貸付・借受の公募状況は、「貸付希望面積」に対し、「借受希望面積」が多いアンバランスな状況となっている。また、農地の所有者からは「10年の貸付けが長い」という声が多く聞かれ、地域の担い手からも、「先行き不透明で、できれば3～5年くらいが適当」との意見がある。そこで、こうした実情を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用による農地集積が可能となる制度とすることを求める。3～5年の設定で「経営転換協力金」活用が可能となれば、長期貸付けを不安に思う農地所有者からの貸付希望が増加し、担い手とのマッチングにより農地集積が促進されるものと考えられる。	
27年	144	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の配分基準について第1の2の(1)イ	強い農業づくり交付金の配分基準の見直し	強い農業づくり交付金は、配分基準に基づき成果目標を設定し、そのポイント上位から交付金の割当が行われているが、新規就農者や新規参入法人が取り組む場合、現行の制度では現況ポイントの確保ができないため、新規就農者等の取組については、新たな種類の追加や優先枠の設定、加算措置等、一定のポイントが確保できるような配分基準の見直しをお願いしたい。	【具体的支障事例】強い農業づくり交付金においては、「強い農業づくり交付金の配分基準」に基づく取組ポイントに応じて都道府県への交付金の配分が行われているが、都道府県加算ポイントを含めると32ポイントが最高ポイントであるにも関わらず、H26当初については27ポイント、H27当初では31ポイント(31ポイントについてもシェア配分)と非常に高い取組ポイント事業のみの配分。配分基準は現況ポイント(5ポイント)と目標ポイント(10ポイント)からなっているが、新規参入の場合は、現況ポイントが取れないため、最高20ポイントに留まり、現行の制度では配分が困難な状況。 【長崎県における新規就農者等にかかる要望状況】 H26当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:1団体(新規就農者3戸) H27当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:2団体(新規就農者9戸) ※同年とも配分なし 【制度改正の内容】新規就農者等の取組についても、一定のポイントが確保できるよう以下のような配分基準の見直しをお願いしたい。 【例】 新たな種類の追加:生産及び販売実績によらない「事前の農業研修の実施有無」や「新規就農者数」等を基にした現況ポイントを新たに設ける。 重要施策(新規就農者の育成)に対する現況ポイント付与:穀類乾燥調整施設設の再編にかかる重点再編地区のように、都道府県の施策(新規就農者の育成)に沿った重要な取組については、現況値5ポイントとする。 新規就農者等の取組に対する加算措置の設定:人・農地プランと同様に取組ポイントとは別に加算措置を新たに設ける。	
27年	150	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産競争力強化対策整備事業実施要綱(別表)2家畜の導入(生産局長が別に定める新規就農者等に限定)	畜産競争力強化対策整備事業における繁殖雌牛の導入支援について、新規就農者以外の農家についても支援の対象とすることで、より効果的に繁殖雌牛の増頭を図ることができる制度としていただきたい。	畜産競争力強化対策整備事業における繁殖雌牛の導入支援について、新規就農者以外の農家についても支援の対象とすることで、より効果的に繁殖雌牛の増頭を図ることができる制度としていただきたい。	【制度改正の必要性】 畜産競争力強化対策整備事業では、牛舎を整備する際に導入する繁殖雌牛の導入経費については、新規参入者以外、補助対象となっていない。全国的に、高齢化等により繁殖農家の戸数及び飼養頭数は減少傾向にあり、また、素畜価格の高騰等により繁殖用雌牛の導入が困難となっている中で、効果的に肉用牛の頭数の増頭を実現するためには、既存の農家についても、繁殖雌牛導入経費の補助対象とする必要がある。 【具体的な支障事例】 本県の支障事例として、生産者からは、新規就農者以外であっても、施設整備に伴い新たに繁殖雌牛の導入が必要であるにもかかわらず、同事業が新規就農者に限って対象になっていることは不平等であるとの声がある。また、市町からは、生産基盤が脆弱化している中、繁殖雌牛の増頭は急務であるものの、同要件のため、本事業の活用が行いにくいとの声がある。	
27年	152	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	国産粗飼料増産対策事業実施要綱第3の3の(1)	国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業の対象要件の緩和	国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業において、農家が1戸でも支援が可能となるよう緩和し、放牧の拡大に向けた取組を推進していただきたい。	【制度改正の必要性】 国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業では、農業者の組織する団体等であることが事業主体の要件となっているが、全国的にも、畜産農家が分散している地域では、組織化が困難であり、本事業を活用できず、放牧に取り組むことができない。肉用牛生産の一方で、長崎県の増産事業においては、小規模の経営的な放牧に対して支援を行っているが、本格的に放牧を開始するにあたって、1戸では地域づくり放牧推進事業を活用できないため、放牧の拡大につながっていない実態がある。 【具体的な支障事例】 本県は地理的に離島半島や中山間地域に囲まれ、事業を実施する上で必ずしも農業者3戸以上の生産集団を組めないケースが見られている。生産者からは、たとえ3戸以上の生産集団を作っても牛舎から離れていることなどから実用的でないとの声がある。また、左記の地理的条件により、市町担当者からは、要件を緩和しないと放牧事業が進まないなどの声がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	20	農地・農業	その他	関西広域連合、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	例) ・農村漁村6次産業化対策事業補助金(医福食農連携推進環境整備事業) ・農林水産口ポット技術活用推進事業費補助金(先端口ポットなどの革新的技術の開発・普及) ・農村集落活性化支援事業補助金 ・都市農村共生・対流総合対策交付金 等	農林水産省振興に係る決定権限の移譲(一括交付金化)	関西圏の広域的な農林水産振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、各地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な農林水産振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした農林水産振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画のもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。 (制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした農林水産振興を強力に推し進めていくためには、国は食料安全保障(検査、農家の所得保障、農地確保等)の観点から全国的な統一性を必要とする政策課題について、基本的な制度設計を行うなどの役割にとどめ、具体的な農林水産振興は、大きく地方の裁量に委ね、より地域毎の個性を活かした効果的な農業政策を推進できるようにすべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な農林水産振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画のもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な農林水産振興の推進が可能となる。 また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となってしまう。	
27年	304	農地・農業	都道府県	大阪府、和歌山県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農山漁村地域整備整備交付金実施要綱、要領別紙4-1第4の8(4)及び都市農業振興基本法第4条等	農山漁村地域整備交付金の採択要件の緩和	都市農業の振興、都市近郊農地の保全のための農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業 地域農業水利施設保全型)の事業採択要件の緩和 <受益面積要件の緩和> 【現行】10ha以上(農振農用地) 【提案】5ha以上かつ農振法や都市農業振興基本法等に鑑み、条例等で特に保全することを定めている農地	【制度改正の背景】 大阪府では、大阪府都市農業・農空間条例(H204施行)に基づき、都市農業の推進、農空間の公益的機能確保のため、保全すべき農地として農空間保全地域を指定(農振農用地、調整区域内集団農地、生産緑地)。 農林水産省補助事業「農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業)」の採択要件は、①農業振興地域農用地②受益面積が10ha以上という①②双方を満たすことであり、市街化調整区域や市街化区域内の生産緑地を受益地とする農地は同交付金の対象とならない。したがって、市街化調整区域や市街化区域内の農地についても同交付金の対象となるよう、採択要件の緩和を求めるものである。 【支障事例】 大阪府では、昭和40年以降、河川改修により改築された農業用井堰(ゴム堰)の老朽化が著しく、大規模更新が進められている。※河川改修に伴い更新されたゴム堰数、約100箇所 しかし、各地域の更新の進捗は前記とおお、多くの地域が同交付金の要件を満たさないことから、ゴム堰の更新についても同交付金の対象外となり、都市農業を支える基幹施設の更新ができない状況。ゴム堰は全国的にも施工例があり、このままでは、都市農業はもとより、都市近郊において多面的機能を発揮する農地の保全が懸念。なお、ゴム堰本体の損傷箇所へ水が流入し、袋体の排気ができず堰が倒伏できなかった事例もあり、施設の安全性はもとより、治水上のリスクが懸念され、地域の安全性にも影響を及ぼす可能性もある。 【制度改正の必要性】 都市農業の振興、多面的機能を有する都市近郊農地を保全していくためには、提案の制度緩和が必要と考えている。	
27年	278	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する 規制緩和	林野庁長官通達16林治第2317号	治山事業に関する採択基準の緩和	治山事業に関する国庫補助制度の採択要件について、河川の上流域において崩落があった場合、下流で橋梁部に流木等が閉塞し河川氾濫を起こることがあるため ①、2級河川以外の流域で事業を実施する場合でも、保全対象人家の要件を見直すこと ② 復旧整備に係る事業費要件を事業費7千万円以上→3千万円以上に緩和すること	【提案の経緯・事情変更】 兵庫県では、安全安心な県土づくりをめざし県の第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26～30年度)を策定し、治山事業を推進している。 【支障事例等】 本県の丹波を襲った平成26年8月豪雨災害では、流木被害の恐れの高い溪流において、事業費が国採択基準を満たさない小規模崩壊でも、各谷口から2km以上離れた下流で橋梁部に流木が閉塞し、洪水被害を及ぼした。国採択基準を満たさない箇所については県単独事業で対応(第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画)では19カ所している。近年、短時間で局所的な豪雨などによる風水害が相次いでいることから、災害発生時の山手山麓の山地災害危険地区において治山事業の着実な推進が求められている。 【効果・必要性】 国の採択基準の緩和により、小規模な危険箇所に対応でき、被害の未然防止や拡大を防ぐことができる。	
27年	19	産業振興	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	B 地方に対する 規制緩和	例) ・伝統的工芸品産業支援補助金 ・新地域新成長産業創出促進事業費補助金 ・中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る補助金 ・創業・第二創業促進補助金 ・ふるさと名物応援事業補助金 等	産業振興に係る決定権限の移譲(一括交付金化)	関西圏の広域的な産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画のもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。 (制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推し進めていくためには、産業振興における国の役割を国家的成長戦略の策定や高度な基礎研究の推進などにとどめ、広域自治体が圏域全体の統一的な成長戦略を自律的に策定し、それに基づき総合かつ一体的な施策を展開すべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な産業振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画のもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な産業振興の推進が可能となる。 また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となってしまう。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	69	土木・建築	都道府県	高知県	国土交通省 財務省	B 地方に対する 規制緩和	財政法第15条、 第26条 社会資本整備 総合交付金交 付要綱	社会資本整備総 合交付金制度の 通用改善	公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整備総合交付金について年度を跨いだ事業執行が可能となるよう、ゼロ国債の設定や交付決定前の事業着手承認等の交付金制度の運用改善を提案する。	【提案理由・権限移譲の必要性】 平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。))は、個別補助金と比べ自由度が高く、前倒し工事を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度境(締切期)の工事量確保に苦慮している。昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組みこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。 【具体的な支障事例】 交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付付を行い早期事業着手に努めているが、一般競争入札では実際に契約できるのは早くも5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の締切期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ国債の額を従来までの約1.5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、単独事業での対応には限界がある。 【期待される効果】 地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される。 (追加の支障事例)積雪による制約のほか、日本海側特有の冬季風浪の影響により、冬季における海岸・港湾工事の施工に制約を受け、十分な工期の確保が困難な状況となっている。また、社会資本整備事業におけるゼロ国債制度の創設は、公共工事の発注時期の平準化の推進のためにも必要と考える。	
27年	85	土木・建築	都道府県	秋田県	国土交通省 財務省	B 地方に対する 規制緩和	財政法第15条、 第26条 社会資本整備 総合交付金交 付要綱	社会資本整備総 合交付金における ゼロ国債制度の創設	国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的な事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 このため、積雪寒冷地では、発注が遅れ年度当初の施工遅延を逃すなどの弊害があることから、社会資本整備総合交付金において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求めるのである。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的な事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工遅延を逃すなどの弊害がある。雪解け直後の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の要記載等は要しないなど、交付要綱等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	
27年	103	消防・防災・安全	施行種特別市	長岡市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	積雪寒冷特別 地域における道 路交通の確保 に関する特別措 置法 第三条 積雪寒冷特別 地域における道 路交通の確保 に関する特別措 置法施行令 第 一条 雪寒道路指定 基準	雪寒道路の指定 基準の緩和	道路ネットワーク上重要な路線は、交通量に関係なく雪寒道路と指定できるよう、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令第一条、若しくは国土交通大臣が定める雪寒道路指定基準を改正していただきたい。	【概要】 雪寒道路は、国が積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令に基づき一律の基準で定めているが、地域の実情に応じて、住民の生活を守る上で最低限必要な道路は雪寒道路の指定ができるようにしてほしい。 具体的には、道路ネットワーク上必要な路線は、交通量に関係なく雪寒道路の指定ができるようにするため、雪寒道路指定基準に「道路ネットワーク上重要な路線」を加えていただきたい。 【必要性・支障事例】 積雪寒冷特別地域において、除雪は、生命と暮らしを守るために不可欠なものであり、除雪が行きとどかなければ、冬期間に人家の孤立が発生し、病院や買い物などの日常生活に著しい支障を来す。 特に、過疎地域においては、国が雪寒道路指定基準で示す交通量(日交通量おおむね150台以上)に達しない路線であっても、道路ネットワークを確保するために除雪が必要な路線が多く、住民の命を守るためにそれらの路線も確実に除雪を行う必要がある。 既に、除雪は、最低限必要な路線しか行っていないが、雪寒道路以外の路線は財源の支援がないため、除雪回数を落とすなどサービス水準を落とさざるを得ない状況である。 このことが、積雪寒冷特別地域の暮らしにくさにつながり、人口減少に拍車をかけている。 【効果】 除雪費の財源が担保されれば、地域住民が安心して暮らせる除雪体制が維持できる。 それにより、人口流出を食い止め、Uターン、Iターンを呼び起こすなど、積雪寒冷特別地域の地方創生が実現できる。	
27年	162	消防・防災・安全	中核市	岐阜市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱(イ-16) (12)住宅・建 築物安全ストック 形成事業-①住 宅・建築物耐震 改修事業)	社会資本整備総 合交付金(住宅・ 建築物安全ストック 形成事業)の基 幹事業に追加	耐震シェルター等を設置する事業など命を守る一助となる耐震改修以外の事業も社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。	【支障事例】 耐震改修促進法に基づき、当市では耐震改修促進計画を策定、補助制度を整備し、住宅の耐震化を進めている。住宅の地震対策には、耐震補強工事が最も効果的だが、高齢者は経済的な理由で耐震補強工事を断念せざるを得ない場合が多い。 一方、耐震シェルターや防災ベッド(以下「耐震シェルター等」)は、比較的安価・短時間で、住みながら設置できるため、地震時に迅速な自力避難が困難な高齢者・障がい者等にとっては、非常に効果的で意義がある。 以上より、当市では、高齢者等が生命の安全を確保するために設置する耐震シェルター等に対する補助事業を実施している。 事業の対象となる高齢者世帯数は推計で約14,000世帯だが、今後さらに増える予想される。民間企業による耐震シェルター等の開発・普及も進んでいるが、高価なものも多く、市補助金の限度額内で設置できるものは限られている。 【事業追加の必要性】 「住宅における地震被害軽減に関する指針(平成16年8月内閣府)」にて、地震被害軽減の取組みとして、耐震シェルター等の設置が住宅の耐震化が行われていない場合の効果的な対策と明記されており、住宅の耐震化だけでなく、耐震シェルター等の設置に対する支援も推進する必要がある。 現状、市費のみでの補助には限度があるが、国の住宅・建築物安全ストック形成事業による基幹事業が行われれば、市民の負担が減り、選択肢が増え、より普及すると考える。 以上より、命を守る一助となる耐震シェルター等を設置する事業も社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	310	土木・建築	町	熊取町	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱	社会資本整備総合交付金に係る効果促進事業の事業費要件の緩和	社会資本整備総合交付金における効果促進事業の事業費要件について、「効果促進事業に係る事業費の合計額は、社会資本整備総合交付金に、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。」と規定されている。 本町をはじめ、財政規模の小さい町村においては、交付対象事業の全体事業費が相対的に小さくならざるを得ないため、効果促進事業として実施できる事業が限定される。 よって、町村における効果促進事業に係る事業費要件の緩和を提案するものである。	【支障事例】 社会資本整備総合交付金交付要綱第6号2号口に規定されている効果促進事業の事業費要件(全体事業費の20%を目途とする。)により、当該交付金の特長である「基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、地方の創意工夫を活かして実施することが困難である。 なお、本町においては、17.24km ² の行政区域面積に96箇所の都市公園を有しており、現在の効果促進事業の事業費要件が緩和されれば、効果促進事業を活用し、計画的に進めている公園施設長寿命化の取組を、より充実させることが可能となる。 【現状】 「社会資本整備総合交付金上のメニューについては、「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」である。 「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、「都市公園事業(永楽ゆめの森公園)」、「熊取町公園施設長寿命化計画策定」、「熊取町都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」及び「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」である。また、効果促進事業の具体的な内容については、「奥山両山地区公園整備事業」、「街区公園整備事業」、「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」及び「永楽ゆめの森公園整備事業」である。	
27年	8	環境・衛生	施行時特別市	福井市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	下水道法施行 令第24条の2第 1項第1号及び 並びに第2項 下水道法施行 令第24条の2第 1項第1号及び 並びに第2項の 規定に基づき定 められた(昭和 46.10.9告示 1705号、一部改 正平成25.5.16 告示492号)	下水道長寿命化 支援制度の交付 対象の拡充	下水道管渠の長寿命化計画策定にあたり、計画的な改築に対する基幹事業の範囲は、国土交通大臣が定める主要な管渠とされているが、従来の管渠の口径や下水排除面積で定められておらず、緊急輸送道路や都市機能が集約している区域(中心市街地)等、地域の特性に応じて主要な管渠の範囲が定められるよう要件の緩和をお願いしたい。	【地域の実情】 当市では、市街地中心部において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、いくつかの区域に分け、下水道長寿命化計画を策定している。現在までの管渠調査の結果、約16kmが改築対象となっているが、基幹事業の対象となる主要な管渠の延長は約3km、残り13kmは基幹事業の対象外である。 現在、定められている主要な管渠の範囲では基幹事業の対象外の割合が多く、厳しい財政状況の中、老朽化対策を進めることが困難となっている。 平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大変有効な事業であるが、平成28年度に終了するため、それ以降の管渠更新が難しいと考えている。 【懸念の解消策】 当市では、都市機能を集約させるためのコンパクトシティに取り組んでいるが、店舗や事務所、公共施設や集合住宅が立地する中心市街地に多くの老朽管があり、その多くは主要な管渠ではない。また、震災等で重要な役割を担う緊急輸送道路にも主要な管渠以外の管渠が多くある。 主要な管渠を管渠の口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、現在の告示に定められた基準は当市の管渠のほとんどは250mmの口径であり、長寿命化計画の対象外となってしまう。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管渠の範囲を拡大することができ、老朽化対策が推進される。	
27年	122	環境・衛生	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	下水道法 社会資本整備 総合交付金交付 要綱	水質改善を目的とした普及促進事業の採択	公共用水域の水質を保全し水質改善の一環として公共下水道を整備しているが、小規模な宅地開発に伴う10坪未満の家が密集した個人所有の道沿い(私道)から排出されるBOD(主に単独浄化槽)が水質を悪化させる大きな原因となっている。そこで、水質改善の普及促進事業として、汚濁物質を排出している浄化槽利用者を下水道利用者に転換し、水質改善に努めるよう私道への下水道整備事業を推進するため、社会資本整備総合交付金の効果促進事業として認めていただきたい。	【支障事例】 松山市の水洗化率は約92%であるが、いまだ、下水道供用開始区域内には下水道処理人口の8%に当たる浄化槽利用者が残っている。しかし、この8%浄化槽利用者から、公共用水域に排出される目的のBOD総排出量は約60t/日ものばり、わずか8%の人口で、残りの92%の下水道利用者が排出するBOD総排出量の2.5倍程度を排出し水質悪化の大きな要因となっている。 【必要性】 そこで、最も効率的に汚水処理できる下水道処理場の機能を効果的に利用できるよう、この部分を下水道に転換することが必要となっている。 【懸念の解消策】 全国平均で下水道処理人口普及率が70%を超える中、本市は60%代であり、未普及地域への整備を積極的に進めている。 そのような状況の中、整備済み地域の私道整備を住民の要望に応え市費(下水道法では自ら排水設備を設置しなければならないが住民の金銭的負担が大きいことから、条件を付して市で整備している。(建設者連達))で行っているが、公共用水域の水質改善を効果的に進行するには、浄化槽利用者の多くが居住している私道沿線の整備を積極的に行いたい。水質改善を目的とする私道の整備を効果促進事業に採択していただきたい。(基幹事業は処理場) 【定量的指標】 定量的指標としては、10年で浄化槽からの公共用水域に排出される1日総排出量を25%、20年で50%と半減させるとしたい。	
27年	238	土木・建築	都道府県	徳島県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 附属第 II編 砂防設備等緊 急改築事業(ロ ー8-(2) 4-(3)-5) 通常砂防事業 (イ4-(1))	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「砂防設備等緊急改築事業」における管理型堰堤への転換を事業の対象とする。(予算増設のものも目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位を付けて事業実施出来るようにすることを目的とする。)	【提案の概要】 「防災・安全交付金」の要件を緩和し、地域の判断により「砂防設備等緊急改築事業」における管理型堰堤への転換を事業の対象とする。 【制度改正の必要性・支障事例】 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の運用では、嵩上げや管理型堰堤への転換等、土砂整備率が変更となる工事は認められていない。一方、通常砂防事業で実施する場合の事業採択基準では、1件当たり事業費1億円以上かつ相当規模以上の公共施設や人家50戸以上の保護等が必要であり、基準を高たすことが難しい。 緊急改築と併せて除石を行い管理型堰堤へ転換することにより、施設の設定と土砂整備上の安全を図ることが出来る。 例えば、昭和52年以前の技術基準により設計されたある堰堤に対し、土石流を考慮した現行基準に改築すると同時に堰堤高を0.5m嵩上げし、スリット部を設けた透透型堰堤に転換することにより事業費3%程度の増加で、整備率を18%から58.9%に改善する事ができる。 過去に地方整備局より「整備率の改善を図るならば、緊急改築ではなく、通常砂防事業である」との見解を受けているが、土砂災害から地域住民の安全を確保することは急務であり、緊急改築においても整備率の改善を図ることが出来るよう運用の改善を要請する。 整備率が不足している深沢内に対して、深沢内に新規に設置する堰堤がない場合もあり、既存の不透過型非管理型堰堤を総計画を立てた上で除石し、管理型堰堤に転換することが可能となれば、既存堰堤の有効活用しながら整備率を改善することにより、土砂災害に対し地域の安全の向上を図ることが出来る。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	311	土木・建築	町	熊取町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱	社会資本整備総合交付金に係る補助条件の見直し及び手続書類の簡素化	社会資本整備総合交付金において長寿命化支援制度を活用した補助事業を行うためには、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき「長寿命化対策」に点検・調査、計画策定には多大な時間及び費用を要し、本町においては業務が困難な状況であり、下水道施設長寿命化の推進に支障を来している。よって人口5万人未満の団体では計画書作成を必要とせず、耐用年数経過等の一定条件を満たせば補助採択と新たな基準の作成など、補助条件の見直しや手続書類の簡素化を提案するものです。	【支障事例】 ・H26年度本町職員にて実施したマンホール鉄蓋の長寿命化計画策定では、本町が管理しているマンホール鉄蓋が約9500箇所あり、全てを調査することは費用面や期間も膨大となることから、交通量の多い幹線道路にあるマンホール鉄蓋を重点的に1730箇所の長寿命化計画を策定しました。 ・箇所を絞り点検・調査をしたが、1班3～4名(蓋開閉作業係、記録係、交通処理係)の職員で約4ヶ月間、テ-9整理・計画書の作成に2名の職員で4ヶ月間、全体で8ヶ月要し、多大な業務負担となった。(業務委託した場合の見積費用は約7百万円) 【現状】 ・マンホール鉄蓋においては町職員にて対応したが、下水道施設は管渠・人孔・取付管等もあり、これらの長寿命化を推進していくには小規模団体である本町に別のは莫大な期間及び費用が必要であり、持続困難な状況であるため、点検・調査を不要とし、別の基準を設定されたい。 【参考事例】 ・老朽管更新事業(水道事業) 補助採択条件 ・地震対策等地域(東南海・南海地震防災対策推進地域) ・給水人口が5万人未満の水道事業者 ※上記事項に該当しているため、補助採択に関する複雑な事務が不要となる	
27年	113	運輸・交通	都道府県	愛媛県 徳島県 香川県 高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 ほか	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。 地域間幹線系統(国庫補助路線)を運行する車両の更新に関して、現行制度は、5カ年の減価償却費及びその金利相当額を補助するものとなっているが、事務作業の効率化や行政負担の軽減の観点から、車両購入時における一括補助とすべき。 ＜現行制度での支障事例＞ ①購入車両における5年間の減価償却費に対する補助となっているため、5年間にわたって煩雑な補助申請手続き等の事務作業が発生している。 ②5年分のリース・割賦払いに関する金利相当額も補助する制度になっているため、より多くの行政負担が発生している。 【参考】 《公有民営方式について》上記の要望に対し、公有民営方式による制度で初期投資の負担軽減が可能であるとされた。しかしながら、地方公共団体が、物品を相当の対価を償還することなく買受することは、地方自治法上の制約があり(第237条)。また、実際に、車両購入に当たっては、車両購入価格や公平性の観点から判断することとなるが、その一方で、各事業者においては、効率化や費用削減の観点から、車体や色、デザイン、仕様等を統一するのが一般的であることから、地方自治体購入車両が事業のニーズと合わないことが想定される。 《支障事例》車体や運賃表示機等の車内機器の仕様については、各社とも車両管理上の観点から、購入先(メーカー)を統一していることが多く、これにより、部品交換やメンテナンスにおける効率化や経費削減等を図っているが、地方自治体による車両が事業者の使用する車両と統一されない場合には、逆に事業者の経理経費の増大となる。なお、購入後の管理費等については既に事業者側の負担とせず地方自治体の費用負担とした場合、維持管理費については何らの補助制度もないため、地方自治体の歳出経費が増大するのみである。		
27年	198	消防・防災・安全	指定都市	相模原市	防衛省	B 地方に対する規制緩和	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第12条第13項	民生安定助成事業の補助対象の見直し	民生安定助成事業の補助対象に自治会集会所の新設を含めること	【現在の制度】 民生安定施設の助成事業に係る補助事業等計画書の審査について(防地周第16398号 通達)は、民生安定施設の助成事業のうち、施設整備助成事業(新たな施設の整備に対する助成事業)につき、一般住民の学習、保育、休業又は集会の用に供するための施設については、助成対象を体育館、(自治体が所有する)コミュニティ供用施設、児童館、水泳プール及び保育用施設に限っており、自治会が所有する自治会集会所への助成を除外している(防音工事のみが助成の対象)。 【支障事例】 従って、自治会集会所を新設する場合には本制度を利用することができず、本市においてはやむを得ず、再編交付金制度を利用して自治会集会所の新設について自治会に対する補助を行ってきた。しかし、同制度に基づく助成は平成28年度をもって終了となり、将来的には自治会集会所の新設に対する助成が無くなってしまふ。 【制度改革の必要性】 自治会集会所は地域コミュニティの中核を担う組織である自治会の本拠となる施設であり、自治会が地域コミュニティ活動を実施し、以上で不可欠なものである。 本市においては、防衛施設の近隣自治会において自治会集会所の新設について希望があるため、民生安定助成事業の補助対象に自治会集会所の新設を含めることを求める。	
27年	40	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	対象外	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項24・25・26・27	学校施設環境改善交付金事業(社会体育施設)に係る対象事業の要件緩和	社会体育施設(地域スポーツセンター等)について、新設・改修に限らず、改修も対象事業とするよう要件を緩和する。	【制度改革の必要性】 社会体育施設(地域スポーツセンター等)の新設・改修を対象とした学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、対象事業となり得るのは、施設の新設・改修に限られており、老朽化の著しい部分の復旧を目的とした改修は対象となっていない。 地方では、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっており、こうした改修も対象事業とするよう学校施設環境改善交付金交付要綱を緩和することが必要である。 【支障事例】 県内自治体において、本交付金事業の活用を検討したが、既存の社会体育施設を改修することによる老朽化対策は対象外であるため、活用を断念した事例があった。 また、施設を改修する場合は、既存の社会体育施設を建て直すこととなるため、工事期間中は住民が施設を利用できないこととなり、その期間長期にわたってしまうため、住民サービスの維持の観点からも改修による老朽化対策は効果的である。	【対象外】

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	59	雇用・労働	都道府県	埼玉県	厚生労働省	対象外		「紹介予定派遣活用型正社員応援事業(通称:若者キャリア応援制度)」に関する事務・権限を都道府県へ移譲する	厚生労働省が行っている「紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度)」に関する事務・権限を都道府県へ移譲する。	【制度改正の必要性】 この事業は若者の正規雇用を支援するため研修と「紹介予定派遣」制度を組み合わせて期間満了後の正社員就職を目的とする事業であるが、平成26年度中に事業実施業者を選定し、平成29年3月末まで事業が実施されることとなっている。 県では以前から若者の就業支援を実施しており、国と同様に正社員就職を支援する事業(わかもの仕事チャレンジ事業)を実施している。このため、県で一体的に事業を実施した方が効率的であり、若者にとっても選択の幅が広がりマッチングしやすくなる。 そこで、「紹介予定派遣活用型正社員応援」事業実施要領を改正して都道府県に事務・権限を移譲し、都道府県から民間事業者へ補助する制度とすべきである。 【支障事例】 本事業は地域ブロック単位で実施されており、本県が含まれる関東ブロックでは、事業を実施する認定事業者や派遣先企業が東京都内に集中している。このため、都内へのアクセス至便な県南居住者は本事業に参加することができ、県「わかもの仕事チャレンジ事業」と統合している。国と県の事業でそれぞれ紹介している派遣先企業の数は限られるため、若者の選択の幅が狭くなっているが、県の事業に一体化すれば、紹介できる派遣先企業が増え、選択肢が広がりマッチングがしやすくなる。 また、派遣先企業の多くが都内から選定されており、県内中小企業は本事業を活用した人材確保を行うことができないが、県の事業になれば派遣先企業となって人材確保を進めることができる。	【対象外】
27年	135	その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方自治法第14条	条例制定権の抜本的な拡大	個別法令・個別条項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を保障する。	【制度改正の必要性】 これまでの義務付け・枠付けの見直しは、対象項目の選定や「従うべき基準」の存在など、国主導の下で進められ、地方の意欲や工夫が十分反映できないため、地域の実情に応じた制度設計が行えるよう、抜本的かつ包括的に条例に委任できる仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 個別法令・個別条項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を保障すること。特に法律の規定(例:包括委任規定)を根拠として政省令等で義務付け・枠付けをしているものについては、条例委任すること。 【支障事例】 今の法令解釈では、民意を受けた地方議会で定められた条例よりも官憲立法である政省令が優先されてしまうこととなっているため、法律から委任を受けた政省令の詳細が判明してからでない、実務上、条例改正ができない。例えば、第4次一括法時の厚生労働省の対応(施行日直前の政省令公布)や消費者庁の対応(年度末直前の政省令公布)をされると、議会提案の時期など、計画的な管理執行に支障を生じた。	【対象外】
27年	136	その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方財政法第3条、第5条の3、第5条の4	地方債制度の見直し	地方公共団体において成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度を創設する。	【制度改正の必要性】 現在の地方債制度は、地方財政法により対象事業が建設事業等に限定されるなど、使途に制限がある。また、地方債が正しく使用されているが重視されており、施策目的達成のために有効かといった観点での制度になっていない。 【制度改正の内容】 地方債の使途はなくなり、効果を重視した制度への転換を図り、地方自治体において成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度に転換すべき。	【対象外】
27年	139	教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省・厚生労働省	対象外	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)第1条第四号 大学設置基準(昭和31年文部科学省第28号)別表第1 口	医学部新設等医師養成に関する規制緩和	医学部の新設・定員については、国が基準を定めているが、各大学が、地域の実情に応じて医師養成数を増やせるようにする。	【制度改正の必要性】 本県の平成24年末現在における人口10万人当たり医師数は195.1人で、全国平均(237.8人)と比較し約43人少ない全国第42位となっており、全国との格差は広がる傾向にあるなど、医師の絶対不足が深刻。 医療の高度化や専門化等により、外科、産科・産婦人科、麻酔科などの人口10万人当たり医師数は、それぞれ全国順位第46位、第43位、第41位と特定診療科の医師が不足しており、救急医療や出産などへの影響が懸念。 本県の人口当たり医師数が少ない原因は、医師養成機関である新潟大学医学部定員が人口に比べて大幅に少ないことが主な要因と考えられている。 【支障事例】 現在高等専門学校の設置については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)により、認可に係る審査の対象外となっている。 医学部定員についても、H20以降臨時的に増員が図られているものの、大学設置基準(昭和31年文部科学省第28号)により、現在140人が上限となっている。 【制度改正の内容】 こうした規制を廃止又は緩和し、地域の実情に応じて医師養成数の増を可能とすることが必要である。	【対象外】
27年	140	環境・衛生	都道府県	新潟県	環境省・経済産業省(資源エネルギー庁)	対象外	環境影響評価法 環境影響評価法施行令	再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮	再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。	【制度改正の必要性】 平成24年10月から風力発電が環境アセスメントの対象となり、平成25年4月から配電書手続が導入され、環境アセスメントの手続に3~4年程度の期間を要すること等が、風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大の障壁となっている。 【制度改正の内容】 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。 【国の施策との関連】 国(資源エネルギー庁)では、平成26年度から「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を実施し、環境アセスメントの手続期間の半減のための実証事業に取り組んでいる。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	151	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	対象外		肉用牛経営安定 対策補完事業のう ち、地域における 肉用牛生産基盤 強化等対策事業 〔中核的担い手 育成増頭推進 (1)奨励 金交付対象者 の補助要件の緩和	畜産農家に対して、繁殖雌牛の増頭実績に応じて奨励金を交付する際の「事業実施前年度に増頭又は維持」という要件を廃止する。	【制度改正の必要性】 肉用牛経営安定対策補完事業(Aic事業)のうち、地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業(中核的担い手育成増頭推進)は、繁殖雌牛の増頭計画を有し、事業実施前年度に繁殖雌牛を増頭又は維持した者に対し、事業実施年度の増頭実績に応じて奨励金を交付する事業である。全国的に、繁殖雌牛の飼養頭数が減少傾向にあるため、増頭対策に取り組む必要があるが、本事業においては、「事業実施前年度に増頭又は維持」という要件のため、一時的に特別な理由(繁殖障害等)により繁殖雌牛が減少した場合に支援の対象とならない。 【具体的な支障事例】 本県の支障事例として、生産基盤が弱体化する中で、事業要件のハードルが高いため、増頭意欲があっても本事業を活用した増頭につながっておらず、生産者から要件緩和を求める声がある。	【対象外】
27年	170	土木・建築	都道府県	石川県	国土交通省	対象外	社会資本整備 総合交付金交付 要綱附属第五 編 「特定構造物改 築事業」	河川管理施設長 寿命化対策(特定 構造物改築事業) の制度拡充につ いて	水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事について、4億円以上の事業費要件を撤廃する。	<現行制度> 社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業は、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。 <支障事例・制度改正の必要性> 石川県では、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設あるが、事業費の大半が2億円未満であるため、交付金を活用し、地域の実情に応じた長寿命化対策を講じられない(21施設のうち16施設が交付対象外)。 <提案内容> 「交付金の使途」の自由度を高め、地域の実情に応じ、適切な維持管理・更新を目的とした長寿命化対策を効果的・効率的に進めることができるよう事業費要件の撤廃を提案する(予算の増額を求めるものではない)。昨年度、本県は「事業費の多寡に関わらず、地域の実情に応じて、効果的・効率的に長寿命化対策を進めることができるよう事業費要件の撤廃」を提案したが、国土交通省からは、三位一体改革(H15.6.27閣議決定)の方針に則り、「補助金については、補助対象を大規模なものに限定するとともに、小規模なものは順次廃止・縮減してきたことから、対応できない」と回答された。 <再提案する理由>三位一体改革では、国庫補助負担金は、補助対象を大規模なものに限定するとともに、小規模なものは順次廃止・縮減していくことで、国の間与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、地方の自由度を高めるとされた。税源移譲の次善の策として、国庫補助負担金の交付金化が実施されており、交付金については、地方公共団体にとって自由度が高く、使い勝手良く、地方が必要とする事業の執行に支障が生じないものであるべきと認識している。なお、長寿命化対策に対する交付金において、道路、公園、港湾では事業費要件が設定されておらず、同じ交付金の中でバランスに欠けている。	【対象外】
27年	240	教育・文化	都道府県	徳島県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 京都市	文部科学省	対象外	義務教育諸学 校等の施設費 の国庫負担等 に関する法律第 12条第2項 学校施設環境 改善交付金交 付要綱第2第2 項及び別表1	学校施設の長寿 命化対策に係る支 援制度の充実	長寿命化改良事業について、1校当たり7,000万円以上の事業費要件を撤廃する。	【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。 【支障事例】 長寿命化改良事業は、1校当たり7,000万円(小規模校は1,000万円)以上の全面的改修が要件であるため、計画的に改修する部分的な工事が対象となっていない。このため、現行の制度は、財政状況の厳しい中、より低コストな手法で計画的に長寿命化を進めていきたい自治体にとって、活用が困難なものとなっている。 【制度改正の必要性】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されており、計画的な長寿命化対策を強力に推進するため、財源の確保が必要である。 【懸念の解消策】 長寿命化改良事業において、事業費の制限を撤廃すること。	【対象外】